The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	近代日本のナショナリズム
Author(s)	常木, 淳
Citation	大阪大学経済学. 2018, 68(1), p. 1-115
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/70009
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

近代日本のナショナリズム*

常　木　　淳†

要　約

明治維新以降の日本におけるナショナリズムの発展過程を，政治制度の変化，経済発展過程との関係に着目しながら展望する。近世日本における原型的なナショナリズムとしての「国体」論を近代西欧的な自由主義，民主主義の理念と整合的に理解しようとすることが明治期のナショナリズムの思想的主題であり，それを立憲君主主義の形式に沿って体系化したものが明治憲法であった。しかし，「個の自由」と「法の支配」に対する理解が定着しなかったことから，その後の日本のナショナリズムは経済的集産主義と対外的拡張主義へ変質し，1930 年代に軍国主義へと帰着した。敗戦後，軍国主義は解体されたが，そこで提示された戦後民主主義的知識人による国家像（ナショナリズム）は，「個の自由」よりも国民的自己決定を優先する性格のものであったために，極めてあいまいな性格を否むことができず，最終的に保守政権の提示した対米協調主義に基づく福祉国家政策路線に対抗することができないまま，思想的・政治的混乱の原因としかなり得なかった。

序論 ―ナショナリズムとは何か？

本稿の課題は，近代日本におけるナショナリズムのあり方を，その歴史的な展開の過程と，他国におけるナショナリズムの特性との対比とを含めて，その全像を可能な限り明らかにしようとするところにある。しかしながら，ここで直面する最初の困難として，筆者は，ナショナリズム一般に関する多くの議論の混乱が，元々の概念自体についての正確な定義から議論が出発していないことに拠っているように思われる。そこでこの序論においては，ナショナリズムの概念に関する一般的な検討を行い，筆者なりのナショナリズムの定義とその性格について論じておきたい。

議論の端緒として，今日既にナショナリズム論に関する古典の地位を確立したベネディクト・アンダーソンの名著（Anderson（1991））が提起しているナショナリズムに関する三つのパラドックスに基づいて，社会現象としてのナショナリズムの特異な性格を筆者なりに掘り下げてみたい。この逆説をアンダーソンは，以下のようにまとめている（同前，p.5）。(1) 歴史家の客観的視点からは，ネーション（国民）は優れて近代的な現象と映るにも関わらず，ナショナリストの主観的な視点からは，「古い」（前近代的な）ものに映る。(2) 社会文化的概念としてのナショナリティ（国民的帰属）は優れて普遍的な性格を持つにも関わらず，その具

* 本稿を執筆するにあたり，阿部武司先生より初稿に関する詳細なコメントをいただき，内容を大幅に改善することができた。また，本稿に関して，2017 年 11 月 29 日の大阪大学経済史経営史研究会において発表する機会を得ることができ，ばん沢歩先生をはじめ，参加された大阪大学経済学研究科歴史系教官並びに大学院生の皆様から貴重なコメントをいただくことができた。以上，心より感謝申し上げたい。当然ながら，残された誤りはすべて筆者自身に帰するものである。

† 大阪大学社会経済研究所教授

体的な自覚においては徹底して特殊的個性を持つ。(3) ナショナリズムは政治的に強力な力を持つにも関わらず，思想的には程度が低く，しばしば矛盾とでたらめに満ちている。まず，以上の三つの論点に関する筆者なりの回答を模索する中から，筆者なりのナショナリズムに関する定義へとたどり着くことを試みたい。

まず筆者は，上記（1）のパラドックス，ネーションとかナショナリティ，また，ナショナリズムが不可避に有する近代と前近代との二重的性格，という点に着目したい。近代社会それ自体が，簡単に定義できるものではないが，ここで細部の詰めを省略して，その理想形を定義することとして，「基本的人権に関わる「法の下における平等」を保障された国民を主権者として，彼らの自発的意思に基づいて形成された国民国家から構成されている社会」としておきたい。すると，ここでネーションの有する近代性と前近代性との二重性とは，もう少しよく知られた表現で言えば，ネーション（国民）とステート（国家）との二重性に関わっており，従って，ナショナリズムの二重性もまた，この国民国家（ネーション・ステート）の二重性に強く関連することが予想できる。そこでまず，ネーションを括弧に入れて，ステートとは何かを検討するところから始めたい。

筆者の理解によれば，ステートとは，近代国家の機能的側面としての政府組織と法制度とを意味する。その機能とは，主権者たる国民のうちから彼らの代理人（の集合）として選出された政府が法を制定して，これを対内的，対外的に執行することにあり，その目的は，当該国家に帰属する国民の権利を守り彼らの福利を向上させることにある。このように見ると，ステートとは完全に近代的なものであるが，その周辺部は，国民国家の形態をとりつつ，前近代に向かって曖昧なままに開口していることがわかる。なぜなら，もしもステートが自らの近代性を貫徹するものとすれば，そのステートのメンバーとなるか否かの選択も，また，そのステートがどのような領域を自国として同定するのかも，主権者たる人民の自由な選択に基づいて決する必要があるだろう。にもかかわらず，現実の近代国際社会には複数の国民国家が存在して，いかなる国民も個人的自由に基づいて自己の国籍を自由に選ぶことはできない。そして各国は，それぞれ自国の国益をめぐって周辺諸国との軍事的・外交的なせめぎあいを繰り広げており，状況次第では（本来は主権者であるはずの）国民は，それらの国家間紛争の最前線へと（半）強制的に送り込まれる。これらの意味において，全ての近代的個人は，国家という共同体から自立して，これを自己決定と自己選択の対象とする自由な近代的主体として全面的に振舞うことができず，自ら好むと好まざるとに関わらず，少なくとも一定程度において国家という共同体の一員あるいは一環たるように規定され，運命づけられた存在なのである。

それは，現在の国民国家体制が近代社会として未完成あるいは完成途上の状態であること，もしくは国民国家体制が，近代が本来理想とした自由な個人からなる平和で平等な社会の構築という課題の実現に失敗したことを暗示しているかに見える。かつてのマルクス主義や近年有力になりつつある「ポスト国民国家論」は，この立場に立っているものと思われる。しかし，そもそもかかる近代の理想とは，それほど短時日のうちに実現可能なものであろうか。完全に自由，平等，かつ平和な社会を作ろうと思えば，国家を構成する複数の個人にとって，これらの目的を実現するための合意可能なルールあるいは制度が必要であるが，果たしてそんな便利なルールが存在するであろうか。そして，もしも，そのような公的な制度の存在が，すべからく国家権力の暴力的な行使に基づく個の自由の抑圧であると解するならば，何の抑圧もない誰もが自由な社会とは，詮ずる所においてアナーキーな状態であり，それは理想社会とはほ

ど遠い「万人の万人に対する闘争」に帰着するだけではないだろうか。あるいはその反対に，完全に平等な社会とは，個人の自由が徹底的に抑圧された管理的社会主義に基づく恐怖政治に過ぎないのではないか。

もちろん，この議論に対しては，国民国家批判の観点からの次のような反論が予測される。確かに，国家権力による抑圧を伴わない完全に自由かつ平等な社会とは，歴史の現時点においては現実的とは言えない理想論であるかもしれない。しかし，その指摘は，なぜ国民国家が正当なのか，という問いに対する回答になっていないのではないか，とりわけ，国家に起因する侵略戦争，社会的・民族的差別，経済的不平等などの問題を何ら解決できていないではないか，という批判である。だが，ここでの本来の問題は，空想的な理想を語ることではなく，実現可能な代替案の中で相対的に最も望ましいものを提示することにある。すると，彼らの提示する制度的代替案のうちで，その現実性と望ましさにおいて国民国家に勝るものがあるであろうか。

近代以降において実現された政体としては，最も標準的な立憲民主主義政体と独裁ないし寡頭的な非民主政体，管理的社会主義政体を挙げることができるが，いずれも現実には国民国家体制を前提としている。特に社会主義は，その本来の趣旨においては国民国家を揚棄することを試みたにもかかわらず，現実にはきわめて抑圧的な国家体制を構築し，それを民族主義的な国民イデオロギーによって補完しているのが現状である。そうなると，反国民国家体制を提唱する論者が，（近代以降において現実に実行された試しはないが）仮説的にもせよ構想し得る政体として唯一可能なものはアナーキズムであると思われる。しかし，すでに指摘したように，その現実的帰結は極めて悲惨な，明らかに実効性を伴わないものであると考えられる。この経験的事実をもとに，まず筆者は，いかなる体制であれ実現可能性のある国家形態は国民国家を前提とするものであり，そのいずれもが，おそらくは（そのうちの最悪のものであったとしても）アナーキーよりはましなものであると予想する。厳密な論証をすることは筆者の能力を超えるが，筆者の予想を裏書きする根拠を述べてみたい。

個人が自らの自由，富裕，平和，平等などの目的を達するためには，各人がこれらの目的を求めて自由に振舞っていれば，それらの目的を実現しうるものではない。もしも公的な統治がなければ，各人がこれらの果実を手にするために，互いの絶えざる闘争，すなわちホッブズのいわゆる「万人の万人に対する闘争」を生み出し，その帰結は，人々の自由の領域の縮減，富の膨大な損耗と絶えざる戦争の危険に対する直面を意味するであろう。このアポリアから離脱するために，たとえ抑圧的であっても国家という統治機構と法制度とを確立しなければならない。暴力機構の集中によって治安を安定させ，長期的に安定的な所有権の保障と契約の履行強制を実効的にすることで個人の自由を守り，経済の発展と富の確保を図り，更には生産された富の分配を平等化することによって，個人の基盤的な実質的自由を担保することも必要となる。他方において，これらの目的を効果的に実現しうるのは，世界全体が一つの国家として統一された状態ではないだろう。いかなる国家も，世界全体を統治できるほどの規模の経済性を持つことはできないからである。かかる大規模統治に必要となる軍事技術や情報を独占するためのコストは，いかなる統治者にとっても禁止的であり，この結果として近代的な国家からなる国際社会は，互いに独立しつつ領域化された国民国家の集合体として立ち現れざるを得ないのである。

しかしながら，現実の国民国家体制における「国民」とは，「自由，平和等の公的目的を実現するための手段としての国家という機能の意義

を受容することによって，国家による法的強制に同意した人民の集合とその居住領域」ということによって，その意味を尽きるものではない。以上の議論において取り残された最も根本的な問い－複数個人の集合体であるネーションの個性あるいは来歴とはより具体的にどういうものであり，それは近代国民国家においてなぜ重要か，もう少し短く言えば，「国民」とは何であり「国家」との間にどのような関係があるのか―いよいよ，この本来の課題に向かわなくてはならない。

これまでの考察を基にして，筆者は国民（ネーション）を，「自らの国家に対する帰属を，単なる制度的なルールに対する外的強制としてだけではなく，当該国家の掲げる理念に対する内的な合意とともに受容している個人の集合」，そして，ナショナリズムを，「個人が自らを国民として自己同定する前提として，内的に受容している理念」というように定義したい。このような定義は，一見，過度に保守反動的なものと思われるかもしれないが，筆者はそのように考えない。例えば，基本的人権とか国民主権のような標準的な憲法的理念を考えてみればわかるが，それらはすべて，ひとつのフィクション機能としては，国民的特殊性を超えた世界的普遍性を有するとしても，特定の国家体制や制度との関係においてしか具体的に実行可能な意味を持ち得ないのである。近代国家の本質は，中性国家として国家による個人の内面への関与を否定するものではないか，という反論があるかもしれないが，「国家は個人の内面に関与しない」という理念自体もまた，各国家のより具体的な制度や理念を考慮しなければ意味をなさない。仮に国家が踏み絵や拷問を強制したとしても個の内面の自由を侵すことなど不可能だ，という議論も当然可能だからである。

以上の議論における筆者の国家－国民－ナショナリズムに関する具体的なイメージをまとめてみると，まず，国家とは，国民の自由や福利のような特定の集団的目的を遂行するために形成された機能的組織であり，特定の領域と人民を対象として目的実現のための制度を強制することができる。国民とは，これら国家による制度強制に合意した人民の集合体である。ところが，ここでの制度の強制は，直接には国家によって独占された暴力装置に基づくが，それだけで国家の治安の安定と経済発展を維持することは現実には不可能である。国家による目的実現のための制度強制は，当該国家に所属する住民の国民的理念に対する合意，つまり，ナショナリズムによる補完を不可欠の前提としているのである。

そこで，次に問題となるのは，かかるナショナリズムを，（多分に政治的な偶然に基づいて）特定の領域を支配する国家に属する民衆のうちに，いかにして根付かせることができるのか，ということである。偶々その領域を支配した国家とその指導者たちが特定の理念を掲げることによって，住民に対して直ちに国家的理念を同意させることができるとは思われない。強大な武力や警察権力に訴えようと，教育やジャーナリズムを活用した徹底的な洗脳を実施しようと，それのみで速やかにして十分な効果を期待することは難しいであろう。最も有効な方法は，その政府が支配することとなった領域と，そこに居住していた住民との間に近代的国民国家形成以前から根付いていた言語，宗教，慣習法などの伝統を活用して，これを当該国家が掲げる理念と整合的な形で利用することによって，住民のうちに当該国家理念への合意（ナショナリズム）を構築すること，このようにして国民（ネーション）を創発することである。

このように「国民」と「ナショナリズム」に関する基本的視点を固定しておけば，これまでに積み残してきた付随的な疑問点を解決する糸口をも得ることができる。まず，ネーションの持つ近代性と前近代性との二重性であるが，それは，近代的国民国家が，自己の国家的統合を

強固にして国家の発展を推進することで，自らの本来の目的に資するために自らの支配領域内部における「古い」伝統を利用することによる。次に，このようなネーションの持つ来歴がなぜ重要なのか，といえば，近代的国民国家が自らに課せられた機能的目的を達する上で，その国家の制度に対する国民的な合意が不可欠であり，それは民主的な自己決定だけではもちろん，単なる暴力を背景とする強制や教育等に基づく洗脳だけでは十分に調達することが難しいことに起因する。そこで自己の国家理念を，当該領域に「古く」から存在してきた伝統的な価値規範体系と整合的に解釈することによって，住民に対して自らの国民的来歴のあり方を説明することを通じて，彼らの国民的自覚を確実なものとすることが必要となるのである。そして，このようなナショナリズムの特性を考慮するならば，ナショナリズムが優れた思想家による洗練された思索の産物ではなく，一見すると暗愚で粗雑な集団的自意識に基づいており，しかも，それらは当該社会に現実に存在した伝統ではなく，そのうちの特定部分が，まるで「福袋」から景品を取り出すようにかき集められて来た不純で雑多な寄せ集めの如くでありながら，政治的にはしばしば爆発的な力の源となって歴史を動かす理由も明らかであろう。

最後に，以上に基づいて，ナショナリズムの有する注目すべき特性を三点挙げておきたい。第一に，ナショナリズムは，国民国家という徹底して「近代的」な制度との関係で存在するという意味では，近代に随伴し従属する集団的精神現象であるが，同時にかかる国家に対して，そのための前提となる「前近代的」な慣習的価値規範の体系として，その国家理念とそれに伴う国家の行動を規定する，極めて強靭な能動性を有することである。そして第二に，ナショナリズムは，人民の間に根付いた国民的アイデンティティを示す理念を意味するが，同時に，現実に国家を機能として運営してゆくために形成された制度的構成と上記諸理念とを可能な限り整合性をもって解釈する知的体系，つまり，広義の憲法解釈学を，その不可欠の環として組み込んでいることである。第三に，以上のような意味で，この国民国家の来歴はあまりにも重要であるがために，本来「個の自由」の前提となる個人の個性と，複数個人の集合体であるネーションの個性とは全く性質の異なるものであるにもかかわらず，近代憲法において，個人の特殊性を「自由」として規範的に尊重することを前提として，その普遍的な「法の下における平等」を保障することと類比的に，この規範を複数の国民国家からなる国際社会の水準へと拡張することによって成立した近代国際社会の基本原則としての主権国家平等原則が尊重されるのである。以上の暫定的なイメージを持って，以下，近代日本のナショナリズムの歴史的経緯と国家的特性について考察してゆきたい。

第Ⅰ部：前近代的基礎

日本の近代化は幕末のペリー来航と開国によって始まり，明治維新によって確立された，というのは現在でも通説的な見方であり，筆者も，その主張自体には異論ない。しかし，日本の近代化が幕末のペリー来航に端を発する西欧文明の流入と明治維新を契機として，前代に対する革命的な変革として成し遂げられたという議論には賛同することができない。本稿は，明治維新以降の日本の近代化が，それに先立つ近世江戸時代の政治的・社会的・思想的な遺産を相続しながら，前近代との連続の上に成立したという観点を強調したい。従って，本稿の主題である近代日本におけるナショナリズムに関しても，江戸時代に形成されたその社会的・思想的な基盤を把握することが必要であると思われる。

考察の手掛かりとして，そもそも明治維新において，西欧列強と対抗する単位が「日本」で

あり，その中心が天皇でなければならなかったのはなぜか，ということを考えてみたい。これは，必ずしも自明なことではないように思われるからである。それまで実質的統治を担ってきた徳川幕府，あるいは，これに代わって政権の奪取を目指した薩長をはじめとする雄藩は，なぜ，自らが近代日本の統一的権力，あるいは現在の日本の国土を分割支配する統治主体となり得なかったのか，逆に，当時，何ら武力に基づく政治的背景を持たなかった天皇が，なぜ近代国家の中心となり得たのか，そしてそこで，日本という近代国家と古代国家の（武力とは異なる）統治理念が，中世700年の時間を超えて，どうやって一足飛びに結びつくことができた（かのように思われた）のか，といった疑問が生ずるからである。言い換えれば，西欧諸国からの外圧に直面した時，日本人は各々の政治的立場を超えて，天皇を中心とする統一政体としての日本国を形成することによって西欧諸国に対する対抗を試みたのであり，自らが近代国家の直接的な支配者として号令しようとはせず，いわんや外国政府の武力介入を利用して自らの支配力を確保しようともしなかった。もしも，700年間の政治空白のうちで，天皇の存在が統治の実質のみならず思想的，理念的にも空洞化してしまっていたならば，このような天皇の存在に対する国家全体を覆う政治的な強いコミットメントが，幕末に至って急激に生じた理由を知ることは難しいように思われる。

筆者は，この問題を解くことが，明治維新とそれが近代日本政治思想に及ぼした影響とを考える上での最大の試金石であると考えている。そのためには，天皇の政治的権力が形骸化した中世700年における天皇の国家的位置づけ，その政治思想的役割のあり方の変遷についての検討が必要であり，特に近世後期封建制としての江戸時代において，天皇の政治的地位がいかなるものであったかを見極めること，その前提として，江戸時代における政治体制と，その基礎にある経済社会構造ならびに社会規範がどのように発展し，どのような特質を示していたかを理解する必要があると思われる。この点を踏まえて，まず次項では近世日本社会の構造特性について取りまとめてみたい。

Ⅰ.1　江戸時代の社会構造

尾藤（1992，31頁以下）は，中世と近世における日本社会の根本的な変化の中心となるものが兵農分離であるとしている。近世になると武士は城下町に集められ，石高に応じた土地課税を財源とする知行を支給される公務員的立場になる。大名や将軍など，土地に対する支配権を持った権力者の場合でも，その支配は行政機構を通じた間接的なものとなり，中世の武士のような直接的な領地に対する支配とは性質の異なるものになっていった。また，兵農分離と同時に農民と商工業者との分業も進行し，後者は土地を離れて城下町や港町などに集住する体制がとられ始める。これは，当時の日本の農業生産力が，これらの社会的分業を支えるだけの高い水準に達していたことによるのだが，同じような現象を示した西欧の中世後期における社会変化とは，その帰結がかなり異なっている。西欧の中世後半においても，生産諸力の発達に対応して，中世の封建社会における領主の支配に代わって，強力な常備軍と官僚機構を備え，より広い領域に及ぶ王の支配が行われる絶対王政が成立し，商工業の分業，経済の広域化による社会的発展が進んだ。ここでの王あるいは絶対君主にあたるのが，日本においては将軍であるという解釈もできるのかもしれないが，西欧においては，これらの絶対王政を布いた諸国から構成されるヨーロッパ社会は，市民革命を通じて市民階層が主権者となる民主主義的政治形態へと転化してゆく。つまり，ヨーロッパの場合，封建制と兵農分離とが両立した時期は限定的であり，王権を法的に限定し形式化する立憲君主制，更には市民階級による国家の自己支配

としてのデモクラシーへと発展してゆくのである。

これに対して，西欧的な意味での市民の萌芽となるはずの，日本における富裕な武装農民や大阪の堺などを拠点とした都市商人の自治組織などは，市民的あるいは国民的な自立の道を選ぶのではなく，新たに再編された武士官僚機構ともいうべき幕藩体制の中に，大きな抵抗なく組み込まれていった。これは，このシステムが，当時の社会の生産力，生産技術，また軍事技術の変化に対応するものとして，人々の期待にある程度まで応えうるものであったからであるが，このシステムを構築し安定化するうえで重要な役割を果たしたのが，尾藤（1992，35頁以下）が着目する「役」もしくは，「職分」という社会規範であった。「役」というのは，同時代に確立した新たな社会的分業体制における各人の社会的な役割と，そのための責任意識とを表す二重概念であり，武士であれば武装と従軍，農民であれば石高その他に応じた納税，また，武士，農民とも，それぞれの立場に応じた広義の行政事務負担があった。そして，社会の発展とともに，商工業者の間にまで「役」の理念が浸透し，各階層の内部においても，複雑な分業とそれに対応する「役」の分化がなされていったとされる。これらは中世封建制における「御恩－奉公」関係のような当事者間の私的な権利－義務関係とは異なり，はるかに抽象化された一国全体の普遍的な分業形態と，それに伴う役割規範であったとされる。

そして，これらの役割規範は，その基底において日本社会に独特な「イエ」秩序に結びついている。尾藤（1968）によれば，日本の「イエ」は，次節に述べる中国の「家」とは異なり，直接の血縁関係よりも，血縁関係の擬制の上に立つ職能団体としての性格を濃厚に持っており，しかも，尾藤が社会学者，有賀喜左衛門の説に拠って述べるところによれば，個々の「イエ」は単独で存在するのではなく，本家－分家関係に基づいて同族団を成し，地縁関係と日常生活の共同性に基づく，より大きな「イエ」という性格を持つ。そして，更に上層の有力者との結びつきを求めて同族関係を拡大してゆき，このレヴェルになると，生活のための共同体というよりも政治的な地位保証の意味合いが強くなる。しかし，それでも「イエ」によって結びついた同族関係という擬制は存続しており，かかる重層的な同族連合の結合の頂点に，いわば総本家としての皇室が位置することによって，日本社会全体を統合する政治的組織すなわち国家が成立する[1]。このように，血縁を軸とする親族団体の力が弱く，「イエ」のような社会的最小単位であっても，その社会的，政治的な結合関係から規定され，全体としての政治社会のあり方を反映した「職分」的規制に服するところに，西欧とも中華とも異なる日本近世社会の重要な特色を見ることができる。

尾藤（1992，38頁以下）は，幕府による単なる暴力的な国家統制だけではなく「役」という社会機構と社会規範を形成することに成功したところに，徳川時代270年の平和的秩序と経済社会の着実な発展がもたらされたとしている。そして，このように「役」あるいは「職分」という社会的役割規範を同時代の秩序の中核と見るならば，将軍といえども，無制限の権力を持つとされた西欧的な絶対君主ではありえないことになる。将軍は，国家の秩序維持と対外防衛という「役」を果たしうることでのみ将軍なのであり，天皇の場合は，国家の君主としての「役」である祭礼を行うことと，それにふさわしい教養を身に着けていることが求められたのである。次節では，同様に日本の近代思想に大きな影響を与えたに相違ない江戸時代の政治思想について展望し，これが徳川期の社会の構造を如何に反映し，かつ正当化していたのかを見ることにしたい。

---

[1] 尾藤（1968），12-14頁参照。

Ⅰ.2　近世日本の政治社会思想

Ⅰ.2.1　朱子学の理念[2]

江戸時代は，中華思想と緊密に結合した儒学が，それ以前の時代よりも深く受容された時代であった。しかし，同時にそこでは，前節において指摘したような近世日本社会の独自な発展過程を背景として，当時の中華的儒学の正統であった朱子学から自立した，日本独自の儒学の目覚ましい発展が見られたことに着目する必要がある。この点をより詳しく見るためには，まず，しばしば日本的な儒学と混同して理解されがちな朱子学本来の思想的本質について理解を深める必要がある。

朱子学を日本でその後展開した儒学思想と対比する時，そこに顕著なのは，個人主義と道徳主義と言うことができる。その結果，政治の要諦たる個人と集団との関係についても，個人の内面的な精神のあり方から問題の解決を図ろうとする姿勢が顕著になる。朱子学は，社会が個人の集合であるとする認識に立っており，それゆえにこそ，個々人が正しい「道」を認識し，それを実践に移すことによって社会全体に感化を及ぼし，社会全体を正しい姿に変えてゆくことができると考えるのである。「修身・斉家・治国・平天下」という有名な標語はその表現であり，家庭，国家，ひいては世界全体の秩序と安定という政治的理想の根源は，個人の道徳的修養にあることを表わしている。

そして，このような儒教の思想的基礎には，日本と本質的に異なる親族関係の構造がある。再度，日本の「イエ」と対比された中国の「家」の特色を尾藤（1968）に依拠して述べると，[3]家族並びに宗族という血縁共同体が社会の分割不能な基本単位として強固に存在したことを挙げることができる。これらの血縁共同体は，同時に地縁や同業者団体を取り結ぶ生活共同体でもあるが，日本の「イエ」が政治的な国家社会秩序の一環という性格を持つのに対して，中国の「家」は，個人がより広い国家秩序（政官界）あるいは市民社会秩序（商工業界）へと進出する時に，彼らの自立を保護する役割をも負っていたとされる。それゆえ，「家」を支える「孝」徳は儒教において最も尊いものとされ，統治者が示すべき最高善としての「仁」徳もまた，日本儒学が最重要視した政治的徳としての「忠」ではなく，家族間の愛情と信頼を基礎とする「孝」徳を原型として成立していると考えられる[4]。

このような朱子学，あるいは儒学一般に通底する理性主義的な個人主義は，同時に優れて普遍主義的でもあった。尾藤（2014，12-16 頁）は，儒教全般の思想的特質として，民族的な差別を絶対化するのではなく，むしろ文化を普及させることによって異民族をも中華的な国際秩序の内部に包摂してゆくことこそが王道政治の理想であるため，民族的区別に基づく攘夷思想は成立し得ないこと，また，王の権威の無条件な絶対化が不可能であることを指摘している。しばしば，現代の日本人は，儒学と言えば封建社会や身分制を無条件に美化する反合理的な思想と考えがちである。確かに儒学は身分制社会を肯定するが，それを無条件に肯定するのではなく，むしろ，その合理的な根拠を究極まで追究しようとする理性主義的な学問であることを忘れてはならない。とりわけ朱子学は，その理性主義の究極的なあり方を示していた。そして，この朱子学の持つ合理主義と普遍主義とを根こそぎ転倒させたところに，近世日本儒学が生まれたといっても過言ではない。この点を踏まえて，次に我々は徳川期の日本的儒学に目を向けよう。

---

[2] 朱子学に関する以下の理解については，尾藤（1992），143-146 頁に負っている。

[3] 尾藤（1968），10-12 頁による。

[4] 前掲，15-18 頁参照。

Ⅰ.2.2 徳川期における日本的儒学思想の展開

徳川前期にあたる17世紀後半に，日本の儒学は中華的な儒学の思想伝統からの独立への気運を示し始める。その時代を代表する二人の儒学者に，山崎闇斎と山鹿素行がいる。闇斎は諸国の独立平等原則に立って華夷思想を否定する一方，華夷思想と表裏一体になっている道徳的普遍主義に対して，国家に対する帰属意識が優先することを明確に主張した。ここで闇斎は朱子学を否定したのではなく，親子の間の「孝」徳の普遍性に基づいて，君臣の間の「忠」の徳に基づく臣下の君主に対する絶対的随順こそが儒学本来の思想の表明であると主張したのだが，朱子学本来の考え方に立てば，主君と臣下，国家と国民との間には，易姓革命論で代表されるような選択可能な契約的関係を考えることが基本であり，親子関係における「孝」のような選択不可能な絶対性を想定しないことが正統的立場であったと思われる。従って，国民－国家関係について，親子関係を類推して運命的な絶対化を主張する闇斎学派の議論は，中華的な儒教，朱子学の継承ではなく，その日本的な変形と展開であると見ることができる。

これに対して山鹿素行は，同じく華夷思想を否定しつつも，そこに闇斎学派とはきわめて対照的な観点を盛り込んだ。すなわち，闇斎学派の思想は，個人の倫理的自発性を思想的な基礎とする動機論的立場に立つのに対して，素行は，現実を踏まえた客観的な視点から華夷思想に対する批判を進めるのである。素行は，日本を「本朝」，中国を「外朝」と呼んで区別し，徳治に基づく王の支配を理想としながら実際には王朝の頻繁な交代や異民族支配を受容してきた中国と対比して，日本は天皇家の「万世一系」によって国家の根本的権威が不変に留まり続け，政治の安定と軍事的優越性を維持し得たことを以て，国家として優越していることの根拠としたのである。闇斎が華夷思想を否定するについて，あくまでも国家間の平等を前提としていたのに対して，素行は，「本朝」（日本）が「外朝」（中国）を優越しているとする転倒した華夷思想への展開を図っていることとともに，その際の論拠として，道徳的優越ではなく，統治の安定という政治的リアリズムの視点を重視しているところに注目する必要がある[5]。

素行に始まる古学において，18世紀江戸中期に登場し，伊藤仁斎とともに，その最も卓越した学者であった荻生徂徠は，素行の立場を更に徹底し，儒教的な「道」の意味を朱子学におけるような普遍的な道徳的価値から切り離し，古代中国の制度を理想とする平和で安定的な政治秩序をもたらす制度こそが真の「道」であるとすることで，日本独自の政治制度としての幕藩体制の正当性を擁護した。そして，そのための思想的な原動力が朱子学におけるような道徳ではなく，為政者による天下万人の安寧に対する政治的配慮にあり，このような政治的配慮こそが儒教的な「仁」の本質であるという独特な解釈を行ったのである。ここで，徂徠にとって「道」あるいは制度としての「礼楽刑政」とは，普遍的な道徳ではないのと同時に合目的的に設計可能な統治の方法でもなく，人間が原始的な無政府状態から国家や社会の秩序を整えてゆく中から徐々に形作られていったものであり，現在もなお変化と発展のプロセスにあるものであるため，その全体は常人に容易に理解できるものではなく，ただ与えられた生活のルールとして具体的に従うべきものとされている。これら諸制度の目的は「養いて以て成す」，すなわち，人間の天性を養い育てて，これを完成に導くところにあるが，それを無理に道徳的に強いて行わせるのではなく，社会的動物としての人間各自の個性や素質に応じて，適材適所を以て社会的に有用な人材として活用することが必要とされている[6]。

---

[5] 以上の闇斎学派と山鹿素行の思想については，尾藤（2014），20–26頁に拠った。

[6] 以上の徂徠の思想については，尾藤（2014），197–

かくして，徂徠にとって理想的な社会とは，天下万人が一定の社会的ルールに従ってそれぞれの徳性，才能を実現しつつ，国家社会の全体が秩序ある分業の体系として制御された状態である。個人はこのような秩序ある国家共同体において，自己実現とともに社会秩序を維持する義務を負う。人民全てが，自らの能力や素養と与えられた社会的役割に応じて，勤労や納税，あるいは家族扶養の義務を負い，他方，統治者の側でも，将軍は，政治的能力を持って国家を統治する者としての責任を負い，天皇は日本の祭政一致の伝統に従って宗教的儀礼としての「礼楽」を執り行うことで，人民の教化と民心の安定に資する務めがある。尾藤（2014）によれば，このような徂徠の思想は，かつて丸山真男が見出したような近代西欧的合理主義の先駆者としての徂徠像とは対極的に，国家共同体たる「公」を基礎として，あくまでもそこに構成された社会的関係の内部において個人の役割や生甲斐といった「私」の意味を考えるものであり，特に，それらの共同体の社会的連関の中において，人民の具体的な統治者たる将軍と並んで，共同体の宗教的な権威としての天皇の政治的意味を積極的に評価する点から見て，徂徠こそが日本における国家主義思想の祖型であると論じている。事実，徂徠以後に日本的国家主義の中核を形成した，国学と水戸学に対する徂徠学の影響は極めて大きなものであった。本居宣長をはじめとする国学の近世日本思想における意義も極めて重要であるが，本稿では，次項において，徂徠学と国学の精神を継承しつつ，幕末期に日本的ナショナリズムの原型である「尊皇攘夷」思想と「国体」思想を確立した後期水戸学について論ずることにしたい。

203 頁に拠った。

Ⅰ.2.3　後期水戸学と「国体」思想，「尊王攘夷」思想の確立

水戸学は，徳川後期，西暦で言えば 19 世紀に入って水戸藩を中心に発展した儒学の一派であり，特に，徳川斉昭による藩政改革の指導理念となったことにより，当時，次第に行きづまりの様相を示し始めた幕藩体制改革の指針を示すものとして，藩外の武士，有識者からも注目を浴び，日本全国へ思想的影響力を及ぼすところとなった。やがて，水戸学における「尊皇攘夷」思想，並びに「国体」の観念は，幕末の政治運動や明治維新を経て，明治立憲制国家，そして，ついには，戦前昭和期における軍国主義（超国家主義）の性格をも規定する重大な意義を持つことになる。

これまでの通説では，水戸学は「大義名分論」を基礎とする朱子学の一派であるとされてきたのに対して，尾藤正英の研究は，詳細な文献学的考察に基づいて通説への根本的な反省を促した。第一に，19 世紀の後期水戸学は，前期におけるそれからの根本的な思想的変化に基づいており，そこには，江戸時代中期以降に発展した荻生徂徠の古学，本居宣長らの国学の影響が顕著に表れているとされる（尾藤（2014），245–254 頁）。また，尾藤は，いわゆる「大義名分」の概念そのものが朱子学の古典に基づくものではなく，後期水戸学における日本儒学の思想的変換を主導した藤田幽谷の理論に依拠していることを指摘している。幽谷が松平定信の求めに応じて執筆した初期の代表作である「正名論」は，論語中の「正名」の概念に基づきながらも，実際には「名分」を正す（＝正名）という読み替えを通じて「名分」を中心概念とする議論を展開していた。本来，儒学における「正名」論は，君主，臣下の別を問わず，それぞれにふさわしい道徳的「正」に従うことを求める思想であり，普遍主義的な道徳理念への随順を求めるものであったのに対して，幽谷の名分論は，君主，臣下の間の立場の差異を絶対な

ものとした上で，「分」を弁えることを第一の徳目とするものであり，いわば儒学における普遍主義と易姓革命の思想を捨象するところに成立しているのである。その上で，名分が正しく弁えられた社会として，天皇の君主としての地位が不変である日本は，徳川家をはじめとして武家が政治の実権を握った後も，敢えて天皇に対する臣下としての礼を弁えており，名分を軸とした儒教の道徳が中国以上に守られた理想的な国家であることが説かれたのである（尾藤同前，254-259 頁）。

また，幽谷は，天皇が君主としての地位を維持しているのは，天皇が徳や政治力において優れているからではないことを強調した。徳と政治力に優れているのは徳川将軍であり，それゆえ将軍家は，天皇から統治に関する一切を委任されている。しかし，祭政一致の伝統を持つ日本においては，中国の天子が天や祖先を主君の如くに祭ることで君臣の礼を示すのと同様に，将軍が実在の君主としての天皇に対する君臣の礼を自ら執ることによって身分の上下に関する秩序意識を明確化し，広く社会一般へと浸透させることができるとされる。すなわち，天皇と将軍との間の君臣関係の明確化は，身分秩序に関する道徳的教化機能を有する「名」として優れているのであり，統治の実質を保障する権力や徳といった「実」を求めるものではない。従って，朱子学においては，君臣それぞれに正しいあり方や心構えが求められるのに対して，名分論においては，上位者の特性に関わらず下位の者は忠誠を尽くす義務があり，特に最上位に位置する天皇については，権威のみが備わった存在であって具体的な統治権力を保有しないのである（尾藤同前）。

幽谷の朱子学からの思想的乖離という点において，名分論が，政治における道徳と統治秩序との峻別と，後者における身分的な上下関係の絶対性への要請という側面を示しているとすると，彼が学問と実践との一致という儒学の本来的課題から引き出したのは，学問において道徳的な思弁よりも政治的な実践に資する実学的側面を重視する，という，これも朱子学とは正反対の学問的方向性であった。水戸学は，本来，藩政改革という実践的動機から発展した学問であり，幽谷は，その立場を正面から肯定して「利用・厚生は正徳の先に在り」と説き，道徳を正しくすることよりも，生活を便利にして衣食住を充足させることを優先させる功利主義的現実主義の立場を取ったのである（尾藤同前，259 頁）。

幽谷において闡明にされた道徳と社会秩序の分離，ならびに後者に対する個人の無条件な随順という思想と，普遍道徳の確立よりも現実の個別的な政治的利益を重視する現実主義，世俗主義の側面とは，後期水戸学が闇斎学派の朱子学と徂徠をはじめとする古学から継承した重要な二側面の独特な融合を表わすものであると思われるが，この水戸学の二側面をそれぞれに完成したのは，幽谷の子，藤田東湖と，幽谷の門人の会沢正志斎であった。特に会沢正志斎の執筆した「新論」は，尊皇攘夷を目的とする政治政策的な観点から，明治期以降の近代日本における国家政策の原点となる理論を展開した。「新論」は，幕府が異国船打払令を公布した 1825 年に，ヨーロッパ諸国の日本沿岸への接近に対して防備を持たない日本国内の現状への危機意識に基づいて執筆された。この危機的状況に際して，正志斎は軍事的な防衛戦略に留まらず，国内体制の抜本的転換が必要であることを説き，このような国家全体の体制の事を「国体」と命名したのである。正志斎の言う国体とは，人間の身体の如くに国家が示すべき国家としての統一ある形態を指し，明治期以降の近代日本を支配した「国体」観念の原型をこの書中に見ることができる。

国体とは具体的には，「食を足し，兵を足し，民之を信ず」という論語の一節に基づいて，経済生活の安定，軍事の充実，国家目的に対する

民心の統一，という三者からなり，「新論」中の「国体」編は，民心統一，軍事，経済の順に，上・中・下三篇に渡って議論を展開している。三篇は，それぞれの重要性の程度に応じているので，国体の根本は民心の統一にある（尾藤同前，5頁）。そして，これらの国体は，権力者の強制ではなく国民の為政者に対する自発的な服従に基づいて調達されることが望まれており，かかる自発的な服従は，人民の心に忠・孝の道徳を浸透させることによって獲得可能であるとされて，天皇による宗教的儀礼が，このような道徳教育の要に位置づけられている。このように天皇制の意味を人民に対する教化効果の観点から評価するのは幽谷の議論の継承だが，特に海外との接触が深まってきた時代の人である正志斎は，既に鎖国政策が恒久的に可能であるとは考えていない。しかし同時に，鎖国政策の転換によって人民が海外の新奇な事物や教説に誘惑されることにより国民的意思統一が解体することへの危機感を強く自覚し，これに対する対抗上，日本の伝統としての祭政一致の本格的な復興を強く提唱したのである。

もとより，水戸学の伝統に従って，正志斎にあっても現実の統治は幕藩体制を前提とし，天皇制度の活性化を通じてその再強化を図るという趣旨は変わっていない。しかし，国家の統一性の確保が幕藩体制維持のための前提条件となることが明らかになるに及んで，攘夷か開国か，幕藩体制か近代国家かという問題は，本来の目的である国家的独立（「国体」の保存）に対する手段的位置を占める問題となり，やがて幕府による国家統治能力の限界が認識される維新直前期において，これらの水戸学における「国体」思想は，維新革命の原動力となるのみならず，維新後の明治政府による国家政策に対しても甚大な影響力を及ぼすものとなったわけである。

これまでの議論のまとめの意味も兼ねて，国体論の本質について，再度，突き詰めて要約してみるならば，「日本とは，（一切の普遍的な道徳的，宗教的価値と無関係に）天然地勢のしからしむ所，そこに属する土地と民衆からなる時間的・空間的に一体の共同体である。その目的は，（超越的価値の実現ではなく）共同体の生活を維持し，外敵から守り，その存続に努めることであり，すべての民衆が，このことを究極的価値として合意し共有している。その構成は，天皇を頂点に戴く君主とする，秩序ある社会的分業としての「役」の体系であり，その分業体系を以て，国家は，頂点にある天皇から，その委任によって実質的統治を行う将軍，大名，士族層などを経て，末端は一戸一戸の家族，ひとりひとりの民衆に至るまでが人体の如く有機的に統合されて一体化している。従って，天皇は君主ではあるが，（西欧の絶対君主のような）絶対的主権者ではなく，日本という国家共同体を主宰して，民衆の利福と国家の永続を祈願し，民心の統一に資するための宗教的存在であり，すべての民衆は，天皇の祭祀によって象徴される日本という国体の存続と繁栄のために，自己を犠牲にして応分に努める義務（＝職分）を負っている」ということになるであろう。

一読したところでは，あまりにも幼稚・素朴で深みに欠けた思想であるように見えるが，そこには，その直感に反して端倪すべからざる意味が込められている。いかなる国家の場合においても，近代的な国民国家形成にあたって最大の難関となるのは，国民と国家の範域を画定し，そこにいかなる秩序を打ち立て，その存続を可能とするか，というところにある。国体論は，最初に国家の範域及び構成員の確定の問題を，一切の超越的思弁から打ち切ってしまう。また，その目的についても，同様に世俗的・物質的な側面に限定してしまう。そして最も重要なこととして，かかる国家の存続にとって最も核となるのが，民衆がこのような国家のあり方を自発的に信任していること，つまり国民が創

発されていることにあるとする。これは，単純に，近代日本に残存してきた前近代的遺制の原型であるなどと言って片づけられるものではない。それどころか，近代市民社会と国民国家が基本的人権，国民主権というフィクション（建前）を取り払った時に現れるなりふり構わぬ実体（本音）を，有無を言わせない説得力を以て語った近代的国家思想そのものではないか。かくして幕末の時点において，日本は国体論とともに近代国家に向けての思想的スプリング・ボードを獲得したのである。しかし，このような形で近代国民国家への思想的道筋をつけたことが日本という国家に特殊な現象であったことは，もちろん否定できない。節を改めて，これとは異なる思想的理路をたどりながら近代国民国家への経路を歩んだ西欧の場合を，日本と比較しながら論じてみたい。

Ⅰ.3　西欧と日本における近代化の比較考察

これまで，近世日本思想の特性について主に朱子学と対比しつつ検討してきたが，両者の対立点として，朱子学が一貫して国際的な普遍性を前提とした個人主義的道徳主義をとるのに対して，日本思想は，自国に対する絶対的な献身義務観念と，国家目的として自国の繁栄と国民の福利とを追求する世俗的合理性を持つ，という二点を挙げることができるものと思われる。本節では日本の近世政治思想と，それに規定された日本の近代思想の関係について筆者自身の立場に即して議論を進めるとともに，日本独自の近世思想に規定された日本近代思想の特性が，西欧近代思想と，どの点において共通性を持ち，どの点において異質であるかを検討したい。

尾藤（2014，220-221 頁）によれば，社会の近代化には（必ずしも並行するとは限らない）二つの側面があるとされる。すなわち，第一は，高度な社会的分業の展開を通じて生産と生活の能率化を図るという側面であり，要するに経済システムの発達である。第二は，個人主義，自由主義，民主主義といった政治理念であり，その根底には基本的人権の理念があるとされる。そして，西欧においては，この二つの側面が並行して発展していったのに対して，日本においては，荻生徂徠が第一の世俗的現実主義の側面を重視する一方において個人主義を厳しく否定したことに代表されるように，二つの思想的方向性は両立し得なかったとされる。従って，徂徠こそが日本の国家主義の祖型であるとする尾藤の立場の自然な帰結として，日本の近代化は，個人の自由や権利に対する自覚を伴わない世俗的国家主義の方向へと向かった，ということになるものと思われる。

確かに近代化には二つの側面がある。第一に，政治制度における個人の自由と人権の保障の確立，もう一つは，社会的分業の高度化に基づく経済発展である。しかし，両者は独立の現象であると言えるだろうか。日本の近代化においては，一見したところ，その二側面の間に両立し得ない齟齬が存在するように思われるが，社会科学の標準的な常識からみると，通常，両者の間には明白な相関があるとされる。それは，法の支配に基づく市民的自由の保障こそが，経済発展の原動力であると考えられているからである。市民的自由と権利が保障されるからこそ個人は努力して働き，あるいは自らの創意工夫を発揮して発明あるいは起業し，その結果として社会的分業が高度化し，創造的破壊を伴うダイナミックな経済発展が実現すると理解されているのである。つまり，市民的自由に対する権利保障は，近代化の定義の一面であるとともに，別の一面では，経済発展という近代化の世俗的側面を実現するための手段でもあるのだ。まず，このような近代化論の定石を踏まえることから，日本の近代化に特殊な性格がより具体的に見えてくるように思える。その前提として，なぜ，西欧において国家的理念としての自由主義が確立し（それによって，近代的経済

発展が生じ）たのか，あるいは，他の地域では，なぜ自由主義は国家的理念となり得なかったのか，という点を検討する必要があるであろう。

Ⅰ.3.1　近代西欧思想の特性

そもそも英米に代表される西欧先発国民国家は，いかなる理由で成立したのであろうか。中世カトリック教会の教権に基づく普遍的支配を克服して，個人の宗教的・精神的自由を担保するための国家秩序を確立することこそが，その最大の目的だったのである。当然のこととして，これらの近代国家の形成に影響を与えたボーダン，ホッブズ，ロックら，17 世紀の国家論者の主要な関心事もこの点にあった。こうして，当初は，個性的な民族国家の教権からの自立の形をとったヨーロッパの近代国家は，やがて，個人の宗教的な側面を中心とする精神的自由の保障，及び，同じく個人の自由な経済活動に必要な経済的自由の保障への要求と結びついて，国民と国家との契約関係の擬制の上に近代的な国民国家へと進化していった。

もちろん，こうして登場した西欧国民国家とその基礎となる西欧近代思想が，いつまでもそのままでいたわけではない。自由と「法の支配」が，経済発展による富裕の確保にとって不可欠の手段であることが明らかになることによってのみ，西欧における自由主義の存続が可能だったのであって，それなくして，単に精神的自由の保障ということだけで西欧の自由主義が近代全体を通じて維持できたなどということは，決してなかっただろう。とりわけ，日本が近代国家建設へと乗り出した 19 世紀後半は，西欧においても世俗化が一段と進行し，その思想的出発点である宗教的，精神的な内面性を優先する個人主義的自由主義の空洞化が進んだ時代であった。19 世紀以降に本格的に登場する功利主義，あるいはアナーキズムや社会主義，民族主義的ナショナリズムといった思想は，西欧における個人の精神的世俗化が十分に進行した後に生まれたものであり，世俗的な利福の実現手段として自由主義の意義を評価したり，逆に批判する傾向が強まってゆく。

けれども，いかに世俗化が進行しようとも，西欧思想の根幹にある個人主義的自由主義，すなわち，個人的内面と政治社会的外面との分離・峻別という根源的な精神的自由に対する要請が変わることはなかった。また，そもそも，このような意味における価値の多元性を承認するところから出発している西欧国家は，その事実自体によって，国家的価値としての自由主義を強化してゆくことができるのである。それというのも先に指摘したように，自由主義といっても，個人が自由勝手にふるまっていれば自然と自由主義社会ができるわけではない。自由主義は，常に，その背景として，自他の自由を尊重するとともに，自由の理念とそれを掲げる国家を擁護しようとする義務感が国民のうちに行き渡っていなくては維持できない。すると，イギリスやアメリカ，フランスなどの西欧近代国家は，上に述べたような立ち上げの経緯によって，個人主義的自由主義を自らの国家統合の理念として掲げており，それゆえに自らの国民的アイデンティティ，すなわちナショナリズムと，自由主義の規範理念とが不即不離に結合している。そして，その帰結として，経済発展による近代化という世俗的成功をも得ることができる点において，自らの理念の正当性についての確信を更に強めることができ，そのような理念の共有を自らの属する共同体の結合のための広範かつ強固な精神的核とすることができるのである。そこに，異なる国家伝統と社会規範を持つ非西欧諸国との大きな違いがある。

これまでに我々は，日本の近世思想を朱子学と対比して検討したが，これと，上に見た西欧近代思想の特性を合わせて考慮する時，西欧近代政治思想は，一見したところ，日本思想よりも，個人主義が徹底し主従の契約的な関係性を自覚するのみならず，易姓革命論の形で革命権

さえも肯定している儒学，朱子学の思想伝統と親和的であるようにも思われる。しかしながら儒学においては，社会を構成する諸個人が「正しい」徳を身に付けることによって国家の統治を安定させることが可能であるとする，道徳と政治との一元論が支配しており，儒学は個人主義的ではあっても自由主義的ではなかったのである。この結果，中華文明のもとでは仁徳に基づく統治の理想が優越することによって，「法の支配」に基づいて個人の内面的自由が保障された国民国家を形成することが困難になった。言い換えるならば，家族的な道徳観念を基礎とする個人としての徳の探求が本質意志としての自由であって，それを実現し得る国家制度が自由に選択されたわけである。

これに対して，西欧近代政治思想は，そもそも個人間の宗教的，経済的対立をいかに調停し解決するかを本質的な課題としており，その手段として，価値の多元性，個人の自由に対する権利の保障を，国家存立の基本的目的として組み込んでいる。この論理必然的帰結として，政治的統治を社会に関する制度的技術として内面的な道徳的価値から切離するとともに，かかる制度と法に対する随順は単なる社会的便宜に留まらない人間としての本質的義務であるとする公共的道徳理念を打ち立てることができたのである。その結果，西欧社会において，非世俗的価値とそれを志向する本質意志としての自由は個人の内面的自由の領域へと移され，それらが社会的，外面的に了解されるときには，個人の内面のみに関する選択意志としての自由として扱われるところとなった。更に，社会的価値は，これら外面上は選択的な自由に基づくものとして扱われる多元的な価値を相互調整しつつ，多様な価値ができるだけ豊かに開花するための社会的条件を制度的に整備する，という意味において世俗化するところとなったと考えられる。そして，少なくとも，社会的，公共的な領域において，自由主義と世俗的価値観とが結びつくことができた西欧近代社会は，爆発的な経済社会の発展，つまり近代化に成功した。他方において，公共的社会空間を普遍的な道徳ないし宗教規範によって統制しようとしたアジア文明においては，近代化のための不可欠の動因たる世俗的自由主義が欠落していたがゆえに社会の停滞が生じたのである。

しかし，また別の側面から見れば，西欧的な近代社会システムが成立しなかったアジア文明諸国では，近代化こそ遅滞したが，それゆえに自らの精神的同一性危機としての自己喪失は，かえって生じにくかったとも言えよう。近代化による物質的な充足，社会的格差解消などへの期待を断念することさえできれば，精神的な安定性，統合性を保つことはできたのである。それらいずれとも異なる方向を進んだところに，近代日本の特異性があったということができる。

Ⅰ.3.2 〈近代日本〉の特殊性

経済社会の進化・発展と，それに基づく市民的自由への権利要求を背景として，主権的な権力移動が戦争や革命のような闘争の形で展開し近代市民社会が確立するという見方は，少なくとも日本に関してはうまくゆかない。というのも，そもそも幕末の段階で，そのような政治的主権移動が生ずる必要があるような根底的な経済社会の変化や市民的自由に対する要求があったかどうか，極めて疑問が残るからだ。そこで，外圧の存在を導入して，西欧文明の衝撃に対するリアクションとして，西欧の技術や制度の導入による日本の急速な近代化が進んだ，と解してみても，制度や社会規範のような，極めて安定的で容易に変化することが困難な社会的構造要因が，黒船の来襲によって劇的に変化して統一的近代国家としての日本が現成したというのでは，どうも議論の飛躍があるのではないか。日本の近世から近代への移行として明治維新を考えるとき，表面上は外圧に対して抵抗す

るための劇的な政治的変化であったとしても，これら西欧の軍事的脅威や高度な文明を受容して近代国家として発展してゆくための土壌が，近世の日本社会の中に備わっていたと見る方が，ずっと自然なように思われる。

まず，政治・経済的機構の問題として見るならば，既に指摘したように，幕藩体制は封建的制度ではあっても，その中で日本の国家全体としての中央集権化が進行し，言語の統一化，交通・流通網の全国的な整備などが実現し，これらの社会インフラ整備の下において農・工・商業の間の経済的分業体系が形成されていた。その結果，近年の経済史研究の発展によって，従前の後進性仮説や二重構造仮説とは異なり，江戸時代全体を通じて日本全国的レヴェルでの市場機構と商品経済の順調な発展があり，庶民レヴェルにまで浸透した教育の高度化とともに，自由で競争的な市場メカニズムに対する民衆の理解もまた不十分ではなかったことが明らかにされてきている。その結果，これら江戸時代の多様な人的，物的，制度的蓄積が明治期以降の民間主導の経済発展の受け皿となっていったのであり，「殖産興業」による外部技術導入や官営企業が明治期の経済発展に果たした役割は限定的であったとする見解が今日では有力になりつつある[7]。

他方，近代日本の確立を政治思想の側面から支えた要因について見るならば，明治維新という革命を主導したのが江戸時代の武士階級であったことは明らかである。そして，これまでの議論が示しているように，幕末から維新の時期に，西欧列強の外圧に対抗するために天皇を中心とした国制を確立しようとする「尊王攘夷」運動の背景には，江戸時代を通じて中国から輸入された朱子学を日本的に変形することによって形成された日本儒学の展開と，その武士層への浸透という事実が極めて大きかった。これら日本儒学においては，朱子学本来の合理的な個人主義に代わって，独自の機能的な家族関係としてのイエ制度の延長上に，自らが帰属する集団に対する忠誠義務，すなわち「忠」の絶対性が強調され，その義務が向かう対象は，自己が直接仕える主君を経て，日本という国家を統治する将軍と，その上位者として日本の「国体」を象徴する天皇に最終的に帰着することが，日本儒学の幕末における到達点である後期水戸学における「国体論」のうちに理論的に確立されていった。

以上のような幕末の日本が置かれていた条件が，日本の近代化における初期条件としていかに有利なものであったかをより明確にイメージ化するには，これを他の多くのアジア・アフリカ諸国，とりわけ西欧の植民地からの独立を果たした諸国の場合と比較してみることが便宜であろう。これら諸国においては，そもそもの国境や住民が旧宗主国の都合で恣意的に設定されているために，民族的あるいは言語的な同質性が確保されていない。旧宗主国の利権と結びついた大地主などの一部の特権階級と民衆との間に莫大な経済・社会的格差が存在する結果，在来の農業生産性が低いのみならず，経済的分業は未発達に留まり，民衆は健康状態や教育水準の劣悪さのために一般的な労働力としての質が著しく低く，工業労働者としての基本的適性も不十分なために，急激な工業化政策の結果は経済発展ではなく，スラム化して犯罪の横行する都市を作りやすい。国内の部族的，宗教的，文化的な多様性を統合する求心力が弱いために社会の治安は安定せず，宗主国からの独立を果たした政治権力内部でも，多くの場合，激しい権力闘争による戦争と国家分裂の危機が潜み，政情は不安定で政府の治安維持能力も乏しい。あるいは，このような状態で無理に治安維持のための強力な集権的政治権力を形成しようとする

[7] 近世日本の経済発展について本稿で詳しく論ずることはしないが，わかりやすい展望としては，速水融・宮本又郎（1988）「概説　十七－十八世紀」，（『日本経済史 1』（岩波書店），1-84 頁）などを参照されたい。

と，今度は個人の自由や人権を徹底的に抑圧する独裁的な国家権力が形成されて，やはり，近代化と経済発展を阻害する要因となる。このような状況において，一体いかにして近代的な科学技術と政治制度を導入し近代化を進めることができるであろうか。

もちろん，日本の場合においても，ここから明治期の近代化が成功するまでには，近世の階層社会を超えて，近代における「法の下における平等」と「民衆の国民化」という二つの課題が達成される必要があり，これを裏打ちする思想においても，以上の二つの要件を充足することで，水戸学をはじめとする日本儒学を批判的に乗り越えるような展開が必要であった。このような日本における近代的政治体制と政治思想とがいかに成功し，やがていかに破綻に帰していったかを見る上で，近世日本が到達していた国家主義思想の意義を慎重に見定めることの重要性は，いくら強調してもしすぎることはないであろうが，これらの近世思想が，近代西欧思想を受容して近代日本思想として発展させていった明治の思想家たちの思想の中に，どのような形で変形されながら流入していったかを見るためには，明治日本の自由主義思想と民主主義思想に関する慎重な検証と評価が求められよう。この課題は，第Ⅱ部においてより具体的かつ詳細に取り組むこととし，以下では，そのための準備として，日本の近世思想の制約が，どのような近代日本思想の特殊性を導いたのかについての大局的な展望を与えておきたい。

日本の場合，近代化の出発点となった幕末・維新の時点において，西欧の場合のような宗教的対立や精神的価値の多元性の承認への要請は存在しなかった。経済的な利害調整すら，少なくとも幕末の段階では，「下からの革命」を求めるほどに喫緊の課題ではなかったと見るべきあろう。幕末の日本における最重要の課題は，西欧諸国の植民地主義から日本の国体と独立を守ることであり，そのための不可避な手段として国家の近代化が模索されたのである。しかしながら，これまでに指摘したように，江戸時代の政治思想は，徂徠学や後期水戸学に代表されるように，朱子学の影響による徳治主義から徐々に脱皮し，一面においては，国家による統治技術主義の色彩を濃厚にしていた。ここで，統治技術が手段であるとすると，達すべき目的は個人の内面的な精神性や道徳的完成ではなく，国家の安寧と人民の物質的な福利厚生の実現にある。ここに，西欧と日本という異なる文化が，偶然にも政治・経済・軍事などの外面的・社会的領域に関して合致しうる点があったのではないかと思われる。西欧においては，個人のより豊かな精神的完成の自由を支援するための物質的枠組みを与えるものとして政治と社会とが世俗化されたのに対して，日本においては，民を富まし幸福にすることによって国体の統一された独立と存続を図ることが政治の目的であり，かつ，その目的の実現へと献身すること（職分）のうちに，個人の本質意志としての自由が存在することが説かれていたのである。

話を分かりやすくするために，思い切って単純化して，西欧，アジア，日本の近代思想の特色を対比して図解してみよう。

概念を確認すると，個人主義的自由主義とは，個人の精神的完成に対する権利を，社会的，公共的空間のうちにではなく，個人の私的空間のうちに限って承認する思想であり[8]，世俗主義とは，国家による統治の目的を，（道徳的もしくは宗教的な）精神的完成ではなく，物質的福利の実現におく思想である。すると，図Ⅰ.1に示されているように，近代の西欧社会が個人主義的自由主義と世俗主義，その結果としての制度的自由主義を兼ね備えているのに対して，アジア文明諸国においてはその全てが欠けている，そして，日本の場合は，世俗主義が

[8] 西欧的な個人主義を，先に論じた中華的，朱子学的な個人主義的道徳主義と区別して，「個人主義的自由主義」と呼ぶことにする。

図Ⅰ.1

	西欧近代国家	アジア文明国家	日本
個人主義的自由主義	○	×	×
世俗主義	○	×	○
制度的自由主義	○	×	×／○

存在する一方で個人主義的自由主義が存在せず，制度的に自由主義的な社会であるかどうかは選択的，裁量的に決定できる（×／○とは，そういう意味である），ということになる。

重要なところなので少々くどく再確認するが，西欧文明の基盤には，あくまでも精神的価値の内面的多元性を擁護する個人主義的自由主義が存在する。それあって初めて成立する世俗主義なのである。従って，国民にとって自由主義の擁護は，いかに表面上は社会制度的な便宜に基づくように見えようとも，それが自らの精神的本質の保障と強固に結びついている以上，極めて厳しい社会的義務意識を伴う。ところが日本近世思想における世俗主義においては，民衆の世俗的な利福の実現（＝国体の維持）それ自体が目的である。そして，国家の構成員にとっては，自らが属する共同体同胞の利福実現，つまり，国体の保存のために自己犠牲的に献身することこそが，かけがえのない自己実現（＝本質意志としての自由）なのである。従って，もしも国家の独立と国体の維持のための手段として，西欧的な自由主義の制度が有用なのであれば，近世日本の思想伝統から見る時，このような西欧的社会制度としての自由主義を受け入れることは可能であるばかりか，極めて強い社会的義務感を持って受け入れられることになる。しかし，受け入れられた制度の裏側には，西欧とは異なる理念，すなわち，国家の独立，国体の維持に対して無私に献身することこそが日本人としての本質意志としての自由であるとする，西欧近代とは異なる自由概念に基づく自由と責任の意識が否応なく裏打ちされている。従って，日本人にとって，おのれの義務に対応する公共的目的は，西欧社会におけるように，各個人の精神的自由を保障するための制度的枠組みとしての近代国家を擁護することではなく，「かけがえのない共同体」としての「日本」を守ることであり，その守るべきかけがえのなさの指標は，近世日本において確立された「国体」観念に参照するものであった。

このようにして近代日本は近世的な身分制秩序を解体し，個人の自由と社会的な競争を重んずる西欧的な個人主義的自由主義に基づく制度を導入した。しかし，近世日本においては，国家社会の目的としての公共的福利と個人の義務とをつなぐ理念は，自らの「役」あるいは「職分」に対する献身なのである。そして，この理念が自らの目的と義務との予定調和を可能にしていたのは，あくまでも，島嶼国としての地勢と，徳川期二百年余に及ぶ鎖国体制の下で形成された役，職分という社会的分業形態と社会規範に規定された，近世日本における，他の封建社会と比較するならば極めて高度化，集権化された，しかしながら，なお静態的な安定性と社会的同質性を持った身分制社会秩序のもとにおいてなのである。そのように見れば，日本の近代化とは，国民的理念としての「職分」を維持しながら，時には，それを原動力とさえしながら，その基盤にある近世的な社会秩序を近代的な国家社会の分業秩序に向けて大胆に変換するプロセスであったということができるように思われる。

Ⅰ.4　近代日本におけるナショナリズムの宿命

しかし，いかに自らの国体護持という使命のためとはいえ，ただ実利だけを得る手段とし

て，国家や経済社会の制度や科学技術の部分に限定して西欧近代のシステムをインストールすることが，それほど容易なことだろうか。たとえそれが表面上巧みな世俗的成功を収めたとしても，払わされたつけは計り知れないのではないか――この問いは，本稿全体で取り組みたい課題だが，話を分かりやすくするために，最初に筆者の結論を述べてしまおう。すなわち，日本が近代化という目的に応じて支払った対価は，国民国家全体に及ぶ集団的自己喪失であり，近代日本思想とは，その自己喪失の表現であった，ということである。従って，本稿の主題である近代日本におけるナショナリズムもまた，その近世的基底からの逸脱と幻滅，次いで恣意的な急進化と復古化との循環を繰り返し，ほとんど反復強迫的とでもいうべき集団心理的現象と社会的行動を生み出し続けたのである。

近世の社会は静態的であり，各個人の身分・職階は一定している。従って，自らの職分に対して献身的に義務を果たしてゆくことは，自己の人生の意味確認とも，自己と共同体との連帯感覚とも，しっかりと結びついている。たとえ近代と比較する時，物質的な豊かさにおいて劣っているとしても，そこには，かけがえのない精神的安定感がある。これに対して，近代は独立自尊の競争社会である。絶え間ない新規技術の導入や新事業の展開，あるいは対外貿易の拡大などによって，常に失職や転職の危機と隣り合わせの生活を強いられ，仮に失業はしないまでも，多くの人の場合，自分が老いる頃には家庭や職場の環境も一変し，自分が生涯をかけて負っていた「役」を継承してくれる後継者などいないことだろう。社会の近代化は，人間に物質的な豊かさを，それも飛躍的な規模でもたらしてくれるが，その対価として近代人は，よほど幸運な人を除けば，人生の終わりに「自分の人生の意味（＝職分）は，いったいなんだったのか」と嘆くことになるのである。

そんなこと言ったって，今更，江戸時代に戻って，みんなで仲良く飢えようというのか，それに，別に淋しいのは日本人だけじゃあない，欧米人だって同じなのだ，甘ったれるのもいい加減にしろ，という声も聞こえてくるだろう。御説御尤もと言うほかはない。だが，その根幹において，日本を西欧から思想的に隔てるものがあるのではないだろうか。筆者はそれこそが，西欧的な自由主義を裏打ちしている本物の個人主義ではないかと思う。本物の個人主義は，政治も国家も究極的には個人の自己完成のために存在すると考える。それは，日本人が得てして考えがちなような，個人の恣意的な欲望を解放し拡大するための手段として政治的共同体を活用しようなどという安易な思想とは根底から異なるものだ。絶対に反証し得ない完全に理想的な人間がいる，そして，その完成された人間との対比においてはすべての人間は近似的に等距離（＝平等）にあり，従って，どれほど取るに足らない人間であってもなお，各人それぞれが自己の内面的完成に向けての探求と試行に参与するための平等な権利を持っている，と考えることこそが真の個人主義なのだ。つまり，西欧的な個人主義と，それを支える自由の概念とは，放恣や安逸とは正反対の「自己完成」という最も厳しい倫理と表裏一体をなしているのである。そして，その各人の努力をよりよく支える事こそが，個人主義を前提とする西欧の政治社会の課題である。そのことを前提として，信仰を共有する者の間における「神の前における平等」の理念は，世俗化が進んだのちにも「法の下における平等」として一貫して存続した。

翻って考える時，日本が明治維新において目的としたのは，個人としての自己完成でもなければ，そのために内面的自由を守ることでもなかった。自国の国体護持のために近代国家としての独立が必要であり，そのためにこその近代化であったのだ。そして，その「国体」とは，近世日本の社会と思想の中で確立されてきた

「全ての民が，それぞれの職分に応じて所を得る」理想的共同体の別名だった。本来，日本人にとっての個人は，あくまでも，そのような共同体の一環であり，理想社会の構築と維持に対する私心なき義務を以て，個としての自己完成への希求にさえ優先させねばならない存在なのである。しかるに日本人は，自らの国民文化を守るために，その手段として，自らの倫理的基底を解体してしまう効果を持つ個人主義的自由主義を，それ自身の本来の精神的基礎に対する自覚が不十分なままで導入してしまった。そこに自己喪失が萌さぬはずがあり得ようか。

西欧近代思想史は，近代的個人と国家との確立の歴史に一致している。ロックの思想はアメリカ憲法起草者たちに大きな影響を及ぼし，ルソーのそれはフランス革命の思想的根拠を与えた。たとえ，それらが実際には多分に偶発的に始まった運動であって，思想は後から遅れて発見されたのだとしても，それらが立憲的理念となって国民精神の骨格，つまりナショナリズムを形成したとすれば，それはまさに「れっきとした思想」に他ならないであろう。翻って日本の近代思想史とは，近代的な自我と，それを擁護するための国家の確立ではなく，むしろ国民国家規模での自己喪失に至る歴史であると筆者は推察せざるを得ない。近代西欧思想史を学ぶことは，近代西欧における個人ならびに国家観が確立する過程を学ぶことだが，近代日本思想史を学ぶことは，西欧思想に基づいて日本における近代的個人ならびに国家観を確立せんとする多岐に渡る試行が逐次解体し撤退に至る過程を学ぶことによって，日本人の本当の国家観，つまり真に日本的な意味におけるナショナリズムを陰画として炙り出す作業とならざるを得ないのだ。

しかも，知識人たちの度重なる失敗と敗退の連続的過程として存在している近代日本思想の歴史ではあるが，そのもうひとつの特徴は，西欧近代の政治思想からの強い影響によって導入された自由主義，国家主義，民族主義，民主主義，社会主義，コスモポリタニズム，平和主義，帝国主義などが日本の国家伝統との対立によって初手から拒絶され，日本独自の理念によって置き換えられたのではないところにある。世俗主義を特色とする日本の国体論においては，これらの多岐に渡る近代西欧思想の諸形態は，俗に言う思想的な右，左などとも無関係に，日本という国家単位（＝国体）と整合的である限り，多くの日本人にとって適度に受け入れられ，むしろこれこそが近代日本人が本来求めていた思想ではないかという期待さえ負託されたのである。こうして上記のような様々な思想的概念装置の大抵が，共時的に，あれこれと矛盾・対立しながらも，それぞれに近代日本の「国体」，つまり日本的ナショナリズムを暗喩する試みとして，その所を得ることができる。そして，幾度にも及ぶ政治的大変動のもとでも，それに伴う自他の恐るべき大量死，大量殺戮の現実に抗してさえも，「日本」という国民国家に特異なナショナリズムは驚くべき耐久性を示しつつ，しかし，その本質に関して不可解で不気味な謎であり続けてきた。だが，筆者はいささか先を急ぎ過ぎたようである。第Ⅱ部以降において，より具体的に，この近代日本におけるナショナリズムの歩みを追いかけてゆこう。

第Ⅱ部　明治立憲体制の確立

「狭義の明治維新」にあたる維新革命は，1868年の王政復古の大号令と五箇条の御誓文の公布を始点として，その前後数年，つまり廃藩置県もしくは長く取っても西南戦争の終結までの間（1868–1876）を指す。この政権闘争に勝利した薩長藩閥政権の中心であった，大久保利通，伊藤博文，山県有朋らは，いずれも広い意味において近代主義的な合理主義者として「富国強兵」に努めた政治家であったが，彼らは，最大のリーダーであった大久保利通を中

心として維新革命を推進し，廃藩置県，地租改正，秩禄処分などの一大国制改革を実行した。これらのいわゆる「上からの近代化」改革は，旧士族層の反乱と，これに続く大久保の暗殺に結果するが，その後も大久保が確立した藩閥政権を継承した伊藤，山県らを中心とするリーダーたちによって，集権化された政治体制の下で，経済的には自由主義的な方向からの近代化が推進されていった。

これに対して，維新を推進した薩長派の中で政権獲得闘争に敗北したグループは，最初は士族反乱の形で，次に自由民権運動の形で政権獲得に向けての再チャレンジを行った。藩閥政府と自由民権派という二つのグループは，思想的に見るならば，戦後のマルクス主義史学や戦後民主主義政治思想に言われるような，「封建的政治勢力」対「ブルジョア民主主義勢力」，あるいは「国権論」対「民権論」として対立していたわけではなく，幕末日本における思想伝統に即しつつ西欧近代の技術文明や政治的制度，理念を消化するにあたって，政策的な優先順位において対立する立場に立ちながらも，ともに当人たちの立場としては「欧化即国粋」，「国権即民権」派，つまりともに近代国民国家としての日本の発展を志向する広義の意味でのナショナリストであったということができる。

やがて両者の対立関係は1889年に公布された大日本帝国憲法の発布によって調停されて国家的統合が完成し，立憲君主政体としての日本の近代的国体が確立した。「近代化」に関する筆者の理解に従えば，日本の近代化は幕末のペリー来航から開国の時期に萌し，狭義の維新革命に基づく大胆な国制改革によって飛躍的に進展しつつも，その後の士族反乱と自由民権運動のプロセス全体を通じて深化し，大日本帝国憲法の発布によって，その政治的基盤が確立されたものと考えられる。そして，日本が社会的に近代国家としての体裁をほぼ完全に確立したのは，日清・日露戦争後の桂園時代，つまり，明治末の1905-1912年頃であろうと考えている。つまり，第Ⅱ部で扱っている時代全体が，広義の明治維新，つまり日本の政体の近代化の確立時期に対応するものと考える。

Ⅱ.1　自由主義と民主主義

日本近代思想史の具体的議論に進む前に，そのために必要となる近代国家論に関する一般的な考察をしておきたい。これまで，国民国家に関する一般的な考察をかなり詳しく行っておいたが，ここで改めて確認すべきところとして，近代国民国家が有効に機能する条件として，自由主義および民主主義（デモクラシー）が国家の理念並びに制度として国民国家の内部に組み込まれている必要がある。

マンサー・オルソンによる啓発的な論文（Olson（1993））が指摘しているように，一国の経済発展の基本は，国家による所有権保障と契約履行の長期安定的な保護にある。これは，より伝統的な表現に基づくならば国民間の「法の下における平等」であり，自由主義的な要件ということができよう。オルソンによれば，これら経済発展のための自由主義的な要件は，必ずしも民主主義を前提とする必要はない。独裁を含む非民主政体においても，これら市民的自由の保障は可能であり，民主政体以上に効果的な保障が行われる可能性も十分に存在する。しかしオルソンは，それにもかかわらず，自由主義的なシステムが民衆から信頼されて維持される可能性が最も高いのは立憲民主主義体制においてであるとしている。一般に民主主義には二通りの側面があり，その第一は，議会を基礎とする立法権の優越に基づく国民主権の原則であり，第二は，立法，行政，司法という三権の分立と相互牽制を要請する権力分立の原則であるが，このうちオルソンが着目するのは，後者の権力分立の側面である。独裁制の下では，この権力分割が行われないので，主権者としての王，リーダー，党首などが支配する行政府が

立法，司法権をも独占している。この状態でも，独裁者が賢明であれば自由主義が維持されないわけではない。自由主義がもたらす一国の経済的富裕は，最終的には税収の増加となって独裁者自身へも還元されるので，独裁者にとっても国民への自由権保障に対するインセンティヴがあるからだ。しかし独裁者は永遠に生きないし，適当な後継者を調達できるとは限らないので，長期的な富をもたらすための国民への自由権保障を破棄して，国民から短期的な富を搾取することを選択するおそれがあり，そのため，国民に対して自らの自由権保障へのコミットメントを信頼させることができなくなるのである。立憲主義の最も重要な経済的機能は，権力分立による複数権力の相互牽制，特に司法権の独立保障を通じて，国民への基本的自由権保障に対する国家のコミットメントを国民に対してより信頼可能なものとし，それによって，国民の勤労，資本蓄積等に対する経済的インセンティヴを付与するところにある。

では，このような意味での立憲民主主義が成立するためには，いかなる政治的条件が必要であろうか。既に指摘したように，その前提として国民国家が成立する必要があり，そのためには，特定の領域において，住民の間に一定の社会的統合が実現していることが条件となる。しかし反対に，この統合機能が強すぎて，しかも精神的統合の中心が具体的な統治権力と完全に一致してしまうと独裁や非民主政体に帰着し，市民の財産権の国家による収奪への怖れから，経済的停滞をもたらす可能性が高い。それを回避するためには，国家の分裂に陥らない程度に適度な権力分散が必要であり，同時に，実質的な権力装置の上位に，政治権力から中立な国民統合のための精神的な権威が存在することも極めて有効である。このような政治的に中立な国家統合のための象徴的権威が存在するならば，国家による私有財産権保障に対する国民の信認をより確かなものにすることができるとともに，国内の政治的な権力闘争によって一国の統一が崩れることはなく，国家内部の権力分割の形を取りながら複数国家への分断を抑止できるからである。

明治初期の日本においては，これらの条件が効果的に満たされていたために，近代的な自由主義国家としてのテイクオフが可能となったものと思われる。第Ⅰ部で詳しく述べたように，19 世紀の日本には統一国家としての独立を目指す国体思想，尊王攘夷思想が支配階級である武士層の間に深く浸透し，同時にその思想の持つ世俗的な功利主義的合理性のゆえに，国家の物質的な力量を高めるための近代化，欧化への志向を持つことができた。そして，中世，近世の武家支配のもとでも国家統一のための精神的権威を維持してきた天皇の存在は，維新政府内の政治対立が国家の分裂を招くことを有効に阻止して，国家の内部における立法・行政・司法などの個別権力を分有する権力分割体制を可能とし，かかる武士層代表者による連立的統治のもとに，急速な近代化政策を士族階級に対して受容させるための重要な効果を持った。しかも，天皇を精神的支柱とする明治政府は，政権内部の対立によっても外部の不平士族層との対立からも，極端に中央集権的な開発独裁的政策を維持することができず，結果として，この適度な権力分散こそが明治期における自由主義的な経済発展の制度的基盤を形成したということができる。この自由主義時代の思想的な背景を主導的に形成した最重要の思想家が，福沢諭吉に他ならない。

Ⅱ.2　福沢諭吉の登場

近代日本思想史は，その冒頭に福沢諭吉という正真正銘の巨人を持っている。例えば，明治日本の近代化は西欧的な「下からの近代化」ではなく，国家主導と官僚統制に基づく「上からの近代化」であったなどという一見するともっともらしく見える決めつけは，福沢が官僚統制

に基づく国家主義に対する徹底的な批判者でありながら，その彼が代表的な知識人として市民から幅広く尊敬され，多くの政権側の政治家に対しても強い影響力を持っていたという事実だけでも，容易に反証できるように思われる。しかし，それだけに福沢に対する後世の評価もまた多岐に渡り，近代民主主義の先駆者というものから保守的国家主義者というものまで幅広く，かつ，それらの思想が生涯一貫していたとする見方から，時代に応じて大きな変節や転向があったとするものまで実に様々である。筆者は，福沢が矛盾した議論を展開したとか，時流に応じてどんどん転向していったとは思わないが，そのような多様な評価が存在すること自体が，福沢の思想家としての幅の広さ，思索の深さ，そして絶えず現実に直面するリアリズムの厳しさを示す一つの証左なのであろうと考えている。本稿は福沢に関する詳細かつ包括的な展望を試みるものではなく，主題である近代日本におけるナショナリズムという視点に即して，福沢思想の位置づけを考察することを試みたい。

筆者は，西欧的近代主義者として儒学思想をほとんど全否定した福沢においても，徳川末期に確立された「国体」観念は重要な意味を持っていたと思う。しかし，彼はもちろん水戸学における国体論をそのまま継承したわけではなく，そこに西欧近代的な自由主義思想を導入することによって，極めて新しい彼独自の国体論を構築し，日本独自の近代的ナショナリズムの理論的な基礎を確立したように思われる。「国体論」は，「民心統一」，「強兵」，「富国」の三者からなるが，本稿では，この三点について福沢がどのように考えていたか，という観点から，彼の思想の構造を把握することに努めたい。また，この考察過程において，近代化のための二つのメルクマールである「法の下における平等」と「民衆の国民化」という課題が，福沢の思想体系の中でどのように位置づけられていったのかを明らかにしたい。まず次項では，1870 年代前半に公刊された「学問のすゝめ」（福沢（1872–1876）），「文明論の概略」（福沢（1875））の二大主著に直接あたることで，福沢の思想の基本構造を明らかにすることを試みたい[9]。

Ⅱ.2.1 「法の支配」としての自由と平等

福沢の思想的源泉はイギリス啓蒙思想の系譜に属する近代西欧思想であり，これに対比して彼が直接に批判の対象としていたのは，江戸時代の中心的な思想である儒教思想である。しかし，イギリス啓蒙思想と言っても，そのうちに多くの思想系譜があり，その内容も多岐に渡っている。その中で福沢が最も強い影響を受け，彼の道徳哲学的な理論的背景として主に依拠したのは，「概略」中に幾度か引用があり，彼が慶応義塾において教材としても採用していた J.S. ミルの功利主義思想であったと筆者は考えている。功利主義は，規範的な社会理論としては，ひとつの共同体が特定の目的を立てて，それに対する合理的手段として様々な社会制度を説明かつ正当化し，必要に応じてその改良を提言する，という論理構成を持つ。福沢が提示しているのはまさにこの方法であり，この結果，福沢においては社会制度，とりわけ法，政府などの国家的諸制度を目的実現のための機能的手段として把握する認識が徹底している。

ここで福沢は，手段として，日本に西欧文明を取り入れる必要を説くが，その場合，衣・食・住等に関わる事物や表面的な政治制度などの「文明の事物」を導入するよりも，それらの本質を成している「文明の精神」を導入する必要性を強調している（「概略」30–32 頁）。「文明の精神」とは「人民の気風」であり，無形の存在であるがゆえに「事物」以上に模倣することも導入することも難しいのだが，そのための

[9] 以下，前書を「すゝめ」，後書を「概略」と略記し，引用頁数は岩波文庫版に拠る。

重要な提言が，「全国人民の気風を一変するが如きは…独り政府の命を以て強ゆべからず…ただその一法は，人生の天然に従い，害を除き故障を去り，自から人民一般の知徳を発生せしめ，自からその意見を高尚の域に進ましむるにあるのみ。」（同 33 頁）ということで，当世風に言えば自由化と規制緩和の推奨となる。そして，そのための大前提が，彼が直接の対立軸に想定していた儒教道徳における，身分道徳性に基づくパターナリスティックな人間観に対する批判であった[10]。

次に福沢は，国家制度の上で「人は同等なる事」（「すゝめ」23 頁）を主張する。ただし，財産，知能，腕力などの実質的平等を主張するのではなく，「権理通義」，すなわち，「その命を重んじ，その身代所持の物を守り，その面目名誉を大切にするの大義」（同 23–24 頁）における平等，つまり「法の下における平等」の必要性を力説するのである。言い換えれば，福沢の言う「平等」とは，儒教的な社会的地位，身分に立脚する階層的価値の否定であり，この帰結として，すべての人々に対して社会への参加と競争の機会を平等に保障すること，つまり「門閥制度」の打破によって，すべての人が身分的拘束から解き放たれ「学問」を身につける機会が与えられることを目的としていた。機会均等の保障によって社会への平等な参加による自由な競争秩序が実現されるならば，それを通して人々の潜在能力が開花することにより，国家社会の発展が促進されることを福沢は確信していたのである。

また，このような自由競争の肯定は，政府に対する手段的な見方を導くとともに，その活動範囲を厳しく限定する。国家が実現すべき本来の目的は国の独立と文明の発達であり，国家の活力ある発展を図るためには，私有財産制度と個人間の自由競争を基盤とする政治制度が形成されなくてはならない。政府による国民の自由な活動に対する介入は国民の自主独立の気風を失わせ，自由競争に基づく市場社会の秩序を混乱させることにより文明を衰退させるので，政府は，個人の生命・財産を守るための方便たるに徹するべきであるとされる。そして，これと対を成すのが，国法に基づく「法の支配」こそが自由競争的社会の基盤となる最も重要な統治制度である，という主張である。「すゝめ」（六編，62 頁以下）は，「法の支配」が国民と政府との約束であるという社会契約説の構成を踏襲しつつ，政府ではなく「法」の至高性に基づいて国民の遵法義務を説いている。道徳に基づく統治は，文明の成熟していない時代には一時的に効果的なものではあっても，文明が発達して人々の知識が豊かになれば全く効果がないばかりか，無理にこのような統治を維持しようとすれば，人民を愚かなままにする他はない。そうなれば政治の力は衰退し，国家はその体裁を成さない事態となり，「かくの如きは則ち，国体を保護せんとして，かえって自からこれを害するものなり。」（「概略」53 頁）という顛末になる。

Ⅱ.2.2　国体と文明

前項では，個人の「法の下における平等」を保障し，個人間の自由競争を促進する西欧の近代的制度を導入することが必要であるとする福沢の議論の骨子を紹介したが，そもそもこのような西欧の制度導入の果たすべき目的が何かについては，正面から検討していない。本項では，この点について詳しく見てゆこう。

何よりも福沢の世に最も知られた一文である「すゝめ」冒頭（11 頁）の「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らずと言えり。」の趣旨とは，これに引き続く「されば天より人を生ずるには，万人は万人皆同じ位にして，生まれながら貴賤上下の差別なく，万物の霊たる身と心との働きをもって天地の間にあるよろずの物を

[10] 例えば，「すゝめ」85–87 頁など参照。

資り，もって衣食住の用を達し，自由自在，互いに人の妨げをなさずして各々安楽にこの世を渡らしめ給うの趣意なり。」との説明から明らかな如く，ロック流の天賦人権論の明白な表明となっている。しかし福沢は，国家究極の目的が市民的自由の守護者たるべきところにあるとする近代西欧的な天賦人権論者，今日的に言えばリバタリアニストではない。福沢は，返す刀で以下のように述べる。「また自由独立の事は，人の一身に在るのみならず一国の上にもあることなり。…日本とても西洋諸国とても同じ天地にありて…天理天道に従って互いの交わりを結び，理のためにはアフリカの黒奴にも恐れ入り，道のためにはイギリス，アメリカの軍艦をも恐れず，国の恥辱にありては日本国中の人民一人も残らず命を棄てて国の威光を落とさざるこそ，一国の自由独立と申すべきなり」（「すゝめ」14–15 頁）。つまり福沢は，天賦人権論と同時に「天賦国権論」を主張しているのである。

では，人権と国権との関係はどうあるべきか，とりわけ両者が対立する時，それらはいかに調整されるべきなのか，この政治思想の根本問題について，福沢は全くと言っていいほど頓着しない。前項に指摘したように，福沢は，政府＝国家の等式を否定し，個人間の平等のみならず人民と政府の平等をも力説する（「すゝめ」，23–29 頁）。福沢は，人民と政府との総体を以て国家，つまり，人民＋政府＝国家，と解するのである。しかしながら，個人と政府をひとつの国体（ナショナリティ）と見る時，「一種族の人民相集て憂楽を共にし，他国人に対して自他の別を作り，自から互いに視ること他国人を視るよりも厚くし，自から互に力を尽すこと他国人の為にするよりも勉め，一政府の下にいて自から支配し，他の政府の制御を受るを好まず，禍福共に自から担当して独立する者をいうなり。」（「概略」40–41 頁）として，その一体性を端的に当然のことと考えている。

逆に，国体の護持を語っている時にも，国家の一体性を根拠づける何らかの伝統の国史的な由来について史実に遡って考証しようといった志向は，福沢にはほとんど見られないと言えよう。むしろ，その種の儒学者，国学者の思考態度を，福沢ははっきりと軽蔑している（例えば，「概略」268–270 頁）。その理由については，いくつか考えられるが，おそらく実際的に最も重要な動機は，一日も早く日本の文明化を図らなければ遠からず日本は西洋列強の植民地になってしまうであろう，のんびりと過去を振り返っている暇などないという，彼の国際政治的現実に対する切迫した危機感にあったと思われる（同前，283–291 頁）。

しかし，同時に福沢が，「概略」の考察において範としたギゾー，バックルによる文明論における文明の進歩史観を受け入れることにより，彼の「国体」概念もまた，近世の水戸学におけるような伝統主義的で静態的な国体論ではなく，動態的な，まさに文明論の枠組で理解されていたことによるところもたいへん大きいように思われる。彼は「…文明とは，人間交際の次第に改まりて良き方に赴く有様を形容したる語にて，野蛮無法の独立に反し，一国の体裁を成すという義なり。」（「概略」57 頁）として，国体の本質を文明の確立のうちに求める。この理解によって，確かに国体は一国の歴史伝統にその源泉を持つものではあっても，「至大至重にして人間万事を包羅し，その至る所，際限なくして，今正に進歩の有様に」ある文明，すなわち，「人の安楽と品位の進歩」と，その動因である「知徳の進歩」（同 61 頁）の実現に向かうものである。つまり，福沢は国体というものを，過去の歴史的経緯に規定された静態的なものというよりも，国民ひとりひとりの努力によって日々革新されてゆく動態的な存在と見ていたのである。これによって福沢の議論は，国体論の枠組に依拠しながらも復古主義に傾くことなく，未来志向的で開明的なものとなった。

かくして，福沢にとって日本が最も重視すべき国家的課題は，上に述べた意味での「国体を保つ」（同 48 頁）ことであるが，それは伝統や慣習を頑迷に護持することではなく，国民各自の自主・独立に基づく日々の努力にかかるものであり，そのために最も重要な前提条件は，「外人に政権を奪われたることなきの一事」（同前）となるのである。従って，日本が追及すべき最優先の課題は，「自国の独立」をいかにして確保するかということになり（同 263 頁），そのための前提として西欧文明の導入を日本の優先的な国家目的とすべきとの主張につながってゆく（同 25-29 頁）。

Ⅱ.2.3　福沢における近代自由主義的国家主義

福沢は徹底した近代合理主義者であったとするのが筆者の理解なのだが，このような理解は，丸山真男に代表される戦後民主主義的な福沢解釈として，近年では必ずしも旗色が良くないようである。近年では，福沢のナショナリストとしての側面を強調する見解が，有力になりつつあるように思われるが，この場合でも，福沢におけるナショナリズムの定義がしっかりしていないと，福沢に関する戦後的理解と同じように，話を更に混乱させるだけである。特に問題となるのは，福沢におけるナショナリズムの淵源を如何に同定するかであり，彼のナショナリズムが西欧的な近代思想にその基盤を持つ限り，彼が愛国者であり国家主義者であることと近代主義者であることの間に特段の矛盾を感ずる必要はない。しかし，彼のナショナリズムには，西欧的な近代思想に還元し切らない日本的な思想的淵源があるとするならば，話は別になるだろう。

筆者は第Ⅰ部において，日本的なナショナリズムの淵源として，徳川期における日本的な朱子学，古学，後期水戸学の思想的展開を，尾藤正英の考察に依拠しつつ簡単に展望したが，本項では，これらの日本近世思想と福沢との関係を検討したい。徳川期の日本儒学は，朱子学の体系から出発しながらも，その普遍主義的，超俗的な本質を徹底的に解体し，世俗的な一国特殊主義に基づく日本的ナショナリズムの思想を確立していた。他方，前項に述べたように，福沢は，一国人民の文化的な凝集としての国体を，世界普遍的な人権に優先する価値と見ていた。このことは，無意識のうちにも福沢が，徳川期の日本的ナショナリズムとしての国体論から一定の影響を受けていたことを表わす証拠と言えるように思われる。そして，福沢とある程度の同時代性を持つ正志斎の場合，夜郎自大的攘夷論とは異なる冷徹なリアリズムに基づく日本の国家的独立のための政策論として「新論」を執筆していることにも，福沢との思想的共通性を見ることができるかもしれない。

突き詰めて言えば，日本にとって真の目的は，個人の自由の保障ではなく，国家の独立，国体の維持であり，個人に対する権利保障はそのための手段以上のものではない，というところに，福沢思想を西欧近代思想から引き離し，日本近世儒学思想に近づけている思想的接点があると考えられる。つまり，近世思想から福沢までを含めて，日本的ナショナリズムに共通する性格として，「個の自由」を以て人間の本質意志とし，その擁護のための手段として国家があるとする西欧的な契約論的国家思想に基づくナショナリズムは確立しておらず，国家の独立（国体護持）こそがより本質的な目的となっていることが共通点であると考えられるのである。

しかし，福沢思想と徳川期の日本儒学が共有するところは，限界まで引き延ばして見てもこれ以上ではないだろう。正志斎の西欧文明の本質に対する理解は，福沢と比較するならば控えめに言っても貧弱であり，彼は，外国文明の侵入に対抗すべく，「礼楽」を通じて民心の統一を図る天皇制度の教化機能を更に増強することを国家政策の根本に据えている。福沢もまた，

ナショナルなるものの源泉としての天皇制度に対する深甚な敬愛の念を持っていたことは疑いないが，彼は，天皇制度が果たしている国家統合の機能を活用するための前提として，「文明の精神」，「人民の気風」，そして「文明の制度」が整わなければ，日本を自らの独立を維持しうる近代国家へと押し上げることはできないと考えていた。福沢が正志斎らとは異なり，西欧文明の本質を，経済的物量や科学・軍事技術の水準で把握していなかったからである。

前項で指摘した通り，福沢の文明観は，一国に関する場合でも，（日本的，および中華的なそれらを含めて）儒教的な静態的なものではなく，徹底的に西欧近代的なダイナミズムと進歩主義を前提としている。従って，正志斎らの場合とは異なり，西欧文明の導入は日本の国体を歪めるものではなく，それは日本の文明＝国体の進化にとっても望ましいものなのである。そして，そのような文明へと向かう人民の気風を喚起するためには，天皇による祭祀を軸とする国民的民心統一以前に，政府による強制や温情を撤去して人民の自主独立の気風を形成すること，道徳・伝統・武力などに基づく統治の気風を改めて「法の支配」と「法の下における平等」を確立し，門閥制度を打破して人々の参加と競争のための平等な機会を与える事が必要であることを訴えたのである。要約するならば，1870 年代半ばまでの前期思想において，福沢は近世的な国体観念を基礎としながらも，ここに西欧の功利主義や文明論を大胆に導入し新たな「国体論」として再構成することで，日本を単なる表面的な西欧の物まねではない文明の精神を踏まえた，「法の下における平等」の支配する真の近代国家へと進化させるための理論的な道筋を示したのである。

しかし，福沢は 1880 年代以降，このような自由主義的な立場を幾分か修正し，立憲民主主義の方向へと進んで行く。ここには，自由民権運動に対する福沢の思想的立場と対応とが関係しているので，この福沢の思想の展開を理解する前提として，自由民権運動の経緯と，その思想的な立ち位置に関する考察を次節で行うことにしよう。

Ⅱ.3 「国権」と「民権」

Ⅱ.3.1 明治日本における二つの「近代」モデル

既に述べたように，明治維新に関する通説は「狭義の明治維新」（1868–1876）を意味しており，天皇を絶対君主とする近代国家を建設しようとした藩閥グループの国家主義政治家の政治運動であるとされ，これに対する自由民権運動は，これらの藩閥勢力に対抗して市民階層を代表する政治家集団が起こしたデモクラシー確立のための運動であった，とするものである。これに対して筆者は，1889 年の帝国憲法発布までを「広義の明治維新」として日本の近代化の確立過程と解釈するのであるが，このように見ないと，筆者の国民国家観に基づいて，その後の政治史，思想史の流れを理解するうえで多々不都合が生ずると考えているので，まず以下では通説と比較しつつ，筆者の視点を説明してゆきたい。

通常のネーミングによれば，藩閥政府の立場は，国民の権利よりも国家目的を優先するという意味で「国権」論，自由民権派の立場は，国民の権利を国家に対して優先するという意味で「民権」論と呼ぶが，両者の具体的な対立軸は言うまでもなく国会開設をめぐるものであり，自由民権運動は，藩閥グループの寡頭政治家が支配する行政を，選挙によって選出された議員からなる議会立法府が統制することによって，国家権力の主体を藩閥から「国民」へと奪還することを目指す運動であった。

従って，藩閥政権と自由民権運動との対立を，封建的・専制的な支配階級と市民階級の支持を受けた民主化勢力との間のそれとして解することは明らかにミスリーディングである。廃藩置県，地租改正，秩禄処分などの一連の明治

維新革命の成果が，社会的身分を前提とする封建的な統治体制を変革して近代的な中央集権的国民国家を形成し，「富国強兵」を実現するための政治経済システムの改革であったことは言うに及ばないが，徴兵制もまた，これまでの支配階級である士族から暴力独占の権限を奪って軍事に関する封建的な身分制を廃し，すべての国民が平等に義務を負担するという四民平等の観点から，やはり近代的な中央集権的国民国家を確立するためにも必要とされた。むしろ旧士族層には徴兵制への抵抗感が強く，志願兵制に基づいて旧士族に職業軍人として職を与えるべきとの見解が支配的だったのである。

維新によって，数百年の歳月を超えて，国家の統治者の地位に戻った天皇をめぐる制度に関しても，これを単純に復古あるいは反動的なものと解することは適当とは思われない。維新以前には仏教との共存が図られてきた神道は，維新直後の藩閥政府が発した神仏分離令に始まる宗教政策によって，新たに「国家神道」という「国教」の地位を確立し，廃仏毀釈運動などを通じた仏教との思想的・制度的な分離が進んだが，これらの宗教政策は日本の本来の国体への復帰を目的とするのではなく，むしろ当時の西欧におけるキリスト教の国教的地位に対する対応物を日本の宗教に求めた結果として，神道に対する特別な地位の政治的保障が行われたという意味において，これもまた藩閥政府の主導による欧化政策の側面が強かったと言える。幕末以来急激に拡大した様々な新宗教の活動は，これらの神道に関する国教化政策が現実には日本の民衆から幅広く支持されるものではなく，その伝統と乖離したものであったことを示していると思われる。

このことは，国家によって神格化された天皇自身の位置づけに関してもあてはまる。第Ⅰ部で述べたように，江戸時代の天皇が祭祀を通じて国家の民心統一を図る精神的な支柱であったのに対して，維新以降の天皇は，形式上は宗教的・政治的価値を独占する国家の絶対的主権者の地位を与えられたが，これは当時のヨーロッパにおける皇帝もしくは絶対君主の地位にあたるものを日本に創設する一種の近代化政策であり，日本古来の国家伝統への復古とは言い難いものであった。

また，本来の近代西欧の家や家族は，構成員の間で共有される信仰とともに，子供たちを社会との葛藤から保護し，彼らの自立を補助する役割を果たしているように思われるのに対して，日本の近代文学が描いている日本の典型的な家族像においては，青年の自立を家族制度が抑圧しようとするところからくる両者の激しい葛藤の場面が多くみられるが，これもまた日本の封建的，前近代的な家族制度に伴う遺制と近代的個我との葛藤を意味するものではなく，むしろ近世までの日本のイエ制度のあり方を十分に踏まえることなく，戸主権の強いヨーロッパ大陸法を表面的に受容した近代化政策の結果という側面が強いものと思われる[11]。

これらの政治的，経済的制度設計に始まり，軍事・宗教・家族政策をも含む明治藩閥政府の政策全体を通じて，封建的な身分秩序に基づく伝統的統治体制が逐次解体され，法の下における権利・義務の平等が確立した近代的個人から構成される近代的国家（ステート）が確立していった，他方，自由民権運動とは，近代的「民権」によって封建的「国権」を否定ないし克服しようとする運動ではなく，デモクラシーの導入を通じて「国権」の主体を藩閥の寡頭指導者から国民一般へと移行せしめんとする，明治政府とは異なるもう一つの近代的国家モデルを前提としたステート確立を志向する政治運動であった，しかも，少なくとも，その初発の段階においては，国家権力からの自由，自立を求め

[11] 明治日本において確立された制度の中で，天皇制度，家族制度が本来の日本の伝統に即するものではなく，そこからの逸脱を多く含んでいたことについては，尾藤（2000，第 14 章）の指摘から多くの示唆を得た。

る市民層を担い手とする政治運動ではなく，旧士族階級を母体として，これら国家権力から排斥された旧来の支配階層の一角が，五箇条の御誓文にも明記されている「公論主義」という武士的伝統に基づく明治維新の理念と議会制民主主義という西欧由来の新たな思想的武器を結びつけることによって権力の再奪還を目指して推進した，倒幕・維新時における旧権力内部での権力闘争の再燃という性格を持っていた，という基本的な流れを是非とも押さえておく必要がある。つまり，自由民権運動は，藩閥政府が選択した自由主義的近代政体に対して，民主主義的政治理念に基づくもう一つの近代政体の確立を目指して対抗したわけである。しかも他方において，かかる「民権」運動こそが，藩閥政府の統治していたステートにおいて，日本の一国全体を内的に統一するための国民（ネーション）を創発する最重要の契機となったのである。

Ⅱ.3.2　自由民権運動と国民の創発

戦後日本史学においては，特に講座派マルクス主義と近代市民主義の影響によって，そもそも，明治期日本の思想においては，自由主義，民主主義の思想を支える市民層の経済社会的バックボーンが脆弱であり，それが自由民権運動による自由主義，民主主義の発展の未成熟，不徹底をもたらすとともに，これらの運動は，1880 年代を通じて保守化の度合いを強めていった藩閥政府に十分に対抗することができず，1889 年の欽定憲法の成立によって自由民権運動が完全に終息すると，福沢諭吉や徳富蘇峰を始めとする多くの民権論者たちもまた国権論へと転向していった，という通説的なストーリーがある。一般論としては，すでに筆者の見解を述べたので繰り返すことはしないが，日本のおける国権論の優位は，1880 年代における厳しい政府弾圧と経済不況，そして指導者の藩閥政府への妥協による自由民権運動の後退に基づくものであり，その下で成立した 1889 年の帝国憲法の発布によって確定したとする従来型の通説に対しては，牧原憲夫（牧原（1998））が説得的な批判を行っているので簡単に紹介したい。

同書によれば，1880 年前後における民衆の政治意識においては，自分が日本という国家を担う国民であるという意識は甚だ稀薄であり，そこには，自分たちは国家によって統治対象とされている一方で，その反対給付として治者の「仁」に基づく配慮としての「仁政」を要求するという「客分」意識が圧倒的に優勢であったとされる。彼ら「客分」たる民衆に対して最初に近代的個人たることを要請したのは民衆自身ではなく，むしろ明治国家の側であり，藩閥政府は幕藩体制における「仁政」を否定して，私有財産の確立，納税義務，徴兵制などの近代的な制度を次々と民衆に対して押し付けていったのである。これらは社会の富裕層にとっては満足のゆく政策であったが，大多数の民衆にとっては，社会の格差を固定化しつつ義務賦課を強化してゆく，幕藩体制以上に過酷な収奪的政策であると観念された。こうして，藩閥政府による権利の実質的平等なき義務の平等のみの近代化政策に対する民衆の精神的抵抗に，統治勢力側の反体制グループによる政治指導が結びついて自由民権運動が起こったのである（同前，82 頁）。つまり，国家による義務賦課に応ずる「国家の良民」たることの反対給付として，民衆の国政参加への権利要求を政治運動化すること，これこそが自由民権運動の核心であった。

このようにして起こった運動であれば，運動のリーダーたちが求めたのは民衆の政治参加と選挙権の獲得であったとしても，運動に呼応した民衆の動機は，さしあたり藩閥政府に対する心情的な反発であり，彼らの政治的要求が「自由民権」から従来の客分意識に立脚する仁政の復活へと転化する危険とは絶えず隣合せであった。従って，自由民権運動の指導者側にとって何よりも喫緊の課題は，民衆の客分意識の払拭

でなければならなかったのである。かくして，民権運動の代表的な思想的指導者である植木枝盛は，「国家の事を視るは恰も他国異域の事柄を観るが如く…卑屈の奴隷に安んじて此に満足する人民等は，是れは国家の良民ではない。ほんに国家の死民でござる」と断罪した上で，更に「身命自由，人生自由，財産自由」は「人の三大自由の権利」として，これらに対する政府の介入を伴う「仁政」をも否定したのである[12]。

1880年代は，民衆の中の客分意識と国民意識とが鋭くせめぎ合った時代であった。如何に藩閥政府が近代的な国民国家を形成しようにも，民衆の多くがその自由主義的政策に反発し，幕藩体制における仁政の復活を求めているうちは，その試みは成功しない。民衆は，依然として封建的な客分意識に捉われたまま，現行の政府＝国家への反発を強めてしまうからである。しかしここで，国家＝政府の等号関係に楔を打ち込む思想が成立すれば，事態を変えることができる。ここに自由民権運動が果たした本当の役割があったのではないか，というのが牧原（1998，特に，130-134頁）による重要な問題提起である。すなわち，自由民権運動は「反政府」の運動であるとしても「反国家」の運動ではない。むしろそれは，民衆の客分意識を改革して自らが国家を担う気概を持ち，自らの政治参加権の獲得の反対給付として，納税，徴兵などの国民的義務にも積極的に取り組むべきことを主張したのである。このように「政府」を批判する側が愛国を説き「国家」への帰属を提唱するならば，「政府＝国家」対民衆という対立図式を解体することができる。この結果として，自由民権運動は，期せずして藩閥政府が成功していなかった民衆の「草の根」的国民化を積極的に後押しした。この結果，1890年代以降における対外戦争の勝利に基づく民衆の「国民」化の完成に先立って，藩閥政治による一連の自由主義的近代化政策を巧みに補完しつつ日本を近代国家へと押し上げるための決定的な媒介項となったのである。

Ⅱ.3.3　福沢諭吉のデモクラシー論

一般に福沢は，1880年代から，それまでの自由主義的な近代主義者としての立場に代わって，国権論者，帝国主義者へと思想的に「転向」していったという見方をされることが多い。しかし現実の福沢は，むしろ同時代以降，自由主義から立憲民主主義へと思想的な移行を進めていた。本項では，この点について少し詳しく検討したい。

まず福沢が，彼の1880年代前半における言論においても，儒教や天皇の道徳的機能に基づく徳治主義に対して一貫して否定的であったことに注意したい。福沢が活発な言論活動を開始する1870年代は，政府側を含めて，日本がイギリスを中心とする西欧先進国の思想を活発に導入し，日本の思想的，社会的近代化をもくろんだ時期であったが，これに対して，1880年ごろから新たな社会の混乱が目立つようになるとともに，その反動として旧来の思想的多数派たる封建的保守思想の側からの批判が進行した。これに対して福沢は，儒教思想と徳治主義の復興に対する断固たる抵抗の論陣を張った[13]。しかし，同時期における日本の内外における国家的な激動に対する危機感は，福沢をも捉えていたことは疑いない。福沢は，この危機を乗り越えるに当たり，伝統思想の復権とは全く異なる選択を提示した。それは，国内的には穏健なデモクラシーの容認であり，対外的には，対アジア国際関係の実態を踏まえた戦略合理性に基づく外交・国防論の展開であった。

1880年代になると自由民権運動が政治のみならず思想的運動としても強い影響力を行使し

[12] 以上の植木枝盛の議論については，牧原（1998），84-86頁に依拠した。

[13] 詳細については，坂本（1991），52-53頁参照。

始めたが，一般に明六社系の知識人たちは自由民権運動に対しては否定的であった。当時の先端的な知的エリートであった彼らから見れば，民衆とは未だ伝統的な無知の中に留まる存在であり，まず彼らに対する啓蒙が先行しない限り，日本におけるデモクラシーの導入は衆愚政治への転落を招くことになるため，時期尚早であると考えていたのである。福沢もまた，広い意味ではこの立場を継承しており，「概略」中の著名な一節にあるように，「国の文明に便利なるものなれば，政府の体裁は立君にても共和にても其名を問はずして其実を取る可し…唯其体裁のみを見て何れを便と為し何れを不便と為す可らず。」（63 頁）と指摘して，デモクラシーの価値を絶対視する思想を退けている。また，先にも指摘したように，文明の発達を国家の最終目的とする福沢は，そのための政府の基本的役割を個人の精神的・経済的自由の保護に置く自由主義の立場を取っており，その限りで，君主と臣民との上下関係を絶対とする封建思想を否定すると同時に，これと対称的に，人民による政治的自己決定を中心的価値とする民権思想に対しても等しく批判的であった。

しかし，自由民権運動との関連で，大部分の明六社系知識人が政府側に立ったのに対して，福沢はデモクラシーの導入を積極的に提唱した点において，明六社系におけるいわば「最左翼」を形成していた。福沢は 1880 年代前半から，伊藤博文，井上馨ら元勲への啓蒙・説得活動を通して民権運動の動向に対して強い影響を与えていたが，その際の福沢の思想的背景を体系的に解説しているのが「民情一新」（福沢（1879））である。福沢の立場は，民権派のルソー的な人民主権論と藩閥政府側の君主主権論の中道をゆくものであり，J.S. ミルが理論化したようなイギリス流の政権交代を伴う議院内閣制であった。

自由民権運動に際して福沢がもっとも危惧したのは，政府と議会，国家と人民とが思想の名のもとに対立して政治の停滞と混乱を招くことであった。とりわけ旧士族層の中に蓄積している社会的鬱屈が政権奪還への意欲に変化し，政治の世界に別の手段による内戦と国家の分断を持ち込むことに強い警戒の念を示していた。そして，これを抑止するために必要なことは，「官」＝「守旧」，「民」＝「改新」という硬直した対立図式に代えて，「古来の威風に由て人民中自から」，「守旧」と「改新」との二派に分かれているシステムを作ることであるとした。比較的振れ幅の少ない二大政党が数年を単位として政権交代を行う体制を，福沢は当時の日本政治にとって望ましい政体と考えていたのである（同前，302 頁）。このように，デモクラシー論において彼が思想的に保守化した兆候は全くない。

Ⅱ.3.4 福沢諭吉における外交論とデモクラシー論との関係

結局，いわゆる「福沢の転向」論を示唆する議論が主に着目しているのは，彼の国防論ではないかと思われる。外交・国防論は，自由主義論，デモクラシー論と並んで，福沢思想の三本目の支柱である。「自国の独立」を以て最優先の課題と考えていた福沢のこの側面を無視するならば，彼の社会思想の全像を把握することも，彼が明治の世にあっていかなる思想を語り，どのような影響を与えたのかも公平に評価することはできない。確かに国際関係の問題に論じ及ぶ時，福沢は，いわゆる「戦後民主主義」的な理解における「自由主義」者とは異なる側面を見せる。特に 1880 年頃を境として，福沢は国防論において，一見したところ，対アジア強硬主義というべき傾向を強めてゆく。しかし，この点を以て，直ちに福沢の「変節」や「転向」の証左とみなすのは早計であろう。

福沢が生きた 19 世紀後半は西欧列強による帝国主義のただなか，しかも日本は，生まれたての赤ん坊のような脆弱な存在でありながら，

帝国主義国家群の利害が衝突する地政学上の最前線を務める位置にあり，日本は一応の独立国として認知されていたにしても，欧米諸国から治外法権の承認と関税自主権の放棄を求められた条約の規制下にあり，主権国家としては二等国の位置にあって，状況次第では，いつ三等国つまり植民地へと転落してもおかしくはない状況にあった。そのような状況において，福沢が自由よりも民主主義よりも優先する目的としたのは，国家としての日本の「独立」であり，そのためにこそ，日本は伝統文化に安住するのではなく，西欧文明に従って自由な競争社会の秩序を取り入れて国富を拡大し，欧米列強に伍する文明国家を作らねばならないと主張したのであった。

しかし，こと国際関係が問題となる場合，現実の国際関係は，西欧文明をもってしても如何ともしがたい野蛮状態から脱することができない，いわば無法の弱肉強食社会である。非文明国において無法が横行し，無法者が恣意的な権力行使を行うのと同様，国際社会においては文明国相互の間でも共通の法の支配が存在せず，非文明国の国内と同様に，力による支配－被支配の関係が生きている。国際関係においては「文明」と「独立」との間の予定調和が崩壊しており，日本は「外国交際」に際して，そのいずれに立つかという難問が生ずるのである。

この点に関する福沢の思索もまた，明晰かつ緻密である。福沢によれば，文明の本旨は「人類の約束」として世界公民的な見地を以て究極の目的とするものであり，その目標を前にしては，一国の独立さえも高々「野蛮」なエゴイズムにすぎないと断定する。この点を福沢の用語で述べれば，「文明」は「ゼネラルプリンシプル」であり，一国の独立は「パーチキュラルデテイル」という，普遍と特殊の関係となる。従って，文明が遍く行き渡り世界公民的社会へと人類が移行することは，福沢にとって何ら否定すべきものではなかった点をまず強調せねばならない。それは，福沢が「政治」そのものを文明に対峙する「野蛮」と位置づけ，「概略」においても，通常「愛国心」と呼ばれる感情を「偏頗心」という否定的な表現で表していることからも理解できる。それどころか，福沢は，「今日各国相対しておのおの自らの自利を主張して…世界は恰も病人の世界にして…」[14] と述べているように，今日も続く国民国家間の権力闘争に基づく国際関係を「病人の世界」とまで断じているのである。

しかし，歴史と政治の現実を見ることもなく，当世風の表現で言えば「地球市民」的見地を礼賛することは，むろん福沢が厳しく退けるところである。福沢は，現実の国際関係が複数の国民国家からなる政府を立てている限り，諸国民の私情を取り除くことはできないとする。各国民はそれぞれに共通の言語と歴史をもち，他国民よりも密接な相互交流を通して嗜好や習慣を共有する以上，他国民に対峙して一国の国民が「私情」あるいは「偏頗心」をもつことは避けがたいと考えるのである。つまり，福沢は「文明」と「野蛮」との葛藤を「ゼネラルプリンシプル」と「パーチキュラルデテイル」とし，その矛盾を真正面から受け入れつつ，しかもその対立の上に居座って観照することなく，当時の日本の現実のただなかで果敢な実践にコミットすることを厭わなかった。「通俗国権論」（福沢（1878））は，「パーチキュラルデテイル」としての「国際政治」の「野蛮」に対峙する時，「ゼネラルプリンシプル」を目指す国際公法の万巻の書物など，数門の大砲にすら拮抗しえないと断ずる（同前，57 頁）。従って，一国の市民は，自国の国民としての自覚を持って外交や国防などの「正当防衛」を自らの責務と心得なければならない。ただし，福沢は，少なくともこの時点においては，好戦的，他国侵略的な国民性を持つべきことを主張したわけではな

[14] 坂本（1991），38 頁より引用。

い。「最後に訴うるところを戦争と定め」つつも，「戦を主張して戦を好まず，戦を好まずして戦を忘れざるのみ」（同前，59，65 頁）という専守正当防衛が，彼の国防思想の原則であった。

しかし 80 年代前後から福沢の外交実践はより積極化し，祖国の開化を目指す朝鮮の活動家を支援することで，日本の影響下における欧化に進むことを促そうと努めた。この福沢の実践活動が結果として侵略的と見るべきか否かについては，筆者の不十分な理解をもとにした評価は控えたい。結論だけを述べれば，朝鮮における親日派が駆逐され，朝鮮に対する清の影響の増大と日本の勢力後退が生じた。「脱亜論」(1885)[15] が執筆されたのは，その直後で，福沢が悪しき欧化論者としてアジアとの友好関係を切り捨て，日本帝国主義への先鞭をつけた言論として悪名高い文章である。しかし「脱亜論」においても，福沢は日本がアジアへの帝国主義的侵略を行うべきと主張しているのではない。逆に，これ以上のアジア諸国との係わりを避けて西欧文明の導入をさらに推進し，自国の独立と発展にエネルギーを集中せよと言っているに過ぎない。福沢はアジア侵略主義者ではなく，あくまで戦略的合理性の観点に立って西欧諸国からの日本の独立を目的とした日本の外交・国防方針を探っていたのであり，彼の立場は先に引いた「すゝめ」冒頭の一文，「また自由独立の事は，人の一身に在るのみならず一国の上にもあることなり」から微動だにしていない。そして，福沢の国際法，国際社会に関する理解は，第一次大戦後に確立した現代国際法における民族自決ならびに主権国家平等原則のそれと完全に整合的なのである。

この基本線を押さえておけば，福沢が民権論から国権論へ，自由民主主義者から国家主義者，帝国主義者へと「変節」，「転向」していったという類の議論が，的外れで滑稽なものであることを理解できる。また同時に，当初はデモクラシーに対して否定的な立場を取っていた福沢が，1880 年代に前後してデモクラシー論の中心的論客となっていった事情も，より分かりやすいものとなると思われる。自由主義と民主主義，すなわち，私人としての個人の自由の尊重と国民的自己決定との間に一般的な対立があることは，これまでにも指摘したが，この両者の緊張関係は，対外的な危機に直面する時に，その相互関係を調停しうる閾値を超えるまでに社会的負荷をかける。自由主義と国家主義とが矛盾するものでないとしても，対外的危機に対処するための差し迫った国家的団結が求められる時に，自由主義は，多くの場合，国家への求心力が微弱に過ぎるのである。とりわけ，軍備において国民皆兵に基づく徴兵制を前提とする場合，実質的な国家に対する義務負担はきわめて逆進的になるので，国家の低所得層に対する求心力を高めるための政策的配慮は不可欠であり，国論を統一し国家的団結を確実なものとするには，個人の私的自由の領域を縮小して「国民」的共同決定の領域をより強化することで実質的平等を実現する必要が生ずる。当時の日本が置かれていた自国の独立をめぐる著しく切迫した国際政治の環境は，まさにそのような状態であるというのが福沢の当時の認識であったと思われる。

福沢が「民情一新」を引っ提げて民権論の中心的論客の一人に躍り出るのは 1879 年，ちょうど福沢の対外的論調が強硬化し始めるころである。つまり福沢は，民権論者から帝国主義者へと転向したのではなく，むしろ日本が置かれた国際的現実をリアルに踏まえるならば，対外的な国家の団結が不可欠であるという「帝国主義」的認識が確かなものとなるにつれて，その前提として，現状における国内の政治的分裂と不安定を解消し，国民の一体性，統合性を確保することの重要性を理解し，それまでの「国

[15] 『福沢諭吉選集　第七巻』（岩波書店），221-224 頁。

権」を基礎とする自由主義中心の論調に代わって，デモクラシーつまり「民権」を導入する必要性を強く自覚したと見るべきであろう。

Ⅱ.4　明治憲法の思想ー天皇と臣民

憲法は果たして必要であるか，あるいは何らかの意義があるのかというのは，ある意味では奇妙な質問である。チェスや野球があれば必然的にチェスや野球のルールが存在するように，全てのゲームには必ずルールが存在しなければ，そもそもゲームの意味がなくなってしまうからだ。つまり，不文の憲法は，国家というゲームが一定のメンバーとしての国民から承認されて遂行されている限り，必ず存在する。従って本当の問題は，この不文の憲法を成文的な憲法典として書き留める，いわば二重の操作が必要なのかどうか，というところにある。

特に，日本のような「（ほぼ）同質的な民族からなる」（と，通俗的には想定されている）島嶼国においては，そもそも黙示の憲法の効果は極めて頑強であり，その屋上に敢えて成文憲法典を課すことは，本来の国家伝統の承認ではなくその否定であるとする見方は，一見したところは受け入れられやすい。更にこれが，いわゆる「戦後憲法」が占領軍によって「押し付けられ」た対米従属の証であり，本来の日本の国家伝統を踏みにじるものであったとする認識と結びつき，加えて，この戦後憲法が，いわゆる「戦後民主主義者」によって，それ故にこそ「革命」として称賛・崇敬された時に，これ対する保守勢力の反発を呼び起こし，現行憲法を廃棄して（成文・不文の別はともかく）「日本人にふさわしい」，「真の憲法」を作り直そうという議論へとつながっていったこともまた，比較的見易い論理の流れであるように見える。

しかし，もしも「戦後レジームの総決算」がそれほど必要であれば，日本は敗戦以前にすでに帝国憲法というれっきとした成文憲法の歴史を持っていた以上，ひとまず近代日本の最重要の礎石となった帝国憲法へと回帰し，これが具体的に，現行憲法と，どのような点において，どの程度の差異があったのかを検討することから始めることが正当な思考の回路なのではないか，この遡行から始めなければ，日本国憲法あるいは憲法一般に対する現在の日本人の態度決定は不可能なはずである。本節では帝国憲法の内容について振り返り，必要に応じて二つの憲法の特性を対比する中から，限られた範囲においてではあるが，この問題に対する筆者なりの示唆を得ることを試みる。

Ⅱ.4.1　欽定憲法の意義

もしも国家伝統なるものが，「国民」なり「国体」なりの歴史的同一性によって極めて頑健であるならば，敗戦後の混乱期ならばいざ知らず，西欧市民の伝統もない明治の世にあって，例え欽定であるにせよ，国家伝統を確認するための近代的成文憲法典が何故に必要だったのであろうか。一つには，条約改正問題も含めて，対外的に日本が文明国家であることを訴える上で，日本が立憲国家であることが重要であるという外向きの理由があったと考えられる。しかし，はるかに決定的なのは，自由民権運動の高揚に対して，国民の基本的権利と政治参加権を政府主導で部分的にも付与することによって民権派との合理的な妥協を図り，革命やクーデター騒ぎになる前に民権運動を落着させる必要があったことである。言い換えれば，当時の明治社会は，日本の国家伝統に対する黙示の合意によって統治しうるほど同質的な社会でも何でもなく，成文憲法を通しての相互合意が必要となるほどの激しい内部対立とともに存在していたのだ。

先に指摘したように，現実の明治維新は，武士階級のうちの一部の開明派が遂行して自ら権力を握り，この藩閥政権に対して，自らは権力から排除され，やがて経済的にも政治的にも不利な立場に立たされた残りの武士階級が，徐々

に勃興する豪農や市民階級と手を握ることによって自由民権運動が進んだ。従って，明治維新，自由民権運動，帝国憲法制定の過程，すなわち筆者が「広義の明治維新」と名付けたものは，米英仏いずれの市民革命とも実体の異なるものであった。維新革命の結果，体制派となり，欧化としての近代化による富国強兵を目指す藩閥寡頭政権に対して，一面においてはより封建的理念を根強く残した旧武士階級と，誕生したばかりで理念においても階級的利害においても十分成熟していない市民階層とが，国民＝議会の主権獲得を目指して連携して政府に対抗するという，特異な政治的対立の構図が生じたのである。両者の合意点を確定することによって，日本のより本格的な国民国家的統合を目指して成立した大日本帝国憲法は，その意味では複合的な意図を持っており，解釈の難しい性格を持つものとなった。

帝国憲法の性格を語る上で，おそらく最もわかり易いのは，我々が現在受容している日本国憲法（以下，「戦後憲法」もしくは「現行憲法」と適宜略記）との対比を行うことであろう。現行憲法に対する賛意や批判も，帝国憲法との相違に基づく議論が多いので，この対比は今後の議論の礎石としても何かと有用となる。まず，現行憲法が（国民が作った）民定憲法であるのに対して，帝国憲法は（天皇が国民に対して下賜した）欽定憲法である点は本質的な相違である。しかし，それを以て，両憲法において，天皇と国民との位置付けが完全に逆転している，つまり，天皇は国民に対して命令する主体から国民に従属する主体へと転換している，という理解をする人がいるが，これは立憲主義の本質を無視した大きな誤謬であることを最初に確認する必要がある。そもそも絶対君主は国家の主体そのものであり，もしも憲法が存在しないとすれば無制限の主権を持っている。欽定憲法が国民に対する絶対君主としての天皇の命令であるとすれば，もともと任意の命令をできる主体が，わざわざその一部を書面に書き込んだのだから，全く無意味な二重操作を行ったに過ぎない。立憲主義とは，例え民定でなくとも，君主の命令＝国民の義務を文書化することを通して君主の権限を限定し，あるいは，少なくとも君主の国民に対する命令に対する予測可能性を付与することによって，国民に対して一定の自由に対する権利を保障するものなのである。

もちろん，この憲法が天皇を絶対君主と規定したものである，つまり，この憲法は天皇の主権を限定するものではなく，これまでの天皇中心の絶対主義的統治構造を文書的に明確化したものに留まるとする憲法解釈は存在し，憲法成立当初において解釈上の通説の位置を占めたが，それは必ずしも絶対的な説ではなく，上に指摘したように，これでは無制限の君主主権と立憲制との整合性をいかに理解するかについて難しい問題が生ずる。この結果，第Ⅲ部で説明するように，もう一つの有力説である天皇機関説が徐々に通説の位置を占めることになるのである。それらの論点について後に詳しく検討するための前提として，まず次項では帝国憲法の具体的な内容について見てゆくことにしよう。

Ⅱ.4.2　帝国憲法の内容と構造

先に，帝国憲法の性格を見るためには現行憲法との対比が有効であると述べたが，この憲法の具体的な像を了解するには，より直接的には，福沢諭吉が組織して結成した交詢社において，彼の高弟である小幡篤次郎，矢野文雄，馬場辰猪たちの主導によって 1881 年に世に問われた私擬憲法案「交詢社私擬憲法案」と対比することが効果的である。それと言うのも，この交詢社案は，第九条の戦争放棄条項を除く限り，その他の点においては現行憲法と極めて近接した構想を持っていたからである。坂野（2008，65-70 頁）は，詳しい文献考証を基にして，この交詢社案を，大日本帝国憲法として結実した井上毅，伊藤博文の構想と対比して論

じているので，以下同書を参考にして両者を比較・紹介する。

交詢社案は「天皇ハ内閣宰相ヲ置キ万機ノ政ヲ信任スヘシ」（同案第七条）とあるように，天皇の政治的中立性に配慮し政務の具体的決定を内閣に委ねる。これは，福沢が「帝室論」(1882)[16] をはじめとする皇室に関する一連の論考で，皇室の権威的な国家統合機能を実現するために，その政治的中立性を厳正に担保することの必要性を最重視した議論に基づいており，現行憲法における象徴天皇制度に近接した立場であった。また，同案第十二条は，天皇が「衆庶ノ望」すなわち総選挙に基づく多数政党党首を首相に任命すること，及び，その他の宰相については，首相が天皇に推薦することを定めており，議院を基盤とする政党内閣制の構想となる（坂野同前，68 頁）。

これに対して帝国憲法は，私案の第七，及び十二条にあたる部分が削除されて議院内閣制が否定され，また，憲法第五十五条では各国務大臣が独立して自らの政務に対する責任を天皇に対して直接に負う形式となっており，井上毅の天皇大権主義の立場に基づく政党制の否定，天皇を主軸とした政体という考え方が前面に出ている。このように，帝国憲法は交詢社私案や現行憲法よりも保守的な性格を持っており，ここに規定された国務大臣の単独責任制規定が，後に戦前日本の軍国主義の法的基礎として機能する原因となったことも事実であるが，この点を基にして，帝国憲法が天皇の絶対君主としての立場を定めた反近代的な憲法であるとする見方は早計に過ぎるであろう。井上の立憲政体主義は，天皇を統治権の総覧者としながらも，その下に立法，行政，司法の三権を均衡して配置することによって権力分割に基づく法治の実を上げることに意を用いており，特に議会の予算審査権については，伊藤やロエスレルらの憂慮を拒んで強い権限を付与していた。結果論ではあるが，井上のこの判断により，彼自身の意図に反して，明治後期以降日本における政党政治は大きく発展するところとなったのである。

Ⅱ.4.3　臣民の権利・義務

これは筆者自身の憲法観に過ぎないが，本稿の主題と大きくかかわる点なので，改めて確認しておきたい点として，国家や政治の近代性について評価する場合，筆者は主権のありかを以て決定的なメルクマールとする立場に立たない。従って，憲法の近代性を評価するに際しても，統治機構に対する国民の主権性がどの程度明確に表明されているかよりも，統治権力との関係において，市民的自由の領域がどの程度，また，どれほど確実に保護されているかを中心に考える。従って，欽定憲法であるから定義によって民定憲法よりも遅れた，あるいは質の低いものであるという考え方もとらない。この観点から見ると，帝国憲法には国民主権の原理は当然存在しないが，それは天皇の主権の無限性を意味するものではなく，伊藤博文や井上毅が，天皇を中心とする日本の伝統的国体観と臣民の権利との調和に強く意を用いていたことからもわかるように[17]，憲法に基づいて天皇の統治権限を一定程度限定し，国民の自由を「法の下の平等」の理念に沿って保障するという立憲制本来の趣旨は，帝国憲法においても実質的に近代西欧憲法と類比的な形で生かされているものと思われる。

現行憲法と対比した場合，帝国憲法においても，基本的人権の保障として，言論・表現・結社の自由，信教の自由，私的所有権保障，居住地選択の自由など，ほぼ類比的な権利保障が行われており，この面で帝国憲法は優れて近代的憲法であったと言える。通常，両者の間の決定的な相違は，現行憲法がこれらの権利を人間固

[16] 『福沢諭吉選集　第六巻』（岩波書店），31-70 頁。

[17] 伊藤と井上の立場について，詳しくは坂本（1999），348-353 頁を参照のこと。

有の自然権と規定するのに対して，帝国憲法では，これらの権利は憲法を通して天皇より臣民に対して割譲されたものとされているところにあると言われるが，すでに指摘したように天皇の主権が無制限のものでないとするならば，人権保障に関する普遍性を，帝国憲法の解釈のうちにある程度まで内包させることもできよう。また，逆にどれほど近代的な憲法であっても，すべての人間に対して普遍的な権利を保障するなどということは，仮にそれが理想的であったしても，現実の法的もしくは政治的実践の観点からは単なる空想であり，具体的な権利保障の優先順位をつけていった場合，「天皇の恩賜による割譲」か「普遍的人権」かの二者択一論とは別に，具体的な権利保障の意味や程度において，当該国家独自の観点に基づく権利保障のあり方が考えられなくてはならないのは当たり前のことではある。憲法の近代的普遍性における最重要の核心は，国民が国家権力によって侵犯されてはならない固有の領域を持ち，そのような存在として法の前に平等であることが，どれだけ厳格に保障されているかという点にかかっている，という筆者の立場から見る限り，帝国憲法は，はっきりと近代憲法の実質を備えていると考えられる。

また帝国憲法においては，これらの権利保障は「法律の留保」を伴うものであり，日本国憲法における権利保障よりは弱いものとされるのが通説であるが，帝国憲法の第五条にあるように法律は議会の協賛を必要とするので，この条項から直ちに天皇あるいは行政府が臣民の権利を恣意的に制約できるわけではない。この時代のヨーロッパ大陸系の多くの憲法は「法律の留保」規定を持っており，更に，現行憲法においても，基本権に対する「公共の福祉」からの一般的制約が課せられていることから見ても，帝国憲法におけるこの点を以て殊更に反動的，非近代的憲法とする根拠は薄弱であると思われる[18]。所有権をはじめとするこれらの権利保障の程度は，現行憲法の水準と比較するならば微弱なものであったとしても，なお近代的国民としての日本人の自由を保護し，戦前日本における経済社会の発展を支えるための法的基盤となったと言うことができるであろう。

Ⅱ.4.4　帝国憲法における天皇の位置付け

次項で検討する教育勅語とともに，帝国憲法を思想として最も徹底して考え抜き，その法思想的骨格を画定した主たる功績は，伊藤博文の指揮のもとに憲法起草において中心的な役割を果たした法務官僚の井上毅に帰するように思われる。帝国憲法の形成において井上が取り組んだのは，絶対君主制とは異なる「法の支配」に基づく立憲君主政体を構築しつつ，しかも，憲法導入においてもなお，皇室を基軸とする日本の国体の揺るがぬ連続性を担保するという困難な課題であった。そのための理論的核となったのが，憲法第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」における「統治ス」の井上による原案における，「治ス」（しらす）の概念である（坂本（1999），351-353 頁参照））。「しらす」は日本の古語に由来し，天皇による日本の伝統的な統治のあり方を意味している。西欧の君主制は征服と強制に基づく統治によるがゆえに，その帰結として，立憲制は君主による無制限の強制を限定あるいは解体するものであったのに対して，日本の伝統的な統治形態を示す「治ス」においては，統治は主権者の強制や社会契約に基づくものではなく，天皇の「一の君徳」に基づくものとされる。井上の「立憲政体主義」によれば，帝国憲法は，このように神代より継承されてきた日本の統治伝統を立憲主義の形式に則って明確化したものであるがゆえに，革命的契機を伴うことなく，あるいは人民の要求に対する権力側の譲歩でもなく，君主権

[18] 坂本同前，363 頁参照。

力側に内在する自己抑制を契機として，天皇と臣民との間の権利義務関係を確定し文書化できるものとされたのである。

井上の，この帝国憲法における天皇と臣民との関係に関する考察は，単なる「神がかり」的反動思想の産物として簡単に片づけることのできないものである。そのように見るところから，戦後民主主義的な明治憲法体制の理解，代表的には，丸山真男（丸山（1964））が主張するような，この体制が，国家の価値的中立性という意味での近代国家としての特性を欠いた非近代的性格を示すもの，あるいは，久野収（鶴見・久野（1956），第 4 章）が指摘するような，伊藤博文らの藩閥勢力が自らの政治権力を担保するために，天皇を大衆操作のために道具として活用するもの，とするような理解が生ずることになる。

確かに，井上が（特に，福沢諭吉による）日本における政党内閣制導入の提唱を敵視し，宮中・府中一体の天皇親政の政体構想に基づいて帝国憲法の起草に参与したことは事実である。しかしながら，このことは，井上が天皇を絶対的な主権者として，臣民の内面にまで遡る支配者と理解していたとか，あるいは天皇の民衆向けのあり方として，あたかもそのような絶対者として振舞い得るような制度として帝国憲法を構想したということを全く意味しない。むしろ井上の知的努力は，天皇の立憲政体における位置づけに関するこのような誤解を予め周到に排除するものであったと言うことができる。井上の「知ス」の理念においては，日本における天皇による統治伝統が，西欧や中華における様な民衆に対する私的な支配の強制ではなく，君徳に基づく民衆に対する私心のない公共的性格も持った統治を示すものであり，それゆえ日本の皇室は，国土，人民を私有することがなく，政治的統治権と私的所有権とは分離されていた。従って，かかる天皇による統治伝統の継続性を憲法のもとに確定すること自体が，日本を自由主義的な近代立憲制国家として法的および政治的に正当化するための契機となりうるのとされたのである（川口（1998），200-201 頁参照）。この観点から井上は，日本の「国体」伝統に即しながらも，その一方において，臣民の自由と権利，特に以下で述べるように，臣民の内面の自由の保障に対して厳しい注意を払って，これが天皇の統治権と抵触しないような配慮を施していた。

繰り返しになるが，筆者は主権の位置をどこに置くかを以て，憲法の最も根本的な評価基準とはしない。筆者が憲法において最重要視するのは，国民に対する基本的権利保障の構造である。しかし，これらの基本構造を安定的に確保するためには，そこに所属する人民からなる法共同体が共有する慣習的法理念が必要であり，その底が抜けてしまったならば，国家全体が自己喪失に陥ることになる。そういう意味で究極的な主権を定義するならば，成文・不文の別を問わず主権は国民国家共同体にのみ存在するのであり，これは価値判断以前の論理的なトートロジーである。いわゆる「押し付け」憲法の問題性というのも，押し付けられたことの手続的瑕疵ということよりも，それが非自発的な「押し付け」性を持つことにより，成文憲法典を支える不文の基本原理に関する国民的な合意が脆弱になることによって憲法の尊厳が弱体化し空文化してしまうことにあるということができる。

井上毅が格闘したのもこの問題であり，彼の帝国憲法第 1 条原案における「治ス」の理念は，日本の不文の国体論的慣習法理念と，成文法典上の近代的法理念としての天皇の統治理念とを結ぶ蝶番の位置にある概念である。しかし，筆者の見るところ，井上の知的格闘の成果である国体論に基づく立憲政体思想においても，近世日本社会における慣習規範と近代憲法としての帝国憲法との間の齟齬と葛藤を完全に克服することはできなかった。そして，その二

重性によって，近代日本の歴史は，帝国憲法の引いたレール上を走りながら少しずつ逸脱（declination）への経路を歩み始める。かかる逸脱をもたらした根底的な矛盾はなんであったのか，第Ⅰ部の議論を引き継いで，筆者の結論を最初に述べてしまおう。

帝国憲法は，近代日本人に対して近代的個人たることを求めた。しかし，その個人としての自由は，天皇の恩賜に基づく割譲によるものであり，西欧個人主義の場合におけるような自己の本質的自由に直接するものではなかった。むしろ個人としての自由は日本という国体の発展のための手段であって，国体の護持・発展を目指す天皇の「治ス」という統治行為から流出している。日本人個々人の本質的自由は，この天皇と国民各人と，その中間に位置する多様な社会集団間の「職分」的な関係性のうちに留まっており，日本人の自由概念を成文法の外部から制約していたのである。この近代日本的な自由概念の特異性が，社会状況や国際環境の変化とともに，近代的な意味での「個の自由」との間における違和感を強めてゆき，最後に憲法に保障された臣民の自由に対する権利に関する帝国憲法の理念が徐々に解体されてゆく中から，日本の近代社会は壊滅的な危機に到達することになった――これが，筆者の理解の基本線であるが，その詳細は第Ⅲ部において検討したい。次項では，帝国憲法と対を成す形で提示され，国民の天皇に対する畏敬の念を涵養することにおいて帝国憲法以上に重要であったとされる教育勅語について，簡潔に触れておきたい。

Ⅱ.4.5. 教育勅語の思想

教育勅語は，帝国憲法発布の翌年，1890年10月に帝国憲法と並行して公布された。山県有朋をはじめ，この勅語起草を求めた人々が期待したのは，憲法発布から国会開設に至って昂進する国民の政治熱とこれに伴う民権勢力の更なる台頭を冷却すべく，特に青年子弟に対する教育的統制を促進することにあり，それゆえに国家神道と儒教道徳を重視した内容であった。また，憲法発布直後という公布のタイミングと，天皇の「御真影」を前に勅語を読み上げる奉読形式が採られたこと，また，その後の史実を見ても，国民の天皇に対する帰順の心を醸成するうえで帝国憲法と比較にならないほどの教化機能を発揮したことから，教育勅語は，日本の戦後社会においては，国民の国家主義的教化による大衆教育操作をめざして「天皇制ファシズム」を形成し，やがて日本軍国主義の大衆的な基礎を築いたものと解釈されて，一般に極めて評判の悪いものとなった。しかし実際の勅語は，中村正直の原案とこれに修正を加えた元田永孚の案が儒教道徳と天皇信仰の立場に立つ宗教色の強い内容であったのに対して，それを受け取った井上毅は帝国憲法との整合性を重視する立憲政体主義の立場から強く反対し，井上の修正が加わった完成稿は，天皇による政治的統治に対する国民の内面的な良心の自由の保障に配慮し，注意深く宗教的・思想的中立性を守った普遍性の高い道徳性を持つ内容にまで彫琢を施されていた[19]。

井上が勅語作成にあたって何よりも配慮したことは，それが対となっている帝国憲法との整合性であり，天皇が勅語の倫理主体となって自己の道徳的主張を国民に押し付けることで，国民の内面的自由を侵犯する事態を排除することであった。井上は，この観点から，中村，元田による勅語原案に対して徹底的な改訂を施したのみならず，山県有朋にあてた書簡においては，軍人勅諭の一般国民版を期待する山県に対しても上記の点を強調し，これが軍人勅諭のような「軍事教育の一種の軍令たると同じからず」と強い調子でくぎを刺している（八木（2001），16頁による）。井上は，急進的な自由主義やデモクラシーを排すると同時に，山形や

[19] これらの点についての筆者の理解は，八木（2001）に依拠するところが多かった。

元田が求めたような，国家による温情主義的な道徳価値を政治的な命令として提示するものとしての勅語のあり方を拒絶し，立憲主義の立場から，日本国民各自が互いの自由を尊重しつつ各々の公的義務を果たしてゆくために必ず依るべき最小限の，しかしながら最も堅固な社会倫理的足場を与えるものとして勅語の内容を彫琢していったのである。明治の思想家の中で最も保守的な思想家の一人と評されることの多い井上が，勅語に盛り込んだ思想の「新しさ」とその意義の深さとは注目に値する。

さて，我々はここで，近世と近代との齟齬の結果として，戦前近代日本が辿る運命を先取りしたものとしての教育勅語について触れたい。そのために，第Ⅰ部で展望した近世徳川期における日本人の基本的な道徳理念としての「職分」について，改めて想起しよう。「職分」の道徳的構造は，個人の自由な権利，人権ではなく，日本という天皇を頂点とする国家共同体の繁栄に対して，個々人が自らの応分の義務を果たすことを個人の最終的な価値理念としていた。しかるに，これらの近世道徳秩序の基盤となる封建的な生産秩序は，四民平等の確立とともに根底からの再編を迫られたのである。そして，このような明治国家の急激な近代化の結果として，1880年代には社会の道徳的混乱と退廃の兆候が認識され，福沢諭吉，元田永孚らを中心として，いかに日本社会の道徳的再構築を目指すべきかに関する激しい論争が起こり，あるいは，山県有朋によって，日本軍の新たな道徳規範としての「軍人勅諭」が提示された。

井上が帝国憲法と教育勅語の発布過程を通じて行ったのは，このような新たな社会における道徳的対立状況に対して，権力者による道徳の政治的押し付けではない普遍性を持った，近代国民国家の立場からの，しかも日本の国家伝統をもないがしろにしない確固たる回答をあたえることであった。すなわち，近代的な個人の自立と自己陶冶の必要を説きながら，言い換えれば，個人の自覚的努力の結果としての絶えざる社会的生産形態の変遷を覚悟しながら，これらの近代人としての自己完成に向けての努力を，君主である天皇との関係において自由・平等な国民が果たすべき社会的義務，すなわち，近代的形態での新たな「職分」に位置づけたのである。ここでの天皇に対する臣民の権利とは，西欧的な意味での専制君主から国民が闘争を通じて確得した利益ではなく，国民各自が国家の繁栄に貢献する義務を果たすための手段でもあり，他方，天皇の側から見れば，それが「治ス」（しらす）存在である限り，天皇は自らの自由な裁量による統治権力の行使が可能な絶対君主ではなく，あくまでも皇祖皇宗の遺訓に基づく君徳に忠実に，国民国家の安寧と個の尊重とに配慮した統治を行うことを自らの「職分」として自覚する存在であったと言うことができる。それ故に，勅語において天皇は，そこでの徳目の遵守を国民に命令するのではなく，あくまでも「皇祖皇宗の遺訓」として自らが率先し国民の先頭に立って守ってゆくことをも表明しているのである。

帝国憲法と教育勅語からなる明治立憲体制こそが，明治維新から士族反乱，自由民権運動，条約改正問題を経て，ついに統一的形態を示した近代国家としての明治国家の精神的完成形である。帝国憲法と教育勅語が，天皇と臣民との関係として，国民が近代的個人として国家を担う国民道徳を提示し，とりわけ教育勅語が驚くべき速度と強度を持って大衆レヴェルへと浸透してゆく中で，明治日本が直面した道徳的危機は回避されたということができる。しかしそれは，大正からとりわけ昭和において持ちこたえることができなかった。それは，いかなる理由に基づくのであろうか。

本来，教育勅語は近代的個人としての国民が国家を担う責任を説くものであったと思われるが，その道徳的源泉は，あくまでも前近代の，より具体的には直近の前近代である近世徳川時

代に完成した日本封建思想に根差しており，井上毅の努力にもかかわらず，帝国憲法の場合と同様，国民と天皇との道徳的関係が，近代的な個人と国家の関係としてではなく，前近代的な家臣と主君の間の道徳的関係，とりわけ近世徳川期における相互の「職分」理念に基づく相互関係的道徳性として把握されることは不可避的であった。

そして，この「職分」理念を近代的に再定式化するものとして，井上の立憲政体主義とは競合するもう一つの構想が，明治藩閥政府やそれを支持する知識人たちの中に厳然として存在していた。特に元田永孚や山県有朋，山県の後継者の桂太郎らは，天皇の絶対君主としての倫理的主体性の確立に執着しており，天皇を頂点とする家族国家観を日本の中心的な国家道徳として宣布することを強く希望していた。その結果，教育勅語に関しても，当時から数百にも上る解説書があったように多様な解釈が存在し，時代を下るにつれて，その本来の趣旨の限度を超えて，天皇が国民に対して無制限の道徳的忠誠と献身を要請するものとの解釈を広めることになった。

更に難しい問題として，明治日本はフランス人講師のボアソナードらの提言に基づいて戸主権の極めて強いヨーロッパ大陸的な民法典を作っており，これは，実は伝統的な共同体的性格を持つ，近世日本の「イエ」の実態から大きく異なるものであったにもかかわらず，その後，日本の伝統的家族形態であるかのように理解され，その家父長的なイメージとのアナロジーに基づいて，全ての日本人を「赤子」とする絶対君主としての天皇イメージが定着していった。このような天皇のイメージもまた，決して本来の日本的伝統の継承ではなく，実はヨーロッパにおける絶対君主のイメージを日本の現実に投影しつつ，これも明治初期の近代化の過程で導入した，ヨーロッパにおける国教としてのキリスト教の対応物である国家神道に結び付けて再整理された疑似封建的な社会制度，社会倫理であった。井上毅は，立憲主義的観点から，これらの絶対君主としての天皇像を否定する立憲君主としての天皇像を日本本来の国家伝統に即して探求し，これを帝国憲法の解釈原理として生かそうと試み，これと同様の努力は，教育勅語においても，その本来の趣旨においては厳然として生かされていた。しかしそれらの努力は，昭和に至って，政党政治の挫折と軍国主義の台頭とともに天皇の絶対化，神聖化が進行していったことによって，最終的に挫折せざるを得なかったのである。

第Ⅲ部　デモクラシーから軍国主義へ

第Ⅲ部が扱うのは，明治立憲体制成立から大正期を経て，太平洋戦争の終結に至る半世紀余りの長期間である。そこで，簡単にこの間の日本近代史の見取り図を示しておきたい。明治憲法の成立以降，藩閥から議会，政党への権力移譲が着実に進展し，日本の政治においても立憲民主主義への方向性が確立していった。しかし，この権力移譲は政党側の現実主義をも引き出し，世紀の変わり目に起こった伊藤博文による立憲政友会の成立に象徴されるように，本来，自由民権運動が目指していた藩閥政治の打倒ではなく，旧藩閥統治者たちと政党政治との妥協，協力体制が成立した。明治後期の日本は，この体制の下で日清，日露二つの対外戦争に勝利して，近代国民国家としての完成を果たしたのである。日露戦争後の日本は，漸進的，制限的な政党政治を志向する政友会において伊藤を継承した西園寺公望が政権を担当する一方，藩閥グループは，山県有朋を継承した桂太郎が政権を取り，両者の間で安定的な権力交代が生じた。これは日本政治の安定的な運営に貢献したが，一方において，国民の間には政治に対する閉塞感が広がっていた。そして，この閉塞感は政治に限られるものではなく，外交につ

いて言えば，日露戦争後のポーツマス講和条約において，日本が戦勝国ながらロシアに対する賠償金の放棄を受け入れたことに対する民衆の怒りが，日比谷焼討事件をはじめとする反政府暴動に発展し，経済については，都市化の進展による農村共同体の解体，貧富の格差拡大による労働問題の発生など，様々な，しかも極めて根源的な日本社会の変動とそれに伴う軋みを生み出したのである。

元号の変わり目に始まった大正デモクラシーは，桂太郎に象徴される藩閥政治への抵抗に端を発したが，より根底的に見ると，上記の日本社会の近代化に伴う様々な軋轢と，それに政治的に対応するための制度改革のために，より広範な国民の政治参加への回路を確立しようとする運動であったと見ることができよう。この際，与党的立場にあった政友会が原敬に代表されるように普通選挙実現に対する最も強力な抵抗勢力であったことから，大正デモクラシーのリーダーとなった尾崎行雄，犬養毅ら非政友会系の政治家たちは，非政党政治と同時に政友会にも対抗して憲政常道論，普通選挙推進運動を展開し，その成果は大正末期，1925 年の男子普通選挙実現として結実した。しかし，その後の日本のデモクラシーは，昭和期に入って政党政治の腐敗と経済政策の失敗とによって国民の支持を失い，政治的独立を憲法で保障されていた軍部，特に陸軍による冒険主義的なアジア大陸進出政策を抑止できないまま政治権力の軍部への移行が進み，太平洋戦争における対米敗戦に至る，という流れになる。我々の主題との関連で最も注視したいのは，この政治過程を下支えする思想の流れを，ナショナリズムの反動的高揚によるデモクラシーの解体，あるいは，デモクラシーに基づく欧化に抵抗する政治的・軍事的運動による国体復権過程の敗戦に伴う挫折，という形で解釈すべきか，それともそれ以外の第三の見方が可能ではないか，というところにある。

Ⅲ. 1　民主主義思想の展開

明治後期においては，政治過程としてのデモクラシーの発展にもかかわらず，それを支える思想的な展開は必ずしも十分ではなく，むしろ，それを批判する保守思想や，政治から背を向けて内面へと沈潜しようとする個人主義的思想が展開していった。このような時代の空気を一変させるのが元号の代わる 1912 年前後で，美濃部達吉と吉野作造という二人の代表的な法・政治思想家によって，明治立憲体制の再解釈に基づくデモクラシーの拡大への理論的な基礎が提出された。本節では，この二人の思想を中心として，昭和初期における日本のデモクラシーの完成までのプロセスを検討してゆくことにしたい。

Ⅲ. 1. 1　美濃部達吉の天皇機関説

美濃部達吉は，東京帝国大学教授として明治末から昭和期にかかる長期にわたり公法学を論じた学者であり，その独自な帝国憲法解釈論としての天皇機関説によって名高い。天皇機関説は，大正期以降における帝国憲法解釈説の通説的地位を確立しながら，戦前昭和期に右派政治勢力から厳しい指弾を受けたことでも知られている。しかしこの学説は，すでに成立した明治末の段階から激しい論争の的となっていた。

天皇機関説は，時に誤解されることがあるが，民主政体を説くものでは全くない。帝国憲法の第 1 条に「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と記されているように，日本が君主政体をとることを前提としたうえで，同条文の解釈論として，これは個人としての天皇が統治の主体（主権者）であることを意味するのではなく，天皇は国家の最高機関として憲法の定める国家組織の機構原則に従って統治権を行使すると解するものである。

これが従来の帝国憲法解釈に対して，どのように異なり，かつ論争的であるかを見るためには，美濃部説に対して，その発足時の明治末に

早くも批判の矢を放った東京帝国大学における美濃部の同僚の憲法学者，上杉慎吉の議論と対比してみるのが便宜である。上杉と，彼の師である穂積八束の説によれば，帝国憲法は天皇による統治を立法・行政・司法の機関に分ける統治方法の具体像を示すに留まり，天皇の主権の絶対性は帝国憲法によっても制限されるものではないとされる。これに対して美濃部説は，憲法学説上は国家法人説と呼ばれるものであり，統治権の主体が団体としての国家にあるとする。ここで団体とは共同の目的を前提とした多数人の結合であり，団体としての国家，という解釈の背景には，共通の目的によって結合された個人から構成される目的合理的な機能集団としての国家，という美濃部独自の国家観が前提とされている。この国家観のもとでは，主権は団体としての国家に帰することになり，従って天皇は，主権者として自らの無制限の意思に従って統治をおこなうものではありえない。この立場から天皇の位置づけを法的に解釈するならば，それは団体としての国家が掲げる「共同の目的」実現を目指すための最高機関である，ということになる。従って，天皇は依然として国家の最高権力の位置を占めるとしても，例えば絶対君主として，自らの私的な意思を公的な国家目的として政治的に実行できるわけではない。

このように天皇機関説は，その時代にあってデモクラシーに親和的なものであり，法理論としても説得的なものであったがゆえに，今日では，戦前日本におけるデモクラシーの先駆的思想として評価が高い。しかし，以下に見るように，このような解釈には問題が多く，しばしば極めて教条主義的な思い込みに基づいた非論理的な議論が含まれている。その中において，久野収（鶴見。久野（1956），第 4 章）の議論は，問題点が残るとはいえ群を抜いて優れた洞察を含んでいるものと思われる。項を改め，同論文で提示されて人口に膾炙した「顕教－密教図式」の定式を含めて，詳しい検討を試みたい。

Ⅲ.1.2　顕教－密教図式

大戦後に丸山真男を中心とする近代主義的民主主義の思想家たちが提起した「日本ファシズム論」，「天皇制ファシズム論」は問題の多い政治・社会理論である。この間の詳細については第Ⅳ部で改めて論じたいのであるが，問題点は多いとしても丸山の議論から学びうるところもまた決して少なくないことは言うまでもない。筆者の見るところ，丸山の議論は，（互いに関連はあるにしても）本来区別して論ずべきであった二通りの主張を含んでいるように思われる。第一は，日本の近代が西欧的なそれと比べて，前近代の封建的な遺制を引き摺った爬行的な性格を持つものであったということ，しかしながら第二に，これらの封建的遺制と見えるもののうちの重要な一部が，実は，前近代的な規範に拘束された民衆を操作するために，より近代的な知性を持った政治エリートや知識人たちが意図的に残存させたり，場合によっては，情報操作によって過大に宣伝強化した近代合理的な統治上の手段であった，という主張である。久野収による顕教－密教図式は，この丸山の洞察のうちの後者の部分を集中的に展開したものと見ることができる。ここでは，極めてステレオタイプな「日本社会の後進性」仮説ではなく，後進性と映る現象の背景に近代国家としての日本の合理性がより明示的に把握されており，ここに久野の洞察の重要性があると思われる。

久野の「顕教－密教図式」は，帝国憲法とそれによって確立された近代天皇制の制度的構造と機能とを出発点として，戦前日本における「超国家主義」の発展過程全体を視野に収めるものであるが，ここでの久野の議論を簡単に要約するならば，伊藤博文を中心として体系化された帝国憲法と教育勅語とを二本柱とする近代天皇制とは，実際には，統治される側の大衆向

けには天皇は現人神の絶対君主，他方，統治する側の伊藤ら政治的寡頭リーダーの申し合わせでは天皇は憲法に基づく制限君主として，自分たちの政治目的を効果的に実現するための操作対象（極端に言えば，ロボット）とする二重化された解釈体系に基づく制度であるとするものである。前者が「顕教」，後者が「密教」であり，その二重性が顕教－密教体系と称されることになる。しかし久野の議論においては，「顕教」と「密教」とが，大衆向けと知識人，エリート向けという主体的分類と同一視されており，そこには，日本社会の特質としての「国民大衆とインテリとのさけめ（裂目）のはげしさ」[20]という，それ自体，極めて疑問の多い前提に依拠してしまっていたために，この点について尾藤（1992，206 頁以下）による強い疑義を受けることとなった。ここでの尾藤による批判は，それ自体，久野の図式をより正確に理解する上でも大変有用なものなので，もうしばらく彼が説くところを聴こう。

尾藤によれば，久野の言う顕教とは「国家を支える理念，すなわち，国民を統合し，国家としての秩序を維持するために必要とされる，理念を指している」（同前 209 頁）。その上で，これは日本に特殊な現象ではなく，近代国家であれば，どのような国家においてもそれなりの形で存在するとされる。なぜなら「近代的な国民国家は，その種の理念なしには存立しえないのがふつうである」（同前）からだ。更に，このような国家理念が「道徳思想や歴史観といった形で，教育を通じて国民の間に浸透させられ…しばしば，民族的偏見によって強く彩られており…政府の主導のもとで形成された場合には，何らかの作為性や虚偽を含むことが多く，その意味では一種のイデオロギーである」ことも，「日本だけにかぎることではない」（同前）と指摘する。

[20] 同前，132 頁。丸山（1964），63-70 頁も，あわせて参照のこと。

他方で尾藤は，久野の言う「密教」に関しては，可能な二通りの解釈を対比して論じている。第一は「「顕教」としての理念を，国政の上に現実化するための制度…についての理論的な説明」（同 210 頁）とするものであり，このような制度の根幹が憲法である以上，密教とはまさしく憲法解釈学そのものである。この場合，国家の制度と理念とは，できるだけ整合性を維持することが望ましいことは言うまでもなく，美濃部が天皇機関説の形で実現しようとしたのは，まさにこれであったとする。しかしながら，これに対して久野は，「密教」に関するもう一つの解釈，すなわち美濃部機関説を（民衆の天皇制理解から乖離した）支配者間における申し合わせとして理解し，両者の矛盾が顕在化し民衆的な天皇制理解がエリートの天皇理解としての機関説を圧殺しようとしたところに，昭和期のファシズムの兆候としての天皇機関説事件が起こったとしている。

後半に説明するように，史実に即してみても機関説事件は，かかる事態と何ら対応していなかったが，尾藤（同 211 頁）が批判しているように，法や思想の解釈に関する理論的な観点から見ても，久野の議論はおかしいように思われる。なぜなら「顕教」と「密教」とが乖離しているならば，そのような統治体制には深刻な障害があるとみるべきであり，それが批判されるということは「事件」でもなければファシズムとも関係なく，むしろ自然なことと言えよう。そして，その矛盾が本当に落着しないのであれば，そのような憲法体制とその下にある政府は，「事件」以前にすでに統治に失敗し，あるいは政治権力としても腐敗しているとみなすべきであろう。

本来「顕教」と「密教」の関係は，それを扱う主体の観点から整理されるべきものではなく，民衆の間に分有されている黙示の慣習法的価値と，それを国家的な統治制度の観点から理論的に解釈した価値体系との差異として理解す

べきものと思われる。しかし，この主体に基づく二分法と，その前提となる「日本社会の特殊性，後進性」論を排除しておく限りにおいて，久野の議論は，制度としての近代国民国家とそれが依拠する前近代的な国家理念との関係を分析する手法として，今日も有効性を維持し得るように思われる。筆者の枠組みに置き直して言えば，ここで「顕教」にあたるのは当該国家の前近代的伝統に基礎づけられた「国民」的理念もしくはイデオロギーであり，これは，前近代的な国家・社会体制を近代国家へと表面上連続的に継続させるために，言語，道徳，習俗などの前近代的遺産のうちで近代国家の形成にとって有用な精神的諸資源を，選択的に近代国家へと流し込むための最も重要な水路となる。他方これを，近代的国民国家の制度的視点から解釈的に再構成するプロセスこそが「密教」である。つまり顕教－密教図式は，帝国憲法と近代天皇制における戦前日本の国民国家としての近代と前近代との交錯を巧みに示したことにおいて，丸山学説を大きく進歩させる重要な貢献を為したと評価できるように思われる。ここでは，久野自身が，帝国憲法（の創設者としての伊藤博文をはじめとする藩閥リーダーたち）の非民主性というドグマにとらわれることによって議論を混乱させてしまった帝国憲法をめぐる論争を，彼の顕教－密教図式に即して改めて見極めることを試みたい。

すなわち，その出発の時点において，すでに帝国憲法には二通りの解釈の方向性（密教的構成）があったということである。最初のものは，第Ⅱ部で論じた帝国憲法における天皇制度の標準的な解釈として，井上毅を中心とし伊藤博文も基本的には支持していた考え方であり，立憲政体主義，すなわち天皇の絶対権限を憲法に基づいて制限する立憲君主制へ向かう方向性である。これは，美濃部が提示したような実質的な立憲民主制と天皇制度とを矛盾なく統合しようとする方向へと，時代の変化とともに移行したものと思われる。

これに対して先に述べたように，帝国憲法に関するもう一つの解釈体系として，穂積八束や上杉慎吉らの保守的な憲法学者が提唱した天皇絶対主権者説がある。しかしここで，後者の解釈をより日本的伝統に立ったという意味での「保守的」解釈とみなしては，事態を見誤ることになるのではないだろうか。これは，もう一つの顕教－密教図式であり，ここでの天皇は，顕教上，国民が認識している天皇像を，密教の水準において西欧的な絶対君主として解する，優れて近代的な解釈を行っているのである。しかし，天皇を無限の権力を持つ絶対君主とする考え方は一般に立憲君主制の思想自体と矛盾するものであり，上杉らの議論はこの点に関して必ずしも明確ではなかったことから，美濃部の天皇機関説理論において批判を受けたのである。

また，帝国憲法の第一条における井上毅の「統治ス」の原案である「知ス」の意味を想起するならば，帝国憲法の起草者の意図に参照しても，天皇主権者説に基づく帝国憲法の解釈は適当ではない。井上の意図が示すように，無限の権力の源泉（＝完全に自由な主体）としての王という存在は優れて西欧的形象であり，日本の国体においては，天皇は自身の君徳によって，臣民に対する公的契機に基づき自らの権力を自己抑制するものと見ることが妥当であろう。言い換えれば，日本の国体に適する憲法解釈としては，国家を特定の「公共目的」実現のために存在する有機体的な団体として見ること，そして，そのような団体の最高機関として天皇を置く天皇機関説は何ら革新的，叛逆的，あるいは少数エリート主義的な意図を持つものとは言えず，国民全体に広く共有された日本の国家伝統の適切な近代的表現と見るべきであろうかと思われる。

しかも更に言うならば，天皇主権者説は，天皇をその本来のあり方とは異なる西欧的な絶対

的君主，主権者と解することを通して，実際には宮中に近い位置にある藩閥政治家たちが「公論」に基づく国民の広範な政治参加を遮蔽し，自らの寡頭的政治体制の維持・強化を推し進めることに資するという意味において，久野の表現によるならば「支配者間の申し合わせ」，つまり政治腐敗の根源となりうる否定的な意味での密教そのものなのである。以上のように見るならば，美濃部は学者としての優れた知性と良心とに基づいて，極めて正当な憲法解釈論として天皇機関説を提起することで，幾重にも問題があり，特に時代とともに政治腐敗の要因となる恐れの強くなっていた天皇主権者説を正したに過ぎないと言うことができる。

しかし天皇機関説は，法人たる国家が追求すべき目的やその実現方法に関して，多様な解釈を許容するものであった。次項で論ずる吉野作造の民本主義は，美濃部説を立憲民主主義の方向へと展開するものであったが，機関説は団体としての集合的な国家主権を全面に出すことによって，個人の権利を集団としての国家が抑圧することを正当化する契機ともなりえた。こうして，超国家主義の筆頭に位する論客，北一輝は，後半で論ずるように，美濃部の天皇機関説を自家薬篭中のものとするところから彼の国家社会主義理論を展開したのである。久野収による顕教－密教図式は，天皇機関説の有するこの種の理論上の多義性を示した点においても今日的意義を持つものと思われる。

Ⅲ. 1. 3　吉野作造の民本主義

吉野作造は美濃部と同じ東京帝国大学の政治学教授であり，美濃部よりもやや若い世代に属するが，ともに大正デモクラシーを代表する政治理論家である。美濃部が，その国家学に関する深い教養にもかかわらず，自らの法学者としての禁欲的な姿勢を維持したのに対し，吉野はアカデミズムを離れた一般誌への寄稿を通じて広く社会に語りかけた。中央公論誌に掲載された代表的論考「民衆的示威運動を論ず」，「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」（以下で適宜『憲政』と略記）などの文献は，その高い学術的価値とともに，明晰な議論の展開によって社会に彼の民本主義思想の本質を伝達した。同時に彼は，民本主義の立場を共有する知識人グループ，黎明会を組織して，普通選挙の実現を主目的とする改造運動のリーダーシップを取り，民本主義の確立に向けての広範な社会的連帯を形成した。その結果，大正時代は「吉野作造の時代」（三谷（1995））と呼ばれるまでの影響力を，アカデミズムに留まらない社会全般に及ぼしたのである。

初めに吉野のデモクラシー観について，一般的な見方を確認しよう。吉野は，明治末日露戦争後の日比谷公園騒乱に言及しつつデモクラシーの危険を指摘するが，同時にそれが民衆の意見を政治に反映する上で肯定すべき側面をも有するとする。その上で藩閥，官僚等による寡頭政権に触れて，たとえデモクラシーがどれほど限界を有するとしても，寡頭政治はデモクラシーより良いものではないとする。例え寡頭政治を執行する人々がどれほど賢明であっても，少数者が内々に相談して行う政治は権力の濫用と腐敗を招くからである[21]。

こうして，藩閥，官僚らによる寡頭政権を批判する一方で，吉野は，自らの主張する民本主義がデモクラシーとは異なることをも強調する。なぜなら，デモクラシーが主権のありかにかかわる法的概念であるのに対して，民本主義は主権の行使される目的にかかわる政治上の理念であるので，民主制，君主制の別なく実行可能であるとしている[22]。その上で，民衆による直接的な意思決定に依拠する直接民主制が生み出す衆愚政治に対する危険を十分に認識していた吉野が理想としたのは，政治に携わる少数の専門家を民衆が選出する議会制間接民主制で

[21] 坂本（1996），119-120 頁より引用。
[22] 三谷（1995），146-147 頁。

あった。たとえ民衆が政策形成の能力に欠けていたとしても，事前に示された専門家の意見を聞いたうえで誰が政策を決定するのが最も望ましいかを判断し，かつ，その政策が適切に執行されたか，失政や権力の濫用がなかったかを事後的に監督することができれば，議会制間接民主制は有効に機能すると考えるのである[23]。美濃部が政党政治の実現を最も重視したのに対して，吉野が志向したデモクラシーは本格的な二大政党制であり，そのために吉野は政友会に対抗しうる政党の発展に期待をかけていた。この点において吉野は，議院内閣制の下における政権交代を最も重視した，明治期における福沢諭吉の自由主義的政治思想の直系に属する後継者と言う事ができる。

しかし吉野の主張は，二大政党制の実現に留まるものではなかった。時代のデモクラシーの要請は普通選挙制の実現にあり，吉野が最も強調したのはこの点であった。吉野が，福沢と比較する時，民衆による政治支配の危険性に対してより敏感であったのも，彼がより保守的であったからではなく，福沢の時代には想定されていなかった普通選挙がもたらしうる危険に対して，あらかじめ周到な備えをする必要を感じていたからである。そして普通選挙制の実現は政治的平等の完成であるが，彼の民本主義は更に強い含意を持っていた。すなわち吉野は，民本主義の最終段階として，一般民衆の利福の実現を政治の目的とすることとした。つまり民本主義は，最終的に社会民主主義的な経済的平等にまで踏み込んだ政治形態を要請するものとしたのである。もちろん吉野は，当時世界を震撼させていたレーニン主義をはじめとする反議会主義的な社会主義を厳しく否定したが，彼が留学時代にヨーロッパで見聞してきた議会主義的な社会主義勢力が普通選挙を通じて日本にも浸透し，経済的平等の実現への土台となることに期待を寄せていた。政治のみならず経済社会の大衆化に伴う民衆のエネルギーをいかにして暴力革命とは異なる合理的かつ平和的な統治体制の内部に制御してゆくかについて，彼は周到な配慮を巡らせていたのである[24]。

Ⅲ.1.4　吉野作造の国際政治思想

大正デモクラシーを自由民権運動と対比したとき，国際政治に対するスタンスが正面から問われたことが一つの大きな相違とみることができる。しかし，自由民権運動を，その流れを継承する対外硬派まで含めて把握した場合，自由民権運動に投じた思想家の間でも，国際平和主義の線上に位置した思想家からアジアへの拡張主義と唱える「帝国主義」者に至る幅広い流れが存在したことがわかる。つまり一口に民権派と言っても，ひとたび国際的な政治政策にかかわる場合，きわめて大きな思想的対立があったのである。すでに指摘したように，デモクラシーにおいては，人民の主権拡張という反政府的側面とともに，国民の権利拡張を通じて国際的な紛争に対峙するための国家の統一を促進するという親国家的側面があるために，ひとたび一国の枠を超えた外交，防衛の問題が持ち上がるときに，デモクラシー運動は容易に見解の対立に直面するのである。

三谷（1995，26 頁）が指摘しているように，大正デモクラシー運動においても，国内改革の対象と方法については幅広い一致が見られる一方，対外政策については，運動内部にはっきりとした見解の対立が存在していた。例えば，大正デモクラシー運動の思想的な二大支柱であった吉野作造と福田徳三との間においても，欧米の外交政策に対する両者の評価の間には無視しえない対立が存在していたのである。しかし，大正デモクラシーの思想における対外的な側面を検討するにあたっても，まず手掛りとなるの

[23] 坂本（1996），120-121 頁

[24] 坂野（2008），106-111 頁。

は，やはり吉野作造のそれである。我々はここでもまず，吉野の外交思想を振り返ることから始めなければならない。

吉野に関しては，彼のキリスト教徒としての清廉篤実な人柄とも相まって，彼の対外政策論も反戦平和主義的なものであると考えられる場合が多いが，彼は一貫して政治的リアリズムに即した外交論を展開しており，空想的な理想主義的平和主義者であったことは生涯を通じて一度もなかったと言ってよい。この点は，初期の吉野の外交論の一つである日露戦争参戦に関する彼の肯定的議論に，明確に反映されている。そこで吉野は，日露戦争をロシアのツァーリズムによる専制に対する自由の拡張の戦い，つまり野蛮に対する文明の戦いとして位置付ける。ちょうど福沢の場合に，日本の独立にとって，非文明としてのアジアからの離脱と西欧文明への日本の参画が不可避であると解されたのと同様に，吉野においても西欧文明の成果としての自由とデモクラシーの進歩は肯定的に解されており，それに対する日本の参画と貢献とは，場合によって戦争の形をとったとしても回避されるべきものとは考えなかったのである（三谷（1995），144–145 頁）。また，中国政策についても，第一次大戦時においては中国の革命運動の意義を低く評価して，中国の独立への動きが底固いものでない以上，西欧列強の中国大陸への干渉に対抗する必要上，日本もまた必要な範囲において中国における勢力の維持・拡張を図るべきことを主張し，対華二十一カ条要求を肯定する主張を行っている（同 154–156 頁）。このように西欧文明の進歩を基準としつつ，現実の政治的リアリズムに沿って外交的実践を行おうとする点において，吉野は外交政策においても福沢の後継者と考えることができる。

しかし，吉野の外交政策論は，1910 年から 3 年に及ぶヨーロッパ留学を契機として徐々にではあるが，きわめて重要な変化を遂げていった。そして，彼の外交論が明確に平和主義の基調に立ち始めるのは，第一次大戦期のことである。周知のごとく，第一次大戦の未曾有の惨禍は，多くの参加国家のうちに戦争批判と平和主義への転換への動きを促進せずにはいなかった。様々な限界が指摘できるにせよ，当時，アメリカ大統領，ウッドロー・ウィルソンが提唱したウィルソン主義には，戦争から平和へと人類を進歩せしめようとする高い理想があったこと，それゆえに世界の多くの人々の共感を呼んだ事実は認めざるを得ない。ウィルソン主義における，民主主義の確立を通じて世界平和の実現を，というテーゼを，西欧特殊的，更にはアングロ・サクソン的限定に立つ特殊利益論として読み替える識者も多かった中，吉野はウィルソン主義の主張を「世界の大勢」とみたうえで，断固としたウィルソン主義擁護の論陣を張る。吉野によれば，アメリカこそが憲政の運用に最も成功した国家であり，「憲政の本義」たる民本主義が最も成功した範例である。憲政が成功するには，国家を多数者意思が支配しなくてはならないが，多数者意思の形成は優れた少数者による指導を必要とする。しかるに，アメリカこそが「労働者の勢力を占める国でありながら，ルーズヴェルトの如き又ウィルソンの如きこう世の英雄が国家最高の英雄の地位に挙げられるのである。」[25]

このようにウィルソン主義の本質を内政において民本主義として把握した吉野は，外政についてもウィルソン主義に沿って民族自決に基づく国際平等主義の原則に立った。すなわち，互いに独立した諸民族からなる各国の内政に関する民本主義の確立を基礎として，国際的には主権国家平等原則に立った，すなわち，特定国の私的な国益に従属することなき普遍的な国際平和秩序を確立することを求めたのである（三谷（1995），79–81，203–206 頁）。そして，その論理必然的帰結として，五・四運動，三・一独立

[25] 『憲政』67 頁に基づく。三谷（1995），79 頁より引用。

運動における中国，朝鮮の反日ナショナリズムを肯定的に評価し日本の対アジア政策，植民地政策への反省を求めることになる（同 157–162 頁）。

この吉野における大幅の方向転換を見ても，ウィルソン主義と，これに基づく第一次大戦後の国際政治体制の変革が，日本の政治社会思想に及ぼした影響は極めて甚大であったと言えよう。なぜならまず，このレジーム・チェンジに至るまでの大正期日本における国内政治思想に関して言えば，国内におけるデモクラシーの進展に対する合意が確立することにより，デモクラシー，特に普通選挙の実現に向けての前進ということに関しては，体制内リベラリストと体制外革新派グループとの間に幅広い合意が可能になっており，これは明治期の自由民権運動から立憲体制の初期の時代にはあり得なかった政治的進化であったと言えるが，他方で同時期には，対外的には，体制の内外を問わず西欧植民地体制からの日本の独立，帝国主義国家としての自立を主目標として，そのためにこその民主化，という相互了解があった。大正デモクラシーは「内にデモクラシー，外に帝国主義」のスローガンとともに幕を開け，吉野自身も立論は抑制的ながらも，その方向に沿った主張を展開していたと言える。

しかるに，ウィルソン主義に対して吉野を中心とする体制内リベラル・グループが呼応したことは，対外政策に関して，吉野と福田との間におけるような体制派の内部において，またそれ以上に，体制派と反体制派との間に思想的なくさびを打ち込む端緒となった。とりわけウィルソン主義は，民族自決と主権国家平等の原則を少なくとも建前として掲げており，民族を単位としたデモクラシーの発展と，これら民主化された諸国が対等な立場を有する国際社会を理想像として掲げていた。つまり帝国主義に対する反省の上に立って，民族的ナショナリズムをデモクラシーの礎石として位置付けていたのである。

ウィルソン自身が，これを自らの理想に基づいて掲げたことは明らかであるが，それは国際政治的には，少なくとも当面の間，西欧諸国の植民地利権を維持したままでの現状凍結を試みるものであったために，これを欧米側の私益的政策であるとする解釈が日本では有力になった。この結果，第一次大戦までの対立が，ナショナリズムに基づく国家の独立という大目標を所与として，そのための手段として内政における富国強兵とデモクラシーのいずれをより優先すべきかをめぐって争われたのに対して，それ以降，デモクラシーの深化に関する合意を前提として，それが日本一国の独立と民族対等原則に基づく親欧米的協調主義外交に結びつくか，それとも第一次大戦後の国際政治のレジームを欧米諸国の国家エゴに基づく不当な体制と見たうえで反欧米的なアジア進出主義的外交政策と結びつくか，が政治政策上の中心的な論点となっていったのである。

前者を代表するのが吉野に象徴される体制内リベラリスト・グループであったとすれば，後者の中心をなしたのは，体制外の無産運動組織，民間右翼団体，および体制内ナショナリストのグループであり，彼らは互いに緩い結合関係を持ちながら大正デモクラシーのいわば外延に発生し，戦前昭和期に至って，台頭する軍部・官僚層革新派と連携しつつ，前者を圧倒するファシズム勢力となる。以下では，これらの勢力が，それぞれどのような思想的見地から出発し，その連携を次第に強めていったのかを検討しなくてはならないが，その前に次項において，吉野の民本主義を政治制度よりも内面的な部分に遡って支持するための思想的な基礎となった大正教養派の思想について，民本主義との関連も含めて簡潔に振り返っておきたい。

Ⅲ. 1. 5　大正教養派と民本主義の人格論的基礎

明治後期には，日本の近代国家確立と並行して，当時の教育制度の発達により，徐々にではあるが国民の知的な裾野が拡大し，高等教育の恩恵に浴したエリート層に属するインテリゲンチアとその予備軍としての学生たちとが，知的思想集団としての意味を持ち始めた。しかし，明治前期のように，その渦の中に自ら果敢に飛び込んで思想の実践に向けて自己実現するには，政治社会の組織はずっと巨大化しており，その一方で，社会の一部には，有無を言わせず世間の荒波にもまれる必要が，少なくともしばらくの間猶予されている階層を生み出していた。これらのインテリゲンチアとその予備軍である学生層にとって，自己の生き方と社会的義務感との間に，明治前期と比べてはるかに大きな乖離が生じており，桂園時代に始まる思想的停滞の状況は，ひとつに1903年の藤村操の自死に象徴されるような「人生，如何に生くべきか」についての絶望的な煩悶とともに，やがて日露戦争後における自然主義文学の隆盛に代表されるような，現実の空虚を率直に承認してこれを受け入れるべしとする冷めた思想傾向をも生み出した。

しかし，元号が変わる頃に始まった大正デモクラシーの流れは，多数国民が政治参加することの現実性を高めてゆき，二大政党制と普通選挙の導入を提唱する吉野の民本主義の社会的背景となった。こうして，吉野が組織した新人会をはじめ，吉野の思想に強い共感を寄せた学生層は，再び政治に対する真剣な関心を取り戻すのであるが，同時に彼らは，社会運動のレヴェルを超えて人格的自己陶冶の必要を感じており，これらの学生層に対する啓蒙の役割を担ったのが「大正期教養派」と呼ばれる思想であった。

大正期教養派は，明治後期に始まる個人主義から発展した思想形態であるが，そこでは藤村操が自らの生命を賭して行った「人間はいかに生きるべきか」という問題提起をより積極的・肯定的に受容しつつ，自然主義的な現実受容的思想傾向に抵抗して，新たな理想の確立を求める思想運動であった。それは，明治時代における現実の国家社会における立身出世主義とは異なる新しい理想として，個人としての人格の完成を提示し，旧制高校の学生をはじめとするインテリゲンチア層からの幅広い支持を得たのである。次節以下に見るように，大正期は決して非政治的，非社会的な時代ではなかった。むしろ，個人とも国家とも異なる政治と社会の概念が正面から浮上し，様々なイズムの形で噴出し始めた時代である。しかし，同時にこれらの世間の荒波から距離を置いて，「自由な」立場で「自分を作る」ための思想が求められており，大正教養派はその需要にこたえるものであったということができる。

筆者の推論するところ，大正教養派は概ね三通りの源流を持つ。第一は，上に述べた吉野作造を中心とする大正デモクラシーの系譜をひくリベラル派の政治思想である。この自由主義的な政治思想の哲学的基礎部分として，大正教養派の思想は，特に法学部などの実学系学部の系列に連なる学者と学生に歓迎され，この教育を受けた都市インテリ層のサラリーマン，官僚，専門職業人へと影響を及ぼしていった。この思想系列は，昭和に入って，東大法学部に置籍する重要な社会科学系知識人グループを生み出す。南原繁，岡義武，田中耕太郎，あるいは，河合栄治郎，蠟山政道，矢部貞治，そして，敗戦後にデビューした世代に属する宮沢俊義や丸山真男もまた，敗戦に伴う立場の変化はあっても，この思想からの強い影響下にあった。

次の重要な源流は，社会科学ではなく哲学の立場に立つ西田幾多郎であり，この流れは昭和に入って戦前京都学派へと継承される。専門的な哲学だけではなく，和辻哲郎，三木清，あるいは「世界史の哲学」派は，戦前・戦中にかけて政治的にも重要な影響力を持ち，昭和軍国主

義期に日本政治の中核を担った近衛文麿，木戸幸一らも，京都大学在学中に西田に師事して大きな思想的・人格的影響を受けている。

そして，第三の源流は夏目漱石である。日本を代表する国民作家である彼は，同時に優れた教育者でもあり，大正教養派の代表的知識人である阿部次郎，安部能成，和辻哲郎らはいずれも漱石門下である。また，大正教養派の文学部門というべき白樺派も，志賀直哉を筆頭に，直接，間接に漱石に師事してその影響下にあった。昭和期におけるこれら知識人たちの思想動向については後に改めて触れるものとし，本項では，大正期において，この思想がどのような主張を行い，どのような社会的意味を担ったかについて考察する。

「教養」とは，もともとはドイツ語のBildungの翻訳であり，教育と人格形成からなる二重概念であるが，これは大正教養派がドイツ文化に有力な起源を持つことを示している。彼らが主として依拠していたのは，ゲーテからフンボルトに至るドイツ的教養主義の伝統と，カントからヘーゲルに至るドイツ観念論の思想系譜，特にその道徳哲学的側面であった。周知のごとく，カントの道徳哲学は，個人の自由を自然な欲求性向や功利的な選択意志に還元するのではなく，人間が自然の性向や幸福の追求に逆らって，自らの生きるべき格率を普遍的な道徳法則に合致させうる意志的能力として把握したのであるが，教養派の代表である阿部次郎が，旧制高校生の必読書とされていた『三太郎の日記』において「情調の放浪の外にこの世に生きる道がないとしたら他人は知らず自分はたまらない」と記し，やがて自らの思想を人格主義と名付けて，それは「理想を指導原理としてあらゆる思想と生活とを律して行こうとする主義」すなわち「理想主義」の立場であると宣言するとき（坂本（1996，79頁）），そこにカントの倫理思想の残響を聞き届けることは容易いと言えよう。大正教養派の思想は本来ノンポリティカルであるが，阿部の数少ない政治に関する考察は，政治を本質的に教育の問題へと還元する傾向があった。彼はプロレタリアの困窮に深く同情し，その救済の必要性を説きながらも，彼らの魂の荒廃や利己主義が肯定されてはならないとした。社会革命といえども，階級間の闘争ではなく，階級を問わない人心の教育に基づく心情の革命を基礎としなければ無意味であるとしたのである（同前，125頁）。

今日，大正教養派は，その文学部門である白樺派と並んで評判が悪い。右翼，左翼を問わず，微温的な「甘ちゃん」思想の典型とされている感がある。このような教養派に対するやや心情的な軽視や反発は発足当時から存在したようであるが，第二次大戦後に教養派批判の定型を作った代表的な考察として知られるのが唐木順三の批判である（唐木（1949））。唐木による教養派批判は多岐に及んでおり，その全像を理解するにはすこぶる難解であるが，ここで着目したいのは，彼が教養派の本質的特性を，類と個，普遍人類性と個性とにのみ関心を寄せ，両者を媒介する種，特殊としての国家，社会，民族などを抜きにしているところにあると見たことである。興味深いことに，唐木とともに戦後知識人の代表であり，しかしながら唐木とは全く思想的立場を異にする鶴見俊輔が，白樺派の弱点として「制度が人間をつくる仕方を見てとることができない」（久野・鶴見（1956，20頁））という唐木のそれと共通する点を挙げている。この帰結は，言うまでもなく，「他者」の存在を想定しない自我の，野放図な世界大への拡大に基づく個性の確立への志向であり，唐木によれば，個人を社会化するための「型の喪失」，鶴見によれば，個人の善意を組織するための社会制度に関する理解と操縦能力の欠如，という診断となる。そこから脱出するための処方箋の相違があるとはいえ，両者の診断内容は期せずして一致しているように思われる。政治が教育や文化の問題へと還元される教養派の思

想傾向の根源も，ここで再び解説するまでもなく明らかであろう。

ここで我々は，ここまでに展望した吉野作造の民本主義の思想を再び想起してみよう。吉野によれば，デモクラシーが要求する自由平等とは「階級門地の如き人為的設備が，ものを云うことに反対するのである」が，「精神的品位にものを云わしむる事には何ら反対するものではない」（坂本（1996），123 頁）。ここでの吉野の主張もまた，教養派と同様，大正後期からのデモクラシーの大衆化がはらむ危険に対応する意図が基底に流れているのであるが，デモクラシーとは生の人間の欲望の総和ではなく，人格を確立した個人の精神的権威を認めるものであるとする彼の主張のうちには，デモクラシーが多数者専制と衆愚政治へと流れることに対する防護壁として，カント的な人格主義を以てするという思想的な構えがある。しかし，あくまでも社会科学者としての冷静な視角を持つ吉野は，教養主義の過剰による完成主義的政治観に対する危険についても注意深く目配りをしていることを忘れてはならない。『憲政』において，彼は，民衆のみならず少数の専門家においても，理想的な完成された人格は前提され得ないのであって，政治制度が専門政治家に悪いことをさせえないような工夫が重要であると説いている。吉野は，政治についてカント的な人格の陶冶に留まらず，イギリス的な二大政党制に基づく議会政治のシステムによる権力の監視という側面を重視し，システムと人格とが相補的に作用するものとして把握していたのである（同前，126 頁）。

しかし，吉野と大正教養派とをつなぐ人格主義的思想もまた，吉野の政治思想と同時に，その微温的性格を批判されて，大正時代の終焉とともに始まる社会の混乱の中で時代の背後へと押しやられる運命にあった。そして，かつては民本主義と人格主義を信奉していた学生層の大部分もまた，反議会政治的な社会主義，集産主義運動へと移行してゆくこととなる。我々は次節において，これらの思想的転換のための重要な転轍機となった社会主義思想の発展過程を把握しておきたい。

Ⅲ. 2　近代日本における社会主義思想の展開

明治憲法体制の成立後の時代は，二度の帝国戦争における勝利という内政，外交上の変化とともに，日本の経済発展によって農業から工業へと経済の基盤が移動し，都市への人口流入が進むことで社会構造と国民の生活形態との抜本的な変化が見られた。このような日清戦争に前後する日本資本主義の急速な発展と都市化による個人の生活様式の劇的な変化の結果として生まれたのが，農村共同体を遊離した都市労働者の困窮による社会問題であり，これに対処するについて，デモクラシーに基づく社会福祉主義，更にはより直接的な労働運動を通じた社会主義の導入を求める社会思想の発展があり，この時代，日本において，社会主義思想がその緒に就いた。以下では明治から大正，そして 1930 年代に至るまでの日本の社会主義の思想と運動について概観しよう。

Ⅲ. 2. 1　明治社会主義と幸徳秋水

高野房太郎はアメリカでの経験をもとにして，日清戦争後の日本に戻って後，片山潜らとともにアメリカにおける労働組合の制度を日本に定着させる必要を説いた。ここで高野，片山らは労働者の窮状を救うために，資本家に対する規制による労働者の賃金，労働条件の改善と並んで，労働組合の制度に基づいて労働者の団結権を保障することの重要性を主張したのであるが，彼らの主張の背景として，労働者の社会的立場を改善しようとする人道的な視点とともに，労働者を社会的に啓蒙してその知識と人格形成とを促し国家の良き一員として統合するというナショナリズムの視点がしばしば強調された。従って，この時点で労働問題への取り組み

は，マルクス主義的な階級闘争やサンディカリズムに結びつくものではなく，労働者の保護を出発点として階級間の融和と国民的な統合を導くことを目的としており，そのための手段としても労働者の民主的な政治参加や議会活動に基づくものが選択された[26]。労働組合運動は普通選挙運動とも糾合しつつ，1901 年にはフェルディナンド・ラサールによるドイツ社会民主党（SPD）に倣って，日本最初の社会主義政党である社会民主党が，片山を中心として，安部磯雄，木下尚江，幸徳秋水らによって結成された（届出翌日に禁止処分）。以下では同党の綱領にも重要な影響を与え，日本の初期社会主義においてカリスマ的な影響力を誇った幸徳秋水の社会主義思想の展開に即して，明治期社会主義に関する考察を進めたい。しかし，そのための前提として，彼の師であり明治思想の巨人として福沢諭吉と並び称される中江兆民について，まず簡単にでも触れておく必要があろう。

中江兆民は，ルソーの「社会契約論」を漢文訳して，その社会思想を日本及びアジアに紹介し「東洋のルソー」とまで称えられたことからわかるように，ヨーロッパ大陸的な社会契約説の信奉者であった。自由民権運動の理論的指導者として等しくデモクラシーの導入を唱えながらも，福沢が依拠したのがイギリス流の代議制民主主義であったとすると，兆民はルソーによる共和主義的な民主制構想に依拠していた。儒学に対する見方も対照的であり，漢籍に対する豊富な教養にもかかわらず儒教道徳をほぼ全否定した福沢に対して，兆民は儒学に対する深い学識とともに強い共感と高い評価を与えていた。基本的に政治も社会道徳も「文明」という最終目的を実現するための手段であると考える福沢に対して，道徳が本質的価値であり，かつ道徳こそが政治を支配すべきとの立場を堅持する点で，兆民は厳格に中華儒学思想を継承していたからである。福沢と同様に，兆民もまた儒教道徳への批判を行っているが，その視角は福沢とは全く異なる。兆民が有徳な人間による統治を理想とする儒教思想を否定したのは，福沢の場合のように儒教道徳が文明の発展を阻害するからということではなく，儒教道徳のような個々人の道徳的差異に基づく道徳的貴族主義とでもいうべき統治思想を，兆民はそれ自体として反道徳的であると考えていた。兆民にとっては，全ての人民による政治的自己決定こそが人間ひとりひとりの尊厳を保障する道徳の基本なのであり，自由概念に基づいて述べ直してみると，福沢の思想的背景であるイギリス的自由主義における自由が「外的障害の欠如」による私的な選択領域の保護を目的としていたのに対して，兆民が依拠するルソー的な自由においては「自己支配」の意味合いが前面に出る。そして，その「自己支配」は，私的領域を超えて全社会領域において実現されなければ「真の自由」に逢着しえないと考えられていた。ルソーの「社会契約論」が兆民に教えたのは人民全体が「君」であり同時に「臣」であるという思想であり，それは直接民主主義的な政治生活への参加を通してのみ実現するのである[27]。

そして，ルソー＝兆民の立場は，人民主権の理念を媒介として福沢的な意味における政府/国家峻別論を再否定し，経済社会に対する国家あるいは政治の優位の主張につながってゆく。もちろん藩閥政府のような国家＝行政府という視点ではなく，国家＝立法府＝人民の意志，という視点に立ってのことである。しかし，民主制はただちに（例えば，一億人民からなる）多様な諸個人の意思をルソーの言う「一般意志」へと昇華できるのか，ここでは，様々な個性と背景を持った人民の多元的な価値意識を「国民」の総意としてまとめあげる「普遍原理」（を探求するための方法論）が求められる。こ

[26] 松本（1996），167 頁以下を参照のこと。

[27] 坂本（1991，108 頁以下）参照。

の点は，ルソーの民主主義思想を日本の現実になかに移入することを志した兆民にとっても，ルソーによる「立法者」の観念をめぐって深い悩みの種となったようである[28]。

政治的にも，兆民は自由民権運動の急進的な理論的指導者の地位にあったにもかかわらず，帝国議会の発足後に議員に当選しながら自らの理想と異なる政党政治の現実に対して嫌気がさして早々に辞職し，晩年には近衛篤麿率いる対外硬派の政治組織に参加表明するなど政治的に大きな振幅を見せた。処世においても極めて周到な成功者であった福沢とは対照的に，議員辞職後いくつかの実業に手を出しては失敗し，奇しくも福沢と同年，1901 年に世を去るが，幸福な福沢の晩年とは対照的に近代日本の現実に対する失意に満ちた晩年であった。

さて幸徳秋水であるが，彼は兆民が最も信頼し期待していた弟子であり，急進的な民権論者として出発し，やがて社会主義へと傾倒する。師の兆民が，国民の政治に対する平等な参加に基づく共和政国家を理想としたのに対して，幸徳は，政治的平等に留まらず，社会的自由の実現のために諸個人の経済的平等の確保が必要であるという認識に基づいて社会主義へと進んでいった。ここでは兆民の場合と異なり，社会主義とは経済問題であり，政治とは高々従属的，派生的な問題であるというのが幸徳の立場であった。彼は経済社会のレヴェルにおいて，自由競争主義→資本家合同主義→世界的社会主義，という進歩の図式を前提とし，これは政治のレヴェルにおける，自由主義→国民主義→帝国主義→世界平和主義という進歩をもたらすと考えた（三谷（1995），257 頁）。

このような下部構造基底的な，予定調和的社会主義理論を「科学」として信奉することは，兆民における「立法者」をめぐる困難を科学としての社会主義の導入によって克服する道を開くと同時に，幸徳の中で普遍主義的道徳主義としての儒教を社会主義の形で再度活性化する契機ともなった。すなわち，当時の幸徳は，西欧的「個人主義」を以て「社会主義」の対立概念と見ていたのである。幸徳の福沢批判はその代表的な例であり，ここで福沢流の個人主義は，個人の利己主義を正当化し社会を無秩序な自由競争へ導くものと転釈される一方，「社会主義の理想は，社会全体を挙げて大なる家庭として，楽しい，清い，美しい，安心なものとしようとするのである」[29] と論じて，福沢が何よりも強く主張した家庭と世間，情誼と規則との峻別の立場とは真反対の社会を理想として主張している。ここには，幸徳が社会主義者でありながら，あるいはそれゆえにこそ，福沢のような近代主義者と反対に儒教道徳の意義を高く評価していた理由を見ることができる。

幸徳の儒教に対する傾倒は，当時の幸徳の思想のもう一つの重要な柱である非戦思想においても明確に表れる。幸徳は内村鑑三や堺利彦らとともに日露戦争にあたって非戦の論陣を張ったが，国際政治において非戦論を唱えるにあたっても，幸徳の思想態度は，師の兆民同様に厳しく鋭利な倫理観に基づいており，実利主義や生命至上主義とははっきりと一線を画していた。当時の軍事的拡張の時代において，愛国心，軍国主義は，勇敢，忠誠といった武士道的封建道徳に整合的であり，反対にコスモポリタニズムや平和論は，怯懦と不忠に基づくものと考えられる傾向があったことは言うまでもないが，幸徳の非戦論は，このような通俗的に流布された武士道や儒教道徳を用いて戦争の倫理性を立証しようとする考え方に対する鋭い批判から筆を起こしている。

彼は，個人間の決闘が自己の名誉を守るための勇敢な倫理的行為であるのに対して，近代戦争においては狡知，戦略的思考，武器の優劣が

[28] 坂本前掲，110 頁以下参照。

[29] 坂本（1991），159 頁より引用。

決定的であり，そこに道義が入り込む余地は乏しいと主張した。逆に，彼のコスモポリタニズムは，兆民の思想を継承した中華儒教思想に内在する普遍主義に基づいており，特に「孟子」における「惻隠の情」の概念が影響している[30]。すなわち，真に儒教的な惻隠の情は，自国の国土と人民に限定された愛国心とは異なり，イギリス人，フランス人，あるいはフィリピン，トランスヴァールの人々に対しても等しく注がれるべきものであると彼は主張している。幸徳は平和論の位相においても，近代的国民国家の戦争が，表面上，忠誠や勇敢といった封建的な儒教的道徳から正当化されている如くに見えていても，実際には道義とはかかわらない合理的な国益追求の営為であり，そこに推奨されている武士的な道徳性もまた，その遂行を合理的かつ効率的に推進するための政治的レトリックに過ぎないことを見破るとともに，逆に正統的な中華儒教思想のうちの道徳概念としての人間本来の「惻隠の情」と，それが家庭，国家を経て，国際社会全体へと広がってゆくとする中華儒教思想に内在する道徳的理想主義に着目し，そこに彼が理解した社会主義と共通する普遍主義的な反戦平和思想としての側面を見出すのである。つまり，中華儒教思想において，徳の普遍性に基づくコスモポリタニズムが成立していたのと同様に，幸徳の理解する社会主義においては，社会主義理論の科学的普遍性こそがその代替物となり，そこに彼の反戦平和思想の根拠が置かれていた。

しかしそれでは，社会主義（と，それに基づく平和主義）を実現するための具体的手段は何かとなると，幸徳をはじめとする明治社会主義者の共通合意は，議会主義に基づく政治過程を通して，特に普通選挙の推進に基づくものであると考えていた[31]。つまり，政治は手段としてではあるが，社会主義実現のためのほぼ唯一の重要な手段として位置付けられていたのである。そして幸徳の思想的変化は，彼の日露戦争時における非戦論の挫折と，その直後，在米中における労働組合の活動視察を機に始まる。それは，議会に足場を持つ民主的な政治過程を通ずる社会主義の推進という従来の運動方針の否定と，労働者の直接行動による社会主義の実現を目指す新たな指針の提示であった。初期の幸徳には，民主主義から社会主義へと至る社会の進歩が国際的な平和主義へと進む里程でもあるという「科学的」オプティミズムがあったが，これを正面から否定したのが日露戦争の現実であった。もちろん，このこと自体は，日本のデモクラシーが普通選挙からほど遠い後進的な状態にあったことによるという解釈も可能であるが，幸徳は，本来，明治社会主義がモデルとしていたラサールのドイツSPDの実態に即して，議会主義に基づく社会の進歩への希望を否定する。普通選挙実現後三十年を経て議会内の有力な勢力となっていたSPDにしてもなお，社会主義の実現はおろかドイツ帝国の専制的現実を動かすことができなかったとすれば，いずれ日本もまた議会主義の進展とともに同じ道をたどることになるというわけである[32]。

これに代わって，彼の本来の主張である，社会主義とは政治の問題ではなく，社会問題，何よりも「胃腑の問題」であるという観点は，議会政治を媒介としない，ストライキやサボタージュのような直接行動に基づく社会主義の実現を目指す方向へと展開していったが，それに伴って，彼の社会主義観のより根本の部分における変化が生じていた。すなわち，従来の「社会主義」を「個人主義」に対置する考え方に代わって，労働者の自発的結合に基づく直接行動論の契機が強調され，「個人主義」を肯定しより徹底するところに「社会主義」を実現すべし，という主張が現れるのである。幸徳の思想

[30] 坂本（1991），174 頁以下を参照のこと。
[31] 三谷（1995），261 頁以下による。
[32] 三谷前掲，268 頁参照。

的変化は，従来型の議会主義を主張する片山らとの間での対立を深めたが，1910 年に生じた大逆事件による幸徳の刑死後，彼の遺志を継承した大正社会主義は，まず直接行動論を主軸として展開するところとなった[33]。

Ⅲ. 2. 2　アナーキズム対ボルシェヴィズムー大正期社会主義思想の展開

幸徳秋水の影響下に，しかしながら，彼の刑死とともに始まった大正期社会主義は，大逆事件後の厳しい政府の統制下に置かれ，積極的な労働運動の展開というよりも，否定されるべき方針の画定という陰性の形式を取らざるを得なかった。度重なる政府の弾圧や既存の政党政治の沈滞に嫌悪していた大杉栄は，幸徳の直接行動論を継承して政治運動の可能性を否定するとともに，政治による統治や指導自体を否定するアナーキズムの立場に立った。後に大杉に対立する山川均もまた，社会民主主義的な議会主義運動を否定する点で大杉と同じ立場に立つ。まずは，議会，政党といった民主的な政治過程を通じた社会主義実現の否定であり，これは，山川による民本主義批判に典型的に表明された。山川は，政治的なリーダーシップに基づく労働者の社会的地位の改善を目指す吉野作造らの民本主義の観点を，かえって民衆を中心とするデモクラシーの否定であるとして批判し，社会主義とは政治的な問題ではなく経済社会的な問題であるとした。したがって労働組合法のような政府主導の労働者保護政策についても，労働者の運動を政治的な枠にはめて抑え込むものとして否定的にとらえ，また，これと同じ観点から，民本主義者が特に第一次大戦後に重視したナショナリズムや民族自決の問題に関しても，大正期社会主義者は著しく冷淡であった。吉野らの民本主義が，中国・朝鮮におけるナショナリズムの勃興を国際的な民主主義化の兆候として肯定的に重要視したのに対して，社会主義者たちは，これらの運動が後進国において遅れて生じた資本主義化の動きに過ぎず，社会主義の発展にとっては，資本主義への抵抗と社会主義の実現に向けてのインターナショナルな経済的運動こそが重要であると考えたのである[34]。

しかし，大正期社会主義運動は，1917 年に生じたロシア革命による世界で初めての本格的な社会主義政権の誕生によって，一大転換点を迎えた[35]。大杉栄は，ロシア革命の成功を歓迎しながらも，そこに含まれる政治的独裁の要素に対して当初から疑念を呈していたが，やがてレーニン率いるボルシェヴィキ政権によるアナーキスト弾圧の実態を知って，にわかに対決的姿勢を示した。これに対して山川は，ロシア革命の成功に対する肯定的評価に基づいて自らの直接行動主義の理論的限界を認識し，社会主義の実現のためには「社会主義政党」による政治的指導が必要であるとして，1922 年に大杉らアナーキストとの間で，いわゆるアナ・ボル論争を起こして両者の対立を決定的なものとする。ここで政党による大衆の指導原理となるのが，ボルシェヴィズムに他ならない。

周知のごとくレーニンのボルシェヴィズムにおいては，社会主義革命は労働者自身の革命意識の自然な成長によってもたらされるのではなく，革命意識に先駆的に目覚めた前衛による政治的指導が必要であり，これら前衛が構成する組織こそが共産党であるとされている。従って，ここでの政治がソヴィエト・ロシアのそれを念頭に置く以上，議会制民主主義的な政治体制以上に，政治エリートとしての共産党による個々人の自由の抑圧と思想統制に基づく専制的性格が強くなる。当然の帰結として，大杉は山川らのボルシェヴィズムに激しく抵抗した。大

[33] 三谷同前，273-277 頁による。

[34] 以上，大正前期の社会主義思想の動向については，三谷（1995），278-289 頁参照。

[35] アナ・ボル論争と，その中心的当事者である大杉，山川の思想的対立に関する以下の記述については，坂本（1996），135-149 頁に依拠している。

杉によれば，山川の言う政治指導の根拠となる「理論」とは外国の思想家が抽象したものに過ぎず，その権威をかさに着て日本の労働者の現実的主体性をないがしろにするものであるとされた。

他方，当時，山川らを支配していたのは，なんといってもロシアにおいて革命が現実化したという事実であり，それを動かす基本的動因を唯物史観に基づく歴史法則として分析してみせる，マルクス主義の社会理論の圧倒的な説得力であった。大戦後の不況の中で一部の大資本家が巨額の富を蓄積する一方，米価の上昇と実質賃金の下落により米騒動や労働争議の頻発を招いていた当時の日本の経済状況を説明する上でも，マルクス主義理論は実に科学的妥当性を有すると受け取られていた。論争の過程でアナーキズムが直接的な打撃を蒙るのは，論争の翌年に発生した関東大震災のさなかにおいて，大杉ら有力なアナーキストたちが憲兵隊の甘粕正彦大尉によって惨殺される事件であったが，ボルシェヴィズムの帰結を知悉している今日の我々は，空想的アナーキズムが科学的社会主義によって「克服」されたというような教条主義的な視点から自由に，アナ・ボル論争を再定式化することができるはずである。これについて，項を改めて考察することにしよう。

Ⅲ.2.3　自由・必然・政治

ボルシェヴィズムが依拠する社会観は，言うまでもなくマルクスによる唯物史観であり，その「理論」によれば，「科学的必然」としての「歴史法則」が，やがて資本主義から社会主義へと社会体制を移行させることになる。これに対して大杉が傾倒していたアナルコ・サンディカリズムの主張によれば，ジョルジュ・ソレルらに見られるように，そもそも歴史法則の必然性が否定され，時々における瞬間的な生の創造としての自由が重視されるのであるが，ここには，マルクス主義に対抗して展開されたアンリ・ベルグソンらによる「生の哲学」の影響を見ることができる。アナーキズムにおいては，大衆，労働者の自由な主体性をあくまでも尊重し，インテリゲンチアによる理論的指導を拒絶することが思想的核心となるのである。

しかし，この観点から見るとき，日本におけるアナーキズムの衰退をもたらした関東大震災をめぐる顛末について，いくらかの再評価が必要となる。確かに甘粕の蛮行は容認しがたいものであるが，彼が置かれた社会階級的な立場を前提とすれば取り立てて驚くべきものではない。それが一指導者を抹殺したことを以て，一つの思想が滅びるのであろうか。現実に大地震とともにおこり社会主義者を震撼させたもう一つの大事件は，大衆自身による自警団の組織と数千に及ぶ朝鮮人への虐殺事件であった（有馬（1999），264 頁以下）。大衆にとっての生のリアリティは革命にも階級闘争にもストライキにもなく，土俗的なナショナリズムに支えられた自警団の中にあった。これによって大衆に対する社会主義者の信仰は水泡に帰し，特にアナーキズムに基づく直接行動主義は致命的な打撃を受けたのである。

この点を，やや別の角度から見直してみよう。先に我々は，唐木順三と鶴見俊輔による大正教養派への批判，すなわち，社会，国家，制度といった人類性と個性との中間項に無自覚である点を指摘したが，いささか意外なことに，既存の社会秩序に対する徹底した反逆的思想家であった大杉は，大正教養派の文学部門である白樺派の有島武郎や，とりわけ武者小路実篤に対して強い親近の情を持っていた。その共感をもたらしたのは，言うまでもなく大杉の徹底した個人主義であり，あらゆるブルジョアジー的規則に対する彼の反抗精神から帰結するある種の「精神的貴族主義」であった（三谷（1995，281-282 頁））。だがそうなってみれば，先の唐木や鶴見による大正教養派批判が，大杉のアナーキズムに対してもそのまま降りかかってく

ることは不可避であろう。個人と世界とを直結するコスモポリタニズムは，教養主義であれアナーキズムであれ，それらを媒介する社会，政治，国家といった制度の意味を見て取ることができない。こうして武者小路が「新しき村」を離れざるを得なかったと同じ道理によって，大杉の前途は閉ざされていた。それでも，その後の戦前，戦後の昭和史の表層を時の権力と巧みに折り合いながら要領よく生きながらえた教養主義的知識人たちと比較する時，自らの生と死を以て自己の思想的誠実を貫いた大杉の生き方は，筆者にははるかに清々しく思われる。しかしそれでも，彼の思想的運命は必然であったという他はない。

話を元に戻そう。アナーキズムの持つ非政治性からくる隘路に対して，ボルシェヴィズムが依拠するマルクスの理論は社会の進行を必然的な歴史法則として説明し，それまでの単なる歴史的な資料検討や，制度及び事実記述の方法に留まっていた社会研究を完全に過去のものとしてしまい，社会科学をデカルト的な自然科学に匹敵する厳密な学へと押し上げていったように思われた。しかもマルクス主義は他方において，自らの理論がこれまでの哲学や社会理論とは異なり，世界を解釈するのみならず世界を変革する動因ともなるとしていた。理論に基づく現実の操作という，これまたデカルト的な試みが，自然科学のみならず社会科学において，あるいは自然とは異なる社会現象に対して適用可能であることが主張されていたのである。

しかしここに，アナーキズムが陥った隘路とは正反対の，素朴ではあるが深刻な疑問がわき起こる。確かに自動車やロケットは，設計図が正しい限り無事に目的地に到着してくれるだろう。しかし，人間社会はこれと同様に，マルクス主義の設計図通り，見事，社会主義へと着地してくれるのだろうか。あるいは，それが本当に信頼できるのであれば，なぜ人間は社会に対して意志的な働きかけ，つまりは人格の形成を要求されるのだろうか。いずれ社会主義が向こうからやってくるのであれば，それまでは庭で俳句を詠むなり盆栽でもいじっていればよいではないか。

この問題は単なる冗談ではなく，世界中のマルクス主義者とその批判者とによって長く争われてきた論点であった。言うまでもなく，レーニンその人の立場によれば，社会主義革命とは労働者の革命意識の成熟によって自ずともたらされるものではなく，革命意識に目覚めた「前衛」による政治的指導を必要としており，それらの指導組織こそが共産党に他ならない。自動車が目的地に着くには運転する人と運転マニュアルが必要であるように，社会主義革命が成就するにはマニュアルとしてのマルクス主義理論とドライヴァーとしての前衛が必要というわけである。この運転マニュアルが本当に正しかったのか，また共産党は正しい運転免許証を発行したのか，そこで共産党が免許取得者たちに要請した前衛としての人格がどのようなものであったのか，この問題に関する具体的な結論は，後に戦前昭和期の社会主義運動の行方を踏まえた上で再検討しよう。ここでは，山川らボルシェヴィストにより社会主義運動の中で政治の概念が再び重視され始めたときの「政治」の意味について，やや一般的に考察してみたい。

ボルシェヴィズムにおける政治とは，吉野作造らの民本主義に代表される普通選挙を基礎とする議会制民主主義の意味においてではなく，より広い意味で社会運動の過程において大衆を組織するための統治，指導として定義できる。そこでは議会制民主主義における専門政治家の役割とは異なる形で，インテリゲンチアの役割が提示された。吉野の民本主義においては，専門政治家は社会を指導するリーダーとしての役割を認められてはいたが，定期的な選挙による民衆の信任を得ることを求められており，それによって自らの権力行使を限界づけられていた。これに対してアナーキズムは，このような

専門家インテリゲンチアの役割を全否定して大衆の自発性を信頼し自壊したわけだが，その後の土壌にボルシェヴィズムは，前者と正反対に大衆を指導するエリートとしてのインテリゲンチアの絶対的な政治的優位という新たな信念を築いたのである。もちろん，その根拠となるのは，彼らがマルクス主義を学習し，唯物史観に基づく歴史法則の必然性について大衆以上に知悉しているということである。これによって，アナーキズムにおける政治の全否定は，ボルシェヴィズムにおいて，マルクス主義エリートによる政治の全肯定へと反転した。アナーキズムにおいては神の位置にあった大衆は，今やマルクス主義の教義に通じたインテリゲンチアの指導下にある羊の群れと化すべきものとされたのである。

レーニンによるボルシェヴィズムに基づくロシア革命は，社会主義の理論と実践とを貫徹すべく登場した「前衛」による「社会主義」に関する解釈権限の独占を前提として，政治の全肯定の形で，政治の全否定としてのアナーキズムとの闘争に圧勝した。日本においても同様に，アナーキストのみならず，かつて民本主義に賛同して吉野作造の下に集った学生たちの多くもまた民本主義と教養主義とに飽き足らなくなり，社会運動の中により根源的な政治を求めていった。ボルシェヴィズムは，民本主義をはじめとする大正デモクラシー思想に対しても痛撃を与えたのである。ボルシェヴィズムのその後の惨憺たる帰結を知悉している我々から見れば想像の難しいことではあるが，当時の学生，インテリゲンチアにとって，ロシア革命の成功と，その未来への展望が訴えるボルシェヴィズムの説得力は，それほど計り知れないものだったのである。かくして大正後期以降の多様な政治的無産運動の指導原理として，またアカデミズムにおける最も完成された社会科学としてボルシェヴィズムの権威は日増しに高まり「科学的社会主義」は知識人の世界を席巻し始めた。

しかし，アナーキズムと同様，日本のボルシェヴィズム運動もまた程なくして難攻不落の壁に突き当たることになる。なるほど政治の重要性を復権させたことは，ボルシェヴィズムがアナーキズムを超えるための強力なダイナマイトたり得たかもしれない。だが，ここでボルシェヴィズムの政治性の裏付けとなる「社会科学」としてのマルクス理論は，はなはだ頼りないものであり，インテリならざる大衆をけん引するための強制力を持つものではなかったのである。ボルシェヴィズムの政治を裏付ける「力」をどこに求めるか，それは次節で詳細に検討する。その前に，次項で戦前日本のボルシェヴィズムの解体過程を簡単に見ておくことにしよう。

Ⅲ.2.4　戦前期マルクス主義の解体過程

昭和期に入って大学における講壇社会主義の形成が進み，河上肇，山田盛太郎，向坂逸郎ら，大学の講壇でマルクス主義を講ずる第一級の研究者が登場する。1926 年に第二次共産党が結成され，福本和夫が最先端のマルクス主義理論を引っ提げて登場し，理論的指導者となった。しかし福本理論は前衛の理論的指導を主体とするエリート主義にたっており，これが翌年モスクワで行われたコミンテルンとの会合で厳しい批判を受ける。当時，レーニンの死後，スターリン－ブハーリン体制下で共産主義の拡大を目標としていたソヴィエト・コミンテルンは，理屈よりも大衆の獲得を優先すべきことを福本ら日本共産党に要求したのである。その後もコミンテルンの指導方針は，自国の政治状況に連動しながら定見なく変化して日本共産党の運動方針を動揺させていたが，そうこうするうちに，1928 年の改訂治安維持法の下，共産党への大弾圧が起こり，29 年には佐野学，野呂栄太郎，宮本顕治らの幹部は地下活動に入って共産党の政治勢力はほぼ全滅する。一方，コミンテルンの指導に反発した山川均，荒畑寒村ら

は共産党と袂を分かって労農派を結成し，選挙による合法的な無産者政党の進出に社会主義革命への足掛りをつかむ方針をとった。

折から1928年に第一回普通選挙が行われ，無産者階級に対して広く選挙権が付与された。社会主義理論が正当であれば，無産者政党が大衆の支持を得て大躍進することは必然的である。しかし選挙制度の構造や国家による弾圧があったにせよ，これらを考慮に入れても，三度の選挙結果は無産政党にとってそれほど華々しいものではなかった。結局，日本のマルクス主義運動は，社会的な内発性を欠いた外国の理論の知識人による当てはめの域を出なかったために，知識人たちは，この広大な体系と高い倫理性とに魅せられたが，社会主義の本来の主人公たるべき労働者大衆は大した反応を示さなかった。彼らが欲したのは，広大な理論や革命よりも日々の生活の糧であり人間的な労働条件であった。

生活の糧を保証しない理論によって大衆をつかもうとする無理の果てに起こったのは，二つの現象であった。まず合法無産政党が，1931年の満州事変以降の満蒙経営を中心として，その社会主義的国家運営を唱えるなど国家主義へのすり寄りを見せ，戦争への支持を拡大させて国家社会主義に傾斜してゆく。1933年には，投獄されて獄中にあった共産党のリーダー，佐野学，鍋山貞親が転向声明を発表し，共産主義の放棄と天皇中心の一国社会主義への転身を表明する。ここには国家権力の弾圧に屈した側面があったことはもちろんであるが，結局，彼らは天皇制（＝ナショナリズム）との闘争に敗北した，つまり，大衆をネーションからマルクス主義へと奪回することに失敗したことへの自己批判が大きな位置を占めていた。これに対して，非転向共産党の揺るぎない思想的頑健性は，鶴見俊輔の指摘に依拠するならば，党組織と外国製の共産主義綱領に対する強力な帰依の意識に支えられた，極めて（唯物的ならざる）観念的なものであり，「（生活の）細部においてきたえられていない」（久野・鶴見（1956），69頁）ために社会一般へと浸透することができなかった。これを転向者の内面の問題としてみれば，大衆の支持をえられないままに個人としての自己が共産党の理論を信条として維持してゆくことの意味を疑うことが，転向の動機となった（同前，53頁）。

このように戦前のマルクス主義は，その大衆レヴェルにおける政治的影響力という観点から見れば，率直なところマイナーな存在であった[36]。しかしそれでは，マルクス主義は戦前の日本において無視してよい思想であったのかと言えば，大きな誤りである。マルクス主義の影響は，知識人たちの間において極めて重大であった。その最大の理由は，先に述べたような講壇マルクス主義の展開とともに，共産党の愚直なまでの座標の一貫性，非転向性にあった。他の思想体系が，同時期以降，雪崩を打って軍国主義的国家権力に屈していったのに対して，この思想的頑強性は，左派の知識人に対しては自己の現実妥協との対比で心情的な罪責感とシンパシー（追随感情）を生み出し，右派の知識人には，その真理性に対する危機意識と批判的な学習意欲とを醸成した。この結果，具体的に社会主義運動に参加した共産党員やそのシンパサイザーに留まらず，むしろ，その社会的影響力となると，大学を卒業後にマルクス主義を離れて政治・経済の中枢に入った知識人や政治家，官僚，財界人などへの影響力こそが重要であった。当時の若いインテリたちにとってマルクス主義は必携の知識であり，立場の左右を問わず，マルクス主義から何らかの影響力を受けなったエリートはほとんどいなかったと言ってもよいだろう。近衛文麿は，京都大学の学生時代に河上肇の講義に接して強い影響を受けてお

[36] 鶴見俊輔の指摘に従うならば，共産党の影響力は新興宗教の一宗派以下でしかなかった。久野・鶴見（1956），55頁参照。

り，岸信介も，批判的な立場ながらマルクス主義理論を深く学んでいた。これらの政治家，官僚予備軍のエリート学生の学んだ社会主義思想は，欧米資本主義の自由放任主義と帝国主義的側面に対する批判的な視点を準備し，国家社会主義的な計画経済へと彼らエリート層の関心を引き付けて戦時思想に強い影響を及ぼし，更には戦後の政治経済体制にまで無視できない影響力を持ち続けたのである。

Ⅲ.3　革新派ナショナリズムの台頭

明治立憲体制は自由民権運動を藩閥と民党との妥協的連携の形で収束させたが，それに続く大きな出来事は，言うまでもなく，日本が対外列強との直接的な武力衝突と対外進出に打って出たことである。自由民権運動と明治立憲体制を経て打ち固められつつあった「国民の創発」を完成したのは，条約改正問題に始まって二つの対外戦争の勝利に終わる国際課題の処理過程であった。国民意識を民衆レヴェルにまで浸透させるにおいて，「外国」という他者との自己の生命と存亡を賭した対峙ほど有効なものはないであろう。しかし，その一方，このような対外戦争の勝利の下において，国民国家としての日本，国民としての日本人のあり方に関わる思想的・政治制度的実質を形成する知的作業は，同時代の知識人たちの重い課題としてのしかかっていた。

これらの国家的発展に対するリアクションとして，明治後期の政治・社会思想は，国家の存在する目的，国家が果たすべき役割，といった国家の様々な側面の検討を進めることになり，国家主義についての本格的な思想展開を生じた。この時代における新たな国権論は，儒教的な家族国家観の提唱や官僚的な国家統制を目的とする従来型の「上からの」ものとは異なり，帝国憲法に基づく立憲政体を踏まえて，国民各自の立場から，国家の担い手としての国民と統治主体としての国家との関係を考察する方向へと，すなわち，国民の国家に対する責務を考えるとともに，逆に国家が国民に対して果たすべき責務の問題へと視野を広げていた。同時代の日本人は，明治立憲体制の確立と，そのもとで戦われた対外戦争における，係累と隣人の死によって自己防衛と国家の発展を購う体験の中から，自らが生きる意味は何か，自らが内属する国家とは何か，というぎりぎりの問いへと誘われていったのではないだろうか。「個」の自覚と「ナショナルなるもの」への自覚とは一見すると対立的に思われるが，言うまでもなく，この二つは前近代的な共同体の解体と明治立憲体制に基づく近代国家の確立という同一事態のコインの両面を成していた。そのことは，大正デモクラシー運動の重要な起点のひとつが，日露戦争講和に反対する民衆暴動である日比谷焼打ち事件であったことを考えるだけでも思い半ばに過ぎよう。

従って，これらの国権論は，日本の対外戦争を推進する力となったことは確かであるが，単なる国策遂行のための宣伝的思想であったわけではなく，自由民権運動の精神を継承して明治憲法体制下の明治国家に対抗する批判勢力でもあったことに注意しなければならない。

我々は第Ⅱ部において，自由民権運動が議会制民主主義を日本に定着させようとする一方において，民衆に対する草の根レヴェルのナショナリズムの醸成にも貢献したことを指摘した。明治後期の政治過程は，議会と藩閥が連携して現実主義的な政権運営を行う形で進行したが，これに対して，自由民権運動のうちで藩閥政府主導の「官民融和」に吸収されることなく在野の政府批判の立場を継承したのは，政府の現実主義と非民主主義とを批判し民主政治の深化を求める政治思想的グループであった。ここでも彼らは，政府＝行政＝国家，という等号関係を突き崩し，国家＝議会＝国民，という論理的回路を強調することを通じて，内にデモクラシー＝民権論，外に帝国主義＝国権論，という政治

的スタンスを掲げることによって，デモクラシー推進の勢力となる一方，対外的には，しばしば「尊皇攘夷」的な排外性と侵略性を示す日本的ナショナリズムを政府側以上に強調して，政府の帝国主義的対外進出政策を外側から補強していったのであった。

これを逆に見るならば，日本思想の伝統は，国体の純粋性が維持される限りにおいては，国家主義，ナショナリズムのみならず，デモクラシーとも，更には社会主義とさえ決して相性が悪くはなかった。その結果として大正後期，第一次世界大戦とロシア革命を経て，今後の世界戦争が国家総動員体制を必要とすることが明らかになり始める頃には，これらの反政府勢力は「大正期革新派」へと進化し，内にはデモクラシーを超えた直接民主主義的社会主義に基づく統制経済，外には西欧帝国主義の模倣に止まらず，これに対抗するアジア主義の提唱へと思想的展開を遂げ，戦前昭和期の軍国主義（超国家主義）への道を用意することになる。これらの経緯を明らかにするための端緒として，まず次項において明治後期の幾人かの代表的な国家主義者たちの群像を簡潔に探ってみよう。

Ⅲ. 3. 1　新しい「国権論」の登場

徳富蘇峰は，1880 年代後半に平民主義の旗を掲げて中江兆民に次ぐ新世代の民権派の代表的論客として頭角を現し，ハーバート・スペンサーをはじめとするイギリス自由主義の影響下に自由社会を擁護する論陣を張った。しかし，その後の蘇峰は，日清戦争後に西欧列強が日本に対して行った三国干渉に衝撃を受け，日本の独立が最優先という観点から強硬な国権論者へと変貌して「帝国主義者」を自認するところになり，桂太郎のブレーンとして国家主義を推進する立場を取った。有能な組織人でもあった蘇峰の率いる民友社は，多くの優れた論客，ジャーナリストを輩出して戦前日本の言論界の一大勢力を形成したが，以下では蘇峰の弟分とも言える山路愛山の思想を主に追うことで，民友社的ナショナリズムについて検討してゆく。

「帝国主義」への変節といっても，蘇峰や愛山の考え方では，民友社本来の主張である平民主義への志向が対外的な国権論への傾斜によって修正されるところは全くなかった。むしろそれは，一面においてより急進化していったのである。すなわち，国際緊張の激化とともに，国内的には経済の発展に伴う経済社会的対立の深刻化という時代環境の変化に対応しつつ，個人の自由と独立とを最も尊重すべき社会的価値とする平民主義の主張をいかにして生かしてゆくか，というところに民友社的言論の主題があった。

平民主義の真骨頂である個人の自由と独立との尊重にとって，国家による個人の活動への介入を可能な限り限定することが重要であるが，明治憲法体制の確立とともに，山県有朋らの努力によって，同時期，高等文官試験に基づく官吏採用制度が整備され，政治の世界とその登竜門としての大学教育の世界にも，民間の自由な活動ではなく国家による統制と均質化の傾向が顕著になりつつあった。これはまさしく福沢や初期の蘇峰が最も強く敵対した「門閥社会」の復活であり，しかも明治初期と比較して，経済発展に伴う貧富の格差と社会的対立がより深刻になりつつあったこの時代において，家庭の経済力によって高等教育を受けられない子弟は明確な機会の不均等に接することになった。こうして自由競争に基づく実力主義を最優先する平民主義は，大きな社会的障壁に直面することになったのである。このため愛山は，政治が活力を取り戻すために政党が主導権を握る議会政治が不可欠であり，しかも真に政治が人民の利益を代表するために普通選挙の必要性を主張することになる（坂本（1988），142–146 頁）。

国際政治に関しては，愛山は蘇峰とともに，日本をめぐる帝国主義的な国際緊張の高まりが進行するにつれて，次第に自由貿易主義から帝

国主義，植民地主義へと主張を変換してゆく。自由貿易は国際平和を促進するよりも帝国主義国家間の紛争の原因となるものであり，それを抑止するためには植民地経営への参画が自国の経済的利益の保全に不可欠であると考えるようになっていったのである。しかしその主張においても，愛山には，国家を以て民族固有の価値を体現する有機体的価値の源泉と見るような復古的伝統主義的価値観は存在しなかった。「国家は人民の為めに出来たるもの」であり，「人民安寧を守り快楽を進め」るものであるとする，功利主義的な機能主義的国家観を放棄することはなかったのである（坂本同前，154–160頁）。しかしながら，自由経済と民主主義の成熟が世界から戦争の危険を取り除き平和な国際社会への道を開くとする平民主義の基本的認識は，日露対立を直接の契機とする西欧列強の帝国主義的進出のおそれと，植民地競争への日本の参画を背景にして否定されていった。国際社会の弱肉強食の現実を見る時，戦争が一部支配者による私的利益のために生ずるという認識は誤りであり，事実，欧米において植民地主義や移民排斥を主張しているのはデモクラシーの下にある平民たち自身ではないか，と愛山は指摘する。（同174–180頁）。

ただし，機能主義的国家主義者である愛山は，国民に対して国家間戦争を支えるための物心両面の負託を求めるためには，国家に対する一方的な服従ではなく，その前提としての国内制度改革が必要であるとする。このために愛山は，日露戦争後の1905年から社会主義に関する論考を発表して国家社会主義を提唱し，大正，昭和期以降に日本の思想系譜に巨大な影響を及ぼすこの思想的立場の先駆者となった。確かに自由競争と市場経済は機会の均等の観点から重要なものであったが，生産技術の進歩とともに経済的独占が進行した現在では，自由競争は機会の平等どころか貧富の格差を広げるものであり，階級対立に基づく国家社会の不安定化をもたらすとする。愛山は，社会主義者たちが国内的な階級対立を問題にしながら，国際的な国家間対立を無視して非戦論を主張していることを厳しく批判したが，同時に国民の戦争による犠牲を無にしないためにも，普通選挙を実施して国民の国家への参加を真正なものとするとともに，富裕層の権力濫用を抑えるべく，労働組合の公認，公共事業の実施，公的金融機関の設置，保護関税の導入などの社会主義的な経済政策の導入を提唱し，これらの観点からは，堺利彦らの社会主義者とも親しく共闘関係を保っていったのである（同前182–192頁）。

蘇峰が平民主義を提唱したと同時期に，彼の転向に先駆けて民友社とは異なる立場からナショナリズムの論陣を張り始めたのが，三宅雪嶺らの国粋保存主義，陸羯南の国民主義である。折からの不平等条約改正問題と，これを巡る井上馨による欧化政策への反発に端を発したこれらの思想運動は，当然のことながら，欧化に対抗して国粋を，西欧に対抗して日本の伝統を尊重せよと主張し，政治的には日清戦争前後から台頭する「対外硬」派の動きに呼応するものであった。雪嶺は，日本人にとって最も必要なことは，まず日本人自身が何であるかを知ることであるとして，日本人の民族的自覚とアイデンティティの確立を訴えたが，日本の旧習をそれ自体として尊重する守旧思想が自らの立場とは全く異なるものであることを強く主張し，「自国の為に力を尽くすは，世界の為に力を尽くすなり」と唱えて，狭隘な排外主義をも厳しく批判した（松本（1996），132頁以下）。また羯南は，自らの国民主義を「国民の対外的な独立と対内的な統一とを内容とするところの「国民的政治」を目標とする立場」と定義した上で，その限りにおいて貴族主義と平民主義，自由主義と平等主義などの対立概念をそのうちに包含するものとした（同134頁以下）。西欧文明の導入についても，これを一方的に否定するのではなく，その受容において日本の側からの

主体的な選択の態度を貫くことの重要性を説いたのである。ここでのナショナリズムは，先に取り上げた官製の国家主義とも，福沢，蘇峰，愛山らの西欧的な合理主義に基づく機能主義的な国家主義とも異なり，自由民権運動の一翼を担った旧士族層に特有の武士的倫理観に基づいたナショナリズムと直結していると考えられる。

蘇峰や愛山と同様に，羯南，雪嶺らもまた，対外的には民族主義的外交強硬主義者でありながら内政に関しては普通選挙の実現に肯定的であり，国権論者と同時に民主主義者（＝民権論者）であったが，彼らの提唱した国粋主義，国民主義においては，日本という国家を，民友社系知識人の場合のような機能的な目的合理的集団としてではなく独自の公共的価値を体現する倫理的共同体として理解する視点が強調され，このような国民的ナショナリズムの立場から積極的な政府批判を展開した。羯南が政治的な立場を超えて，急進的な民権論者であった中江兆民を深く尊敬し，その学識に傾倒していたこと，また雪嶺も羯南も労働問題に強い関心を寄せて労働者の窮状への同情と国家による保護の必要を唱え，初期社会主義者の会合にも一定のコミットメントを持っていたことも，この観点から評価される必要がある。日本の国内社会，国際政治上の発展と対応しつつ，これらの新しい民衆的ナショナリズムは，国家を以て単なる対内，対外的な治安維持と，機能主義的な利益実現の手段としてだけではなく，自由と平等，個人と社会といった基本的な対立軸を揚棄するための倫理的基底となることを求めていったのである。

Ⅲ. 3. 2　明治後期ナショナリズムにおけるアジア主義の展開

明治期における国家主義は，体制内に限定するならば，本質的には日本の一国としての独立を対内的に支えるための国内的な運動であった。福沢諭吉は日清戦争に先立つ時代に朝鮮の独立を支持し，独立派の若い朝鮮人志士たちに対して私財を擲って支援を行っていたが，これも朝鮮の独立が日本の自衛にとって不可欠であるという戦略的な現状認識に基づいており，日本的なモラルを対外的に輸出しようという意図は見られない。それゆえ福沢は，朝鮮の独立の不可能を確信した後には，「脱亜論」によって日本のアジアに対する絶縁と欧化の徹底を主張することになる。このような戦略的合理主義に基づく対外政策的態度は明治期の政権政治家の間でも共有されたものであり，アジアへの武力進出や植民地化が肯定される場合でも，自国の政治的独立維持のための軍事戦略的考慮の結果として正当化されており，理念的には，自らの独自の国家的理念をアジアへ押し広げるのではなく，自らは西欧近代から学ぶ存在であるという事実を容認していたと言える。明治後期において民権論から国権論へと転向した徳富蘇峰をはじめとする民友社系列の知識人の場合も，彼らが自らを「帝国主義」者と規定する場合，軍事・外交的には西欧列強との対立が予定されてはいても，蘇峰が三国干渉の現実を「実物教育」と表現したことからもわかるように，その思想内容においては，日本が西洋から学ぶべき存在であるという視点において，前期の福沢や藩閥政治家たちと同様な立場に立っていた。そしてこの点は，西欧文明の普及，啓蒙という文化政策的目的を掲げていた西欧の帝国主義とは著しく異なっている。

これに対して民間のナショナリストたちのうちでアジア進出を志す中には，ある意味でより西欧的な意味での帝国主義に近い考え方をするグループがあった。つまり，西欧列強によるアジア進出に対して，武力による日本の独立維持を進めるだけではなく，西欧近代の啓蒙主義的な国家理念に対抗するアジア主義的理念を提唱して，日本を中心とするアジア全体へと押し広げてゆこうという反西欧的帝国主義思想が根強

く存在していた。日本のナショナリズムにおけるアジア主義的契機の思想的淵源としては，近世の古学，国学のうちの攘夷思想の延長上に，幕末・明治期の政治家，思想家において西洋列強の進出への思想的抵抗として「東洋」対「西洋」という認識が生じており，「東洋」は時には日本を指したが，別の時には中国文化圏全体を指し，「和魂」という場合にも日本的道徳を指すのみならず，時に東アジア文化圏全体の道徳価値が念頭に置かれることがあった。しかし，同時にアジアに対しては，日本が列強と対抗するためにまず支配すべき対象とも考えられており，この日本のアジアに対する同朋意識と格差意識との両義的な視線が近代日本のアジア主義思想を特徴づけていたと思われる。

その後，日露戦争における日本の勝利は，西欧帝国主義によるアジア侵略の展開を最後の一線で食い止めるものとして，インド，トルコなどをはじめとして，アジアにおける植民地からの民族独立運動を強く鼓舞するところとなり，隣国である中国・朝鮮については更にリアルに日本を国家独立の範とし，自国の独立の強力な支援者としての日本に期待するところも少なくなかった。そして日本国内においても，このような日本の国家としてのステータスの上昇を契機として，東アジアは政治的に統治するのみならず，理念的にも後見する対象と見られるようになる。その結果，それまでの内向きの防衛的，戦略的なナショナリズムに代わって，日本は西欧列強に対抗するアジアのリーダーとしてアジア諸国の独立を支援してゆく大義あるいは歴史的使命があるとする，アジア主義的主張が前面に出てきた。この立場は，先に紹介した国粋保存主義や国民主義の立場の知識人に顕著なものであり，例えば陸羯南は「国際法なるものは実に欧州諸国の家法にして世界の公道にはあらず」と述べ，日本は，天皇の詔勅にある「六合を兼ね八紘をおほふ」という言葉の趣旨を体して，世界に「王道」をもたらすべく「国際革命」を遂行しなければならないと主張している[37]。彼らの倫理的アジア主義の主張は後に述べる「大正期革新派」へと継承され，葛南や雪嶺らによる本来の強い倫理的志向にもかかわらず，昭和に入っては軍部による政治戦略的帝国主義思想を補完し，しばしばより過激化する形で日本のアジア侵略に向けての軍事運動をさらに国民的な運動として動機付けてゆくための機縁となった。

Ⅲ.3.3 大正期ナショナリズムの展開

デモクラシーとナショナリズムとが政府外部の民間の思想として並行しつつ発展してゆく傾向は，大正デモクラシー運動の中においても継承されてゆく。第一次大戦後に生まれた「改造運動」はその表れであり，民本主義でさえも「改造運動」の一角を占めるものとして，明治期における自由民権運動の場合と同様に，日本の国力と統一性とを強化するためのナショナリズムの側面からも支持された運動であった。大正時代の日本におけるデモクラシーの進化と国際環境の平和主義的変化は，表面上，ナショナリスティックな思想傾向を抑制していたが，大正デモクラシー運動の裏面には国家主義の強靭な趨勢が分かちがたく存在していた。この動向を把握することこそが，日本の国家主義が昭和期に至っていかなる展開を遂げるかを理解するための重要な礎石となる。これが本項以下の課題である。

前項において，日露戦争前後から民間のナショナリズムのうちに，日本がアジアの盟主として西欧の帝国主義からアジア解放の主導的地位を果たすべきである，とする思想が進展してきたことを述べた。この傾向は大正期に引き継がれてゆくが，同時期においても，日本が政府レヴェルにおいて，この種の道義的アジア主義を信奉していた形跡はない。朝鮮統合は言うに

[37] 坂本（1995），211-212 頁より引用。

及ばず，辛亥革命に際しても第一次大戦への参戦に関しても，日本の国家的方針は，日本の国益の観点から最も合理的な中国内諸勢力への干渉と支援の方向を決定するという戦略的合理主義に基づいていた。これに対して，民間のナショナリストの立場は大きく異なる。申亥革命に前後して，孫文を中心とする中国革命同盟会が東京を拠点に組織されて，彼らを支援する革命評論社が結成され，宮崎滔天，北一輝らもここに加わっている。中国革命のリーダーたちが亡命する先も日本であり，その周辺には彼らとの関係を利用して様々な活動に従事する大陸浪人の姿があった。宮崎は，生涯，孫文を友とし，北は，同時期，内田良平の支援により中国に渡るとともに，中国革命が日本に還流して「第二維新」へと結びつくことへの期待を表明していた。

辛亥革命に続いて日本を巡る国際関係に巨大な衝撃を与えたのは，言うまでもなく第一次世界大戦である。もちろん，日清，日露戦争の場合とは異なり，日本は直接の国家的危機に直面したわけではない。戦後処理の場であったパリ講和会議においても戦勝国の一員として招かれており，中国における新たな利権に加えて，南洋諸島の旧ドイツ領の島々を委任統治の形態で植民地として獲得するなど，外形上は戦争の利益が被害を大きく上回っていた。第一次大戦が日本に及ぼした影響は，直接の帰結以上に，国際社会の理念の変貌にかかわっていたように思われる。すなわち，当時のアメリカ大統領ウィルソンの指導の下，国際連盟が確立し，国際社会は帝国主義諸国による非協力的な戦力均衡を基盤とした体制から，国際連盟への諸国の参加に基づいて国際協調を理念とする体制へと移行しつつあった。また，国際協調とセットになって民族自決の理念が提示され，旧植民地の独立を推奨する機運を高めていった。もちろん，このような移行は極めて不完全なものであり，肝心の国際連盟も，提唱国のアメリカが議会の反対で加入できない体たらくであったが，それでも，ひとたび動き出した国際協調と民族自決の理念は後退することはなく，1920 年代には，ヨーロッパに関しては後進諸民族の自立はほぼ完成している。それが，アジア，アフリカ諸国へ波及するにはまだ時間がかかったが，それでもエジプトやインドなどのアジア・アフリカの植民地において，独立運動が着実に進行したのである。

このような国際環境の変化は，大戦後のパリ講和会議の席上，新たに誕生した国際政治理念に基づいて日本による大戦中の中国政策が厳しく批判されたことへの危機意識とも相俟って，日本におけるナショナリズムの語り方に対して大きな変化を与えた。これまでの，西欧植民地主義に対する日本の自存自衛という観点からだけではなく，日本の帝国主義的な対外進出政策を推進するための新たな理念が求められ始めたのである。その理念は，さしあたり欧米諸国の国際協調主義の片務的性格，すなわち，アジア・アフリカ諸国における自らの既得利権の現状維持と民族自決の抑圧の上に，専ら自らにとって都合の良い部分に限っての民族自決と国際協調を提唱しようという姿勢，そしてその結果として，正義の美名のもとに，後発帝国主義国群の要求に対して先発諸国の利権を現状固定しようとする政治戦略的意図に基づく議論である，という批判の形で現れた。

パリ講和会議において日本が提出した人種平等案は，このような方向での異議申し立ての代表例である。これは国際連盟規約の中に，人種・国籍による差別待遇を禁止する条項を盛り込ませようとするものであり，アジア系移民を制限するアメリカ，オーストラリアの反対によって否決された。ここで，日本が一方において人種平等を提唱しながら，自らは，朝鮮，中国に対して矛盾した態度で接していたことは確かであり，吉野作造は，この点について厳しい批判を行っている（三谷（1995），161-162 頁）。

しかし，ここでより注目したいのは，日本のナショナリストが，この提案を重視したことである。つまり，第一次世界大戦の惨禍を経て，日本にせよ欧米にせよ，自らの国家的エゴイズムを押し出すにおいて，生の戦力均衡の観念に依拠することはもはや許されず，何らかのコスモポリタニズムと進出される側の民族主義への配慮に基づく理念を樹立してゆく必要がはっきりと生じていた。

このような国際環境の変化を重要な契機として，大正期の後半に至って，西欧的な意味での帝国主義に類似した国際主義の一種であるアジア主義は，単なる民間的な言説ではなく，日本のナショナリズムにおける公定国家思想の一角として重要な位置を占め始めたのである。ちょうど英米が，植民地主義から主権国家平等原則と民族自決主義を前提として国際連盟を基盤とする集団的安全保障システムへの変換を試みた時期に対応して，日本の独立とアイデンティティの追求を第一義としていた日本のナショナリズムは，欧米の国際政治的正義の不偏性に関する瑕疵を衝くという新たな観点を獲得したと言い換えてもよいだろう。ナショナルなものを，それ自体としてではなく，相手方のコスモポリタニズムの不偏性の欠落を根拠として語るあり方は，戦前昭和期のアジア主義，超国家主義への道を用意するものであるが，これが明治日本における公的政治思想の延長上にではなく，新たに成立した西欧のコスモポリタニズムの逆手を取る形で出現したことに注意してよいと思われる。

日本における大正期ナショナリズムの新たな展開は，この国際社会の理念の変容に呼応している。満川亀太郎は 1919 年に猶存社を立ち上げて，北一輝と並ぶ昭和超国家主義の巨頭，大川周明らとともに新たなナショナリズム運動の拠点を形成し，ここに辛亥革命下の中国から帰還した北が「国家改造案原理大綱」を引っ提げて参画する。ここから猶存社の理念は，日本一国の閉鎖的ナショナリズムではなく，「人類解放戦」，「世界革命」の提唱へと至る。猶存社の機関紙『雄叫び』は，創刊にあたって次のように宣言している。「吾々は日本其者の為めの改造又は革命を以て足れりとする者ではない。吾人は実に人類解放の大使徒としての日本民族の運命を信ずるが故に，先ず日本自らの解放に着手せんと欲する。」ここで，ナショナリズムに基づく日本「改造」は，「世界革命」への一里程として独自のコスモポリタニズムの観点から位置づけられるに至ったのである[38]。

Ⅲ.3.4 ナショナリズムと社会主義との融合 —「大正期革新派の成立」

前節では，ロシア革命以降の社会主義運動においてボルシェヴィズムの優位が確立した経緯を説明したが，この新たなる偉大な思想は，現実の大衆によって早々と逆ねじを食う羽目になった。彼らはインテリ予備軍の学生たちとは違い，ボルシェヴィズムに追従する大人しい羊などではありえなかった。彼らは「類的」以前に「ナショナルな存在」であり，その精神的岩盤は，極東のインテリゲンチアが西欧社会主義思想の表層をたどたどしく受け売りして発行する空手形によって突き崩せるほど甘いものではなかったのである。

かくして，ボルシェヴィズムによる大衆の政治指導は一向に進捗しなかった。その中で高畠素之らは，社会主義実現のために国民国家の枠組みに依拠する国家社会主義思想へと転換する。社会主義の実現のために求められる強力な主権のありかを，インターナショナルなボルシェヴィズムから民族的ナショナリズムに依拠する国民国家へと変換することで，大衆の社会主義への求心力を高め，社会主義の実現をより可能性のあるものにしようというわけであ

[38] 本項における大正期ナショナリズムについての記述については，有馬（1999），205 頁以下に多く依拠している。

る。高畠はボルシェヴィズムを，社会主義とともに国家主義への福音と見たが，アナーキストをはじめとする多くの社会主義者に深刻な絶望と震撼とをもたらした関東大震災における大衆暴動の中にこそ自らの思想の確かな根拠を見出して，次のように述べた。「震災当時における大衆心理の展開を見よ。すべては自発的であった。…大衆は自ら武器を採って立ったのである。…これがもし敵軍の襲来であったならば，彼らを恐らく最後の一人になる迄も祖国のために奮戦したであらう。」「純真なる愛国心は，ただ大衆の胸底にのみ固持されている…我々は国家社会主義の立場から大衆を唯一の味方とする」（有馬（1999），303 頁より引用）。大震災は昭和日本の苦難に満ちた行程の予兆に充ちていたが，この高畠の言葉は昭和期左翼知識人に照準した不吉な予言となった。

他方，先に概観した大正期におけるナショナリズムの思想的展開において，猶存社の主張した「世界革命」では，日本の世界史的使命とともに，その内政上の実現手段たる国家改造に関して国家社会主義の実現を日程に載せている。大川周明は，「世界革命の真意義は，実に「アングロ・サキソン」其ものの転覆倒尽にある」と喝破したが，ここでアングロ・サキソンは，単に対外的な西欧帝国主義の象徴としてばかりではなく，その対内的な経済的基礎としての資本主義の象徴ともみなされており，資本主義こそが帝国主義の病巣の根源であるとするレーニンのテーゼは彼ら大正期新右翼へも継承されていた。北，大川，満川らは改造運動にも積極的に参加していたが，彼らの「世界革命」を志向する大正期ナショナリズムは，国内政治に関する革新運動の側面では国家社会主義に基づく「国家総動員」思想の一つの中心をなし，吉野らの提唱するアングロ・サクソン的な議会制民主主義思想に対する内在的な批判勢力となっていった。

もちろん，マルクス主義の古典的テーゼが，そのまま猶存社らの大正期新右翼の主張へと重なるわけではないことは言うまでもない。本来，マルクス主義は，プロレタリアートによる階級的団結が，国民国家の統合性に対して優越的に作用しうるとするインターナショナリズムの立場に立っている。しかしレーニンが実現したロシア革命は，ロシアの一国社会主義を標榜して，マルクス主義と共産党の指導に基づく社会主義の国際化を，少なくとも当面の間は断念せざるを得なかった。そして，その後も西欧先進諸国における社会主義の浸透は一向に進まず，かえって先進国による長きにわたる植民地支配に苦しみ，深刻な社会的格差と貧困の蔓延とに悩まされてきた開発途上国において，社会主義に対する強い支持基盤が広がっていった。そしてこれら諸国では，当然のこととして民族主義が社会主義と並んで強く支持されており，ここに社会主義はナショナリズムを不可欠の環とし，場合によっては両者が一体化せざるを得ない事態となったのである。

加えて第一次世界大戦後のコスモポリタニズムは，それまでの植民地主義への反省を踏まえて民族自決主義というナショナリズムを内側に組み込んでいた。資本主義が植民地主義を必然化するというレーニンのテーゼには重大な瑕疵があるとしても，西欧文明という普遍的価値を世界的に広めようとするこれまでの植民地啓蒙主義への反省の上に，デモクラシーか独裁（寡頭）制か，資本主義か社会主義かという選択についても，原則として「民族」を単位とした自己決定に委ねることが最もコスモポリタニズムの理念に叶う国際政治の理想であるとする主張が強まっており，社会主義体制の拡大にとって民族主義との結合は極めて効果的な手法となっていった。

かくして，右翼が一国ナショナリズムを否定して「暴虐な資本主義国家からの」弱小民族の世界解放を新たな理念に掲げるとともに，政党制に代わって国家による計画的経済指導の形で

の変形したボルシェヴィズムとしての「国家総動員」思想を自らの立場とし，他方において社会主義が，ナショナリズムを資本主義との闘争に不可欠の手段と位置づけたとき，「右翼」と「社会主義」とが改造運動から分離した革新運動の一環としての国家社会主義として融合する道筋がついた。ただし，この運動が正しい理念に基づいていたのか，また政治的実効性のあるものであったかどうかは全く別の話であり，それは後に改めて論じたい。次項では，この新たなる国家社会主義思想における最大の論客である北一輝について，簡単にまとめておこう。

Ⅲ.3.5　北一輝の超国家主義思想

「大正期革新派」の中心的思想組織である猶存社の思想家のうちでも一等際立った存在であったのが，言うまでもなく北一輝である。数多の毀誉褒貶はあるとしても，北は様々な意味において，戦前日本を代表する思想家の一人であることは間違いないであろう。久野収の指摘するように，北一輝こそが明治の伝統的な国家主義から切れた昭和の超国家主義の思想的源流であった（久野・鶴見（1956），139 頁）。彼の最初の主著「国体論及び純正社会主義」は，すでに明治末の 1906 年に 23 歳の若さで書き上げられ，渡辺（2007，105 頁）によれば，この書は「日本の近代政治思想史上，まず五指に屈すべき著作」であり，「思想家北のすべてである。」彼の国家社会主義思想の骨格を提示したこの著作の詳細については同書に委ねるが，我々はここで，北の国家社会主義が，美濃部達吉の天皇機関説を彼流に徹底して読み抜いたのちに引き出されたものであることに注意したい。吉野作造が民本主義の形で天皇機関説を生かそうとした時，彼は天皇の制限君主としての性格を是認したうえで，これが現実に適用されるに際して行政権力による実質的専制支配に陥ることを最も警戒し，その帰結として，主権運用の目的を国民の福利におく議院内閣制度の確立を目指す民本主義を提唱したのであった。しかし，北の天皇機関説解釈はより徹底しており，天皇機関説を厳密に理解する限り，主権が存するのは国家を構成する一人一人の日本国民からなる集合体であり，つまりは民本主義を超えて主権在民の主張となる。天皇は，法人たる国家の最高機関であっても，あくまでも国家の必要に応ずるための存在であって，主権が存する日本国民の代理人たる位置を免れるものではないのである。

北の思想の一つの柱が，上に述べたような天皇制の価値を国家目的遂行のための機能的なものと解する見方であるとすると，もう一つの柱は，美濃部や吉野が最も重視した市民的自由主義に対する，明確に否定的な見解であった。北にとって，近代主義的な個別化された「原子的個人」とは抽象された思惟の産物以上のものではなく，実在的なものは社会的な存在，類的存在としての個人でしかありえない。また，このように個人と不即不離な共同体とは歴史的な集積でもあり，個人と社会との利己心は一致するものとされる。彼の考えでは，個人の自由や独立はそれ自身が尊重されるのではなく，社会の幸福，進化の手段としてのみ尊重に値するのであって，社会主義革命が完成されたあかつきには，すべての国民は国家社会に対する献身的道徳を以て，国家社会主義の倫理的理想を実現しなくてはならない（渡辺同前，166–168 頁）。なぜなら，社会はばらばらな個人の集合的な関係ではなく倫理的共同体であり，生命をともにする有機体であるからだ（同 176 頁）。

とりあえず，この二つの基本線を押さえておけば，1919 年に発表された北の第二の主著，2.26 事件に関与した青年将校をはじめとする軍部の若手軍人たちから超国家主義運動の聖典視された「日本改造法案大綱」の主張の意味の大要は，自然に了解できるものと思われる。ここで北が示した国家社会主義的な新国家の構想については，今日では広く知られているものと

思われるので，ここでは，その最大公約数的部分を要約するにとどめよう[39]。はじめに，クーデターによる国家社会主義の確立の方法として，三年間の憲法停止，両院解散，戒厳令を施行し，維新革命の再興による宮中一新，華族制，貴族院の廃止，皇室財産の下付，男子普通選挙による衆議院の設置，などが施行され，国家改造内閣が改革を指揮する。改造の基本的政策として私有財産，私有地の上限を設定して，それを上回る私有財産を国家に納付させる。このために必要な私有財産の調査と国有化にあたっての秩序維持には，在郷軍人団があたるものとする。農地については旧来の小作人に分割購入させ，都市の土地は公有化する。営利企業についても資本の上限規制を設け，それを上回る企業はすべて国有化し，資本収益を原資とする国民の生活保障を行う。他に，労働者，農民の労働条件の保障と経営参加，女性と子供の権利保護，男女平等な義務教育制度など，その主張は，反動的な国体論とは全く相容れない優れて革新的なものである。

他方，北は対外政策においては対外膨張主義の立場をはっきりと打ち出し，徴兵にかかわる身分的恩典の全面的廃止を前提として徴兵制の恒久的維持を提唱する。北にとっては，国内的に無産者による階級闘争を是認することと同一の論理に基づいて，国際的には，日本のような「持たざる国」が，広大な植民地を抱えている西欧列強から武力闘争を通じて国境線の再画定を行うための戦争行為を，正義・平等を実現するための正戦として正当化することができた。この論理は，ヒトラーが「我が闘争」において国際的な武力闘争を正当化するために用いたロジックであり，明示の主張としては，北はヒトラーに先立っていたということができる。

[39] 本稿における記述は，中村（2012），34–37 頁，鶴見・久野（1956），176–180 頁に主として依拠した。

Ⅲ. 4　戦前昭和期の軍国主義と軍国思想の展開

本節は，昭和戦前期を対象として日本の政治と思想について考察する。戦後，昭和の戦前期とは軍国主義によって塗り潰された「暗い谷間の時代」という見方が広く受け入れられてきたが，他方で国家主義の側からは，この時代こそが，日本人の精神が最も純粋な高みに達した時代であったという認識が語られもした。しかしここでも，一面的な視点からの考察は極めて危険である。現実の戦前昭和の政治過程ははるかに多元的であり，その二十年間には，軍国主義あるいは超国家主義といった一元的な視点からは決して理解できない，いくつかの大きな政治的転換点があり，それを規定した複数権力の間の相互対立と均衡関係とがあった。戦前昭和の思想もまた，これらの多元性と時間的な変容とを視野に収めた上で検討に付されなくてはならない。

そして戦前昭和の歴史は，それまでとは独特な意味で思想と不可分な関係を持って進んでいった。北岡伸一が述べているように，昭和戦前の歴史は意外なほど観念の歴史だったのである（北岡（1999），10 頁）。確かに，それまでも日本の政治は，福沢諭吉，吉野作造らをはじめとする優れた思想家の影響を受けてきた。だが，これまでの思想の本線は，日本の政治と正面から切り結んで，その方向性を冷徹に分析し将来の望ましい方向性を提言できたがゆえに，その説得力によって政治に影響力を持ってきた。諸思想が時に鋭く対立する時にも，それは現実の政治あるいは経済社会の対立を的確に反映していたのである。しかるに大正後期から昭和に至り政治が観念化の度合いを強めたのは，思想がさらに強化されたからであろうか。筆者の結論から先に述べてしまうならば，昭和に至り思想は多元化というよりも混迷と自己喪失を深めた。そして，政治もまた混迷を深めていった。現実との緊張関係から遊離してしまった思想は，現実を見失った政治に寄り添いなが

ら，「観念化された政治」と「政治化された思想」とが，いささか猥雑ともいうべき融合を成し遂げていった。軍国主義に批判的だった知識人たちの大部分について言えば，この過程で，彼らの優れた知性と良心にもかかわらず軍部の武力による沈黙を余儀なくされたというのは，なお過大評価であるように見える。彼らの多くは，自らが作り上げた不可解な観念からなる思想的迷宮から，最早自力で脱出することができなかった。そしてこの救いがたく縺れた糸を最終的に断ち切るにおいて，純粋な「暴力装置」としての軍部の政治の論理が必要だったのである。

Ⅲ.4.1　デモクラシーの発展と挫折

戦前昭和期は約20年の期間を持つが，概ね三つの時期に区分できると思われる。第一の時期は，1930年代初頭における満州事変，5.15事件までの時期であり，大正デモクラシーが完成すると同時に，わずか10年足らずで政党内閣制が幕を下ろすまでの時期である。第二の時期は，ここから2.26事件を経て盧溝橋事件による日中戦争勃発までの時期であり，ここでは若手軍人や民間右翼の手によるファッショ的行動が頻発し，軍部の政治的優位と文民内閣制の解体とが完成する時期である。そして第三の時期は，以後敗戦までの戦時体制の時期であり，ここでは政治権力が完全に軍部首脳部に移行し，軍主導による国家全体の政治・経済両面での軍国主義化が完成する。以下これら三つの時期を，適宜，第Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ期と呼ぶ。

1932年に5.15事件が起こるまでの第Ⅰ期約7年間，日本は大戦前におけるデモクラシーの頂点を経験している。その端緒は1925年，加藤高明の護憲三派内閣下における男子普通選挙法の成立である。その後，1929年に成立した民政党の浜口雄幸内閣は，対外政策においても国内政治に関しても，戦前日本でもっとも民主的な内閣であり，対外的には軍部の要求を厳しく抑制して，幣原喜重郎外相の下にロンドン海軍軍縮条約の調印に漕ぎ着けて軍縮に成功し，国内的には，立憲主義の立場から議会のリーダーシップの下での民主主義的な立法による社会改革を提唱して，労働組合法の制定などを骨子とした社会民主主義的改革に意欲を示し無産政党の一部からも協賛を得た。

政党内閣の統制のもとに軍部のアクティヴィズムを抑制することは，美濃部達吉による天皇機関説的憲法解釈の核心のひとつであり，事実，美濃部はこの間，民政党の幣原外交への批判に対して，その平和主義的対外政策を憲法論的に正当化すべく，民政党擁護のための積極的な論陣を張る労を惜しまなかった。また後半の国内政策について言えば，ここでの民政党の立ち位置は，まさに吉野作造が示した民本主義，すなわち左右の非政治的暴力主義を退け，議会制民主主義の立場に立脚した社会政策の実行を通じて国民の福利の拡充と均霑，更には社会主義勢力の合法的な受容を図るという考え方の忠実な実践であった。この意味で浜口内閣は，大正デモクラシーが構築した理論に教科書通り立脚して戦前日本が達した，デモクラシーの政治的実践における頂点であったという事ができる。また，これらの政策は，当初，国民大衆に対しても決して評価が低かったわけではなかった。彼の就任翌年の第二回普選は民政党の圧倒的な勝利に終わっており，国民は浜口の清廉な人格と平和主義，民主主義を旨とする政治姿勢を高く評価し，深い信頼を置いていたのである。

にもかかわらず，日本のデモクラシーは，そのわずか1，2年を経てほぼ壊滅する。その主要な原因と考えられているのは，民政党の経済政策の失敗である。井上準之助蔵相の下に行われた金解禁と緊縮財政政策は，折からの世界恐慌に衝突したことで日本経済を不景気のどん底に陥れた。ほぼ時を同じくして関東軍による満州事変が勃発し，幣原外相は事変の不拡大方針

を提唱して軍の独走に歯止めをかけることを試みる。そして，ここに至って，軍部との対抗上，民政党と政友会との協力内閣構想が浮上してきた。しかし，拡大財政政策による不況打開を目指す政友会の経済政策方針を井上蔵相が峻拒したことから，この構想は沙汰やみになり，その後，政友会は，政権奪回のために露骨な政治的駆引きを繰り広げ，ロンドン軍縮条約の批准にまつわる統帥権干犯問題について軍部と連携して民政党を国会の場で追及し，内政に関しても民政党への批判による両党の政争は政治ショー化するまでになっていった。経済的な失策とともに，このような国会の機能不全が大衆のデモクラシー全般に対する失望を生み出し，軍部への期待を醸成していったことは否めない。かくして戦われた第三回普選は景気拡大を約束する政友会の圧勝に終わり，すでに対外的に軍部への協力に傾斜していた政友会内閣の下で，デモクラシーの解体が進行することとなった。

この間の国際関係に目を向けると，前節で略述したワシントン体制は，その思想を縮約するならば，欧米先進国による中国地域に対する既得権益の確定を前提としつつ，中国における主権国家平等，内政不干渉，門戸開放を尊重するものであった。そして，欧米諸国の末席に連なった日本にとっても，満蒙における自らの既得権益がひとまず保護されたことによって，概ね受け入れ可能なものであった。幣原喜重郎による幣原外交が中国に対する不干渉方針を原則としたのは，平和主義のイデオロギーのみならず現実主義的対応でもあったと言える。しかし，ワシントン体制が円満に維持されるためには，第一に，中国が国民国家として統一されることによって先進国が保有する中国利権回収を要求する事態が生じないこと，第二に，中国の背後にあり，ワシントン体制から排除されていたソヴィエトが弱体であり続けることが必要であった（佐藤（2009），第7章参照）。しかし，その後，中国のナショナリズムは着実に発展し，蒋介石のもとに結集した中国国民党政府は南部中国を統合，他方，ワシントン体制から排除されたソヴィエト・ロシアは，中国を資本主義諸国家間の「弱い環」と認識して中国共産党を支援しつつ，やがて蒋介石の国民党にも接近し1924年には国共合作が成立した。こうして日本にとってワシントン体制遵守の前提条件が二つながら崩れる中で，1926年には蒋介石による北部中国統一のための北伐が開始され，中国ナショナリズムの矛先は，まず最も直近に中国に進出した日本の権益へと向けられた。

田中義一内閣は，これまでの幣原外交に代わり中国に対する積極政策を推進したが，その下で起こった北方軍閥の張作霖爆殺事件により引責総辞職に至る。続く浜口内閣において外相に復帰した幣原により，再度，親英米型の国際協調政策に転換し，対中国外交においては中国との融和促進が図られ，ロンドン海軍軍縮条約による海軍軍縮が行われた。しかし，この軍縮の動きは海軍軍令部の強い反発を呼び，統帥権干犯問題として内閣への批判を呼び起した。おりから政権復帰を目論む政友会はこの批判に呼応し，更に民間右翼も内閣への批判を強めた。これらの結果として，これまで軍事的強行路線を主導してきた陸軍とともに，海軍にもワシントン体制重視の「条約派」に対抗して海軍軍拡を主張する「艦隊派」が勢いを得，浜口はテロの凶弾に倒れる。しかも浜口内閣は，井上準之助蔵相のもと1929年に金解禁を断行し大胆なデフレ政策に向かったが，折からの世界恐慌に衝突したことによって日本経済は大きな打撃を受け，特に農村の貧困は深刻を極め，民意は浜口内閣への不信を募らせた。デモクラシーは，政党間の政略的な相互対立，陸海軍の政党無視と統帥権に依拠した軍拡路線の推進，民間右翼と若手軍人によるテロル，加えて経済の行き詰まりによる民意の離反という複数の負の力動関係の中に巻き込まれて，徐々に，しかしながら致

命的な行き詰まり状態へ達しつつあったのである。

Ⅲ.4.2 昭和軍部の台頭

北岡（(1999)，140 頁以下）が指摘するように，昭和の日本陸軍は，それまでとはかなり異なる性格を持っている。第一次大戦は世界の軍事と国際政治とに多大な変貌をもたらしたが，その第一は，武器能力の拡大による軍備の飛躍的な近代化であり，第二は，平時生産力を戦争目的に転用する総力戦体制の確立であった。これらの点から見ると，日本陸軍の兵力は日露戦争時には世界トップクラスであったにもかかわらず，第一次大戦後においては，すでに三等国へと下っていた。他方第三に，大戦の凄惨な帰結は戦後世界に平和主義への流れを呼び起こさずにはおかず，これら国内外の平和主義的世論を背景として，政党は軍部に対して強く軍縮を求めるようになった。この流れの中で 1920 年代後半の陸軍の中心を担っていたのは，田中義一と宇垣一成であった。彼らは軍縮と並行しつつ軍備近代化を進め，政党との協調と国際協調を基本的な路線としていたが，これに対抗する上原勇作は田中－宇垣の軍事・外交路線を批判し，より精神主義的傾向の強い軍変革を主張して若い軍人の間に強い影響力を持った。上原の下に集った荒木貞夫，真崎甚三郎らが，後に皇道派と呼ばれる陸軍の精神主義的グループの中心となる。また，より若い軍人たちの間にも陸軍改革への志向に基づく自発的な組織形成が進み，後に日本の軍国主義を主導する石原莞爾，永田鉄山，東条英機，鈴木貞一，武藤章らが木曜会を結成して日本による満蒙の直接領有の方針を合意した。二葉会の河本大作が起こしたのが 1928 年の張作霖爆殺事件であり，1931 年には，いずれも未遂に終わったが，やはり国家改造を唱える桜会の橋本欣五郎らが民間右翼との共謀によって二度のクーデターを起こした。

同年，上記と前後して石原莞爾の計画の下に起こったのが柳条湖事件である。事件は居留民保護の名目による関東軍の出動によって速やかに満州事変へと拡大し，幣原外相による不拡大方針を無視して陸軍は満州全域を支配下におさめるとともに，国内では浜口を継承する若槻民政党内閣の総辞職に至り，政友会の犬養毅が首相の座を次いだ。1932 年，日本軍は事変後の侵攻地域に満州国の建国を宣言し，日中関係は決定的対立に至った。すでに不況の影響と満州事変に対する国民の強い支持によって民政党は凋落しており，民間右翼の井上日召の指導によるテロル，血盟団事件によって，金解禁を断行した元蔵相井上準之助が暗殺され，1932 年初の総選挙は経済政策を単一争点化した犬養政友会の圧勝に終わった。犬養は高橋是清を蔵相に起用して金輸出停止をはじめとする景気浮揚策によって国民の期待に応えることを目指したが，5.15 事件のテロルによって犬養もまた射殺される。度重なるテロルと，これらのテロリストたちに対する処分が軍部の圧力の下で軽微に済まされたことは政財界人を委縮させ，彼らが軍部，右翼に対して抵抗することを著しく困難にするとともに，戦前日本の政党内閣制は終わりを告げた。

Ⅲ.4.3 5.15 事件から 2.26 事件へ ー青年将校ファッショの思想背景

戦前昭和の政治過程を牽引した最大の駆動力は軍部，とりわけ陸軍であったことには間違いはないが，本項の主題に最も関連する彼らの思想的背景を考える段になると，その実態と歴史的理解とはあいまいで混乱を極めている。かかる軍部の思想的総体を，かつて丸山真男（丸山(1964)）は「超国家主義」あるいは「軍ファシズム」の名のもとに一刀両断にして，更にこの思想的病理の根源を，天皇制に代表される日本国家の前近代性・準封建的遺制のうちに求めたのだが，この種の十把ひとからげの分析は軍思想の分析としては極めて不十分で誤解を招きや

すいものである。しかも丸山は，これらの思想があたかも軍部独自の閉鎖的な思い込みに属しており，知識人層は軍部の暴力に基づく圧迫に屈したことはあっても，思想的には軍部のそれに対して首尾一貫して否定的な姿勢を貫いてきたかのように主張しているが，こちらも完全な誤りであると言わざるを得ない。これら二つの問題点に対して，より正確な構図を把握することによって丸山説に反論するためには，昭和第Ⅱ期における政治過程とその背景にある思想的構図を慎重に把握することが不可欠になる。以下の本節の課題は，この点の究明にある。

まず，この点を理解するための大前提として，民間右翼の側も大正後期以来，急激な変化を遂げていた事実を再度想起しよう。その結果，日本の国体の純粋性を根本的価値として位置付ける従来型のナショナリズムに代わって，北一輝らに代表されるような，西欧列強に対抗しつつ，アジア全体を日本を中心とする帝国もしくは連合国家へと改変しようとする，アジア主義的な国際主義の主張が台頭していった。これらの運動は，国内的にはアングロ・サクソン型の個人主義的自由主義に対抗する国家共同体主義を標榜し，社会体制としては社会主義的な統制経済によって資本主義社会における景気変動や経済的格差を是正することを目指していた。

昭和に入って，このアジア主義的全体主義的右翼思想が，民間の右翼勢力に限定されず，軍部の様々な層を直接・間接に思想的に捉えるようになったのである。アジア進出による権益拡大の思惑を持つ上層部に加えて，若手軍人たちは，昭和初期の不況と社会的格差の拡大を是正する思想的試みとして，全体主義的国家社会主義に強く触発された。これらの国家社会主義とアジア主義的国際主義を包摂する新右翼思想の思潮に影響された軍人層は，昭和期日本において軍部革新派と呼ばれる。昭和軍部の思想構造を見る場合，陸軍について言えば，皇道派，統制派という二大勢力の対立があるが，まず本項では，皇道派の若手軍人たちをとらえ，5.15 事件，2.26 事件をはじめとする軍事クーデターを動機付ける上で主な役割を果たした思想と，それに伴う政治運動の実態について振り返ることにしよう。

1932 年に 5.15 事件を起こしたテロリスト・グループは，同年，政財界の要人を暗殺した血盟団事件の残党であり，民間右翼の井上日召を中心として，井上と主義信条を共有する海軍青年将校が主体であった。彼らの思想的な支柱となった権藤成卿は，北一輝の国家社会主義思想と同様に，反市場的，反資本主義的信条の持ち主であったが，計画主義的な社会主義思想にも反対して儒教的な農村自治論を説くナショナリストであり，彼の思想は，国家社会主義よりは農本主義的アナーキズムと表現するほうが正確であると思われる。折から 1930 年代の大不況によって日本の農村が深刻な打撃を受けていたこともあり，農村の救済と再建は地方農業者にとって喫緊の課題となっていたため，それまで地道な農業の改革・発展に取り組んでいた農業指導者たちの多くが急激に政治的傾向を強めていった。その中の一人が，5.15 事件に参加した橘孝三郎である。しかし，橘の 5.15 事件関与の動機は平和的な方法で農村の窮乏とその救済を訴えることにあったため，要人暗殺などの暴力による社会改造に与することはなく，結果的に同事件に連座した橘が受けた無期懲役の判決に対して同情による減刑嘆願が殺到し，事件後には合法的な農業救済運動が活発化していった[40]。

これに対して，直接に犬養首相の暗殺に関わった青年将校や民間右翼の動機についてみると，やはり農村の窮状に対する彼らの激しい憤

[40] しかし，不幸にもその後のこれらの運動は，橘の意と異なる格差是正のための農業に対する統制経済への道を開いていった。本稿の記述は，井上（2012），149 − 159 頁による。

りと，その救済の訴えを意図する部分が大きかったことは言うに及ばないが，その目的と実際の行動との関連について言えば，いかにも不可解な部分が多い。自分たちと同じ立場に立つ皇道派の荒木貞夫を陸軍大臣として軍部との協調を重視し，対外的にも満蒙に対する積極政策を掲げていた犬養を暗殺する動機は，それに先立つ浜口雄幸，井上準之助ら民政党要人の狙撃とは性質が異なるように思われる。坂野（2006，163-164 頁）の解釈に従うならば，結局，彼らは自ら「埋め草」となって，この闘争を北一輝，西田税の指導による陸軍青年将校による国家社会主義革命，そして最終的に彼らが信奉する権藤成卿によるアナーキスト的な農本主義社会の実現へと継承することを期待する「三段階革命論」を信じていたことによる。この坂野の分析に従うならば，もはや，そのあまりの観念性に対してあきれる他ないと感ずるのは筆者のみであろうか。

同様な観念的傾向は，青年将校によるファッショ反乱の最終最大の事件である 2.26 事件に関してもあてはまる。今日，北一輝は，西田税をはじめとする陸軍皇道派青年将校の信頼を集めて 2.26 事件の思想的なバックボーンとして事変を成功させるとともに，事変の首謀者の一人として刑死したことで知られるが，北の国家社会主義思想が陸軍皇道派の奉ずる伝統的な国体論的精神主義思想と整合的であったかどうかは大変疑問であり，2.26 事件の首謀者の青年将校と北との思想的な関連は極めて微妙である。2.26 将校の場合，北の思想に基づく目的設定を行った上で事件を決行したというよりも，5.15 事件首謀者たちと同じような観念的な志士意識に基づいて決行に及んだという側面が大きいように思われる。

5.15 事件以降，軍部はしばらくテロルの鳴りを潜めており，その時期は，若手軍人たちが期待を寄せていた荒木貞夫・真崎甚三郎ら皇道派が陸軍を支配していた時期に重なっている。しかし，過度な精神主義に依拠する皇道派のもとでは軍事の近代化は遅滞し，また人事の不透明や若手将校への甘やかしが横行して，軍紀の乱れが進んでいった。1934 年陸相に就任した林銑十郎は，永田鉄山を登用して軍の立て直しを図り，翌年，真崎を教育総監から更迭する。永田をはじめとする陸軍の綱紀粛正と近代化を目指すグループは，ここから皇道派との対照で「統制派」と呼ばれているわけである。

しかし，この更迭事件は皇道派の青年将校を刺激し，その一人である相沢三郎による永田鉄山斬殺，いわゆる相沢事件に結果した。永田の死によって支柱を失った統制派に代わって皇道派は勢いを増し，後者の一角が，最後にして最大の軍事クーデターである 2.26 事件を引き起こした。1936 年 2 月 26 日，安藤輝三，栗原安秀らの率いる 1,400 名余りの部隊が都内要所を襲い，内大臣斎藤実，蔵相高橋是清らを殺害，侍従長鈴木貫太郎らに重傷を負わせ，首相の岡田啓介もまた九死に一生を得る事態となった。クーデターの趣旨は，「君側の奸」を除いて天皇親政を実現することとされており，真崎甚三郎をはじめとする皇道派指導層の暗黙の支持を得てクーデターは一時成功しかかった。しかし事件は昭和天皇の激怒を呼んで，軍上層部が態度を豹変させたことから沈静へと向かった。

5.15 事件と 2.26 事件とは，いずれも社会に強烈な衝撃を与えるものであったため，ともすれば戦前昭和第Ⅱ期は，青年将校たちのファッショ行動に基づくデモクラシーの解体期である，という解釈を生み出しやすい。しかしながら，彼らのファッショ行動が一過性の強力な政治的動員力を持ったことは確かであるが，より長期の政治過程と思想的な影響力の点から見た場合，現実の日本の軍国主義化にとって本質的であったとは言い難い。特に最大のテロル案件であった 2.26 事件においては，首謀者の青年将校たちは，その思想的ブレーンとされた北一輝とともに死罪になっており，両事件に関係し

た軍人たちのうちでその後の軍国主義期に重要な役割を担った者は，青年将校を扇動したとみられる上層部を含めて誰もいない。それら青年将校のファッショ行動と思想とを過大に評価するところから，「日本ファシズム」論という奇妙な議論が生まれると言っても言い過ぎではないように思われる。この点を明確にし，日本軍国主義の思想的本質を明らかにするには，第Ⅱ期の政治過程とそれに伴う政治思想の動向をより慎重に振り返る必要がある。

Ⅲ. 4. 4　第Ⅱ期の政治と思想

はじめに第Ⅱ期の政治過程を展望しておくと，5.15 事件後の首相大命は，元海軍大将の斎藤実に下った。斎藤は軍人であったが国際協調を重視する立場に立っており，軍部の暴走とテロルが跋扈する難局を安定させる期待が寄せられたのである。斎藤は，留任した高橋是清蔵相の下で経済再建に取り組み，高橋は金融・財政の積極政策と打ち出して徐々に景気は浮揚した。また斎藤は，皇道派の若手軍人に信頼の厚い荒木貞夫を陸軍大臣に起用してテロルの抑止に努めた。しかし，日本軍による満州進出は国際社会からの厳しい指弾にさらされ，1931 年末にイギリスは満州国の実態を調査するリットン調査団を派遣し，翌年初にアメリカは，中国の主権・領土を侵害し門戸開放原則をはじめとする諸条約の取り決めに違反するいかなる行為も容認しないとする，スティムソン・ドクトリンを提示した。同年 10 月末のリットン調査団報告は，満州国を承認しないものの日本の満州権益に厚く配慮した，日本にとって思いの外に有利なものであったが，斎藤内閣はこれに先立って満州国を承認してしまっていた。

10 月の国際連盟で代表の松岡洋右は批判の矢面に立ったが，その間も軍部による満州侵攻は継続し，翌年 2 月総会で日本は国際連盟から脱退することとなった。脱退の翌月，陸軍は華北に侵攻し，満州と中国本土との分離，国境確定に成功し，斎藤内閣は国際協調維持に腐心したにもかかわらず，結果的には満州国の承認，国際連盟からの脱退，英米協調外交からアジア（モンロー）主義への転換など決定的な日本外交の転換が生じた。しかしこの段階で，不況，テロル，外交上の紛争は一段落し，日本は小康状態を得た。

斎藤を継承した岡田啓介もまた海軍軍人ながら穏健な国際協調論者で，ロンドン海軍軍縮条約締結の功労者であったが，すでに陸軍の中国進出は既成事実化し，当時外交を指揮していた広田弘毅による，満州国承認と共同防共を軸とする中国国民党との和協外交も不調に終わった。また政権への野望を持つ平沼騏一郎らの右翼と，海軍艦隊派，陸軍皇道派，更に政権奪回を目指す政友会は結託して天皇機関説問題で岡田内閣を揺さぶり，岡田周辺の穏健派の政治家と岡田内閣を追い込んでいった。

その一方，陸軍は 1934 年に「陸軍パンフレット（陸パン）」を発表する。これは，総力戦に向けての国防強化，国家総動員体制の確立を提唱するものであったが，これに計画経済による資本主義経済改革，平等主義的社会福祉政策の展開などの主張が盛り込まれており，無産政党からの支持を集めるとともに，不況に追い詰められた国民からも期待を抱かせるものであった。これらの統制経済の進展は，折からの政党の凋落とともに統制を担う「新官僚」（ないし，「革新官僚」）勢力の勃興をもたらした。政治の激変の中で，経済は驚異的な回復を見せていた。高橋是清による大胆な財政金融政策と戦時経済による需要喚起のいずれが大きな位置を占めたかは現在も評価が分かれるが，いずれにせよ重化学工業化が進み，低金利を背景として新興財閥の発展が見られた。しかし，農村の窮乏は，なお十分に救済されたとは言えず，30 年代前半を通じて農村では欠食児童や娘の身売りが横行した。この「格差社会」の進展は，資本主義，自由主義経済の悪として理解され，リ

ベラル・デモクラシーと国際協調とを信条とする政党・財界人への批判を生み出す一方，統制経済に基づく国民の平等化を旗印とする軍部革新派，革新官僚に対する国民の支持を広げていった。

しばしば，昭和陸軍は単なるファッショ的暴力を駆使して権力を掌握したかに思わせる歴史記述があるが，それは政治過程の分析として重要な真実の一部であるとしても，戦前昭和期の思想史的考察としては誤りがある。昭和軍部には独自の思想とそれに基づく社会政策の方向性があり，それはファッショの原因になったばかりではなく，国民と政治家，知識人層をも引き付けるだけの理論的な魅力と求心力を有していた。昭和軍部には複数のセクトがあったが，陸軍について言えば，皇道派，統制派という二大勢力の対立があり，第Ⅱ期を通して両者の角逐が続いたが，1936 年の 2.26 事件と翌年の盧溝橋事件による日中戦争の勃発とを境として統制派の優勢が確定した。この二年間は日本における文民内閣制の完全な解体期と一致しており，皇道派による非合法のファッショ運動が 5.15 事件によって日本の政党政治の幕を引き，2.26 事件によって文民側の軍部に対する抵抗にとどめを刺した後に，皇道派自身は事件の責任を取る形で退場に追い込まれ，優勢となった統制派が日本国内に国家社会主義的な総動員体制を布き，日本全体を対外的な軍事侵略拠点として完成したのである。

時代や軍内の階級の差異にもよるが，皇道派と統制派の思考には無視できない本質的な違いがある。双方ともに日本によるアジア支配（主観的には，アジア解放）をもくろむ点で共通しているが，皇道派の場合，日本の国体護持が主命題であり，その先にアジア進出を見据えるのに対して，統制派の場合はソヴィエトに対する防共・国防の観点からのアジア進出を主目的として，その手段として国内における自由市場経済体制を改造し，国家統制による平等主義的な管理的社会主義体制，すなわち総動員体制の確立が目指される。そこで思想的には，皇道派においては抽象的・観念的な「国体」理念が主となり，いわゆる「天皇制ファシズム」論の思想形態と対応するが，統制派の場合，国家の軍事的な目的合理性という現実主義的観点が前面に出る。本稿が軍部革新派と呼ぶのは統制派の思想形態であり，こちらがドイツ，イタリアの国家社会主義的ファシズムと近い考え方である。

さて，以上を前提として大きく把握するならば，戦前昭和Ⅱ期に起こったことは，第Ⅰ期において完成された立憲民主主義を，台頭する軍部の政治進出に抗して何らかの形において守ってゆこうとする運動であったといってよい。政治の動きとして見るならば，立憲民主主義の枠組みに支えられて昭和初期のデモクラシーの興隆をもたらした政党政治家たちが，第Ⅰ期末にテロルの標的となって活動不能になったとき，デモクラシーの手続きからの逸脱とはいえ，宮中グループのリベラル派が西園寺公望を中心として結束し，斎藤実，岡田啓介という次期の政権を作ったことは，政友会への政権移動に伴って予想される軍部の更なる政治介入の進行を阻止するための自然な流れであった。そしてそれを思想的に支えていたのは，東大を中心とするリベラル派のアカデミズムであり，前代から引き続いて美濃部達吉らが重要な地位を占めていた。

しかし，その後，経済不況の克服を目指すための計画経済化と軍部の政治的影響力の拡大によって日本社会は全体主義的国家社会主義の方向に動き，デモクラシーと自由市場経済は着実に縮小していった。石橋湛山，清沢冽ら，最後まで自由主義の孤塁を守った在野の知識人も第Ⅱ期の末期には完全な沈黙を強いられて，この時点で，日本の軍国主義化は完全に確定したということができる。この間，国家社会主義の影響力は着実に高まり，統制派を中心とする軍部ならびに革新官僚へと影響力を伸ばすととも

に，従来，立憲民主主義の立場に立ってきた理論家たちの多くをも自らの内部へと引き付けていった。国家社会主義思想は，社会主義グループから大量の転向者を受け入れる受け皿となる一方，青年将校をはじめとする若手の皇道派グループにも影響を与えて，更には従来型の国体論を奉ずる軍部皇道派や民間右翼グループの多くを自らのうちに引き付けることにより，そもそも伊藤博文や井上毅が明治立憲体制の構築に際して最も腐心してきた立憲主義と国体論との調和と統合という基本的方向性に対して最強力の楔を打ち込んだのみならず，やがてその求心力は立憲民主主義の思想グループの中枢にも浸透していったのであった。以下に論ずる第Ⅱ期のリベラル・デモクラットたちの思想動向を見る場合，もはや軍部の政治的影響力が無視できない状況において国家社会主義に対して彼らがいかに対峙していったか，という観点から見ることによって，同時代の立憲民主主義思想が果たした複雑微妙な役割についての，かなり見通しの良い理解を得ることができると思われる。

Ⅲ.4.5　デモクラシーの抵抗と終焉

前項の記述が示唆するように，5.15 事件によって政党内閣制が幕を閉じたのちに「ファシズムの暗い闇」がいきなり日本全体を覆ったわけではない。犬養に続く，斎藤，岡田内閣もまた文民内閣制を維持することによって，軍部に対してデモクラシーの間接的な擁護の努力を継続していた。この時代全般を通じて内閣が軍部に対する妥協を重ね，日本は一歩ずつ軍部支配への道を進んでいったが，いわゆる「軍ファシズム」の主体となった軍部革新派の外縁には，従来の「反ファッショ」民主勢力と，逆に軍部革新派以上に守旧的な国体論的反動勢力が彼らを取り囲み，軍部革新派との間での合従連衡が存在していた。民主主義勢力の側から見ても，軍部との協力により政権の奪還を図る私益的意図と並行して，軍部の政治支配を制御しようとする努力を継続していたということができる。

しかし彼らの間でも，政友会の軍部への迎合と党利優先主義に対する落胆は極めて深く，二大政党を前提とする政党政治に代わる政治構想を模索する動きが進んだ。5.15 事件後の斎藤実内閣は，軍部，国民，政党それぞれの期待を満たす挙国一致内閣であり，先に述べたように，斎藤の政治手腕と成果とは優れたものであった。このような状況において，後に天皇機関説事件によって否応なく政治の矢面に立たされた美濃部達吉の思想的動向の変化は注目に値する。なぜなら美濃部自身は，昭和第Ⅱ期に入って議会よりも政党を重視する姿勢を強化し，斎藤挙国一致内閣に至って，内閣の権限縮小に及ぶ「円卓巨頭会議」の構想を発表する。これは，政党の枠組みを超えて，各政党の代表者，軍部首脳，実業界，労働者代表などを一堂に集めて集中的に国策を決定する一種の寡頭制の提唱であった[41]。

戦前におけるデモクラシー擁護の理論的支柱であり，その象徴的存在であった美濃部のこの思想的変化は，それが単なる軍部の圧力だけによるものとは言えないだけに重いものがある。美濃部をこの方向へと動かしたものは，当時の政友会の露骨な政権志向と，そのための軍部勢力との連携によってもたらされたデモクラシーの形骸化に対する深い落胆と危機意識であった。美濃部の天皇機関説は，本来，議会制民主主義を基礎づけるものとされるが，国家主権による目的遂行を正当化するための国家社会主義的独裁論の基礎としても利用できる。後者の契機を最大限に展開したことが，北一輝の重要な貢献であった。美濃部のこの思想的転換によって，彼が北と同様なファシストになったとは思われないが，当時の政党腐敗の現実は美濃部さえも北の思想へと歩み寄らせるほどに深刻であり，彼をしも国家社会主義的方向へと数歩前進

[41] 坂野（2008），172-173 頁参照。以下，本節の記述は同書に多く依拠している。

させたのであった。我々は，この美濃部の変化のうちに，北の思想的慧眼を改めて発見することもできるであろう。

やがて岡田内閣時に，美濃部の構想は内閣審議会，内閣調査局として部分的に実現した。美濃部自身も，後に近衛文麿のブレーンとして活躍する矢次一夫が1933年に結成した「国策研究会」に参加して講話などの形で助言を与え期待を寄せているが，同組織は陸軍統制派から合法無産政党までを縦断して政策研究を行う民間のシンクタンクであり，新官僚ならびに内閣調査局と密接な関係があった（坂野（2006），169–170頁）。つまり，彼の「円卓巨頭会議」の青写真を実践する試みということも言えるわけであり，美濃部の構想が，単なる学者の机上の空論ではなく，彼の真剣な実践的意図に根差していたことを裏書きするものと言えよう。

そして，陸軍統制派，革新官僚，民政党，無産政党がこの構想を是としたのに対して，当時議会の圧倒的多数派であった政友会が内閣への参加を拒み，岡田内閣倒閣を目指して軍部皇道派と復古派右翼勢力との連携の下に起こしたのが美濃部機関説批判と国体明徴運動だったのである。ここでは内閣審議会を巡る政治構想が合法ファッショと規定されて攻撃されたのだが，攻撃した側よりも攻撃された側こそがファッショであるという見解は，事件を起こしたグループ以外にも存在した。在野リベラリズムの雄，馬場恒吾は，美濃部の巨頭円卓構想と，これに続く，内閣審議会，内閣調査局が政治の指導方針を決定せんと企てる方向性に対して，政治を専門技術家の手に独占せんとする思想の現われであり「欧州のファッショ国に於ける機能（職能）代表の制度と同じ思想の系統に属する」と見極めたうえで，国策の総合は「内閣」の仕事であるべきと断じたのである（坂野（2008），174頁より引用）。

戦後日本において，天皇機関説事件は軍部と右翼勢力が民主主義の打倒を目指して起こした一大暴挙であり，日本における「天皇制ファシズム」が政治問題として顕在化した代表的事例とされてきた。しかし実際は，戦後的常識においてファシストとみなされてきたグループが，自らの攻撃相手をファシストと呼び，それが当時の本人以外の部外者から見ても十分な説得力を持つという，「日本ファシズム」の複合的な思想的構造を浮き彫りにする興味深い素材ということができる（坂野同前，170頁）。

最初に政治問題としての機関説事件の経過と，その意味を確認しよう。斎藤実内閣を継承した岡田啓介内閣において，政情の安定に伴って政治権力を奪回しようとする政党と，台頭する軍部，新官僚らによる政権奪取への争いが生じた。ここで現実に生じていたのは，通俗的に理解されているような，政治集団間の争い—具体的には，政党（＋知識人＝民主主義）勢力と軍部（＋大衆＝ファシスト）勢力との争い—ではなく，個々の集団内部の対立に基づく政治権力の二極化であった。具体的には，民政党－陸軍統制派－新官僚－宮中リベラル派のグループと，政友会－陸軍皇道派－宮中保守派－民間右翼勢力，のグループへの二極化であった。前者が岡田内閣の主体となったため，政党ベースでは，一応，民政党が与党の立場に立った。その状態で1936年2月20日に総選挙が行われることが確定していたが，戦前の総選挙では与党が圧倒的に有利であったため，政友会は総選挙によらずに岡田内閣の倒閣を進める手段に出たのである。天皇機関説は，政党，宮中のリベラル派や官僚の間では通説となっていたので，これを信奉するグループが構成する岡田内閣には天皇をないがしろにする疑いありとする機関説攻撃と国体明徴運動が，蓑田胸喜をはじめとする狂信的な右翼思想家や国会内外の右翼団体，陸軍内部でおこり，野党の政友会が，政権奪還の目論見からこの動きを国会で争点化して，多数派たる政友会の単独内閣の民主的な手続的正当性と機関説批判に基づく天皇主権論とを合わせ

て主張したのである（同前 175–176 頁）。しかし，事件の結果，岡田内閣による国体明徴の確認や美濃部の貴族院議員辞職などが起こったが岡田内閣の倒閣は実現せず，政友会が直接の目標とした総選挙は民政党の大勝に終わった。政治戦略としての機関説攻撃，国体明徴は完全な失敗に終わったのである[42]。つまり天皇機関説事件とは，国民の潜在的ファッショ傾向の顕在化とか日本のデモクラシーの未成熟を示すものではなく，デモクラシーの本家本元の政党を震源地として，その利益集団的行動から生じたのであって，しかもかかる政党の腐敗した体質に対して，当時の日本国民は，はっきりと否定の意思表示をするだけの良識を備えていたのである。

以上の点を踏まえて，丸山，久野らの戦後民主主義的な機関説事件に対する解釈の誤謬を再確認しておこう。第一に，機関説事件は「天皇制ファシズム」を奉ずる顕教勢力である大衆及び軍部による，政党，知識人，官僚などの民主的エリートである密教勢力を討伐する運動ではなかった。後者のエリート・グループは，当時すでに，デモクラシーを半ば断念して，寡頭制に基づく統制的な政治経済運営への志向に傾いたもう一つのファシズム勢力であって，もしもこれを顕教による密教征伐と呼ぶのであれば，顕教としての「天皇制ファシズム」による密教としての「軍部革新派的ファシズム」の討伐と解することが適当である。第二に，機関説事件を惹起した政治勢力は国民の選挙による付託を得ることができずに敗北し，選挙の一週間後に起こった 2.26 事件においても民意の離反を招いただけであった。つまり，これらの顕教による密教征伐は全面的な失敗に終わり，顕教的な「天皇制ファシズム」論者たちは，この時点で日本昭和史の表舞台から退出を迫られたのである。そして，その結果こそが，闘争に勝利した密教としての「軍部革新派的ファシズム」による日本の国家社会主義化，ファッショ化の進行であった。

Ⅲ. 4. 6 「広義国防」と「狭義国防」

さて，美濃部の思想的ならびに政治的な立ち位置の変更によって，美濃部の政治的立場は，吉野作造の民本主義よりも，この時期，吉野の弟子である行政学者，蠟山政道の立憲独裁論に接近しているように見える。実際のところ，吉野の政治論のうちにも，『憲政』以降の後期になると，自由主義的な議会制民主主義よりも，集産的な国家社会主義体制と近接する「国家経営責任分担論」という総動員思想が顕著に表れるようになっており，蠟山は吉野の後期政治思想をより強く継承していると言うこともできよう。

吉野の弟子たるにふさわしく，本来，蠟山は強固な政党内閣支持者であったが，彼はすでに 5.15 事件に先立つ 1930 年代初頭に，政党内閣に代わる政治構想としての立憲独裁論を構想し始めている。その背景には，やはり美濃部と同じく，当時の政党政治の現実に対する落胆と危機感とがあった。彼はファシズムの情緒性，非合理性を批判しながらも，同時に大衆民主主義による二大政党制の機能不全の問題を指摘する。大衆民主主義のもとでは二大政党制が複雑な大衆の利害を調整する能力が十分でなく，他方大衆の側は，専門技術的特化の進行によって政治に対する合理的無関心が広がっており，それがまた政党に対する不信を増幅させている。経済危機と満州事変以後の対外危機が併存する（1933 年の）状況においては議会を基礎とする内閣による国策の統合は不可能であり，議会に代わる勅令委員会を設けて行政官庁の知識・資料をこの機関に集約し，その判断採択に委ねる「立憲的な独裁」に進まなければ，「立憲主義そ

[42] これらの機関説攻撃，国体明徴に関する政治過程については，坂野（2006），182–187 頁，坂野（2012），408–413 頁を参照した。詳しくは，これらの文献を参照されたい。

のものをも破壊せしむる危機を招来するやも知れない。」[43] つまり当面する政治的危機を乗り越えるために，軍・官僚の独裁よりは民主的で，政党よりは集権性の強い国家組織としての勅令委員会に期待を寄せたのであり，美濃部の円卓巨頭会議に通ずる着想であった。蠟山は政党への支持を原則として表明しながらも，現実の政党政治に対して強い懐疑を持ち，これをより高次の中立的立場から制御するための政治的機能として，官僚集団と職能団体の集権的指導による寡頭制を提唱したという事ができる。これらの国家組織による大衆と政党に対する指導は，政党の綱紀粛正，大衆への政治に対する公的教育の充実によって日本に真の政党政治を確立するためにも不可欠とされた。そのことが次節で見るように，彼の昭和研究会を通じての近衛新体制運動への協力態度へと連なってゆくことになるが，さしあたりの問題は 2.26 事件以降における政治的選択である。

馬場恒吾は，蠟山と同様に反軍部の立場に立ちながらも，1930 年代，議会政治，政党内閣擁護の立場から，一貫して蠟山の立憲独裁論の対極に位置していた。その両者が，2.26 事件を踏まえて，今後の政治的ヴィジョンに関する見直しを迫られたのである。馬場は，在野リベラリズムのもう一方の雄である清沢冽とともに，軍部のファッショ傾向に対抗するために，政民両党と 36 年 2 月総選挙で躍進を遂げた新興無産政党の社会大衆党とを加えて，軍部の政治介入と対外進出政策に対抗するための協力を呼びかける（坂野同前，197–198 頁）。2.26 事件以降に，民政党の斎藤隆夫，政友会の浜田国松が，国会において党派を超えて軍部批判演説を展開していたことは，彼らの言論を勇気づけるものであった。しかし，麻生久，三輪寿壮ら社会大衆党主流派は，この流れを否定し「広義国防」を提唱して 37 年 4 月の総選挙に臨み，議席を倍増させた。そこで次に，この「広義国防」とは何かをまとめておこう。

「広義国防」の理念が正面から社会大衆党に受け入れられ始めたのは，36 年選挙直後の議会における麻生久の議論に始まる。ここで麻生は，34 年に陸軍が発表した陸軍パンフレットに対して，その趣旨を，国防の基礎には国民生活の安定が不可欠であり，そのために経済組織の改造が必要であるという点に求めるとともに，この「軍部ノ広義（国防）ノ立前ニ対シテハ，全ク賛意ヲ表スル」としている（同前 187–188 頁）。もともと，陸パンに対するこのような肯定的な評価とともに，馬場が厳しく批判した，同時期における内閣審議会，内閣調査局への参加協力についても，社会大衆党は極めて積極的であった。言うまでもなく国会の少数派に留まる同党としては，国会審議の壁を通過せずに自らの社会政策を実現しうる場として，これらの超議会主義的スキームに寄せる期待は大きかったのである。

軌を一にして，2.26 事件以降に陸軍では皇道派の勢力が後退し，陸パンの立場に立つ統制派が主流を占め始め，また大不況を安定させたことによって，新官僚の政治的発言力が増していた。これらの軍部統制派，新官僚のファッショ傾向の強いグループに，新興無産政党の社会大衆党が国内の社会民主主義的改革の手段として接近したところに生まれたのが「広義国防」だった。この結果，反ファッショのための協力内閣論は画餅に帰し，以後，日中戦争の勃発と近衛新体制に至るまで，既成政党が反ファッショを掲げ，社会民主主義政党がファッショ勢力に連携するという構図が生じていたのである。この構図の中で馬場が既成政党擁護による反ファッショを掲げたことは当然であるが，これに対する蠟山は，議会，政党の社会民主主義的改革のための梃子として，社会大衆党の「広義国防」路線に肯定的であった。

一般に，これまでの戦前昭和史に関する戦後

[43] 坂野（2006，166–167 頁）より引用。

史学の通説では，親軍に走った社会大衆党に対する批判的な見解が主流であったとした上で，坂野潤治は，この通説に対する疑義を呈している。坂野によれば，2.26 事件から日中戦争に至る 1936-37 年の期間における日本の憲政史の特色は，第一に，民政党が反軍，反ファッショにおいて強い勇気を示す一方で，福祉や社会改良のための国内政策への関心を失っていったことであり，第二に，社会大衆党は，多様な社会福祉政策の実現に貢献する過程で，「広義国防」の理念のもとに軍部ファシズムとの融和に進んでいったことである（同前 209-212 頁）。従って，この両党が国内福祉政策に関する適切な妥協点を見出し得なかった状況において，既成政党と社会大衆党，あるいは馬場恒吾と蠟山政道との双方に，評価される側面と批判されるべき側面があったとされる。

しかし，筆者自身の立場は，坂野のいわゆる「戦後史学の通説」にはるかに近い。当時の知識人グループに即して言えば，蠟山の方向性に批判的であり，馬場や清沢冽らリベラリストたちの先見性を高く評価したいと考える。史実に即するならば，次の第Ⅲ期に進行した軍部の大陸侵略を防ぐことは，おそらくどちらの側にもできなかったであろう。また，日中戦争の開始とともに陸軍の福祉重視の姿勢も弱まったから，戦争協力によって平等と福祉を実現することもできなくなった（坂野（2012），428-435 頁）。その後，第Ⅲ期の馬場や清沢は言論の場を奪われて沈黙を余儀なくされ，蠟山は近衛新体制において，無産政党とともに軍部との協調に基づく国家社会主義へと更に舵を切った。結局，軍部のサーベルを前にしては，どちらでも同じことだったということであるが，それでも，坂野（2012，429 頁以下）が紹介している 1937 年段階での馬場の考え方は，筆者には全く筋が通っているように思われる。要するに，軍部が「広義国防」を称して素人の立場で国政や経済をかき回さず，「狭義国防」，つまり軍部本来の国防の任務に専念すること，特に格差是正を口実として軍拡を目的とする総動員体制を形成して市場機構の根本を破壊しようとする暴挙を速やかに停止するべく反軍部の共同戦線を引くことの必要性は自明ではないだろうか。筆者は，坂野が別の箇所で評価している吉野作造や河合栄治郎の主張のような，デモクラシーを前提とした格差是正への政治的取り組みの意義を否定するものでは全くない。しかし，軍部の総動員体制の本来の目的は，日本国内の自由市場体制を規制と計画化とによって機能停止させることで対外侵略のための軍事拠点を構築することであり，格差是正はその本来の意図を糊塗するための甘言に過ぎないことはあまりにも明らかであろう。そのような利益誘導に易々と飛びついて格差解消と福祉推進を試みようとする者たちの政治的見識に対して，筆者は全く共感することができない。

Ⅲ. 4. 7　近衛新体制への道

前項における広義国防の動きは，最終的に次の第Ⅲ期前半に，近衛文麿の新体制運動へと繰り込まれていくことになる。1937 年 6 月に第一次組閣を行った近衛文麿は，元老，西園寺公望の期待を受け，早くから首相候補として嘱望されてきた。しかし同年 7 月の盧溝橋事件に端を発する日中戦争の勃発は，すかさず彼の鼎の軽重を問うた。近衛は戦線の不拡大方針を立てて戦争の早期解決を目指したが，対中外交の失敗を重ね日中戦争が完全に泥沼化する 39 年初に一旦政権を降りて他日を期す。翌年 7 月に首相に復帰した彼は，日中戦争の収拾のために軍部を制御するには，挙国一致の基盤を持つ強力な政党の統率する政治体制が必要であると考えた。これが近衛新党構想と近衛新体制運動の潮流となる。

蠟山政道が，近衛文麿のブレーン・トラストである昭和研究会に主要メンバーとして参画したのは 1935 年のことであり，当時の研究会の

基本方針である立憲主義，既存政党批判，反ファッショは蠟山の当時の立場を正しく反映していた。蠟山は，この研究会を基盤として，彼の理想とする既存政党に依拠しない社会民主主義的な政治改革を推進しようとしていたのである。そのため蠟山や矢部貞治らが構想したのが，近衛を党首に戴く新党構想であった。これによって，国内政治体制については既成政党を否定し，かつナチス型の一党独裁を避けるべく，官僚政党人，財界・労働界・農業界，学者・ジャーナリスト等知識人などをメンバーとする国家縦断的な政治的意思決定機構を作ることで軍部をコントロールしつつ，自らが志向する国家社会主義的な政策を実行できるという見通しであった。

当時，美濃部達吉のような大正デモクラシーを指導した知性と良心の持ち主でさえも，政党への失望とともに寡頭制へのシンパシーから自由ではありえなかったことを考えれば，日中戦争の勃発以降，国民の支持の下に台頭する軍部勢力を抑え立憲主義を維持するために，近衛新党構想のような反議会主義的な対抗的政治組織の存在に期待を寄せた蠟山や矢部の方向性を以て，単なる軍ファシズムへの迎合とみなすのは一方的に過ぎるであろう。しかし，新体制の青写真を作った彼ら昭和研究会の致命的な欠陥は，自らの学者としての私益追求とか権力迎合という以前に，その本来の目的や方向性がわからないところにあった。新党という集合的権力が経済的自由主義のもたらすカオス的状況を適切にコントロールして社会に自由と平等を実現しうるなどという事は，単なる希望的観測の域を出るものではないし，軍部権力を多元的代表機関の内部に如何に位置づけるかに関する見通しも全く不透明であった。

一方，近衛が昭和研究会と並ぶ自らのブレーン・トラストとして信頼を寄せていたのが，岡田内閣時代の内閣調査局を 1937 年に引き継いだ国策研究会である。内閣調査局が軍部を含む官僚の集団であったことから，国策研究会もまた，昭和研究会に比べると，はるかに政策に具体性，実務性があった。調査局に集った陸軍統制派－革新官僚と，彼らに接近した社会大衆党などの国家社会主義政党とを結ぶ同研究会の政策は，当然のことながら挙国一致の高度防衛国家の建設を目的として，そのために自由市場体制に代わる統制経済を推進し，私有財産の制限を含む富の社会的格差の是正を目指すものであった。すでに内閣調査局時代に実現していた労使関係，農業，税制の改革に加えて，国策研究会のもとで 38 年に電力の国家管理が実現し国家総動員法が成立した[44]。

こうして，軍部革新派（国家総動員），革新官僚（計画経済），無産政党（格差是正）などの重層的な思い入れを含みつつ，そのための政治的実行主体として近衛新体制への期待が集まり，近衛は 1939 年 8 月に新体制準備会を設立した。しかし，矢部貞治が起草した構想案は，中村（2012，324 頁）がいみじくも述べているように「何度読んでみても，わかったようでわからないが，当時の雰囲気だけはよく伝えられている」代物であった。結局，本来の新党構想は，国家社会主義者グループの結集による国政のリーダーシップの実現をもくろむものであったが，挙国一致の実を上げるために，従来のリベラル派と近い政党人，財界人から平沼騏一郎らの国体論的右翼人脈までを含まざるを得ず，その成果である大政翼賛会は，昭和研究会に一層輪をかけて政策上の一貫性を完全に欠落し，次第に自主的な政治的権限を喪失した政府の下部組織となって，太平洋戦争期には軍部の戦時統制のための末端組織となって終わったのであった。第二次近衛内閣は，表面上の政治体制とすれば日本が独伊型のファシズムに最も近接した時代であったが，乱暴に例えるならばヒトラーなきナチスのような存在であった。そし

[44] 内閣調査局から国策研究会に至る動きについては，井上（2012），194–204 頁に依拠した。

て，それに同伴した知識人たちもまた，現実を正確に分析する能力も抵抗への気力もなく，ただ現実に引き摺られていったというのが実情に近い。その後，太平洋戦争中にも，知識人たちによって語られた一見したところ偉大とも見える「思想」や「理念」は存在したが，本稿でこれらについて論ずることは筆者の独断によって割愛する。戦前の日本思想史は，日米開戦を待つことなく近衛新体制の下ですでに命脈が尽きていたものと思われるからである。

Ⅲ.5　結語

以上で太平洋戦争敗戦までの日本思想に関する筆者の考察を終えるにあたり，通常の日本近代思想史の議論と比較して筆者が特に強調したい，あるいは異議を申し立てたいと思うところをまとめておき，ここまでの結論に代えたいと思う。この点を明確にしておくことが，第Ⅳ部で戦後日本思想について評価する際に決定的な意義を持つものと考えるからである。

通常の近代日本思想のストーリーとして，明治維新以降，日本の思想や精神における封建的な側面を近代西欧思想の導入によって克服する試みが進められながらも，それが内発的な進化の過程ではなく，後発国特有の外国から輸入された知識に基づく進歩であったがゆえに，これらの近代思想の消化が十分に行われず，その結果として近代的な合理主義，自由主義の思想が知識人から大衆レヴェルへと浸透することができなかったために，欧米的な立憲民主主義の制度が定着することなく解体し，軍部と大衆による反知性的な天皇崇拝と国粋主義への精神的退行が生じて1930年代以降の軍国主義とアジア侵略へとつながっていった，といった話の流れがあるのではないだろうか。

まず筆者が強調したいのは，日本においては天皇制度によって代表されるようなナショナリズムとは，その起源を前近代に負うものであっても，それ自体は何ら前近代的，封建的遺制などではなく優れて近代的な国家理念であるということである。つまり近代国民国家とは，必然的にこのような前近代に根差した「物語」とか「理念」を必要とする存在であって，それは日本近代に特殊な現象でも何でもない。そして，それらの理念を近代的な制度としての立憲民主主義と整合的に構成するための憲法的な秩序解釈の枠組みを持つこともまた，全ての先進国に共通している。

以上の観点から筆者の立場に即して戦前日本の思想を再度眺めてみるならば，明治維新に先立って確立された「国体論」の理論構造は，大日本帝国憲法の中で当時としては極めて先進的な立憲君主国家としての国体理念へと整理され，それは更に大正から昭和初期に至るまで，立憲民主主義へと近接する方向へと着実に進化していった。その間，日本国民は無知な封建制度の知的風土のうちに埋没していたわけではなく，民衆の知的水準の高さこそが，これらの立憲民主主義の形成を可能にしていたのである。また軍部が他の社会階層と比較して遅れた知的水準にあったわけではなく，日本軍の近代的合理性は明治期以降の日本の国家的発展の先端をゆくものでさえあった。もちろん，この過程で生じた台湾，朝鮮などに対する植民地政策が現在の視点から見て決して望ましいことではなく，これらの問題に対して日本が被侵略諸民族に対する責任を負うことを筆者は決して否定するものではないが，同時代の帝国主義的環境にあって，このような対外侵略や植民地政策は先進諸国の間で広く行われていたものであって，この事実を以て日本が後発国家に特殊な封建的あるいは軍国主義的な集団的精神病理を抱えた国民であったということを意味するものではない。

それにもかかわらず，1930年代以降の日本に生じた立憲民主主義の崩壊と軍国主義の台頭，そしてアジア大陸への軍事侵略の帰結がもたらした自国，他国の人民の多大な犠牲と，そ

れをもたらした日本の国家的な混迷は，やはり社会的病理に類するものであったと言わざるを得ない。そして，その運動の中において，天皇制度を基軸とした日本の伝統的な国体観が一つの強力な駆動力となったことも否定できない。しかし，本稿において詳しく見てきたように，かかる国体観は決して戦前日本において唯一絶対だったものではなく，むしろ1930年代以降の日本の軍国主義期において，戦意高揚の観点から過度に強調・宣伝されたものであったと見る方が正鵠を得るであろう。

ナショナリズムあるいは国体的理念は政治社会を動かす強力な力であるとしても，それを現実化するためには必ず一定の制度との結びつきが必要であり，それなくして突然侵略戦争を起こすことなどはあり得ない。そのように見るならば，1930年代以降の日本では，ナショナリズムが自らの結合すべき制度を自由市場体制と立憲民主主義から国家社会主義的計画経済と侵略的軍国主義へと転換したことこそが，その社会的狂気と破滅的帰結とをもたらした病根であった。

再度確認するならば，このような制度転換が生じたことも日本に特殊な現象でも何でもなく，大恐慌以降世界全体に蔓延した保護貿易主義と国家総動員体制への転換を予定した計画経済化とは，当時の全ての先進諸国において多かれ少なかれ共通に生じた現象であった。日本において，このような国家社会主義と軍国主義をもたらした直接的責任が軍部に存在したことは確かであろうが，その背後にあったのは日本人大衆の知的な後進性や蒙昧などではない。軍部，大衆と少なくとも同等に，エリートや知識人たちもまた，経済の計画化，社会の平等化，アジア解放といった幻想に酔い，あるいは矮小な自己利益に追従して軍国主義の片棒を担いで回ったのである。もしも「戦後民主主義」が虚妄であったとするならば，その最大の責任を負うべき存在は，「戦後」をもたらした「戦争」の本質的な原因追及を怠って戦争責任を軍部と大衆に押し付けて，自らは専ら被害者と先覚者を気取って戦後デビューを果たした，これらのエリート，知識人たちではなかっただろうか。

第Ⅳ部　戦後思想の空間

敗戦は，筆者自身が立ち会った事実ではないので，これに関しては，文献と想像力によって補いながら事態の了解に努めるほかはない。中村（2012，485頁）によれば，「敗戦は，一般国民にとっては文字どおり青天の霹靂であった。必勝の信念のみをたたきこまれ，一億玉砕の声に踊らされていた国民の多くは，茫然自失した。」これは，大正後期以降昭和ヒトケタまでの生まれで戦時下において思春期を送った人であれば，（戦後における価値観の相違とは関係なく）ほぼ共通する思いであったと想像される。むしろ，この敗戦時における共通の体験に対して，戦後の思想と実生活を通じてどのような回答を与えてゆくかということが，彼らの間における戦後評価の分岐点となっていたのではないだろうか。雑駁に言えば，敗戦と占領の体験を，それまでの戦前日本と自分たちが受けた軍国教育に対する批判として消化し，より民主主義的な国家（あるいは，将来的には社会主義国家）としての戦後日本に希望を寄せたいと願う立場と，同一の体験を不名誉な屈従，場合によっては勝者による不当な正義の押し付けと捉えた上で，戦前・戦中の日本のあり方や価値観の復活を主張し，これとの対比において戦後日本は「虚妄」の存在であるとする立場である。

しかし，これ以前の世代に属する人は，このような敗戦に伴う歴史的断絶を必ずしも強く意識していなかったのではないかと思われる。彼らは1930年代以前を知っているために，戦前の中でも軍国主義期と戦前の日本社会一般との不連続性に対して自覚的であり，逆に軍国主義の時期に挟まれた戦前と戦後の日本に対して，

より連続的な見方をするようにも思われる。例えば，茫然自失する日本人に対して，敗戦直後から「更生日本の前途は…洋々として希望に輝くもの」と語りかけたのが東洋経済新報社主幹の石橋湛山であった。彼は，ポツダム宣言の受諾は日本の将来にほとんど何の障害も与え得ないものであり，軍国主義の除去は当然のことで皇室と関係のない事，「民主化」とは五か条の御誓文へと，つまり日本の本来の国体に帰ることに他ならないと言い切った。そこには，大正デモクラシー時代を経て，自由主義と反帝国主義の立場から昭和の軍国主義に対する批判を貫いてきた硬質な思想家の姿があった。

しかしながら，アメリカの占領政策とこれに対する戦後日本政治の適応とは，やはり，少なくとも表面上においては，日本の政治と思想とに戦前・戦中期とは極めて異なる様相を刻まずにはおかなかった。第Ⅳ部では，これらいくつかの戦後に関する異なる視点を踏まえつつ，日本が敗戦からGHQによる占領，そして，サンフランシスコ講和会議における国際社会への復帰と主権回復に至るまでに引き受けた一連の占領改革と，それにまつわる政治プロセスを振り返り，それらが戦後思想の出発点においてどのように理解されたか，そしてその時点における国際的な政治関係とその後の変動が，昭和の終焉に至るまでの「戦後思想」の形成と変容の過程をどのように規定していったかについて考察してゆきたい。

Ⅳ. 1　占領軍改革期における日本の政治と思想

戦後昭和期における日本の政治と思想とは，日本が敗戦に伴う占領軍（GHQ）を受け入れ，その下における日本社会の民主化改革が行われた1945–50年までと，その後昭和が終わるまでの1950–1989年とに区分けして論ずる方が分かり良いと思われる。本節が対象とするのは，この前者の時代のうちの前半1945–50年であり，これを「敗戦・占領期」と呼んで，それ以降の昭和期と区別するものとする。

占領軍改革は，天皇の人間宣言と新憲法の導入による象徴天皇制，国民主権，立憲民主主義，戦力不保持の確立，経済的には，労働組合運動の完全合法化，財閥解体，農地改革などの経済民主化によって，戦中はもちろん戦前全体と比較しても日本の政治社会の民主化を大幅に促進するものであった。ポツダム宣言の受諾と天皇の人間宣言とによって，基層的な民衆レヴェルにおける天皇の神格化と日本の国体の優越性に関する固定観念はすでに決定的な打撃を受けていたが，より具体的な政治のレヴェルにおいても，日本軍部の解体と，これに引き続いて行われた極東軍事裁判における戦争犯罪人の訴追過程で，近衛文麿，平沼騏一郎，東条英機，松岡洋右，大川周明など戦争を主導した政治家，軍人，知識人グループを直接・間接に排除する一方，戦中において投獄もしくは沈黙を余儀なくされてきた民主主義，社会主義勢力の政治家，知識人たちを解放して，彼らがそれぞれ政治，大学，ジャーナリズムらを舞台として戦後政治の基礎を形成し，知識人として戦後思想を主導する役割を担うことになった。

戦後思想を批判するにせよ肯定するにせよ，戦前・戦中と戦後との日本思想の不連続を強調する立場は，極東軍事裁判と新憲法の成立を中心として，占領軍改革の戦後日本思想に対する影響を決定的に重要なものであると見る点において共通性を持つ。更にその前提となるのは，戦前の日本社会と戦後の日本社会とが，この占領軍改革とりわけ新憲法の導入を通じて（偉大な進歩と見るにせよ，屈辱と退廃への道と見るにせよ）革命的な変化を伴ったとする認識である。敗戦と占領の進行過程が，当時の人々から見てそれほど深刻で根底的なものと思われたことは想像するに難くない。その結果として起こったのは，戦時中における「日本」の価値化，「西欧」特に「米英」の反価値化の反転として，敗戦前の「日本」の徹底的な反価値化

と「近代西欧」の徹底的な価値化とが同時に進んだことであった。中村（2012，502 頁）によれば，「占領の開始とともに「民主主義」ということばが，戦前の「国体」と同じような市場価値をもって，ひとり歩きするようになった」。「「民主主義」の内容は…無数の分派があった」（同前）が，「「民主主義」とか，「民主化」といえば，それだけで錦の御旗の役割を果たすという奇妙な状況が生じたのである。」（同 503 頁）

我々の枠組みで，この現象を解釈するならば，敗戦の衝撃によって戦前日本の政体において，「国体」論に内包されている立憲君主（民主）主義的側面が完全に忘却され，戦前日本の政体と戦中の軍国主義的政体とが同一視された上で一括して全否定される一方，当時の占領軍のイデオロギー的立場と，戦後に民主主義的立場を鮮明にした知識人たちの共通合意として，近代西欧的な自由，人権，民主主義的理念を普遍的な正価値として，その観点から日本の半封建的・軍国主義的諸制度を全面的に解体するための戦後改革を進めるという基本方針が成立したと見ることができよう。しかし，筆者はこのような「戦後革命史観」全体を批判的に見る立場なので，戦後の政治や社会を，戦前との比較において偉大な進歩とも絶望的な退廃とも見ない。この点をより具体的に見るために，占領期改革によって打ち立てられた理念のうちで真に同時期に新たに導入されたものと，すでに戦前の日本においてかなりの程度定着しており，戦中期の動乱の中で抑圧されていたものとを区分する必要があるように思われる。

占領軍改革のうちには，大別して「自由民主主義」を促進するものと，対外的な「平和主義」を確立するものがあったということができる[45]。このうち「自由民主主義」の部分に関していうならば，これらは戦前の日本においても戦中期における中断を除くならば着実に定着し進展しつつあったものであり，先の湛山の主張にもあった通り，戦前から戦後にかけての不連続な思想的断絶を強調すべき性質のものとは思われない。まず基本的人権保障に関していうならば，帝国憲法においても，それが制定された時代的制約を考慮するならば臣民の権利保障は十分に堅牢なものであり，極端な言論弾圧のような事例は戦中期における病態であったと見るべきであろう。

国民主権原則についても，すでに戦前の段階において，天皇の憲法上の位置づけについて天皇機関説がある程度定着していたこと，昭和初期の段階で成人男子普通選挙が実現していたことを考えるならば，これらが新憲法体制下において象徴天皇制および成人普通選挙制度として進展したことが国家体制の不連続な革命的変化とまで言うことはできないように思われる。

ただし，帝国憲法においては議院内閣制が確立しておらず，国家としての意思決定の責任関係に著しく不明確な側面があり，それが特に戦前昭和期において軍部の政治介入に対する法的根拠を提供してしまうという重要な法制度上の瑕疵があった。この点について，日本国憲法においては重要な進歩が見られることは論を待たない。しかし戦前においても，軍国主義期の逸脱を除くならば，実質的な政治権力が衆議院を根拠とする政党へと移譲される流れは明確に進展していたのであり，日本国憲法における議院内閣制の確立を以て連続的な法の修正と発展と見ることなく，主権者の変更による「革命」と見ることは，やはり適切とは思われない。つまり，その自由民主主義的側面について見るならば，革命とは国家理念の根本的な変化を示すも

[45] もう一つのポイントとして，経済民主化に代表される「福祉平等主義」的改革が存在するが，大正デモクラシーを主導した吉野作造の民本主義は，戦前の日本においてこれと同様な政策を具体化する目的で提唱された構想であり，それは国民の強い支持を受けていた。占領軍改革は，憲法 25 条においてこの理念を「社会権」として憲法の内部に明示し，具体的な経済改革の大胆な推進を通じて大幅に推進したということはできるが，これを以て進歩ということはできても革命という表現はあたらないであろう。

のであるとする限り，占領軍改革は，もともと戦前の日本政治に内在していた理念的方向性のうちの一定の可能性を選択して政策的に大きく前進させるものであったとはいえ，これを革命と呼ぶことは適当ではないように思われる。

実際に，戦後，新憲法の再改正を主張した保守派政治勢力の場合でも，最も極端な論者を含めて，帝国憲法への復帰と，とりわけそのうちでも保守的な解釈と言われる天皇主権者説への回帰を提唱した論者はほとんどいない。そして，個人の自由と立憲民主主義を尊重し天皇制度の政治化を避けるという点では，保守派からリベラル派に至るまで広範な合意が存在したものと考えて問題ないと思われる。

以上を考慮するならば，もしも占領軍改革の中で内容的に見て最も革命的といえる要素があったとすれば，国家としての武装放棄を謳った「平和主義」の原則に関わる部分であり，憲法９条（特に２項）とこれに関連する憲法前文の記述であると考えられる。この部分は日本国憲法が帝国憲法と明確に矛盾する部分であり，この点について，日本国民による事前合意を推定することが極めてむずかしい部分である。また，この点に関連して，象徴天皇制度は，戦前との比較において，国民間における天皇像の著しい多義化と曖昧化をもたらしたということができるが，これもまた，「象徴」という天皇の地位名称の変化自体の問題以上に，象徴という形で帝国憲法における最高機関の位置を継承した新憲法における天皇が，戦前の場合のように独立した国体（ナショナリティ）としての日本の存続を国家目的とするのではなく，「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」自主独立のための武装をも放棄したコスモポリタニズムを以て団体としての国家の追求すべき目的として措定している戦後日本という国家の象徴（ないしは形式上の最高機関）として理解することが，戦前の天皇制度の継承として適切に解釈可能であるか，というところに本質的な問題があったと見るべきではないかと思われる。

しかもこの条項は，その成立史においてもその後の履歴に関しても，必ずしも幸福なものではなかった。そもそもの成立史についていえば，この条項の意義は，これを制定する上で強い影響力を行使したアメリカ側にとって，日本の軍事的復興を抑止するという，国家理念とはかかわらない軍事政策的配慮から制定された部分が大きい。また，その後の履歴について見るならば，制定において力のあったアメリカ側が1950年以降にソヴィエト，中国ら共産主義勢力の台頭に対応して，それまで日本に課してきた非武装中立の理念自体を撤回し日本の再軍備を要求する事態となってゆくのである。しかし，そこから直ちに，憲法改正による９条の改定という流れにはならなかった。日本側が，（保守勢力の一部まで含めて）これに強く抵抗したからである。それらの結果として，戦後日本人にとっての立憲民主主義の像は，軍事・外交政策との関連，天皇制度の法的，思想的位置づけなどの観点から，更に大幅な多義化とそれに伴う混乱とを余儀なくされるのであるが，その間の事情は後に改めて論ずることとして，ここでは非武装中立条項と関連するものとして，初期占領改革期における社会主義勢力の扱いについても簡単に振り返っておく。

初期の占領改革政策は，日本における軍国主義，国粋主義の復活を警戒する立場から，社会主義を「民主主義」的な言論・表現の自由の枠内に位置づけ，特に戦時中に弾圧された社会主義者たちを解放するとともに，彼らの自由な活動に対して寛容な立場を選択した。この結果，大学の講壇には講座派，労農派のマルクス主義教官が華々しく復活し，共産党と左右社会党の活動も活発化した。また，戦後に民主主義を提唱した中心的な知識人たちの多くは，戦中期における軍国主義に対する反発と，その間の非転向社会主義者に対する尊敬の念も手伝って，自分自身がマルクス主義者でない場合でもマルク

ス主義に対して親近感を持ち，社会主義，共産主義者グループとの積極的な交流を持つところとなった。この点は，特に日本国憲法にうたわれた戦力放棄に基づく対外政策の側面において顕著であり，アメリカの占領政策の変更後には，この共闘関係は「反米・愛国」という名で呼ばれるところとなった。このように見るならば，しばしばひとまとめにして語られることの多い戦後リベラル派の知識人層は，大正期教養派の流れをくむオールド・リベラリストから社会主義者までを含むかなり雑多な集合であり，その中心に典型的な「戦後民主主義」者たちが存在したことになる。しかし，彼らを統一的に結び付けるための焦点は，国際的イデオロギーとしての「平和と民主主義」,「反米・愛国」のポジションであったということができよう。米ソ冷戦状況の深刻化に伴って，このイデオロギーは着実に観念的様相を帯びてゆくが，同時にそれが意外なほど強固な精神的・政治的基盤を持っていたことに，我々は以下で分析の視点を向けたい。

Ⅳ.2 「逆コース」から講和へ

占領軍改革を経て1950年代に入ると，アメリカとソ連との冷戦構造の定着によりアメリカの占領政策の保守反動化が進んで行く。それまでの民主主義と平和主義推進の諸政策と基本方針の見直しが進み，当時，学生層や労働組合を中心として次第に浸透を見せていた日本に対する共産主義勢力の影響力を排し，日本を自由主義陣営の内部に，しかも親米反共陣営のアジア地域における戦略的中心国として位置付けるべく，立憲民主主義を前提とした独立国としての体裁を整える方向が模索されていった。1950年には，GHQは日本国憲法が国家としての自衛権を否認するものではない旨を明確に認め，この方針に沿って警察予備隊が作られ，のちの自衛隊の基礎となった。

翌年吉田茂首相の下，サンフランシスコ講和条約において，中ソ共産主義国家の参加を求めない部分講和の形で日本は国家としての主権と独立を回復し，同時に調印された日米安全保障条約によって，日本と周辺アジア地域の軍事防衛のために独立後も在日米軍の駐留を引き続き認可，特に沖縄については，引き続きアメリカの信託統治の形によって全面的な軍事基地としての使用を認めた。吉田の方針は，アメリカとの軍事的協調によって軽武装の下に経済復興を優先するものであり，この基本方針は「吉田ドクトリン」と呼ばれ，昭和を越えて今日に至るまで戦後日本の最も中核的な国家指針となった。

Ⅳ.2.1 講和・独立期の思想的構図

戦後昭和思想の本格的な出発点となったのは,「吉田ドクトリン」の確立とその受容をめぐる攻防であった。社会主義勢力がこれに反発したことは言うまでもないが，当時の言論界は，非社会主義勢力を含む極めて広範な反吉田のグループを形成していた。そこには，占領軍改革に基づく戦後日本の改革を，日本における封建的軍国主義的国家理念を解体し，西欧的なリベラル・デモクラシーを推進するものと共通合意して積極的に歓迎してきたリベラル派の知識人たちのグループ全体が，アメリカの政策転換とこれに協調した吉田の政治方針に対して強く反発した，という事情に基づいている。吉田による講和条約調印が日程に上るのと並行して，雑誌「世界」を母体として形成された平和問題懇談会は，大内兵衛，羽仁五郎らマルクス主義者，丸山真男，清水幾太郎，川島武宜ら戦後民主主義の主要論客，更には，和辻哲郎，安部能成らのオールド・リベラリストまでを糾合して，中ソを含む全面講和，国際中立の維持，米軍駐留継続反対の立場から吉田政治に対する厳しい批判を展開した。もちろん，より左翼に属する共産党は更に攻撃的な武闘方針を推進し，本来アメリカ占領軍の政策を背景に発展し

た日教組，国鉄労組，総評などの組合運動もまた，アメリカの方針転換とともに反米左翼色を強めていった。これに対して，あえて知識人グループの大勢に抗した田中美知太郎，小泉信三らは，反共産主義の立場から部分講和論を支持する立場を鮮明にして戦後保守思想の中心的存在となっていった。

こうして，敗戦・占領期における反戦平和を前提とする戦後的民主主義は，周辺の社会主義勢力や伝統的な国民国家の枠組みを前提とする立憲民主主義との緩やかな連携関係を維持しながらも，アメリカの占領政策の転換と中ソ共産主義の影響力の増大とによって，徐々にこれら三者間の連携に楔が打ち込まれ始めた。とりわけ新憲法に立脚する非武装平和主義と再武装を前提とする国民国家主義との間の選択は，米ソ冷戦下の国際関係と，それを前提とするアメリカの日本に対する軍事・外交戦略の変化によって，もはや妥協の余地なき熟慮と決断を要する「踏み絵」の如き問題として知識人の前に正面から立ち塞がり始めたということができる。先の中村（2012）の表現を借りれば，戦後日本における「民主主義」の絶対化が動揺をきたし始めたということもできよう。

しかし，ここでの「民主化」についての最大公約数的合意点は，なお講和・独立期へと受け継がれていた。その意味を確認しておくならば，戦前においては強固な価値観であった非中性的国家観としての国家主義が，少なくとも表面上は完全に否定されたことである。中性的国家観とは，国家が個人の内面の自由に対して介入しないこと，自由な諸個人の社会的相互作用を円滑ならしむための機能的手段に徹することを含意しているから，これを逆に言うならば，非中性的国家観においては，国家とは自由な個人の間の中立的な裁定者以上の，いわば個の自由を超えた価値的存在であることを意味し，国民がこのような個の自由を超越する国家の有機体的意義の了解のもとに国民的自覚を有していることを意味する。従って，敗戦・占領期において日本人の意識の内部に徹底されたのは，個の自由の間の社会的な中立的調停者という以上の意味を持つ国家理念を，前近代的あるいは軍国主義的なものとして否定する意識であったということになろう。このことが当時の左翼勢力に留まることなく，当時最右翼の位置にあった後の自民党リベラル派の政治家層にまで十分に共有されていたことは厳然たる事実であり，このことは，占領期改革の成果として古典的な日本的国家主義，すなわち日本という国家全体を人間の身体の如き有機的統合体として理解する国体論的思想形態と，戦中期の軍部独裁による国家社会主義とを同時に解体へと追い込んだという印象を与える。

以上を念頭において講和・独立期へと視点を移すならば，上記の印象がそれにとどまらない確固とした政治的実体を伴うものであることがわかる。講和・独立期に至って「逆コース」と呼ばれる戦後改革に対する反動が生じ，かつての戦犯容疑を解除されて政治の中枢に戻った保守派の政治家たちによる憲法の再改正，自主憲法の制定が提唱されるようになったのだが，統制経済体制や海外への武力進出政策などは言うに及ばず，天皇を以て日本の政治的かつ文化的な絶対価値とみなすような主張ももはや行われなくなっていた。「敗戦・占領期」を経て，対外侵略や経済統制が壮大な無駄にすぎなかったことは思想以前に実感されており，敗戦によるポツダム宣言受諾と天皇の人間宣言，新憲法における天皇の位置付けの変更，軍人勅諭の失効などによって，天皇の絶対的な神格的イメージもまた大きく変化していたのである。

従って，戦後，新憲法の再改正を提唱した保守派政治勢力に属する最も極端な論者であっても，帝国憲法への復帰や民法の再改正による戦前型の家族制度の復活を提唱した論者はほとんどいない。そして，個人の自由と立憲民主主義を尊重し天皇制度の政治化を避ける，とりわけ

実力組織に対する文民統制を徹底するという点で，保守派からリベラル派に至るまでの広範な合意が存在したものと考えて問題ないと思われる[46]。そもそも戦後保守を代表する政治家であった鳩山一郎，岸信介らは，いずれも丸山真男の用語で言えば「似非インテリ」ならざる「真のインテリ」に属する存在であり，自己の内面にまで浸透した天皇崇拝者などでは全くなかった。彼らはあくまでも現実主義的な戦略的合理主義に立つ政治家であり，むしろ，戦後保守政治家たちのこのような国民的パトスから乖離した戦略的合理主義こそが，戦後日本の政治思想に特異なねじれを生んだ重要な要因であったと思われるのである。

しかし，この点を詳しく見るためには，もう一本のクリティカルな補助線を引く必要がある。つまり，講和・独立期に至ってすでに非中性的国家観は過去のものとなったとして，ここで表向き新たな対立軸が登場して来るのである。それは日本という国家が対米協力のもとに存続すべきか，それとも対米依存から脱した自主独立の国家として存続してゆくかという問題である。このような対立軸は，戦前においては問題にはならなかった。立憲民主主義者にせよ保守派や軍国主義者にせよ，日本が独立した国家としてやってゆくことは当然の前提であり，その上でどのような国内体制を選択するか，あるいは国際的な軍事・外交的選択をすべきかが対立の軸だったからである。これに対して戦後日本には，一見したところ全く新たな対立軸が生じた。それは一つには，敗戦に伴う日本の軍事的弱体化ということからくるものであるが，同時により重要な点は，核兵器の開発と他ならぬ日本におけるその使用を通じての核戦争の現実化に基づく軍事技術と戦争形態の本質的変化であった。つまり日本のような小規模の国家においては，核兵器使用が潜在的脅威となる新たな戦争を想定する時，一国単位の自主独立を維持することが大変難しい時代になってしまったのである。

こうして中性国家観に基礎付けられた立憲民主主義と国際協調主義の是非という戦前の政治体制選択に関する最大の論点に代わって，戦後日本の政治と思想においてはアメリカとの軍事協力の是非ということが本質的対立軸になったのである。戦前における対立軸のうちで，前者の立憲民主主義は戦後においては，すでに対立軸ならざる当然の前提となる一方，国際協調主義は親英米という意味において戦後の対米協力政策の原型ということができるが，そこに敗戦と占領の事実が重なり，しかも戦前における政治的・軍事的協力よりもはるかに明示的な，しかも直近の敗戦国であるアメリカの対アジア軍事政策の駒としての軍事的従属という屈辱的な現実が意味されていたがゆえに，自民党保守政権は，民族主義的保守派からは再武装に基づく対米自主独立論，革新側からは非武装中立政策の維持による反米独立論という左右両翼の独立派からの批判の挟撃を受けることになったのである。

通常における「逆コース」のストーリーは，ここから以下の如くに展開する。アメリカの軍事力を背景とする対米協力によって共産主義の脅威と対抗すべきであるとする現実主義の主張と，日本はアメリカの庇護，アメリカへの依存を拒否して，あくまでも敗戦後の占領政策の路線に沿った非武装中立の独立国でなければならないとする戦後民主主義の理想主義的思想との対立が生じ，まずサンフランシスコ講和条約における部分講和論と全面講和論との対立をもたらし，結局，アメリカの方針転換とこれに呼応した現実主義的保守主義を掲げた日本国内の保守政権主流派の勝利に終わり，占領革命の本来の理想的精神がアメリカ自身とそれに追従した

[46] この点で，新たに設立された自衛隊が，仮に実質的には軍隊にあたる実力組織であると認められたとしても，「天皇の軍隊」という性格を濃厚に保有していた戦前の日本軍とは明確に性格の異なる組織であるということができる。

国内保守派の政治判断によって失われた，あるいは逆に見れば，すでにアメリカ自身が国際状況の変化とともに否定した非武装中立による平和的民主主義という左派の空想的理想論が，結局国民の支持を得ることができず，後の自由民主党を中心とする現実主義的保守政治の勝利に終わった，というストーリー展開である。

事実，対米協力に基づいて事実上の再軍備へと方針転換した後の自民党の主流リベラル勢力には，戦後の公職追放からアメリカの占領政策の変化によって解放された岸信介，鳩山一郎らの自民党保守派が加わり，分裂した社会党右派もここに結集する。そして，部分講和論に賛同する一部の保守派思想家がこのグループの理論的な支柱となる形で，従来の「平和と民主主義」一辺倒から日本における保守勢力の再結集，現実主義的防衛論が形成され，これに対して平和と民主主義に固執する左派との間で戦後的な思想的左右対立の構図が形成された。しかし，この種の分かりやすい議論の本質を改めて疑ってかからないと，実は戦後思想の本質的な構図は見えてこないのではないだろうか。

Ⅳ. 2. 2　全面講和論の思想的背景

そもそも一国家の「自主独立論」とは左派（リベラル派）のイデオロギーたり得るのか，再考する必要があるのではないか。筆者の理解によれば，左派（リベラル派）の思想の本質に即するならば，個人の自由に対する権利保護が常に国家的価値に優先すべきであり，国家とは，あくまでもそのための手段としてのみ正当化しうるものであると思う。従ってリベラル派においては個人の自由と独立は最重要の課題であるが，国家の自主独立は，本来はそれ自体として正当化可能なものではないはずである。もちろん，日本の国家としての自主独立が個々の日本国民の利益にかなうものであれば，それはリベラル派の主張として当然正当であるが，全面講和論が唱えられた当時の政治的時代背景を考える限り，アメリカの軍備に依存せずに自主独立を貫くことは日本の共産主義化を容認するか，あるいは日本を米ソ両極間の戦場とする高度の危険性があったと思われる。

この点を，更にもう少し抽象的な理念的水準においても考えてみよう。国家間の国際紛争を調停し解決するための有効な国際機関が存在しない現状の国際関係を与件とするならば，中性国家のシステムを維持する上で最も不可欠な要請は，国民の自由に対する権利を保障するために，国内治安の維持とともに適切かつ効果的な外交・防衛機能を国家が果たすことにある。それにもかかわらず，ある国家が憲法において，国民の自由と安全とを保障するという国家にとって本質的な機能の対外的部分を「平和を愛する諸国民の公正と信義にゆだねて」自ら放棄するのであれば，これは近代的な中性国家の規定に対する極めて深刻な逸脱であると見做されざるを得ないのではないだろうか。このような国家が定義的に否定されるべき国家であると言うわけではないが，このような国家が近代的な中性国家とは異なる国家目的，国家理念を掲げて，その実現を目指す国家であるとみなすことは許されるであろう。

つまり親中・ソの共産主義者を除けば，自主独立論を正当化するためには，日本一国の自主独立ということに関して国民個々の自由や利益を超えた価値が存在するという観念が伏在していたと見るほかはないのではないだろうか。言い換えれば，非共産主義ないし反共産主義の立場に立ちながら，なおアメリカとの軍事協力を拒否し，全面講和と非武装自主独立を提唱したリベラル派知識人の場合，彼らの主張の精神的背景には，日本という国家のうちに，単なる国民個人の生活上の便宜という手段的価値以外の，それ自体としての理想価値，もっとはっきりと言えば，「日本は，特別な使命を持つ，それ故に独立した国家でなければならない」という国体論的信念が裏打ちされていたように思わ

れるのである。

このように，敗戦の事実を踏まえて日本の国体を新たに再定式化しようとする「国体論」的志向が最も明確にあてはまるのは，オールド・リベラリストについてであろう。戦後民主主義派の知識人たちと全面講和論において共闘した重要な論客であった南原繁は，終戦の翌年に東大で紀元節の式典を実施しており（坂本（1996，268-269 頁）），そこに全面講和論の主張と何らの矛盾をも感じていなかった。南原は，戦後日本が世界に先駆けてカント的な絶対平和の理想を追求する国家となるところに日本国憲法制定の意味を見出し，その理想に従った全面講和論に基づく国際社会の平和的統合を提唱すること（坂本同前）こそが，新しい日本における「国体の本義」であると見ていた。また，新憲法における主権論争においてノモス主権説を唱えるとともに，丸山真男の「超国家主義」論文に対して，戦前と戦中の日本の政治や文化を混同した分析であるとして厳しく批判した和辻哲郎が全面講和論の陣営に加わったことも，同じ文脈から理解すべきであろう。無論，全面講和論の思想的核心は，天皇制に関する是非とはさしあたり無関係である。天皇制に対して批判的であった丸山真男ら戦後民主主義者の場合においても，「今や自由な主権者となった日本国民自身の決断において」という但し書きを付する限りにおいて同じ考えであった。しかし，南原や和辻のような天皇制度の支持者の場合であっても，日本という国体の独立を主宰する存在としての戦前の天皇像は，敗戦の受諾，新憲法の施行とともに，いまや「恒久の平和を念願し，人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚する主権者としての日本国民」の共同意志を象徴する存在へ変化していたのである。

そして更に着目すべき点として，この時点においては，上に述べられたような戦後的「国体」観は，幅広い階層の日本人の基層的な共通感情として受け入れられていたことを指摘する必要がある。日本が敗戦によってアジア解放にも国体護持にも失敗したと観念された後，占領軍は「平和と民主主義」を理念として日本を新たな民主国家として再出発させようとし，これを最も積極的に歓迎したのが「戦後民主主義」者を中心とするリベラル派知識人たちであったが，その感情は，ただ知識人層に限定されるものではなく，極めて広範な日本人の戦後的国民感情の基底，すなわち「戦後的顕教」となった。それが例えば，占領軍によるウォー・ギルト・プログラムのような陰謀によってのみ形成されたものとは，筆者は今日でも思えない。坂口安吾（坂口（2000））は，敗戦を経た日本人が「自らの武士道，自らの天皇を編み出すことによって，自分を救うべきである」と説いたが，「平和と民主主義」こそは，「象徴」というそれまでなじみのなかった概念とともに維持された天皇制以上に，もしくはその新たな天皇像と密接に親和する形で，自前の制作にかかるか否かは大いに問題であるとしても，戦後の日本人にとって新たな「武士道」あるいは「天皇」の位置を占める思想だったのではないだろうか。また，それこそが，戦後の日本人にとって，大義なき戦争の犠牲となった数多の人々に対して，生き残った自分たちが履行すべき倫理的責任であるとも観念されたものと思われる。

従って，1950 年以降，国際情勢に関する現状認識の変化に基づいてアメリカ自身が放棄した戦後日本に関する国家理念に対して，日本のリベラル派が示した執着，アメリカの「変節」とそれに追随した自民党保守政権に対する激しい抵抗，そしてそれを陰に陽に支持して来た相当に広範な国民感情の背景に，日本人の「国体論」的志向という一見したところでは占領軍改革によって清算されたかに見えた国民心理的伏流を押さえておかないと，その予想を上回る強靭さの重要な一根拠を見失うと思われる。すでに戦前型の天皇制度，つまり日本という国体の独立を主宰する祭祀者としての天皇像は敗戦に

よって変質を余儀なくされてしまったが，国民が主権者であるにせよ，その最高機関が依然として天皇であるにせよ，「平和と民主主義」の理念に基づいて敗戦後日本を新たな「国体」として再起させようとする日本国民の精神的衝動は決して過去のものとはならなかったのである。

しかしながら，以上の観点を踏まえた上でなお，筆者は戦後リベラル派知識人たちが提唱した「平和と民主主義」に対して「胡散臭さ」を感じるのを禁じ得ない。筆者の考えでは，そこには「近代国民国家」としての日本を構築しようという意志が欠落しているように思われるからである。そもそも，すでに幾度か指摘したように，大正期以来の戦前教養派は，個と世界とを直結する非政治的ないし反政治的なコスモポリタニズムの傾向を帯びている。彼らが，日本は近代的な立憲主義的国民国家として存続すべきであると主張する断固たる思想的意志を失った時に，これらの教養主義者の多くが，アナーキズムに，社会主義に，全体主義に，アジア主義に，つまりは様々な「革新派」的コスモポリタニズムにいとも他愛なく迎合したのである。結局，この講和論をめぐる闘争とは，戦中の軍部革新派におけるアジア主義的なコスモポリタニズムに代わって，今度は占領軍が時局的な政治政策的配慮から配給した世界普遍を騙るコスモポリタニズムに再度迎合した大正教養派の伝統に属する「戦後民主主義」知識人たちの非政治的コスモポリタニズムが，戦中の軍部に続き，今度は占領軍によってまたしても裏切られたことに対する，政治も制度も無視した憤怒感情の表現に過ぎなかったのではないだろうか。

無論，現実の政治社会への冷静な視角を欠いたままに，戦中は軍国主義に随伴もしくは傾倒し，戦後は「平和と民主主義」へと雪崩を打つように転向していったのは大部分の日本人であって，リベラル派，教養派の知識人に限られたことではない。しかしながら「戦後民主主義」知識人の多くが，未だ半封建的な精神的蒙昧の中に沈んでいる大衆に向けて彼らの理念と思想とに基づく「啓蒙」を行うことに対する自らの責務を述べていたのである。そうであるならば，彼らに課せられた本来の使命は，敗戦後の日本国民の切実な感情と真剣に向き合い，それを厳密に論理化し，その倫理的意義と現実政治的な指針を示すことであったはずである。にもかかわらず，これらリベラル派知識人たちの多くが戦後改革と戦後思潮との後退期に示したのは，経済成長にかまけて戦後的理想を喪失した大衆民主主義に対する，高踏的なエリーティズムに基づく蔑視的・嘲笑的な態度であり，それを根拠として自らの知的失態と戦後保守政治への屈服を正当化しようとする卑劣な自己弁護の姿勢に他ならなかったのである。

Ⅳ. 2. 3　戦後保守主義の源流

これに対して，保守派の立場から部分講和論を支持した，新しい保守陣営の思想をどのように把握すべきであろうか。ここで，まずは政治家のグループを避けて，思想的なリーダーたちの立場を見ることにしたい。部分講和論の主な支持者は小泉信三，田中美知太郎らであるが，彼らの中において一等鋭利な形で戦後保守主義の思想的基礎を提示したのが福田恆存であろうかと思われる。「平和論にたいする疑問」（福田（1954））において，戦後民主主義を奉ずる「進歩的知識人」たちの提唱する反米自主独立路線に基づく平和主義の空疎と欺瞞に対して辛辣な批判の矢を放った福田は，その後「個人と社会」（福田（1955））に至る一連の戦後民主主義的知識人との論争を通じて，戦後保守派が拠って立つべき思想的基礎を明確に提示することになった。

福田（1954）において，当時の平和論を主唱する知識人たちの非現実主義に対する厳しい批判を展開した彼は，「今日…日本のやうな小国は，どうしても強大な国家と協力しなければな

らない。しかし，対等な協力などたうていできるものではありません。…とかく強国の方が得をしやすい。それをいちわう認めたうへで日本はアメリカと協力しては，なぜいけないのか。」（同 25 頁）と問いただす。ここだけを見るならば福田の批判は，平和主義者の非現実主義に対して，平和を維持してゆくための現実的指針を用意せよという現実主義的保守主義の議論のように思われるのだが，これに続いて「平和論者は…若い世代に…現代世界の構図を図示するだけでなく，最悪の事態にも応じられる人生観を示唆することも必要でせう。」（同 26 頁）と問うているように，福田の議論は，政治戦略主義の次元ではなく，人間と国家に関する倫理観，人間の生き方の問題へと深まってゆく。「なにが悪でも，なにが善でもないといふ現代日本人の非倫理的性格―私の仕事のすべてはその究明に集中されてきたといっていい。」（福田（1955，78 頁））というのだから当然のことである。

この点を厳密に理解しようとするならば福田の思想全体を理解するしかなく，とても筆者の限られた知見からなし得るものではないが，本書の文脈に即して彼の基本的な倫理的立場を集約するものとして，「アメリカを筆頭とする自由主義諸国は，たとへ現状では国際間にまで倫理が通用しなくても，本質的には個人倫理の延長に社会や政治を考えている国です…それゆえに，個人倫理の次元を，根源的には宗権を国権の上位に置く，少なくとも同位に置く，人間観にもとづいております。…が，ソ連は国家目的，社会目的，階級目的を，個人倫理の上に置きます。…私は躊躇なく，自由主義諸国に共感を覚える。生活程度がどうのかうのといふことは二の次です。…相対の世界に対立する絶対の世界，そして，両者の併存を認める生きかた，それが人間の生きかただと思うのです」（同 79 頁）という主張を挙げておくことには意味があるだろう。簡潔に割り切って言えば，個人の精神の自由を尊重し擁護することを志向する国家・社会を守ることには，個人の生活程度うんぬんはもちろん，状況によっては平和をも犠牲にする価値があるといっているのである。

ちなみに保守主義者と言っても，福田は太平洋戦争期において，戦争を賛美する暗愚で盲目的な軍国主義者では全くなかった。福田が日本の国家伝統の愛護を第一に考える徹底した保守主義者であったことは言うまでもないが，同時に日本の戦中期に跋扈した国家社会主義や偏った国体思想，皇国史観からははっきりと一線を画する存在であり，丸山真男や宮沢俊義に代表される戦後民主主義者とは相いれないとしても，戦中の日本思想をこそ日本の正統思想からの逸脱と捉え，戦前と戦後を貫く日本思想の連続性を認め，天皇制を立憲主義的民主主義と整合的に了解するオールド・リベラリストである美濃部達吉，石橋湛山，和辻哲郎らとは，かなりの程度，知的に共通な地盤を持つように思われる。またしても粗雑な分類的思考に依拠するならば，敗戦による日本の「左傾化」によって，従来のリベラリストのうちで比較的保守的な思想家たちは保守反動に分類される時代になったということかもしれない。

しかし，全面講和論の主唱者であった南原繁と福田との思想的対比には，両者が等しく天皇制の肯定者でありながら，当時のもっとも重要な国際政治的決断において厳しく袂を分かったことから言っても分類的以上の意味がありそうに思われる。ここで坂本（1996，126–132 頁）が記しているように，南原の政治観の核心として，政治とは単なる権謀術数以上の共同的文化価値実現を目指すべきであるとする，ナショナリズムよりもコスモポリタニズムに近接した大正教養派に連なる政治的道徳主義があった。南原の理想は高かったが，ここで我々は，先に指摘した大正教養派のアキレス腱である「制度の重要性を見て取ることができない」という点が，南原の全面講和論の場合にも陥穽となって

いたのではないか，という疑いを差し向けることができるように思われる。

これに対して福田は，究極において「政治は強弱の世界」と把握する。それは，繰り返すが，福田が平板な政治的現実主義者であることを意味しない。坂本（1996，330 頁以下）の明晰な解説が示しているように，福田は単純な国益志向の現実主義ではなく，「理想」と「現実」，「文学」と「政治」といった対立に耐えるための「精神の政治学」を提唱し，その「生き方」の問題を踏まえて，彼なりの現実主義的な提案と観念的な平和論への批判に向かっているのである。これ以降の福田が務めた多角的な日本の文化伝統擁護のための身を削るような努力については，ここで改めて触れないが，これらの「理想」の領域を政治の論理を無視して現実の政治へと直接持ち込むことに対して福田は強い警戒を怠らなかった。その点では，先に紹介した一連の論争相手である戦後的民主主義者のグループだけでなく，福田はしばしば大正教養派に対しても極めて厳しい批判を行っている。政治とは，所詮，権力，武力，多数決に支配される「相対」の世界である以上（福田（1955，77 頁）），そこに，簡単に「絶対」的理想を持ち込むべきではない，とりわけ国際間において，現状の国際情勢の下では個人倫理をそのまま政治や社会に押し通すことはできないという現実を踏まえて，時間の効果を考慮して徐々に「理想」の領域を社会全体に広げてゆくこと，そのために継続して忍耐強く必要とされる「人間の生き方」が，彼の言う「精神の政治学」なのである。

しかし，「生き方」の本質的な相違があり，それに基づく国際政治に対する現実的スタンスの相違があったにせよ，福田と南原は，かれらなりに等しく，戦後という「なにが悪でも，なにが善でもない」時代に対して，反時代的考察の一石を投じた点において共通性があったということが言えるのではないだろうか。だが，おそらく彼らに共通していたと思われる，戦後日本が拠るべき倫理の探求と確立という課題は，その後，昭和の終わりまで，結局，達成されることはなかったように思われる。その間の政治的並びに思想的事情を究明することは次節の主題として残しておくことにしよう。

Ⅳ.3　吉田ドクトリンの帰趨

本節が扱う講和・独立以降，昭和の終焉に至る，特にその後半期，それまでの緊張や激動に疲れ果ててしまったかのような，けだるい晩秋の夕暮れを思わせる時代，日本は実質的に軍事的占領国であるアメリカの庇護の下で，経済成長を国民一般に通用する国是として追求する「平和国家」であり続けた。しかし，その「国のかたち」は，案外なほど各人各様に理解されており，鵺のごとく多様な解釈体系がうごめいていたのであった。特にその後半期に近づくにつれてその重みは社会と思想の軋みとなり，日本という国家全体がどこか目標や方向性を喪失したかのような息苦しい気分に包まれていった。

今，いみじくも「解釈体系」と述べた如く，「戦後日本」の問題は，それを是とするか非とするかに関する価値判断の問題にとどまらない。例えば後者の議論としては，筆者の若いころには「虚妄の戦後」という言説があった。簡単に言えば，「戦後の日本」とは無価値もしくは反価値的な存在であり，否定されるべき存在であるという価値判断一般を指す。しかし，その次元から立ち上げられた議論として，保守派による自主憲法制定論や大東亜戦争肯定論，戦後左翼による市民的民主主義や反米愛国論，あるいはその更なる急進主義的批判というように，明らかに立場を異にし相互に対立する議論が分化してゆき，しかもその過程で奇妙なほど思想上の暫定協定的な連携がみられてきたことから明らかなように，「戦後日本」を論ずることは，それが「ありがたい」か「けしからん」

かという価値判断以前の問題として，その存在の位相をどのように解釈するかという自己了解，つまりは来歴の問題と不可避に絡み合っていたのである。

一方においてそれにもかかわらず，この自己了解の問題は，しばしば「自己を虚心に反省する」といった慎重で学究的な形ではなく，その反対に価値評価とさえ言えないようなパセティックかつエキセントリックな言動，行動を，個人のレヴェルに留まらず，社会的，政治的レヴェルにおいても反復強迫的に生み出し続けた。それはさしあたり，政治的な立場の右，左とは関係がない。そのいずれもが，戦後日本においては敗戦の精神的トラウマを前提として，それをいかに克服しうるかを焦点として政治的立場を選択する運命にあったからである。だからこそ一人の個人における政治的立場の急速な変化が，しばしば，戦前，戦中に見られたような権力による言論弾圧と全く関係なく生じたり，あるいは大きく政治的立場を異にする論者たちの間で，密かに互いの精神的な共通性を確認することも稀ではなかった。

結局本稿が試みてきたのは，この価値判断の前提となる「戦後日本」の精神的来歴を，（筆者の能力の範囲においてではあるが）できる限り正確に理解するために，「戦前日本」，更には「近代日本」の全像に遡って確認する試みであった。その点を踏まえて，これまでの議論から導きうると思われる筆者の「戦後日本」に関する自己了解，ならびに必要かつ可能と思われる範囲において，それに対する価値評価をも回避することなく筆者の見解を述べることを以て第Ⅳ部及び本稿全体の終結部としたい。

Ⅳ.3.1 「55 年体制」の成立

サンフランシスコ講和条約に続く戦後政治における一大エポックは，1955 年の保守合同に伴う 55 年体制の成立である。講和条約を締結した自由党の吉田内閣に対して，GHQの方針変化による追放解除で政界復帰を果たした鳩山一郎を中心とするグループは吉田の対米依存方針を批判し，自主憲法の制定と再軍備の必要性とを唱えて吉田に対抗した。吉田の内閣退陣後，日本民主党の鳩山一郎内閣が成立し，日ソ国交回復などの対米依存を修正しようとする政策が実現したが，最大の念願である憲法改正は依然として実現しなかった。その中で 1955 年には，まず社会党の中において，マルクス主義を掲げる左派とヨーロッパ型の福祉国家路線に立つ右派との合同が実現して統一社会党が成立した。この結果に危機感を強めた保守勢力は財界の要望もあって勢力結集を図り，保守合同による自由民主党が改憲を主な党是として成立したのであった。また同年いわゆる六全協において日本共産党は武装闘争方針を放棄し，平和路線による社会主義への移行を党是とした。こうして 1955 年は戦後の日本政治にとって最大のターニング・ポイントとなり，以後今日に至るまでの日本の政治過程を規定する出来事がまとまって生じた年となった。

55 年体制は，吉田茂が率いる自由党と鳩山一郎を主軸とする民主党との保守合同による自由民主党の成立によって完成した。吉田が憲法改正を後回しにして軽武装と経済成長を推進するハト派路線を掲げたのに対して，鳩山はより直接的に自主憲法制定と自主武装による対米独立の進展を政治的目的として掲げており，両者の間にはかなりの政策的な懸隔があった。本来この呉越同舟的な関係は，特に外交方針をめぐって保守派の再分裂をきたすはずであったが，結局そうはならなかった。むしろ 55 年体制は，昭和の終わり近くまで対立を抱えながらも「吉田ドクトリン」を補完し，日本の保守政治を安定化する方向へと作用したのである。

一方で，吉田ドクトリンの継承者である池田隼人，佐藤栄作らは，ハト派外交と経済優先主義を貫く形で戦後政治の主流を確保し，自民党内におけるこの批判者たちは党内の異なる派閥

を牙城として吉田政治の継承者である主流派に対する批判を試みつつも，異なる政党へと分派して直接対決を試みることはなかった。代わって彼らは，自主独立路線を党内で唱えることによって日本国内の保守派を自民党の内部に取り込むことにより，自民党の全体的な権力基盤を強化したと言える。こうして将来的な自主独立を念頭に置きつつも，少なくとも「当面の間」，外交・防衛についてはアメリカの庇護を前提として平和主義と経済成長を直接的な目標とする，という「暫定協定」に基づく戦後日本に特徴的な保守政治の構図が出来上がり，これは陰に陽に国民全体の幅広い合意を調達することによって，安定的な政治体制を実現したのであった。

ここで戦前の日本における立憲政治と比較して，戦後保守政治の存立基盤について検討してみたい。戦前の立憲体制の昭和における挫折は，政党政治の利益集団論的な腐敗と経済政策の失敗，それをきっかけとする軍部の法的独立性を利用した政治進出に由来するものであり，その帰結は立憲民主主義に基づく国際協調主義から軍部の実質支配による総動員体制に基づくアジア・モンロー主義への移行であった。これに対して戦後の政党政治は，やはり利益集団的な腐敗に満ちていたが，戦前の軍部に代わって日本のデモクラシーに対する絶対的な制約条件となったアメリカの対日政策は，戦前の軍部の政策よりもはるかに効率的であった。アメリカは日本国内におけるデモクラシーと基本的人権の保障を尊重し，無駄な干渉による統制経済を引かなかった。また，アジアへの軍事侵略に直接日本国民を駆り出すこともなく，共産主義に対する軍事的抑止効果を有することによってアメリカ自身の国益に適うものとして，戦後の日本（人）が軽武装と自由市場経済に基づく巨額の国富を生み出し，自国民の福利と安全を大幅に向上させることを容認したからである。

その制約の下で内政を率いた55年体制下の自民党は，実際上は政権交代の不可能な絶対権力下において複数の派閥リーダーが合従連衡を繰り広げ，従来の社会主義勢力もまた，国民の経済的福利の向上と資本主義経済体制との関係が明らかになるにつれて従来の反資本主義的体制を修正し，合法的な福祉国家を志向する方向へと軌道修正を余儀なくされた。このようにして成立した統一社会党，合法共産党は，以後は「左から」間接的に55年体制を補完する役割を担うところとなった。より大きな福利，より広範な自由，更なる富の平等，何よりも平和な社会…結構ずくめのような55年体制ではあった。こうして全ての政治勢力は，陰に陽に「55年体制」の内部に包摂されて各々自らの所を得て，戦後政治は自らの時間を失い空間的な静態として安定してしまったかのようであった。

しかしながら55年体制は，国家のアメリカからの独立という課題を棚上げにして，とりあえず経済成長を優先課題とするという自民党（及び野党）の派閥リーダーと大多数の国民との間の暗黙の暫定協定に基づくシステムであるから，そのいずれかの部分において暫定性を正当化する思想的要素あるいは政治的条件が覆るならば，そこに対立と変動が兆すことになる。次項ではこのことを念頭において，吉田ドクトリンの下での思想と政治制度との関連を検討し，戦後の政治と思想が一見喪失したかに見える動的な構造変動への潜勢力を見極めることで，現在に至るまで我々を否応なく支配している日本という国家とそれを取り巻く国際政治の空間，そしてそれらの思想的な意味について分析してゆきたい。

Ⅳ. 3. 2 「吉田ドクトリン」による戦後顕教 ー密教体系の確立

先に指摘したように，「吉田ドクトリン」は自由主義対共産主義といった思想的対立図式を正面から掲げて，戦後日本を直接に自由主義陣営に位置づけるものではなかった。対米協調に

基づく軽武装と経済成長路線による国家の経済復興，国民の福利向上を主目的に据えることでデモクラシーにおける政治的マジョリティを確保しつつ，左右の思想的原理主義の角を矯めながら自らの内部に取り込んでゆくという巧妙な政治的イデオロギー戦略に基づいていた。こうして生まれた状況において，政治的には，自民，社会党の合同によって，立憲民主主義，自由市場経済，外交における対米協調は（少なくとも，日本の経済成長が十分な水準に達するまでという条件の下で）完全な日本の国是となり，直接行動を旨とした非合法社会主義者グループを除けば，議会主義路線下の統一社会党と六全協路線下の共産党もまた「健全な批判勢力」として実質的に吉田ドクトリンの支援者となった。そして，最も肝腎要の主権者たる日本国民の意見はと言えば，軽武装・経済成長路線への支持をマジョリティとしながら，反米非武装中立路線への支持を無視しえないマイノリティとして維持するという「絶妙のバランス感覚」を持って，「吉田ドクトリン」の強固な根幹を形成したのである。

それでは思想家グループの動向はどうであったろうか。合法社会主義や戦後市民民主主義に属する知識人たちは，占領政策が終わり「逆コース」を経て日本の独立が回復された後にもなお，昭和の終わりまで「アメリカが捨てた国際認識への固執」（坂本（1996），265 頁）を維持しながらも，このアメリカの「変節」への追従と協力とを基本政策とした吉田ドクトリンの内部において，「戦後思想の良心」として無視できない思想的影響力を維持したのであった。かくしてこの時点で，「吉田ドクトリン」は，やはり一部の急進的な直接行動主義者グループを除いて，当時の日本における左右思想勢力の全てを，当時の日米ソの国際関係，軍事的バランス状況との関係において完全に自らの内部に位置づけて，そのままの形で「凍結」してしまったのである。

この事情を理解するために，「吉田ドクトリン」のより詳しい構造の解明を試みよう。第Ⅲ部で述べたように，久野収は戦前日本政治の分析において，戦前の日本における天皇制が，大衆向けには神的性格を帯びた「絶対君主」，具体的な統治にあたる政治家や官僚などのグループにとっては，自らの統治を効果的に進めるための「機能」としての「制限君主」という二義性を持つことを指摘して，この統治システムを「顕教－密教図式」と名付けた。永井陽之助（永井（1966））はこのタームを利用して，「吉田ドクトリン」が戦後日本の政治思想において新たな戦後的意味での顕教－密教関係をもたらしたことを指摘している。この顕教－密教関係は，戦前の天皇制に代わって，まさに「新しい天皇」としての憲法における戦争放棄条項にまつわるものであった。

敗戦は，軍部革新派を中心とする国家社会主義の完全な解体と並行して，天皇を絶対的に神格化するような極端な国体論をも，ほぼ完全な壊滅へと追い込んだが，より民衆的なレヴェルでの原型的な国体論は，戦死者に対する贖罪の観念と並行しながら，日本人の心情のうちになお，行き場を失った亡霊のように敗戦後も残存し続けていた。この間，日本人の「国体論」的心情とエネルギーとを吸収する役割を果たしたのは，実は非武装中立に基づく日本の対米従属からの脱却を以て国是と考える戦後民主主義に他ならず，リベラル派知識人による教養主義的コスモポリタニズムと敗戦経験を前提とした庶民の生活実感とが結びついた「平和と民主主義」の理念は，反転した国体論となっていた。しかも，それは単なる顕教たるに留まらず，占領政策の転換までの間，占領軍統治の裏付けを持った政治思想としての妥当性を持っていたのである。

ところが 1950 年代に入ってアメリカの占領政策に「逆コース」と呼ばれる根底的な変化が生じ，戦後民主主義と現実政治との間の連携関

係は破綻する。つまり，占領期における顕教－密教の調和的関係が破綻したのである。すると，先に述べた全面講和論に賛同した論客たちの中に，純粋なマルクシスト，新憲法の理念に立って戦前日本のあり方に批判的な「戦後民主主義者」のグループ，戦前日本のあり方を肯定しながら，それと新日本のあり方との連続性を主張しつつ，アメリカ追従型の保守政権に反対した大正教養派由来の知識人といった相当多岐に渡る知識人たちが包括される理由も明らかになる。そして，これらの中には，後年，保守あるいは右翼知識人として再出発した者もいるが，そもそもこの運動時点において，これら多様なグループをつなぎ合わせる糸が反米と自主独立という国体論的理念であったことを考えれば，それほど異様なことではないだろう。本当の問題は，この「新しい国体観念」に最早密教上の裏付けがなかったことである。

これらの知識人たちの顕教上の反発に対して，アメリカの逆コースを踏まえて統治側の新たな密教的方向性を示したのが「吉田ドクトリン」であった。それは，外政に関しては対米依存を前提とする実質的な再軍備，内政に関しては軽武装に基づく経済成長の優先という方向性であった。話がここで終われば比較的簡単で，市民民主主義と社会主義とは，制度上の裏付けを欠いた政治的実効性のない進歩的知識人専用の「業界」か，もしくは本気で資本主義国家の転覆を企てる真の武装革命家集団に転化すればよい。しかし吉田ドクトリンの下で本当に起こったのは，「吉田ドクトリン」を密教としつつ戦後民主主義（及び，合法社会主義）の理念を戦後型顕教としてその現実政治的存在価値を認める方向であった。

吉田が戦後政治の基礎として自らの政治指針を定めるにあたって最も憂慮したのは，日本がサンフランシスコ講和条約による独立を果たした後も，戦勝国であるアメリカの対日戦後政策の変化を易々と受け入れながらアメリカの軍事的従属国に留まるということに対して，日本国民が継続的敗戦国民たることへの精神的屈辱に耐えうるのか，そして，これが更なる日本国民の精神的退廃やアノミーをもたらしたり，逆に政治的・経済的な体力を伴わない「国体論」的軍国主義の復活や「国体論」的共産主義への急進化をもたらすのではないかということであった。

そこで吉田は，軍事的対米依存に依拠する外交政策という密教を覆い隠す教義として，戦後民主主義における護憲，特に憲法第九条の擁護による非武装平和主義の堅持という新たな「国体理念」が有する顕教としての「使用価値」を見出したのである。この立場から追加的なアメリカの日本に対する軍拡要求を拒絶して，軽武装方針を堅持することで，この新たな「国体」理念の部分的現実化を図ることにより，アメリカに対する日本の相対的な独立性を象徴的に示し，これによって日本人の潜在的な国体論的心情に配慮しながら，同時に日本の軍事負担を削減することで経済成長の基礎を形成する。そして，大戦中にあっては軍事的な方向を取ってきた国民の精神的エネルギーを経済成長の方向へと振り向けることによって国民の平和と福利を促進し，経済成長を通じてアメリカにも拮抗し得る経済大国となることで，この新たな「国体」理念が単なる建前に留まらない現実的な有効性のあることを立証し，アメリカに対する全面的な軍事的独立ではなく，経済成長に基礎づけられた高度な福祉と文化の確立を以て国家目的，かつ国民の道徳的エネルギーの源泉とするという結構である。どことなくいかがわしい印象はぬぐえないのだが，筆者自身が若いころを思い出した時の生活実感として，この「吉田ドクトリン」の効果がいかに絶大であったかは，自信を持って断言できる数少ない認識の一つである。「吉田ドクトリン」こそが，戦後日本に経済大国，軽武装平和国家主義の路線を引き，これを安定的経済成長と国民の福利の飛躍的増

進へと結びつけた戦後日本最大の政治思想であった。

「吉田ドクトリン」において何よりも驚くべきことは，敗戦と占領期改革にもかかわらず，日本人の「国体」論的パトスが本当は決して衰微していないことを見破ったうえで，この政治構想下にイデオロギー戦略が位置づけられていることである。吉田がこの点をどれだけ論理的に自覚していたかは定かではないが，彼の政治家としての鋭利な直感は間違いなくこのことを把握していたし，戦後密教最大の理論家であった永井陽之助は，これを正確に論理化していた。永井（1966）が示しているように，彼は非武装中立論に代表される護憲論の背景に，単なる空想的平和主義やコスモポリタニズムではなく日本人の原型的「国体論」あるいは彼の言うゴーリズム（ドゴール主義；Gaullisme）の存在をはっきりと見て取っていた。そうである以上，密教にある対米依存の外交政策を正面から顕教化することは，占領軍配給の戦後民主主義を撤回することに留まらず，その背後に隠された日本人の「国体論」的ゴーリズムを傷つけることによって日本社会を更に精神的停滞へと追い込むか，逆に日本に急速な政治的過激主義を現出させて致命的な政治的失敗をもたらす。そこで対米協力の基本方針を維持しつつ，過度な対米依存の象徴ともなりうる改憲を伴う大規模な自主武装を避けて，この点では「顕教」たる新憲法の非武装平和条項とこれに随伴する国民感情を盾としてアメリカの要求を固辞しつつ，自衛隊による限定的な軽度の再武装に留めることが日本人のゴーリズム的国民感情への配慮となり，しかもこのような憲法上の制約を利用することは，日本が周辺の軍事的紛争に巻き込まれることを抑制しつつ軍事費の負担を軽減することで，日本国民の経済社会的な安全と福利の増進にもつながるというわけである。

Ⅳ.3.3　反体制運動とその帰結

内政における立憲民主主義下の経済成長，外政における現実主義的防衛路線，という幅広い合意のもとにおいて，1950–1989 年の間，紆余曲折はあっても日本の戦後復興は大成功に終わったと結論してよいと筆者は考えている。「食を足し，兵を足し，民これを信ず」という国体論の基本に遡って考えてみるならば，結果論として見る限り，前二者については，戦後保守政治は周到な成功を収めたのである。しかし，「民これを信ず」の部分はどうであろうか。

そう言い切ってしまうには，敗戦と占領を経験した人々の悔恨と落胆とは深かった。経済的繁栄が進めば進むほど，保守派は戦後日本が実利との交換によって「真の国体」を失ったことを嘆き，リベラル派は，日本の戦後改革が占領軍の方針転換に対応する対米従属によって著しく中途半端なものに終わったことを嘆いた。どちらの目から見ても，戦後日本の現実を見るにつけ，戦争による死者たちの死は報われることのない無駄死であるように感じられ，そのことに対する贖罪の必要は重い課題としてのしかかり続けた。「日本」の存続のためにアメリカに対する敗北を受け入れたことは率直に認め，戦争の死者たちに許しを請うほかはないとしても，日本の国家としての存続が確かなものとなった現時点において，戦前の日本とタブーなく向き合うとともに戦後政治を再度真剣に反省して，経済成長以外に「日本人」としてのプライドあるいはモラリッシェ・エネルギーを確立することが，戦死者たちと再度正面から向き合うために，また，日本がこの先，国家として価値ある存在として未来へと進んでゆくためにぜひとも必要であると感じられたのである。繰り返しになるが，このような「食う」以外の，あるいはそれ以上のものが必要であるという感覚は，右翼的な戦後批判の文脈でのみ語られていることではない。それは戦後民主主義的知識人たちの場合においても，同様に真剣に受け止め

られていた課題だった。我々日本人が1960年代以降に体験したのは，広い意味において「吉田ドクトリン」と「55年体制」による対米従属からどのように脱却し，日本の国家主権を，それも単なる政治的現実主義ではなく日本という国家の基本理念にまで遡及して回復するか，という課題であったということができる。

このことは，次のように言い換えることもできよう。すなわち「吉田ドクトリン」が構築した戦後的「顕教－密教体制」とは，政治戦略としては国際的にも国内的にも極めて巧妙かつ効果的なものであったとしても，国体もしくは憲法的な国制として見た場合，それはやはり，「大衆＋戦後民主主義者（非武装中立）とアメリカ＋自民党保守政権（軽武装・対米協調）との裂け目のはげしさ」を利用して統治の効率を促進する政治システムである以上，「顕教」と「密教」とが齟齬し，国民的な国家理念と国家統治者による制度上の申し合わせとが十分に整合性を持たないという意味において，最終的には統治の失敗や政治権力の腐敗をもたらす恐れの多い深刻な欠陥を内包した政治システムであったということである。1960年代以降の日本において「吉田ドクトリン」に基礎づけられた戦後保守政治と経済体制に対して試みられた様々な反体制運動は，この点について「吉田ドクトリン」に対する疑問を提起するところに幅広い共通項があったということができる。

日本の戦後政治に対する批判は，最初に左派の形式を借りて「逆コース」以後のアメリカの対日政策の変化とこれに追随する自民党政治家に対する反抗の形をとった。嚆矢となったのは，1960年の日米安全保障条約改定に反対して起こった60年安保闘争であった。この闘争は日米安保の改定をめぐる反対闘争として，丸山真男，清水幾太郎をはじめ，江藤淳，大江健三郎，石原慎太郎など，その後の日本を代表する錚々たる知識人たちが左右の垣根を越えて総参加し，社会党，共産党らの政党勢力や一般市民，特に大学生たちを大々的に巻き込んだ一大闘争であったが，反対の内容は条約改定の具体的な内容をめぐるものではなかったようである。改定を強行した総理大臣である岸信介が，A級戦犯から政界に返り咲き日本の改憲，再軍備を構想する存在であったこと，また，アメリカが初期のリベラルな占領政策を政治的考慮から放棄し，日本を自らの管理下において「戦争のできる国」に改編しようとしていること，そして何よりもこれらの政策変更プロセスにおいて戦後日本における議会制民主主義に基づく抑止力が働かず，主権者たる国民の感情を無視した密室的な政治過程によって安全保障条約の改定が実現されつつあったことに対する心情的な反発が，左右のゴーリストたちの間の広範な合意を形成したものであったと言えよう。

このため，代議制民主主義的な手続きを否定した直接主義的アプローチによる反米自主独立路線の訴えという線で彼らの間に合意が成立したものの，それを実現するための整合性のある政治構想がなかったので，運動は国民全体を巻き込む力とはなり得なかった。戦前の青年将校の場合には，彼らの直接主義的政治行動は，最終的に軍部という実力組織による「密教」的な裏付けが彼らの「顕教」的直接行動を下支えすることによって，（彼らの本来の意図が実現されたか否かは措くとしても）ともかくも日本を軍国主義へと移行させる上で一定の政治的動員力を持つことができたが，今回の直接行動は，暫定的にもせよ力を貸してくれる軍部に対応する実力組織を欠いていたために，運動は政治的な基礎を持たない「観念」的なものに留まり，その後の政治の方向に何らの影響も与えることのないまま，一時の騒擾も潮を引いたように収まるほかはなかった。

こうして，その後も60年代の日本は，岸内閣退陣後の池田隼人，佐藤栄作内閣の下で，政治よりも経済成長を優先する「吉田ドクトリン」の方向に沿った発展を遂げたが，「虚妄の

戦後」,「戦後民主主義の欺瞞」に対する反発は，いくつかの痙攣的な騒擾をもたらし続けた。最も著名なものとしては，60年代後半から活発化した大学紛争がある。この時は60年安保闘争におけるような国会を巻き込んだ直接の政治行動ではなく，主に大学を舞台とする学生たちの「大学解体」運動が主流となった。運動の初動の動機は大学ごとに多岐に渡ったようであったが，当時の大学の制度的旧弊に依拠した権威主義的体質がもたらす様々な紛争課題が生じ，体制派教官のみならず，体制に依存しながら建前だけの言論上の反体制を唱えていた大学教官をも造反学生が暴力的に糾弾するに及び，更にそれを橋頭保として占拠した大学を「解体」し，日本の政治全般に対する抵抗拠点化しようとするところに闘争の最大公約数的な行動目的を見ることができるように思われる。折から，ヴェトナム戦争に対する反戦を掲げた世界的なスチューデント・パワーの広がりや，反米的な市民平和運動との共闘も闘争を激化する要素となった。ただし当時の学生たちの希望は社会主義にあったとはいえ，ソヴィエトや中国における社会主義の現実が決して歓迎すべきものでないことは，すでにスターリン批判を経験していた彼らにとっても明らかであった。それでも，その事実は資本主義や自由市場経済社会がもたらす社会悪を免責するものとは考えられておらず，社会主義のシステムとして本質的な機能不全に対する認識も希薄であったために,「真の社会主義」を求めるシーシュフォス的な思索と行為への情熱が学生たちをとらえていたのである。

そこに込められている情念的な思考の本質が何かといえば，切り詰めて言えば「国家権力の否定」という一点にあるように思われる。それはまた「政治の否定」ということもできよう。国家，権力，政治の全否定の上に，なお人間が共同に生きる可能性を求める時，それは最終的にあらゆる意思の代理を否定する政治的直接主義へと行き着かざるを得ない。そしてそれが，ファシズムやスターリニズムのような全体主義へと反転することを抑止するには，おそらくはアナーキズムへと回帰することになる。アメリカにおける反戦平和運動は，明らかにアナーキズムを継承するヒッピー・ムーヴメントに結びついたが，日本におけるこれらの運動の帰結は，戦前においてアナーキストと大正教養派とを結び付けた制度否定の上に成り立つコスモポリタニズムへと，もっとはっきりと言えばその戦後ヴァージョンである「戦後民主主義」へと彼らの思想的位置を近づけていった。

これはもちろん，当時の過激派学生たちが最も嫌悪し唾棄した帰結であったが，戦後保守政治が指揮する国家権力に依存しながら建前だけの戦後民主主義を唱える大学教官たちの欺瞞を糾弾する彼らの行動がどれだけ過激化してみても，その思想的な根底において彼ら体制派教官の依拠する「戦後民主主義」を超えることができず，しかも自らの暴力を裏書きするさらに高次の暴力機構への依拠が可能でなかった以上は，それは単発的な暴力衝動として以上には「吉田ドクトリン」の外部に出ることはできなかった。大学卒業とともに自らの過去をさっさと清算して，会社員，技術者，役人，教員などとして資本主義と国家への奉仕に転じた大部分の学生たちを除けば，活動家としての立場を貫いたグループとそのメンバーとは70年代の半ば以降には一般学生との接点を失い社会から孤立していった。その後の彼らのユーモラスな，あるいは凄惨な政治的末路についてここで繰り返す必要はないと思われる。

他方，左翼過激派とは対立的な立場ながら，直接主義的過激主義に基づいて戦後民主主義の超克を求めるもうひとつの企てとなったのが，左翼学生運動の最盛期である1970年に生じた三島由紀夫の自決事件であった。ここでは彼の難解な文学を避けて，彼が自決前の数年間に残した政治社会に関連する論考をまとめた三島

(2006) を参考にして彼の政治的立場や事件に至る動機について簡単に考えてみたい。

同書冒頭に収められた「反革命宣言」(1968) は，彼の簡潔な政治行動マニフェストである。ここで三島は，「前衛としての反革命」(三島 (2006)，29 頁) を提唱し，これに対して「現在の時点における民衆の支持や理解をあてにすることはできない」(同 28 頁) ことを前提として，「先見によって…あくまでも少数者の原理によって動く」(同 29 頁) ことを宣言する。この「少数者意識の行動の根拠…こそは，天皇である。」(同 30 頁) が，三島の考える「天皇とは，いかなる政治権力の象徴でもなく，…日本の文化の全体性と，連続性を映し出すもの」(同前) である。本書全体の議論との関連で言えば，三島が称揚するのは戦後の象徴天皇制でないことは言うまでもないが，帝国憲法に規定された意味での戦前の近代天皇制でもないことに注意が必要である。三島 (2006) の中心となる論文「文化防衛論」(1968) は，「明治憲法下の天皇制機構は，ますます西欧的な立憲君主政体へと押しこめられて行き，政治的機構の醇化によって文化的機能を捨象して行ったがために…天皇の真姿である文化概念としての天皇」(同 73 頁) から乖離してしまったことを鋭く批判している。つまり三島の念頭に置く天皇とは，戦後憲法のみならず，しばしば一部の右派が称揚する明治維新以降の明治憲法体制下のそれとも異なり，上代以来の日本の歴史と伝統とを文化的に代表する制度である。

政治的な直接行動を介して非政治的な理想の実現を志向する点において，最晩年の三島の政治的な立ち位置は，対立者ながらも左翼過激派と共通性が多い。そして，政治的行動によって非政治的理念を実現しようとする不可能事の帰結は，左翼過激派の場合と同様な蹉跌に帰結するほかはなかった。三島の自決事件に対する社会の最大公約数的反応は，それが戦後日本の現実に対する身を賭した勇気ある抗議であるとしても，あくまでも「文学方面」の抵抗であって政治的，社会的には意味を持たないものとされたように思う。「吉田ドクトリン」の核心の一つは，日本人の心情の奥底に潜んだ国体論的心情を現実主義的な平和主義と経済成長の路線に沿って巧妙にガス抜きするところにあった。その点で，三島事件とその後に起こった左翼過激派の集団リンチ事件とは，顕教，密教の両側面を含めて，包括的に「吉田ドクトリン」の外部へとシフトしようとする左右のゴーリズムに基づく直接主義的試行が，少なくとも政治的には完全な失敗に帰したことを示したものとして，このドクトリンを基礎とする日本の戦後保守政治の健全性と頑強性を裏付けるものであったように思われる。

ここで再び，他の「戦後的」な政治的・思想的形象と同様に，これらの左右の急進主義的な思想と政治行動とが本当に「戦後」に特異的なものであったのか，それとも近代日本の政治思想全体との連続性を持ったものであるかについて，やや詳しく考察しておきたい。少々奇を衒っているように思われるかもしれないが，筆者の見るところ，これらの直接主義的政治行動形態の数々は，「吉田ドクトリン」が構築した戦後的「顕教－密教体制」に対して提起された「国体明徴運動」だったところに大きな共通項があるように思われる。戦前昭和第Ⅱ期に生じた青年将校や民間右翼団体による 5.15 事件，2.26 事件，あるいは天皇機関説事件におけるテロ行動を含む直接主義的政治行動を背景とした「国体明徴」の要求は，当時の現実の密教的制度を支えていた資本家層や文民政治家・学者 (そして間接的には，権力を握りつつあった軍部・官僚革新派) に対して「顕教」側が真の国体への回帰を要求した運動であった。他方，今回の急進主義は，やはり現実の政治制度を支えている自民党保守政権，財界，及びそれと表面上対立しつつ現実には「情意投合」しているリベラル派知識人たちに対して，戦後日本の「国

体明徴」を迫るものだったのではないだろうか。

ここで右派急進主義の場合には，明らかにすべき「国体」とは，当然ながら敗戦以前の日本の国体（と，彼らが表象しているもの）であるが，左派急進主義においては，敗戦後の日本が受け入れた「平和と民主主義」に基づく「国体」であり，あるいはそれを極限まで推し進めるところに成立する（と表象される），あらゆる政治権力を覆滅して「真の自由」を実現した共同体としての国家形態を意味している。ここでは，敗戦と占領改革に伴う屈曲の結果として，戦前の場合にも増して日本の「国体」の理念的本質についてのあらゆる可能性を容認してしまう点を除けば，空虚な観念性と行動上の過激主義的直接性とが並行して現れている点において，これら戦後の左右両派の思想と行動は戦前の観念的右翼による「国体明徴」要求と，典型的な「顕教」的政治行動としての密接な共通性を持っている。それが具体的な政治的・社会的制度の意味を無視したところに成立しているがゆえに，必然的に破綻に至ることも，戦前の場合と同様である。

2.26 事件以降，青年将校をはじめとする皇道派の観念的右翼勢力が軍部実務派によって「統制」され，戦後における左右の観念的直接主義者たちは，もっと容易に自民党保守政治の指揮の下での警察権力によって解体された。急進主義者のみならず，統治側の政治権力を啓蒙しようとしたリベラル派知識人たちが，政治的に無力なだけでなく思想的にも無内容な現実政治の随伴者に過ぎないという事実を露呈したことも同様である。唯一の相違は，戦前の「統制」を行った軍部がその後の政治的選択を誤って計画経済と侵略戦争への道を進み，自国，他国の民衆に対して重大な災厄をもたらしたのに対して，戦後の保守政権による「統制」は平和と経済成長による日本国民への利福をもたらしたという一点に尽きている。顕教的な直接主義的政治行動は，戦前においては軍国主義への露払いとなり，戦後のそれは，高度経済成長と福祉国家の確立への露払いとなったのである[47]。

ただ，以上の事実を以て，「吉田ドクトリン」とそこに内包される政治思想的なインプリケーションのすべてを肯定的に語り，とりわけこの構想を以て，将来的にもこの方向性こそが日本の政治と思想の指針を示すものであるとすることに対しては，筆者はやはり留保を覚えざるを得ない。戦後日本の民主主義思想において，戦前昭和における革新派，教養派と観念的「国体論」から継承されてきた左右の過激主義をほぼ完全に解毒し，現実主義的政治指針に基づく日本の平和と繁栄とを実現したことについて，「吉田ドクトリン」の優れた功績は言うまでもないが，その功罪のうちの罪あるいは影の部分を見るならば，この思想戦略があまりにも精巧であったがために，55 年体制以降の日本人は「処世術」とは異なる次元において政治の思想を語る力を喪失してしまったのではないかという疑いを避けることができないからである。

「吉田ドクトリン」のもとでの高度成長以降，大げさな身振りと意味もなく難解な言説ばかりで，何の実体もない戦後民主主義者と過激主義者たちの議論と行動とにつくづく愛想を尽かした日本人の精神を襲ったのは見事なまでの思想的虚無であり，それも，その虚無性を自己の運

[47] 丸山真男は，これらの急進主義者たちを軽蔑的に「心情的ラディカリスト」と呼び，彼らの直接行動の背景には，大学教授をはじめとする「真のインテリ」に対する劣等感と怨恨感情があるとした。ここには，「似非インテリ」と「大衆」とが「真のインテリ」を駆逐して戦争を起こしたのが「日本ファシズム」，「超国家主義」であるとする丸山の戦前昭和に関する視点が，戦後的現実の理解に平行移動している様子が見られて興味深い。しかし，戦前，戦後ともに，急進主義者が求めていたのは，国体の「顕教」と「密教」との齟齬に対する納得のゆく解釈と説明だったというべきではないだろうか。そして，このような正当な解釈を正面から提示できなかったことにおいて，特に戦後の「真のインテリ」たる戦後民主主義的知識人が負うべき重大な責任が存在することを忘れてはなるまい。

命としてあえて受けとめようとする真剣さを欠落させて，虚無性自体を擬態化し，それを背後から支えている現実の政治システムにひたすら甘え依存しようとする「シラケ」た「気分」であった。それは，国際政治の次元へと延長するならば，要するに「日本が国際紛争に巻き込まれた時には，米兵に死んでもらいましょう」という，俗にいう「ただ乗り平和主義」の主張となる。もちろん「ただ乗り」というのは不適切，少なくとも不正確であり，日本は米軍に基地を提供し，資金を提供し，きちんと払うものを払って「金で解決している」のである。そもそも総力戦や徴兵制とはすべての人間に対して普遍的に課せられた義務ではなく，近代の国民国家体制に特殊な制度であり，もしも「話し合い」や「傭兵」で本当に片が付くのであれば，その方がよほどありがたいということも筆者個人は間違いとは思わない。しかしそれでは済まない事態が，我々の目前に迫っているのではあるまいか。

Ⅳ. 3. 4 「戦後レジームの総決算」と日本社会の保守化

70 年代後半以降の日本において，三島事件に象徴されるような急進的なものではなく，より漸進的な社会全体の保守化，右傾化が進んでいったが，それは 70 年代後半からの国際政治状況の変化に対する自然な対応以上のものであったとは思われない。この間，日本で進んだことは，吉田ドクトリンに基づく顕教－密教体制が整理されて，常識的な意味での「国体明徴」が進んだことであると思われる。同時期から東アジアでは，中国の文化大革命，ヴェトナム－カンボジア紛争，北朝鮮の世襲的独裁政治化，ヨーロッパではソヴィエトの東欧民主化運動に対する軍事弾圧，アフガニスタン侵攻を経て 80 年代末期に生じたソヴィエト・東欧の社会主義の崩壊に至るまで社会主義に対する希望は着実に幻想へ転化し，福祉国家のような限定的な形においてさえも，その意義は認めるとしても，同時に大きな弊害の伴うものと認識されるようになっていった。日本においても社会主義は着実に国民の求心力を失い，しかも 70 年代半ばの米中接近による冷戦構造の緩和から 80 年代後半における社会主義の解体による冷戦の終結に至る過程において，「吉田ドクトリン」の前提となるアメリカによる日本庇護へのインセンティヴは着実に希薄化していった。更にそれと同時に，日本の経済的な台頭はアメリカの新たな脅威として受け取られることにより，日米関係は，往時の蜜月関係から激しい利害対立を含む様相へと変化していたのである。

こうして「吉田ドクトリン」の顕教にあたる経済成長と福祉国家路線の現実的妥当性が動揺するとともに，戦後憲法に基づく非武装中立路線もまた，アメリカとの政治的取引のためのカードとしての「使用価値」の急速な逓減を経験していた。その流れの中で「吉田ドクトリン」に基づく「戦後政治」の「総決算」を提唱したのが，これらの政治的転換期にあたる 1982–87 年の長期に渡って総理大臣を務めた自民党最右派の中曽根康弘であった。中曽根は，平和条項を中心とした戦後憲法改正の必然性を明確に前面に押し出すとともに，第二次大戦の戦勝国の立場から規定されたとされる戦後的な歴史認識に対する修正主義的見解を掲げ，教育改革においては，戦後民主主義の影響が顕著であった教育界に対する政府統制を強化した。以後の日本における保守化は，概ね中曽根が引いた路線を進んでいると解釈できるように思われるが，それを以て中曽根体制以降の日本人のメンタリティが急速に戦前軍国主義へと回帰しているものと解することは完全な誤解であり，国際社会の変化に対して日本が現実的な判断の変更を進めていることを意味しているに過ぎないであろう。

いわゆる「戦後レジーム」が吉田ドクトリンを意味するとするならば，そこには顕教として

の反戦的非武装平和主義と，密教としての対米協調を前提とする現実主義的な軽武装平和主義に基づく経済成長と平和的福祉優先路線という二重構造があり，これを総決算するにおいて，現実に生じつつあった顕教と密教との矛盾を修正し，この両者を整合的に再構成する必要がある。このうち，まず後者の密教部分を見るならば，軽武装平和主義はアメリカによる極東アジアの有事における武力介入を前提としているものであるが，冷戦終了後においてアメリカ側にそこまで日本の国際的安全を守るためのインセンティヴがなくなっている以上，アメリカとの同盟関係を維持しながらも自主的な防衛力を高める必要があり，そのためには，実質的にせよ抜本的にせよ，憲法第９条２項の戦力放棄条項の抜本的改定は不可欠となる。他方，顕教側面を見るならば，非武装平和主義と，それと偶然的な事情から共闘してきた社会主義とは，やはり冷戦の終結によって，それがアメリカに対する交渉材料としての「使用価値」を失ってしまった以上，現実政治における支えがなくなったものと言える。従ってこれらは，一部知識人のサロン的世界に押し込められる以外に存続の道はない。

こうして憲法第９条の非武装平和主義の政治的根拠が失われ左派の国体論に対する民衆的支持が減衰したことは，日本人の深層心理に潜み抑圧されてきた日本人の「国体論」的心情を，戦中軍国主義の場合と似通った著しく歪んだ形で表層へと露呈させる効果を持った。それはバブル経済のもとでは，折から流行した日本経済論の流れに乗った「日本人の優秀性」，「日本的制度の卓越性」に対する自己満足的なプライド充足の形をとり，当時の巨額の対米貿易黒字とそれを背景とした対米資産の取得は，アメリカとの経済戦争における戦利品であるかの如くに表象されたのである。しかし，バブルの崩壊によって，この種の「経済ナショナリズム」はあっけなく崩壊し，その後の顕教的運動は，戦後GHQ体制の下で行われた「東京裁判」史観への批判と，特にそれに基づく戦後の教育制度の見直し論へと向かったとみることができよう。それらの動きは，靖国問題，教科書問題，従軍慰安婦問題などの形で日本と中国・韓国との間の国際政治的摩擦を引き起こし，国内では，甘やかされた若者たちによるネット上，路上を問わない醜いヘイト・スピーチを生み出している。

ここでは，個別の論点について筆者の不十分な知見に基づく議論へと踏み込むことは避けたいが，少なくとも，ここに取り上げられた新たな顕教としての歴史修正主義が，しばしば近年の中韓（および，それに同調する日本の一部知識人，ジャーナリズム）の議論に見られるような，日本における戦前軍国主義の復活を意味するものでないことを確認しておきたい。戦前・戦中期においても戦後においても，そもそも「国体論」は顕教でしかなく，それを政治的・軍事的に裏付けるための密教的な統治の理論と制度・機構の裏打ちがなければ，それ自体で政治的なパワーとはなりえない。戦前昭和期においてこの密教の役割を果たしたのは，軍部を中心として国家主義的革新派が信奉した国家社会主義とアジア・モンロー主義であった。昭和初期における政党政治が，政治腐敗と経済政策の失敗によって深刻な貧困と社会的危機をもたらした時，国家社会主義に基づく統制経済と対外進出によるアジア植民地権益の武力による取得こそが日本を社会的危機から救う唯一の道である，という誤った信念が日本全体を支配したのである。

これに対して，仮に「国体論」的な歴史修正主義が，どれだけ現在の日本においてはびこったとしても，統制経済や植民地主義が日本自身の利益とならないことを，日本人はすでに骨身に徹して知っている。加えて現在の中国（および，北朝鮮）は核武装を含む軍事大国であって侵略などはまったく不可能であり，更に現在の

日本が長期不況下にあったとしても戦前とは比較にならない豊かな国であること，少子高齢化の進行に伴って軍事行動の機会費用は戦前と比較して飛躍的に高まっていることを考えるならば，現代の日本における「軍国主義の復活」などは夢想としてさえ荒唐無稽と言えよう。本当の問題は，別の場所にある。

Ⅵ. 4　終わりに

1990 年代以降の日本社会の保守化とは，結局アメリカの対日軍事方針の変化と中国の軍事大国化に対応する現実政治的な対応と，それに随伴する一部の通俗的保守派や浮薄な若者たちによる粗雑な国粋主義的感情の表出以上のものではなく，筆者にこれ以上，付け加えるべきものはないように思われるが，最後に現代の日本が置かれている政治思想の状況，特にナショナリズムにかかわる問題を筆者の観点から提起しておきたい。

これまでの議論からも明らかと思うが，筆者は日本の戦後政治の行程に対しては，個々の論点について様々な限界や批判すべき点があるとしても，その大枠においての選択は妥当なものであったと考えている。しかし，これまでのようにアメリカとの利害関係に還元して主要な防衛問題を処理してゆくことが着実に困難になりつつある現在の日本にとって，その最も本質的な課題は，日本人が今後とも立憲民主主義を理念とする国民国家として自国の独立を維持してゆくための断固たる決意を持っているのかどうか，という点に係っていると筆者は考えている。日本を「（侵略）戦争のできる国にせよ」と言うことではないが，日本人は，少なくとも原理的なレヴェルにおいて，自らの財産はもちろん，仮に生命のリスクを負っても，上記のような意味での日本という国家を守ってゆく覚悟があるかどうか，「最悪の事態にも応じられる人生観」（福田（1955），26 頁）として，その覚悟が求められているのではないだろうか。

このような現在の観点から改めて見直す時，思想として見たときの「戦後思想」と，それを担ってきた「戦後知識人」に対する筆者の評価はどうしても低くならざるを得ない。それを戦前日本の思想（家）と比較した場合，著しく見劣りがするように思う。自分の知的限界や責任を棚に上げたような批判は好きにはなれないが，もし戦後思想に「虚妄」が存在したとすれば，その最大の責任を負うべきは「戦後知識人」なのではないかと思う。また，筆者自身が知識人かどうかは知る由もないが，大学という仮にも知的な生産を通じて社会への貢献を求められている職業に携わる者のはしくれとして，やはり応分の自責の念を感ずる必要があるのではないかとも考えている。

フリードリヒ・ハイエクの著名な論文に「真の個人主義と偽の個人主義」（Hayek（1948））がある。同論文の趣旨と正確に対応するわけではないが，明治維新以降の日本の近代思想においても，「真の個人主義」と「偽の個人主義」という二通りの個人主義の流れがあったのではないかと思う。これが，丸山真男の言う「本来のインテリゲンチア」と「疑似インテリゲンチア」との区別（丸山（1964），63–64 頁）に対応しないことは言うまでもない。それとは正反対に，戦後思想の出発点を成した丸山の超国家主義論文（丸山同前，11–28 頁所収）において，彼が日本ファシズム，超国家主義の性質を分析することによって反照的に提示した「戦後民主主義」の定義こそが「偽の個人主義」に基づく民主主義，自由主義の理念を戦後日本における政治思想研究と現実政治における思想的議論の場に導入したものであり，「戦後思想」の根底的な混迷の原因になったものであるというのが筆者の趣旨である。

ここで，筆者による二つの個人主義の定義は簡単である。「真の」，「偽の」というような表現は独断的に過ぎるように思われるので，以下では簡単に「第一」，「第二」と呼んでおくが，

「第一の個人主義」は，日本という国民国家の存在を肯定し，日本人としての自己同一性を自覚したうえで，それと両立可能な個人の自由の範域をできる限り幅広く確立するために，可能な限り国家権力の抑制と分散を行う制度を求める個人主義であり，筆者は，近代社会におけるこのような個人主義が，制度的には立憲民主主義を選択すると考えている。そして国際的には，他国（民）に対して差別や偏見のない，対等な立場での外交や防衛，あるいは国際援助政策を支持するが，対外的な政治的道徳的干渉行為に対しては可能な限り抑制的であることを信条とする。

このように見れば，近代日本において「真の個人主義」を確立した最大の思想家は福沢諭吉であり，次いで福沢のライヴァルとして帝国憲法の思想的骨格を形づくった井上毅，日本近代文学の祖である夏目漱石などを挙げることができる。この思想系列は，大正期に入って美濃部達吉，吉野作造ら優れた自由主義思想家によってさらに発展していったが，大正後期以降もう一つの思想潮流に圧倒されて，石橋湛山，清沢冽らのアカデミズムに置籍しない知識人を除いて，特に大学アカデミズムの世界においては劇的に衰退していった。

これに対する「第二の個人主義」は，日本という国民国家の枠組みに拘泥することなく，世界普遍的な倫理的根拠に基づく生き方を自覚的に選択する個人主義であり，筆者は，近代社会におけるこのような個人主義は，制度的にはアナーキズム，もしくはボルシェヴィズムやファシズムのような社会主義的全体主義を選択し，国際的には自らの倫理的根拠に基づく対外的な政治的道徳的干渉行為に対して積極主義的（自国の専守防衛に対して否定的であるという意味では，しばしば逆の意味で積極主義的）であることを信条とするものと考える。日本における「第二の個人主義」は，徳富蘇峰の率いる民友社系自由主義者たちが明治後期以降に初めて提唱した国家社会主義と，中江兆民の共和主義思想を社会主義の形で継承した幸徳秋水らの社会主義者グループを重要な源泉とする。前者の流れは，その後，大正デモクラシー期には，立憲民主主義者のグループと並列しながら改造運動の有力な一角を担う複数の組織を形成して社会的影響力を蓄え，民族派右翼思想における反西欧的アジア主義と，ロシア革命の思想的基盤となったボルシェヴィズム理論を批判的に摂取して勢力を拡大した。他方，後者の流れは大正期に入って幸徳を継承した大杉栄のアナーキズムへと受け継がれ，大正後期以降はボルシェヴィズムとの間に理論的闘争を生じたが，その中でボルシェヴィズムの優位が確立するのと引き続いて，国家社会主義への傾斜を経て前者の流れに融合していった。このようにして形成された「大正期革新派」は，戦前昭和期に転向社会主義者グループの受け皿となるとともに，昭和軍部・官僚の思想にまで影響力を拡大し，軍国主義と国家総動員思想へと吸収されたのである。

そして，これらの思想動向と並んで，大正期から「第二の個人主義」の発展に極めて重要な役割を担ったのが，次第に発展しつつあった大学アカデミズムに置籍した教養派の思想であった。福沢，井上，漱石らが，それぞれの立場が異なるとしても，いずれも日本の国家伝統に即する形で個人主義と立憲民主主義の確立と定着に寄与する努力をしたのに対して，ドイツ由来の教養概念に依拠した教養派は，日本の国家伝統と制度的制約から自立し，自らのコスモポリタンな個性（と感じられるもの）を自由自在に伸長するところに「近代的自我」の確立という理想を求めた。当然ながら，そこには近代西欧大陸思想というモデルへの強い憧憬があり，彼らはそのモデルに接しうる自己の立場を以て，民衆に対する自らの知的優位性とみなす自意識を有していた。本稿で先に指摘したように，アナーキズムと教養派との間には，両者を担った社会階層の大幅な格差にも関わらず強い精神的

な共鳴関係があり，昭和期にはいると，その影響下にあった知識人と学生たちの多くが，まずボルシェヴィズムに，次いで全体主義，軍国主義に屈服していったことでも共通している。

しかし，戦後に軍部の重圧が取り除かれ，占領軍による「平和と民主主義」の掛け声とともに「国家」としての「戦前日本」が根底から反価値化されたときに，社会主義者ともども息を吹き返し戦後思想の中心に躍り出たのは，この教養派由来の知識人たちであった。この中には大正デモクラシーを直接継承しているオールド・リベラリストと，戦後デビューした，より若い世代のデモクラットがおり，後者が主に「戦後民主主義者」と呼ばれているが，筆者はこのうちで，「第二の個人主義」をより明確に理想化し，これと対照する形で「戦前日本」一般に対して「超国家主義」という著しく曖昧なラベリングを行って，その価値的批判に及んだことにおいて，後者の思想家たちが，思想的にも政治的，教育的影響においても，「戦後思想」に関するより大きな意味と重い責任を負っているように思う。前者の多くは，戦前の日本全体を軍国主義下の日本の政治的病態と同一視しなかったことにおいて，多少とも正常性を維持していたように思われるのに対して，後者の「戦後民主主義者」は，講座派社会主義者とともに，戦前の日本社会全体について極めて後進的かつ特殊的な社会というイメージを流布し，この社会的後進性に伴う病理を改善するために，近代西欧の科学文明に関する知見を有する知識人による大衆啓蒙に基づく日本の「近代化」＝「民主化」＝欧化，が必要である，というヴィジョンを，国際社会と後代の日本人に対して植え付けてしまったからである。そして，その際，彼ら自身が信奉していた「第二の個人主義」に基づくコスモポリタンな平和主義を以て「西欧近代」を支える基本理念であるとみなす致命的な謬見を以て，これを「後進的」，「封建的」，「軍国主義的」な「日本」と対照するという奇妙な通説を形成してしまった[48]。

もちろん，彼らの「啓蒙」が制度も政治も無視した「第二の個人主義」に基づくものである限り，その自由や民主主義に対する思想的賛美と帰依にも拘らず，日本を正当な立憲民主主義国として確立するために資するよりも，むしろ害する側面が強かった。しかし，それらの知的失態にも関わらず，彼らは自らの思想の持つ本質的な非政治性，反制度性のゆえに，かえってあらゆる「政治」や「制度」の批判的随伴者たりうるという自らの思想特性を利用することによって，戦後の占領体制下においては占領軍による日本の民主化政策と相乗りすることによって，また，その後の「吉田ドクトリン」のもとでは，対米的な政治的利用価値を交換条件として「良心的知識人」という免罪符を手に入れることによって，非政治的急進主義者やシラケ・ノンポリといったアンファン・テリブルたちを次々と生み落しながらも，自らの存在価値を維持することができたのである。それはまさに，戦前教養派が軍部統制派に引き摺り回され，観念右翼勢力から「偽装アカ」として小突き回されながらも，敗戦によって処断された自らの主人を尻目にかけて自己を敗戦後へと延命させ得た事実と正確に対応している。

本稿も，ようやく完結部へと向かっているが，最後に現代日本思想の将来像を予期する上で啓発的と思われる近年の思想現象について言及しておきたい。それは，「戦後民主主義」はいまや理論的に克服されており，今は「ポスト国民国家」の時代であるという言説である。この主張についても，当然ながら論者によって少なからぬ差異が存在するのであるが，ここでは筆者が疑問視するところに限定して，論点の

[48] 対外的には，1930 年代以前における戦前日本の帝国主義的政策の全てが，帝国主義一般の悪と区別される日本に特殊な悪しき海外侵略であるという固定観念を植え付けることにおいて，当時の欧米の学者による西欧中心史観や講座派マルクス主義史観を補完する負の役割を果たしているように思う。

大まかな輪郭を示しておきたい。彼らは自らが「戦後民主主義」の継承者であることを認めながらも，「戦後民主主義」が「民主主義」と「愛国心」とを結びつけたことによって，従来型のナショナリズムを補完する機能を果たすという陥穽に陥ったことを批判する。とりわけ，この「民主的愛国」の主張は，その主体を伝統的な「日本」に重ねることによって，旧植民地人民をはじめとする民族的その他の現代日本社会のマイノリティに対する陰伏的な差別を助長するという致命的問題点を内包していることが，近年のポストコロニアリズム論の学問的成果をも踏まえて指摘される。そして，そこから導出される規範的方向性とは，筆者の理解では，真に差別や格差のない社会を形成するために，民主的国家をつくるのではなくこれらの社会悪の元凶である国家，国境を解体して，国籍のない人民からなる真に自由で民主的な「社会」共同体を形成しよう，ステートなきネーションを形成しよう，ということになるのではないかと思われる。

もしもこのような筆者の推論が誤解でなければ，このような議論の本質的な問題点について，筆者はこれまで本稿のいくつかの箇所で検討してきたと思うので，ここでは結論だけで済ませたい。すなわち，「戦後民主主義」が自立した市民による国境の自己決定を要求したことがナンセンスであったと同じだけ，否，それにも増して，「ポスト国民国家」論が国境の解体と反国家的な公民的自由の確立を構想することの荒唐無稽さは自明である。逆に言えば，この種の議論は戦後民主主義をただの一歩も乗り越えていないばかりか，いっそう深刻な知的退嬰への道を歩みつつある。丸山真男をはじめとする戦後民主主義者たちは，「自己決定」という疑問の多い方法においてではあってもなお，国家の決断に対して市民各自が責任を持つべきこと，言い換えるならば，国家の正当性承認と真剣な国家批判とは両立しうるばかりか，むしろ表裏一体の関係にあることを語り得たが，これら近年日本の左派に属する論壇と政治勢力における「ポスト国民国家論」や「ポストコロニアリズム」の議論の多くは，真剣な国家批判を通して国家のあり方を正そうとする代わりに，無責任な当事者意識とナショナリズムとをはき違え，国家に所属しながらそれに対する様々な知的悪態を並べることによって，「国境を解体する」という妄想に耽っているに過ぎない。もっとも，「ポスト国民国家論」者というと，かなり幅のある論者を含んでしまうので，以下では上記の意味の議論に論点を限定するために，これらの論者を仮に「新しいコスモポリタン」と名付けて，以下，この用語に従うことをお許し願いたい[49]。

これら「新しいコスモポリタン」たちは，確かに「新しい」のだが，本稿の議論の線に沿うならば，確実に自らの系譜あるいは来歴を保有している。彼ら自身が，その批判的な継承者たることを自認している「戦後民主主義」は言うまでもないが，その鬼子的存在であった戦後ラディカリストたち，そして時代を遡及するならば「戦後民主主義」の揺籃であった「大正教養派」的コスモポリタニズム，つまり筆者の分類で言えば，「第二の個人主義」に属する知識人たちこそが彼らの思想的源流なのである。従って，これら近年台頭しつつある論者たちは，再度，「大正教養派」や「戦後民主主義」と同一の流れに沿って自ら下降し衰微してゆくはずであるが，その帰結は，戦後民主主義や戦後ラディカリストたちの場合と同じく，市民デモや学生騒擾，単発的なテロ行為の暴発で収まるのであろうか。筆者の予想は不幸にも否定的であ

[49] ポスト国民国家論者やポストコロニアル論者と言っても，かなり広範な思想的立場の人々を含み，また，抑制的で純学問的な優れた研究をしておられる研究者の方々も多々いらっしゃることに配慮して，少々乱暴であるが，これらの論者のうちで強度の政治的バイアスのかかったグループを指すのに対して，このようなカテゴライゼーションを選択させていただいたことを一言お詫びしておきたい。

る。

日本という「国境」の存在こそが，その「外部」として形成される他者に対する差別や憎悪を生み出す諸悪の根源である，と「新しいコスモポリタン」たちは主張するが，現実に国境を欲しているのはヘイト・スピーカーだけではない。彼らの立場に批判的な大部分の日本人も，自らの生活の基盤として日本という国家が必要であると感じており，また，中国，韓国をはじめとするアジア人民が，日本帝国主義の過去の不正義に対する反省，謝罪，賠償を他ならぬ現在の国民国家としての「日本」と「日本人」に要求するのも，彼らが現実に存在する中国，韓国，あるいは日本という国家と国境に対して決定的に重大かつ深刻な意味を見出しているからに他ならない。それらに含まれる個々の要求のうちで，どれがどの程度正当なものであるか以前の問題として，そこから国家や国境の正当なあり方という議論は成立し得ても，国家や国境の揚棄や解体という話の流れには絶対にならないはずである。

にもかかわらず，現代日本における「新しいコスモポリタン」たちの多くは，戦前日本帝国主義のアジア侵略や植民地化に関連する戦争責任について，自らの国民国家批判の文脈に引き付けて日本（加害国家）対アジア（被害人民）の構図を示すことでアジア人民（現実には，アジア諸国民）に対する「共感」を表明し，現在の「日本」が「アジア」人民に対して更に反省，謝罪，賠償することを要求してやまない。しかしながら，自らの属する国家と民族に対する誇りを傷つけられたことに怒っている人々に対して，国家，国境こそが悪の源泉であると考える者たちが共感を寄せるこの構図はひたすら奇怪にして不気味である。

そもそも過去の悪に留まることなく，現実の存在としても解体すべき悪，覚醒すべき幻想でしかない国民と国家としての「日本」というイデオロギー的前提に立って，これらの「新しいコスモポリタン」からもたらされる情報に基づきながらアジアの民衆が形作る日本イメージを前提とする限り，日本という国家やそこに属する国民によるどのような形の謝罪や賠償であれ，そのようなものに一体いかなる意味があるのだろうか。それは謝罪や賠償を受ける側から見ても，内容以前の定義によって「本当の反省」ではなく，自らの悪を糊塗して自己の延命を図るための政治戦略的な小細工，卑劣な作為的偽善と受け取られて当然ではないか。

国民国家としての自らの歴史のうちに過去の戦争責任に対する真剣な自覚を織り込み，それを現在の時点から倫理的に修復することのできる責任ある主体であろうとする国民的意志を欠いたままで，無責任な当事者意識に過ぎない「相互理解」に基づく自己批判と，そこから派生する謝罪と賠償を繰り返している限り，そのような「反省」はいっそう深くアジア人民の感情を傷つけ続けるだけであろう。それらが，アジア地域における，国民国家の枠組みを超えた「真の社会共同体」を形づくるための礎石などには絶対になりようがないのである。

「新しいコスモポリタン」たちが，本質的に克服されるべき悪でしかない「日本」への批判という観点からアジア諸国に提供し続ける情報を基にして，アジア人民は当然にも半永久的に日本に対する謝罪，賠償を要求し，それは否応なく極東アジア諸国のナショナリズムを「反日」を焦点として強化，肥大化させて，アジアの民衆の日本と日本人に対する敵意を深化し続けるであろう。このような日本とアジア民衆との間の感情の齟齬状況は，日本とこれらアジア諸国との間の国際紛争の導火線ともなりうるであろう。

その時，「新しいコスモポリタン」は，かつて「戦後民主主義者」がそうであったのと同様に，その責を再び「日本」と「大衆」とに帰して，自らは傲岸な知性の高みから慨嘆と冷笑とを決め込むつもりであろうか。だが，彼ら「新

しいコスモポリタン」たちが，（実は，筆者はその可能性をより強く信じているのであるが）より学問的にも人間的にも誠実かつ純粋であるならば，もう一つ別の，更に絶望的なシナリオを想像することもできる。すなわち，自らの道徳的限界を弁えることを知らない「新しいコスモポリタン」たちの水晶宮の如くに澄み切った倫理主義は，当然かつ正当にも強固な個人的，集団的自我の核を備えた「真の他者」による峻厳な否定と拒絶とに直面したとき，もはや自らを「持ちこたえる」ことができないという可能性である。その時，彼らは，「これは私たちが希望を寄せた人類の理想としての「真のアジア」ではない！」と叫んで，そのうちのある者は，現代世界を覆う人間悪と国家悪の深さに絶望し，ただ茫然として立ちすくむであろう。また，別のある者にあっては，その世界的普遍を以て自認する誇り高き知性と高潔な倫理観が傷つけられたことを知るときに，それまでのアジア人民に対する共感が，彼らに対する激しい憤怒感情を伴う倫理的独善へと，次いで自己の立場に共感しようとしない「他者」に対する残酷な攻撃性へと反転するかもしれない。その終局には，本当の意味で日本とアジアの民衆とが共生してゆくことに対する，最も凄惨なカタストロフィーが待ち受けてはいないだろうか。

参考文献

会沢正志斎（1825）「新論」（橋川文三現代語訳），橋川文三編『日本の名著』29「藤田東湖」（中央公論社），293-391 頁。

芦部信喜（1997）「憲法　新版」岩波書店。

有馬学（1999）「日本の近代 4 －「国際化」の中の帝国日本」中央公論新社。

有馬学（2010）「日本の歴史㉓－帝国の昭和」講談社。

伊藤隆（1969）「昭和初期政治思想史研究－ロンドン海軍軍縮問題をめぐる諸政治集団の対抗と提携」東京大学出版会。

伊藤隆（1978）「大正期「革新」派の成立」塙書房。

伊藤隆（2015）「大政翼賛会への道－近衛新体制」講談社。

井上寿一（2012）「戦前日本の国家構想」講談社。

猪木武徳（1987）「経済思想」岩波書店。

加藤典洋（2015）「戦後入門」ちくま書房。

唐木順三（1949）「現代史への試み」筑摩書房。

川口由彦（1998）「日本近代法制史」新世社。

北岡伸一（1999）「日本の近代 5 －政党から軍部へ」中央公論新社。

久野収・鶴見俊輔（1956）「現代日本の思想－その五つの型」岩波書店。

坂口安吾（2000）「堕落論」新潮社。

坂本多加雄（1988）「山路愛山」吉川弘文館。

坂本多加雄（1991）「市場・道徳・秩序」創文社。

坂本多加雄（1995）「象徴天皇制度と日本の来歴」都市出版。

坂本多加雄（1996）「知識人－大正・昭和精神史断章」読売新聞社。

坂本多加雄（1999）「日本の近代 2 －明治国家の建設」 中央公論新社。

佐藤誠三郎（2009）「「死の跳躍」を越えて－西洋の衝撃と日本」千倉書房。

常木淳（2016）「国民国家に関する覚書（Ⅱ）－その制度と理念」，『法哲学年報 2015』193-210 頁。

中村隆英（2012）「昭和史」〈上・下〉東洋経済新報社。

永井陽之助（1966）「平和の代償」中央公論社。

長谷部恭男（2004）「憲法」第 3 版　新世社。

坂野潤治（2006）「近代日本政治史」岩波書店。

坂野潤治（2008）「日本憲政史」東京大学出版会。

坂野潤治（2012）「近代日本史」ちくま書房。

尾藤正英（1968）「日本と中国との比較研究のための序説」，尾藤編「日本文化と中国」（大修館書店），1-22 頁。

尾藤正英（1992）「江戸時代とは何か」岩波書店。
尾藤正英（2000）「日本文化の歴史」岩波書店。
尾藤正英（2014）「日本の国家主義－「国体」思想の形成」岩波書店。
福沢諭吉（1872-1876）「学問のすゝめ」岩波文庫。
福沢諭吉（1875）「文明論之概略」岩波文庫。
福沢諭吉（1878）「通俗国権論」『福沢諭吉選集第七巻』（岩波書店），17-66 頁。
福沢諭吉（1879）「民情一新」『福沢諭吉選集第四巻』（岩波書店），255-326 頁。
福田恆存（1954）「平和論にたいする疑問」福田恆存全集第 3 巻（文藝春秋社），13-26 頁。
福田恆存（1955）「個人と社会」福田恆存全集第 3 巻（文藝春秋社），65-80 頁。
牧原憲夫（1998）「客分と国民の間－近代民衆の政治意識」吉川弘文館。
松本三之介（1996）「明治思想史－近代国家の創設から個の覚醒まで」新曜社。
丸山真男（1964）「現代政治の思想と構造」（増補版）未来社。
三島由紀夫（2006）「文化防衛論」ちくま書房。
三谷太一郎（1995）「新版　大正デモクラシー論－吉野作造の時代」東京大学出版会。
八木公生（2001）「天皇と日本の近代〈下〉教育勅語の思想」講談社。
渡辺京二（2007）「北一輝」ちくま書房。

Anderson, B. R.（1991）, *Imagined Communities:-Reflections on the Origin and Spread of Nationalism,* revised and expanded ed., Verso.（ベネディクト・アンダーソン「想像の共同体－ナショナリズムの起源と流行」（定本）白石隆・白石さやか訳　書籍工房早山）。
Hart, H.L.A.（2012）, *The Concept of Law, 3rd ed.*. Oxford University Press.（H.L.A ハート「法の概念」（第 3 版），長谷部恭男訳，ちくま書房。）
Hayek, F.A. von（1948）, “Individualism: True and False”, pp. 1-32 in *Individualism and Economic Order,* The University of Chicago Press.
Hayek, F.A. von（1973）, *Law, Legislation and Liberty I: Rules and Order,* The University of Chicago Press.
Hayek, F.A. von（1976）, *Law, Legislation and Liberty II: The Mirage of Social Justice,* The University of Chicago Press.
Hayek, F.A. von（1979）, *Law, Legislation and Liberty III: The Political Order of a Free People,* The University of Chicago Press.
North, D.C.（1990）, *Institutions, Institutional Change and Economic Performance,* Cambridge University Press.
Olson, M.（1993）, “Dictatorship, Democracy, and Development”, *American Political Science Review* 87, pp. 567-576.

The Nationalism in Modern Japan

Atsushi Tsuneki

This article surveys the process of development of the nationalism in modern Japan after the Meiji Restoration, with reference to its relationship with the institutional change of the political regime and the process of economic development. After the establishment of the prototypical nationalism in the early modern Japan, Kokutai-ron, Japanese thinkers in the Meiji era made efforts to interpret the meaning of Western liberalism and democracy consistently with Kokutai-ron, and the effort was culminated into the idea and institution of the constitutional monarchy in the Meiji Constitution. However, as the understanding of the meaning of individualism and the rule of law was immature, Japanese nationalism after the period could not develop consistently with constitutionalism. It was instead captured with economic collectivism and foreign aggressionism and ended up with the militarism in 1930s. Though militarism was decomposed after the defeat of the Pacific War, the alternative view on the nation state proposed by the Post-War Democrats put priority on the democracy, i.e., self-determination by the people, to the liberalism, i.e., the rule of law. As its consequence, Japanese nationalism after the war became confusingly ambiguous both from the leftist and the rightist standpoint, and finally ended up with meaningless political confusions while welfare state policy by the conservative government was succeeded accompanied with its pro-US foreign policy.

JEL Classification Code: N45, P50
Keywords: History of thought, Modern Japan, Nationalism, Democracy, Individualism